

那須烏山市地域防災計画

令和6年5月

那須烏山市防災会議

〔目 次〕

総 論

第1節	計画の目的等	1
第2節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	2
第3節	那須烏山市の概要	11
第4節	過去の主な災害	17
第5節	地震被害想定	22
第6節	本市の災害対策の課題と目指す方向	24

風水害等対策編

第1章 予 防

第1節	防災意識の高揚	26
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	29
第3節	防災訓練の実施	33
第4節	避難行動要支援者対策	35
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	39
第6節	風水害に強いまちづくり	42
第7節	土砂災害・山地災害予防対策	45
第8節	水防体制の整備	52
第9節	積雪害予防対策	59
第10節	農林水産業関係災害予防対策	60
第11節	警戒情報観測・収集・伝達体制の整備	61
第12節	情報通信体制の整備	65
第13節	避難体制の整備	67
第14節	消防・救急・救助体制の整備	72
第15節	保健医療救護体制の整備	73
第16節	緊急輸送体制の整備	76
第17節	防災拠点の整備	79
第18節	建築物災害予防対策	82
第19節	鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策	83
第20節	危険物施設等災害予防対策	86
第21節	文教施設等災害予防対策	89
第22節	航空消防防災体制の整備	92

第23節	大規模災害時における応援・受援	94
第24節	孤立集落災害予防対策	98
第25節	災害廃棄物等の処理体制の整備	99

第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	100
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	116
第3節	防災行動計画（タイムライン）	127
第4節	災害拡大防止活動	129
第5節	相互応援協力・応援、派遣要請	132
第6節	災害救助法の適用	136
第7節	避難対策	139
第8節	災害警備活動	149
第9節	救急・救助活動	151
第10節	医療救護活動	154
第11節	緊急輸送活動	159
第12節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	161
第13節	農林水産業関係対策	171
第14節	保健衛生活動	173
第15節	障害物等除去活動	182
第16節	廃棄物処理活動	184
第17節	文教対策	188
第18節	住宅応急対策	191
第19節	労務供給対策	193
第20節	公共施設等応急対策	195
第21節	危険物施設等応急対策	202
第22節	広報活動	203
第23節	自発的支援の受入	206
第24節	孤立集落応急対策	209

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	210
第2節	民生の安定化対策	212
第3節	公共施設等災害復旧対策	226

震災対策編

第1章 予 防

第1節	防災意識の高揚	233
第2節	地域防災の充実・ボランティア連携強化	236
第3節	防災訓練の実施	237
第4節	避難行動要支援者対策	237
第5節	物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備	237
第6節	震災に強いまちづくり	238
第7節	地盤災害予防対策	239
第8節	農林水産業関係災害予防対策	240
第9節	地震情報観測・収集・伝達体制の整備	241
第10節	情報通信体制の整備	244
第11節	避難体制の整備	245
第12節	火災予防及び消防・救急・救助体制の整備	247
第13節	保健医療体制の整備	249
第14節	緊急輸送体制の整備	249
第15節	防災拠点の整備	249
第16節	建築物等災害予防対策	250
第17節	公共施設等災害予防対策	253
第18節	危険物施設等災害予防対策	254
第19節	文教施設等災害予防対策	254
第20節	航空消防防災体制の整備	254
第21節	大規模災害時における応援・受援	254
第22節	孤立集落災害予防対策	254
第23節	災害廃棄物等の処理体制の整備	254

第2章 応急対策

第1節	活動体制の確立	255
第2節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	261
第3節	相互応援協力・応援・派遣要請	262
第4節	災害救助法の適用	262
第5節	避難対策	263
第6節	災害警備活動	265
第7節	救急・救助・消火活動	266
第8節	医療救護活動	268
第9節	二次災害防止活動	226
第10節	緊急輸送活動	271
第11節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	271

第12節	農地・農林水産業用施設等対策	271
第13節	保健衛生活動	271
第14節	障害物等除去活動	271
第15節	廃棄物処理活動	271
第16節	文教対策	271
第17節	住宅応急対策	271
第18節	労務供給対策	271
第19節	公共施設等応急対策	271
第20節	危険物施設等応急対策	272
第21節	広報活動	272
第22節	自発的支援の受入	272
第23節	孤立集落応急対策	272

第3章 復旧・復興

第1節	復旧・復興の基本的方向の決定	273
第2節	民生の安定化対策	273
第3節	公共施設等災害復旧対策	273

火災・事故災害対策編

第1部 火災対策

第1章 総 則

第1節 本市の火災を取り巻く環境	274

第2章 予 防

第1節 住民等の防災活動の推進	275
第2節 火災に強い地域づくり	276
第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え	277

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立	280
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	283
第3節 災害救助法の適用	285
第4節 消火活動及び救助・救急活動	286
第5節 災害拡大防止対策	288
第5節 公共施設等応急対策	288
第6節 広報対策	288

第4章 復 旧

第1節 復旧	289

第2部 交通関係事故災害対策

第1章 総 則

第1節 本市の交通の状況	290

第2章 予 防

第1節 交通安全のための情報の充実	291
第2節 安全な運行の確保	292
第3節 安全な交通施設・設備の整備	293
第4節 迅速かつ円滑な応急対策への備え	294

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立	295
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	296
第3節 災害救助法の適用	298
第4節 災害拡大防止対策	299
第5節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	300
第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動	301
第7節 施設、設備の応急対策	302
第8節 広報対策	303

第4章 復 旧

第1節 復旧	304

第3部 放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総 則

第1節 県内の危険物等の状況	305

第2章 予 防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化	307
第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策	308
第3節 放射性物質運搬事故予防対策	309
第4節 石油類等危険物事故予防対策	310
第5節 ガス事故事故予防対策	311
第6節 火薬類事故予防対策	312
第7節 毒物・劇物事故予防対策	313

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立	314
第2節 災害救助法の適用	315
第3節 災害拡大防止対策	316
第4節 救助・救急、医療及び消火活動	317
第5節 広報対策	318
第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	319
第7節 放射性物質運搬事故応急対策	321
第8節 石油類等危険物事故応急対策	323
第9節 ガス事故予防対策	325
第10節 火薬類事故予防対策	327
第11節 毒物・劇物事故予防対策	329

第4章 復 旧

第1節 復旧	330

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節	計画策定の趣旨	331
第2節	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等	332
第3節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	333
第4節	運用上の介入レベル	334
第5節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	336
第6節	リスクコミュニケーションの充実	338

第2章 予 防

第1節	初動体制の整備	339
第2節	住民等への情報伝達体制の整備	341
第3節	避難活動体制等の整備	342
第4節	モニタリング体制の整備	344
第5節	住民等の健康対策	345
第6節	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	346
第7節	児童生徒等の安全対策	347
第8節	緊急輸送体制の整備	348
第9節	住民等に対する普及・啓発活動	349
第10節	防災訓練の実施	350

第3章 応急対策

第1節	災害対策本部等の設置	351
第2節	情報の収集・連絡活動	356
第3節	住民等への情報伝達	358
第4節	屋内退避・避難誘導等	360
第5節	モニタリング活動	363
第6節	医療救護活動等	364
第7節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	365
第8節	児童生徒等の安全対策	367
第9節	緊急輸送活動	368

第4章 復旧・復興

第1節	住民等の健康対策	369
第2節	風評被害対策	371
第3節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	372
第4節	損害賠償	374
第5節	各種制限の解除	375

別表 1	376
用語集	384

資 料 編

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先	389
○給水装置工事事業指定者一覧	393
○下水道排水設備指定工事店一覧	396
○那須烏山市防災会議委員名簿	398

〔避難・救護〕

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	399
○医療機関一覧	405
○食料、生活必需品の備蓄状況	406

〔消 防〕

○危険物施設の現況	413
○危険物の大量貯蔵所等一覧	413
○水防倉庫	413
○消防組織・施設の状況	414
○重要水防箇所一覧	416
○取水堰一覧	416

〔災害危険箇所〕

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流）の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	417
○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	424
○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（地すべり）の避難体制及び指定緊急避難場所一覧	438
○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧	439
○山地災害危険地区一覧	440
○地すべり危険箇所一覧	443

〔輸 送〕

○離着陸場一覧	444
○緊急通行車両の標章及び確認証明書	445

〔応援協定等〕

○単一自治体との協定等一覧	446
○複数自治体等との協定等一覧	446
○民間事業者等との協定等一覧	447
○その他関連する第三者間の協定等一覧	448

〔条 例 等〕

○那須烏山市防災会議設置及び運営条例	449
○那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例	451
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	452
○災害救助法施行細則第8条により知事が別に定める実費弁償の額	461
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（早見表）	462

〔様 式 等〕

○栃木県火災・災害等即報要領報告様式	466

〔そ の 他〕

○種類別指定文化財一覧	472
○避難勧指示等の判断・伝達マニュアル	478

付 録

- 那須烏山市国土強靱化地域計画
- 那須烏山市業務継続計画（震災編）
- 那須烏山市水防計画（本編のみ）
- 那須烏山市防災行動計画（タイムライン）

総論

第1節 計画の目的等

第1 計画の目的

那須烏山市地域防災計画（以下「計画」という。）は、那須烏山市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市、県及び防災関係機関等が処理すべき事務や業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市の地域、住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び那須烏山市防災会議設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第43号）第3条の規定に基づき、防災基本計画（中央防災会議）及び栃木県地域防災計画（栃木県防災会議）を踏まえた上で、那須烏山市防災会議が策定するものであり、市、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

第3 計画の体系

この計画は、本市の地域における風水害等、震災、火災・事故災害、原子力災害の対策を体系化したものであり、総論、風水害等対策編、震災対策編、火災・事故災害対策編、原子力災害対策編及び資料編から構成される。

第4 修正

市、防災関係機関等は、引き続き調査・研究を行い、毎年検討を加え、必要に応じ計画の見直しを図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

第5 計画の理念

市では、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、本章第6節第1「課題と目指す方向」（P24）に掲出した方向に向かい、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第2条の基本理念に沿う形で、基本法第13条の規定に基づき定められた那須烏山市国土強靱化計画及び栃木県国土強靱化地域計画も大いに参考にしながら、総合的かつ計画的に推進する。

第6 計画の見直しの視点

本市では、過去の災害から得られた教訓等を踏まえるとともに、防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、次の項目について改定を行うものとする。

- (1) 災害対策基本法等関係法令の改正を踏まえた対策
- (2) 平成28年糸魚川市大規模火災の課題を踏まえた対策
- (3) 平成29年7月九州北部豪雨の課題を踏まえた対策
- (4) 平成30年7月豪雨の課題を踏まえた対策
- (5) 平成30年北海道胆振東部地震の課題を踏まえた対策
- (6) 令和元年東日本台風の課題を踏まえた対策
- (7) 令和2年7月豪雨の課題を踏まえた対策
- (8) 令和3年7月静岡県熱海市伊豆山で発生した土石流災害を踏まえた対策
- (9) 新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえた対策

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、国、県、市等による「公助」はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「住民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 市

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、県内外の市区町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関（消防組織法第9条に規定する機関をいう。以下同じ）は、市の責務が十分に果たされるよう、法令、計画等で処理するよう定められた事項を市と連携して実施する。

2 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

3 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 住民

住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 市

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
那 須 烏 山 市	1 災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等国、県と連携をとりながら災害に強い地域づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 災害情報伝達手段の整備、運用、点検 (8) 国、県、他市町村、防災関係機関との相互連携体制の整備 (9) 自主防災組織等の育成支援 (10) ボランティア活動の環境整備 (11) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (12) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (13) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害予防の実施 2 災害応急対策 (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による応援協力体制の確立 (3) 専門家の派遣要請 (4) 災害救助法の適用要請 (5) 消火・水防等の応急措置活動 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 防犯、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 (13) 住民への広報活動 (14) ボランティア、義援物資・義援金の適切な受け入れ (15) 市外避難者の受け入れ (16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限 (17) 飲食物の安全性の確認及び接種制限 (18) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3 災害復旧・復興対策 (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求 (6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び那須烏山市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 県

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
栃 木 県	1 災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 2 災害応急対策 (1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 (3) 専門家等の派遣要請 (4) 災害救助法の運用 (5) 消火・水防等の応急措置活動 (6) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (7) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (8) 緊急輸送体制の確保 (9) 緊急物資の調達・供給 (10) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (11) 施設、設備の応急復旧 (12) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (13) 県民への広報活動 (14) ボランティア受け入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受け入れ (15) 県外避難者の受け入れに対する総合調整 (16) 住民の避難・屋内退避、立入り制限 (17) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (18) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3 災害復旧・復興対策 (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援 (6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

3 警察

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
那 須 烏 山 警 察 署	1 災害情報に関すること。 2 被災者の救出救護に関すること。 3 行方不明者の捜索に関すること。 4 遺体の検視に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 交通信号施設等の保全に関すること。 7 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 8 火薬類、銃砲刀剣類及び危険物の取締りに関すること。

4 消防

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
南那須地区広域行政事務組合 消防本部・那須烏山消防署	1 災害予防対策 (1) 消防力の維持・向上に関する事。こと。 (2) 市と共同での地域防災力の向上に関する事。こと。 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。こと。 (2) 救助救出活動及び消火活動に関する事。こと。 (3) 浸水被害の拡大防止に関する事。こと。 (4) 避難誘導活動に関する事。こと。 (5) 行方不明者等の捜索に関する事。こと。 (6) 危険物施設等の被害拡大防止活動に関する事。こと。 (7) 施設及び設備の応急復旧に関する事。こと。 (8) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策に関する事。こと。
那 須 烏 山 市 消 防 団	1 災害予防対策 (1) 団員の能力の維持・向上に関する事。こと。 (2) 市及び消防本部等が行う防災対策への協力に関する事。こと。 2 災害応急対策 (1) 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。こと。 (2) 消火活動及び水防活動に関する事。こと。 (3) 避難誘導活動に関する事。こと。 (4) 行方不明者等の捜索に関する事。こと。 (5) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策に関する事。こと。

5 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関 東 管 区 警 察 局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。こと。 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関する事。こと。 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する事。こと。 4 警察通信の確保及び統制に関する事。こと。
関 東 財 務 局 (宇都宮財務事務所)	1 災害における金融上の措置に関する事。こと。 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換、休日営業、保険金の支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応について、金融機関等関係方面に要請を行う。 2 地方公共団体に対する融資に関する事。こと。 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する。 3 国有財産の管理、処分に関する事。こと。 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関 東 信 越 厚 生 局	健康福祉に係る事務について、県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関 東 農 政 局	1 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に關すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に關すること 2 応急対策 (1) 農業に關する被害状況の取りまとめ、報告に關すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に關すること (3) 主要食糧の需給調整に關すること (4) 生鮮食料品等の供給に關すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に關すること (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に關すること (7) 農産物等の安全性の確認に關すること 3 復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に關すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に關すること。 (3) 風評被害対策に關すること
関 東 森 林 管 理 局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に關すること 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に關すること 3 国有林林産物等の安全性の確認に關すること
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に關すること 2 商工鉦業の従事者の業務の正常な運営の確保に關すること 3 被災中小企業の振興に關すること
関東東北産業保安監督部	1 火薬類、高压ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に關すること 2 鉦山における災害の防止及び災害時の応急対策に關すること
関 東 運 輸 局 （ 栃 木 運 輸 支 局 ）	1 運輸事業の災害予防に關すること 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に關する指導、調整に關すること 3 運輸事業の復旧、復興に關すること
東 京 管 区 気 象 台 （ 宇 都 宮 地 方 気 象 台 ）	1 気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象についての予測を行い、予報、警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に關する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを住民に周知できるように努めること 3 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5 市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に關して、技術的な支援・協力を行うこと 6 環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に關すること 7 県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
関 東 総 合 通 信 局	1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に關すること 2 災害時テレコム支援チーム（M I C - T E A M）による災害対応支援に關すること 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに關すること 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に關すること 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に關すること
栃 木 労 働 局	1 産業安全（鉦山関係を除く。）に關すること 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に關すること 3 労働者の被ばく管理の監督指導に關すること

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
関 東 地 方 整 備 局	直轄する河川、道路についての計画、工事、監理を行うほか次の事項に関する こと 1 災害予防 (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2 災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	1 那珂川の整備に関すること 2 那珂川の維持管理に関すること 3 水防訓練に関すること 4 那珂川の水防活動に関すること 5 那珂川の水位情報及び水防警報に関すること 6 那珂川の浸水危険区域の周知に関すること 7 那珂川の災害時における復旧資材に関すること 8 那珂川の災害時における応急工事等に関すること 9 那珂川の災害復旧工事にに関すること 10 河川の水質事故に関すること 11 那珂川の河川管理施設の点検に関すること
東 京 航 空 局 (東 京 空 港 事 務 所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2 遭難航空機の捜索、救助に関すること 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関 東 地 方 環 境 事 務 所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
国 土 地 理 院 関 東 地 方 測 量 部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視
北 関 東 防 衛 局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

6 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 第 12 特 科 隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること

7 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
日本郵便株式会社関東支社 烏山郵便局 烏山仲町郵便局 小木須郵便局 七合郵便局 向田郵便局 南那須郵便局 下江川郵便局	1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全に関すること 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 3 災害特別事務取扱いに関すること (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 (栃木県支部)	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 4 義援金品の募集、配分に関すること 5 日赤医療施設等の保全に関すること 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること
日本放送協会 (宇都宮放送局)	1 情報の収集 災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること 2 緊急交通路、緊急輸送路の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)	1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送に関すること 2 災害により路線が不通となった場合 (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回に関すること (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかに開通手配を行うこと 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視に関すること 4 死傷者の救護及び処理に関すること 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡に関すること 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理に関すること
東日本電信電話(株) (栃木支店)	1 平素から設備事体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること
東京瓦斯(株) (栃木支店) 東京ガスネットワーク(株) (栃木支社)	1 ガス施設の安全、保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
日本通運(株) (宇都宮支店)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること
東京電力パワーグリッド(株) (栃木総支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド(株) 日本原子力発電(株) (東海第二発電所)	1 原子力施設の防災管理に関すること 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること 3 関係機関に対する情報の提供に関すること 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること
K D D I (株) (小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	1 通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること
(株)NTTドコモCS (栃木支店)	1 移動通信施設の運用と保全に関すること 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること

8 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 の 大 綱
栃木県土地改良事業団体連合会 [烏山土地改良区協議会] 南那須土地改良団体協議会	水門、水路の操作に関すること
(一社)栃木県LPガス協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること 2 災害時におけるガスの供給に関すること
(株)栃木放送 (株)とちぎテレビ (株)エフエム栃木	1 住民に対する防災知識の普及に関すること 2 情報の収集に関すること 3 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 4 報道に関すること 5 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 6 受信対策に関すること 7 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 8 放送通信施設の保守に関すること 9 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 10 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
栃木県道路公社	1 有料道路の保全及び復旧に関すること 2 緊急交通路、緊急輸送路の確保に関すること
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木家タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会 (公社)栃木県栄養士会	災害時における救急医療活動に関すること
(福)栃木県社会福祉協議会 [(福)那須烏山市社会福祉協議会]	1 被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 2 災害救助金品の募集、被災者の救護その他市が実施する応急対策についての協力に関すること 3 災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること 4 ボランティアの登録・受付等及びその受け入れ体制の確保に関すること 5 ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達に関すること
(一社)栃木県建設業協会 (一社)栃木県建設業協会 烏山支部	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 業 務 等 の 大 綱
J A なす南、那須南森林組合等農林業関係団体	1 市が行う農業関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること 4 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること 6 農林水産物等の出荷制限等への協力に関すること
那 須 烏 山 商 工 会	1 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2 災害時における物価安定についての協力に関すること 3 救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力、あっせんに関すること
病 院 等 経 営 者	1 避難施設の整備と避難訓練等の実施に関すること 2 災害時における入院患者等の安全確保に関すること 3 災害時における負傷者等の医療と助産救助に関すること 4 被ばく医療への協力に関すること 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること
社 会 福 祉 施 設 経 営 者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること 2 災害時における入所者の安全確保に関すること 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること 4 福祉避難所としての施設の提供に関すること
自治会・自主防災組織等	1 備蓄の推進、防災訓練の実施又は参加に関すること 2 市が行う災害応急対策についての協力に関すること
一 般 運 輸 業 者	災害時における緊急輸送の協力に関すること
一 般 建 設 業 者	災害時における応急復旧の協力に関すること
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関すること

第3節 那須烏山市の概要

第1 自然的条件

1 位置・地勢

那須烏山市は、平成17（2005）年10月1日に那須郡南那須町と同郡烏山町が合併し、誕生した。

本市は、栃木県の東部に位置し、西は高根沢町、北はさくら市、那珂川町、南は市貝町、茂木町、東は茨城県常陸大宮市と接する県境にあり、総面積は174.35km²で県全体の2.72%を有している。

首都東京から約110km、県都宇都宮から約29km離れ、東北、常磐両自動車道とも、それぞれ約50kmの距離にある。道路は、国道2本と主要地方道7本があり、国道293号は市の北部を東西に、国道294号は市の中心部を南北に走っている。特に、国道294号と県道宇都宮那須烏山線が交差する市内の中心部は、栃木県東部の交通の要所となっている。

鉄道は、JR烏山線が市内を東西に走り、市内に5つの駅があり、烏山駅から宇都宮へ約50分で結ばれている。

2 自然・気候

地勢は、八溝山系に属し、那珂川が平野部を貫流している。那珂川右岸には丘陵地帯が形成され、丘陵を縫うように荒川や江川などの大小河川が貫流している。

気候は、典型的な内陸型気候で、年間平均気温は13度前後、年間降水量は約1,300mmで寒暖の差は大きいものの、台風や洪水、地震等の自然災害は少なく、全体的には温暖で生活しやすい地域といえる。

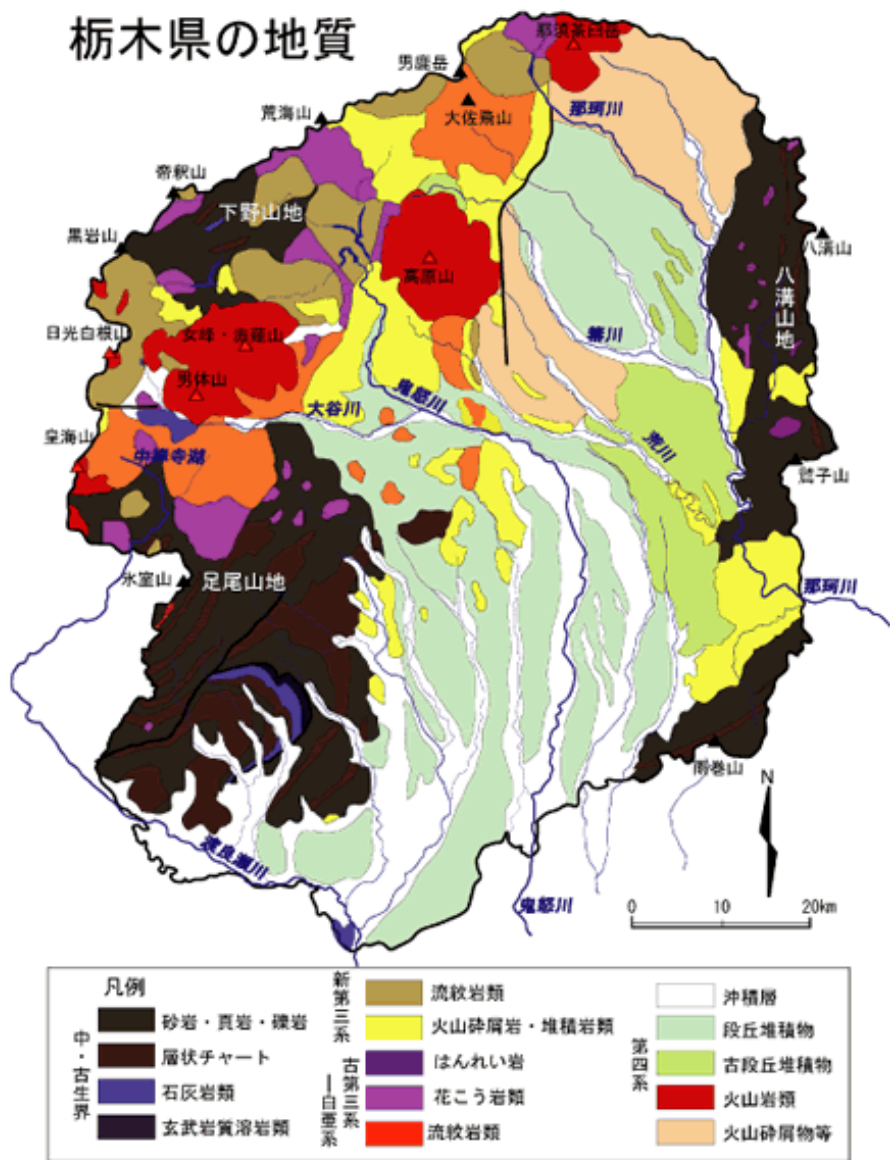
3 地質の概要

本市の地質は、上記の2の自然・気候にも述べたとおり、那珂川をはさみ、東側は八溝山系、北西側には、喜連川丘陵地帯がある。

八溝山系は、福島県・茨城県境に位置し、標高1,022mの八溝山を主峰とし、南方に行くに従い順次低くなっていく。これらの山地は、主に中・古生界のチャート、頁岩、砂岩などからなり、地下には花崗岩類が広く伏在しており、また、新第三紀の堆積岩類が広く分布している。これらは緩い西傾斜の単斜構造をなし、複雑な構造運動の跡は見られない。

喜連川丘陵は高原火山南東斜面にはじまり、矢板、喜連川を経て益子付近まで達している。主に礫層や火砕流堆積物よりなる。

一般に新しい時代の堆積層は未固結で軟弱であるため、地震の際には揺れが強くなる傾向がある。



参考文献 阿久津純(2002)：栃木県自然環境基礎調査－栃木県の概要，栃木県の地形地質－，1-11

奥野充ほか(1997)：北関東，高原火山の約6500cal yr BPの噴火，火山，42巻，6号，393-402

第2 活断層

1 活断層の概要

日本列島の地下では、一般に東西方向、又は北西－南東方向の強い圧縮の力がかかっており、そのため陸域において、大きな地震が発生することがある。国の調査研究によると、陸域では、地震を発生させるような硬さを持つ岩盤は、地下15～20km程度であり、それより深いところでは、温度が高いため、岩盤に力がかかっても急激な破壊は起こらず流動的に変形してしまうと考えられている。したがって、陸域で発生する規模の大きな地震は、その震源が浅いため、マグニチュード7.0程度以上の地震が発生した場合、断層運動が地表面まで達して、地表にずれを生じることが多い。地形や地質の調査から地表をずらした断層では、少なくとも過去数10万年にわたって、そのようなずれが累積してきたことが分ってきている。これは、そこで何度も大地震が発生してきたことを意味しており、今後大地震が繰り返し発生すると考えられる。このように、過去の活動を繰り返し、今後もその可能性がある断層を活断層という。

2 本市を取り巻く活断層の状況

(1) 主要活断層の状況

日本の陸域及び沿岸域には約2,000の活断層が分布していると言われており、国はこれらの中で大地震を引き起こした場合に社会的、経済的に与える影響が大きい断層又は断層帯を主要114断層帯として選定しているが、栃木県においては関谷断層及び大久保断層が主要114断層帯の一つとして位置づけられており、また、隣接する茨城県には、本市に影響ある活断層は見つかっていない。

(2) 関谷断層の状況

関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野原の西縁に沿って、那須岳北方の福島ー栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

関谷断層は、国が定める主要114活断層帯の一つとして位置づけられ、平成12年度から平成13年度にかけて(独)産業技術総合研究所によって実施された調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、文部科学省にある地震調査研究推進本部が、平成27年4月にこの断層の諸特性を次のように評価した。

① 断層の過去の活動

関谷断層の最新の活動は14世紀以後、17世紀以前と推定される。また、平均的な活動間隔は約2,600～4,100年と推定される。

なお、天和3（1683）年に発生した日光地震に、この断層の関連が指摘されている。

② 断層の将来の活動

関谷断層は、全体が一つの活動区間として活動する場合、マグニチュード7.5程度の地震が発生すると推定される。また、その時、断層近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に3～4m程度高まる段差やたわみが発生する可能性がある。将来このような地震が発生する長期確率は、以下のとおりである。

項 目	将来の地震発生確率
今後 30年以内の地震発生確率	ほぼ0%
今後 50年以内の地震発生確率	ほぼ0%
今後100年以内の地震発生確率	ほぼ0%
今後300年以内の地震発生確率	ほぼ0% ～ 0.003%

※ 今後30年間の地震発生確率が0.1%以上の3%未満の場合、発生確率がやや高いと評価される。

出典 地震調査研究推進本部：関谷断層の長期評価（一部改定）（平成27年4月24日）

(3) 活断層の可能性のある箇所

前述した主要活断層以外にも、活断層の可能性のある箇所が存在するとされている。一例として「[新編]日本の活断層」（活断層研究会編）によると活断層の可能性のある箇所は以下の表のとおりである。

本市内にある「烏山町東方断層」は確実度Ⅲである。

断層名	確実度	活動度	長さ (km)
那須湯本北	Ⅱ		10
関谷断層	Ⅰ	A	40
湯本塩原断層群	Ⅰ	B	5
五十里湖南	Ⅲ		4

断層名	確実度	活動度	長さ (km)
土呂部川下流	Ⅲ		3
帝釈山南	Ⅲ		7
中禅寺湖北西	Ⅱ	C	8
古峯原西方	Ⅲ	B～C	3
内ノ籠断層	Ⅱ	B～C	5
烏山町東方	Ⅲ		5

確実度 Ⅰ：活断層であることが確実なもの 活動度 A：平均変位速度 1 ～ 10 m/1000 年
 Ⅱ：活断層であると推定されるもの B：平均変位速度 0.1 ～ 1 m/1000 年
 Ⅲ：活断層の可能性のあるもの C：平均変位速度 0.01 ～ 0.1m/1000年

第3 栃木県を取り巻く地震活動

1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

房総半島東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝と千島海溝の地殻の境界等を震源とする地震である。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝特措法」という。）第3条第1項の規定に基づき、次の市町が日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。

宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那須町、那珂川町

なお、震災対策編は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画として定める事項を含んでいる。

第4 社会的条件

1 人口

本市の人口は、令和2年10月1日現在（国勢調査：確定値）24,875人である。人口の減少が著しく、0～14歳人口は全体の10.6%、65歳以上人口は全体の33.1%、1世帯あたり人員の低下、こういった少子化、高齢化、核家族化の傾向が顕著である。特に、高齢者人口比率の急激な伸びは、「3人に1人は高齢者」となっている。したがって、本計画策定にあたっての災害時における要配慮者対策は、重要な課題と位置付けられる。

	平成7年		平成12年		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	烏山町	南那須町	烏山町	南那須町	那須烏山市	那須烏山市	那須烏山市	那須烏山市
総人口 (人)	20,288	13,247	19,408	13,382	31,152	29,206	27,047	24,875
男(人)	9,931	6,516	9,510	6,571	15,265	14,335	13,340	12,379
女(人)	10,357	6,731	9,898	6,811	15,887	14,871	13,707	12,496
0～14歳 (人)	3,297		2,732		3,855	3,339	2,856	2,369
15～64歳 (人)	12,651		11,840		19,182	17,594	15,241	13,175
65歳以上 (人)	4,340	2,580	4,836	2,912	8,113	8,248	8,950	9,331
高齢者 人口比率 (%)	21.4	19.5	24.9	21.8	26.0	28.3	33.1	37.5

世帯数 (世帯)	5,891	3,472	5,888	3,746	9,669	9,586	9,407	9,186
1世帯あたり人員 (人)	3.44	3.8	3.29	3.6	3.22	3.05	2.87	2.71

2 産業

(1) 就業人口

就業者数は、12,352人（令和2年国勢調査）で県内就業者の1.22%を占めている。

産業別就業者の比率は、第1次が9.9%、第2次が34.5%、第3次が55.6%となっており、県全体（平均）と比べ第1次の比率が高いという特徴がある。

また、合併当時の産業別総生産額の比率は、第1次が6.9%、第2次が35.6%、第3次が57.5%となっており、県全体と比較し、第1次及び第2次産業の比率が高い状況となっている。

第1次産業就業比率は、全国及び県平均に比べるとまだ高い状況にあるものの、国土保全と食料供給を考えると、その確保は今後の課題といえる。

(2) 農林業

農業は、稲作と養豚、乳用牛、肉用牛などの畜産が主となっているが、全体の産出額は減少傾向にある。近年は、首都圏農業が推進され、トマト、いちご、なし等の園芸、観光農園や直売所等が盛んになっている。一方では、担い手の減少、従事者の高齢化等、農業生産を取り巻く環境は厳しさを増している。

林業は、烏山地区を中心としてスギやヒノキの植林地が多く、八溝材生産の拠点であるとともに、シイタケやワサビなどの特産林産物の生産も盛んな地域となっているが、近年、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化など、林業を取り巻く環境は一層厳しさを増しているといえる。

(3) 工業

元来、烏山和紙など伝統的工業が存し、高度経済成長や工業化の進展に併せて、昭和50年以降、富士見台工業団地や烏山東工業団地が開発・分譲され、県内外からの企業誘致に成功し、地域産業に占める機械や電気工業等の割合が高まった。

しかし、最近では、経済状況による産業の空洞化等により、事業所数や製造品出荷額の減少、企業立地の低迷など工業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれている。

なお、近年は、近接する宇都宮テクノポリスセンター地区に「とちぎ産業創造プラザ」が整備され産学官連携による新事業創出に向けた動きが芽生えるなど、新しい動きも活発化している。

(4) 商業・サービス業

個人消費の低迷に加え、周辺都市に大型商業施設の立地・モータリゼーションの進展による生活圏の広域化などにより、宇都宮市やさくら市・高根沢町（塩谷地区）へ購買が流出しているため、小売店舗数や商品販売額は近年減少傾向にある。

この結果、中心市街地の集客力は衰退し、空き店舗が目立つなど、かつての「まち」の賑わいは減少しており、商店街の活性化が大きな課題となっている。

(5) 観光関連

那珂川県立自然公園をはじめ、日本の原風景といえる豊かな自然景観や那珂川、荒川、温泉、歴史伝承施設、都市農村交流施設（農業体験施設、農産物直売所等）及び国指定の重要無形民俗文化財である「烏山の山あげ行事」など豊富な観光資源を有しており、これらの活用によって今後はさらなる発展の可能性を有している。

特に「烏山の山あげ行事」は、平成28年11月30日（日本時間12月1日未明）、エチオピアのアドリスアベバで開催された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の政府間委員会において、本行事を含む全国33の祭礼行事、「山・鉦・屋台行事」としてユネスコ無形文化遺産に登録された。

本市における観光客入込数は、平成22年では約64万人余であったが、平成27年においては約47万人となり、減少傾向となっている。

第4節 過去の主な災害

第1 本市及び本市周辺における過去の主な災害

年 月 日	原 因 (地 域)	概 要
昭和41. 9. 25 (1966年)	台 風 2 6 号	南那須町 総合運動場流失
昭和46. 3. 17 (1971年)	火 災	烏山町宮原 全焼44、部分焼2、負傷5、損害額31,525千円
昭和56年7月 (1981年)	豪 雨 (県央、県東部)	住家全壊1、半壊1、床上浸水174、床下浸水511、被災者165世帯504人 農林水産業施設217、公共土木施設173、その他の公共施設5、その他54 被害総額1,118,104千円 (県全体の被害)
昭和57. 9. 12 ～9. 13 (1982年)	台 風 1 8 号 (県全域)	重傷1、軽傷4、全壊1、半壊2、一部破損13、床上浸水187、床下浸水1,841、被災者209世帯685人 農林水産業施設 1,924,095千円 公共土木施設1,264箇所 6,990,216千円 農産被害 3,929,110千円 林産被害 3,012千円 その他の被害 3,515,946千円 被害総額 16,362,379千円 (県全体の被害)
昭和61. 8. 4 ～8. 5 (1986年)	台風10号及びその後の低気圧による大雨 (県全域)	死者6、重軽傷者66、全壊家屋37、半壊家屋100、床上浸水1,849、床下浸水4,965、県災害対策本部8月5日10時10分設置、災害対策本部設置市町村数17、災害救助法適用市町村数3 (県全体の被害)
昭和62. 4. 1 ～4. 16 (1987年)	凍 霜 害 (足利市、佐野市、鹿沼市、今市市、大田原市、西方村、栗野町、南那須町、烏山町、小川町、湯津上村、黒羽町、田沼町、葛生町)	農産被害 (なし、麦類等) 3,628,800千円 (県全体の被害)
		台風がもたらした高温多湿な気流によって低気圧に伴う前線が活発化したことと、低気圧の移動速度が遅くなったことが相まって、総雨量が300～400mmという多量の雨が広い地域で降った。 降水量 烏山 (4日) 157mm (5日) 146mm (合計) 303mm
		高気圧におおわれ、上空には強い寒気も入り放射冷却が加わって各地で最低気温が氷点下まで下がった。

年 月 日	原 因 (地 域)	概	要
平成元． 8． 6 ～ 8． 7 (1989年)	台 風 1 3 号 (県 央、 県 北 、 県 東 部)	床下浸水 3、道路41、河川65、電話555回線断 農林水産業施設 13,000千円 公共土木施設 897,783千円 その他の公共施設 220千円 農産被害 168,370千円 その他 35,100千円 被害総額 1,114,473千円 (県全体の被害)	降水量 (6日) 鳥 山 63mm
平成 2 年 3 月下旬 ～ 4 月上旬 (1990年)	低 温 (県 全 域)	3 月下旬から 4 月上旬にかけて、最低気温が氷点 下となる日が数日あり各地で降霜があった。この ため、暖冬で平年に比べやや生育の進んでいた麦 類に幼穂凍死等の被害が発生した。 総被害面積 2,312ha 総被害金額 (農産被害) 1,354,399千円 (県全体の被害)	最低気温 鳥 山 3 / 22 -2.6 3 / 26 1.2 3 / 27 -2.7 4 / 5 -0.8 4 / 6 -1.4 4 / 7 -1.4
平成 3． 9． 18 ～ 9． 19 (1991年)	台 風 1 8 号 (県 全 域)	軽傷 1、全壊 1、床上浸水 2、床下浸水168、非住 家27、被災者 3 世帯11人、文教施設 1、道路118、 橋梁 3、河川151、砂防 1、崖崩れ51、電話412回 線断 公共文教施設 5,553千円 農林水産業施設 945,000千円 公共土木施設 2,154,554千円 その他の公共施設 22,418千円 その他 576,300千円 被害総額 3,703,825千円 (県全体の被害)	降水量 (19日) 鳥 山 151mm
平成 5． 8． 26 ～ 8． 28 (1993年)	台 風 1 1 号 (県 全 域)	床下浸水29、非住家 1、道路141、橋梁 3、河川 541、砂防32、崖崩れ 4、電話143回線断 農林水産業施設 182,000千円 公共土木施設 12,239,000千円 その他の公共施設 12,381千円 農産被害 262,049千円 その他 595,500千円 被害総額 13,290,930千円 (県全体の被害)	降水量 (27日) 鳥 山 104mm
平成 9． 6． 19 ～ 6． 20 (1997年)	台 風 7 号 (概 ね 県 全 域)	床下浸水12、道路38、河川233、砂防14、崖崩れ 16、電話57回線断 農林水産業施設 13,614千円 公共土木施設 4,700,000千円 農産被害 56,577千円 林産被害 312千円 その他 173,200千円 被害総額 5,060,703千円 (県全体の被害)	降水量 (20日) 鳥 山 108mm

年 月 日	原 因 (地 域)	概	要
平成10. 8. 26 ～8. 31 (1998年)	平成10年 8 月 末 豪 雨 災 害 (県全域)	死者 5、行方不明者 2、軽傷者19、全壊家屋45、 半壊家屋50、床上浸水486、床下浸水2,362、県災 害対策本部 8 月27日14時00分設置、災害対策本部 設置市町村数17、災害救助法適用市町村数 4 (県全体の被害)	台風の間接的な影 響も加わり前線に向 かって暖かく湿った 空気が南から流入し て前線の活動が活発 となり、北日本や東 日本を中心に雨が断 続的に続き、北日本 の太平洋側から関東 地方にかけて記録的 な大雨となった所が 多かった。 降水量・烏 山 (27日) 18mm (合計) 232mm
平成11. 7. 11 ～7. 14 (1999年)	大 雨 (概ね県全域)	軽傷 1、全壊 1、半壊14、一部損壊 7、床上浸水 24、床下浸水293、非住家20、被災者38世帯151 人、田の流出・埋没2.3ha、道路89、橋梁 4、河川 279、砂防12、崖崩れ120、水道19戸、電話245回線 断 公共文教施設 38,574千円 農林水産業施設 1,223,641千円 公共土木施設 6,145,524千円 その他の公共施設 7,284千円 その他 1,944,559千円 被害総額 9,359,582千円 (県全体の被害)	降水量 烏山 (12日) 39mm (13日) 84mm (14日) 174mm
平成14. 7. 10 ～7. 11 (2002年)	台 風 6 号 (概ね県全域)	床下浸水(南那須町) 2、(烏山町) 2、被災者 (南那須町) 1世帯1人、(烏山町) 1世帯5人	
平成14. 10. 1 ～10. 2 (2002年)	台 風 2 1 号 (概ね県全域)	南那須町災害警戒本部設置、被災者(南那須町) 1世帯2人、土砂崩れ(南那須町) 1	
平成23. 3. 11 (2011年)	東 日 本 大 震 災	死者 2、重傷者 2、軽傷者 5、全壊家屋66、大規 模半壊家屋17、半壊家屋118、一部損壊家屋 3,203、非住家被害193、市内全域が約24時間停 電、断水が930世帯、仮設住宅20戸建設、13:00災 害対策本部設置、災害救助法適用(那須烏山市の 状況)	午後2時46分、宮城 県沖を震源とし日本 における観測史上最 大規模のマグニチュード 9.0を観測し死者・行 方不明者2万人、建築 物の全半壊は38万戸 以上の被害をもたら した。本市も震度 6 弱を記録した。
平成23. 9. 21 (2011年)	台 風 1 5 号 (概ね県全域)	15:00災害対策本部設置、21:40城東表地区に避難 勧告発令、避難者数8箇所124名、床上浸水19戸、 床下浸水28戸、道路被害85件、農地被害300件、県 河川被害15件(那須烏山市内の状況)	降水量 那須烏山観測所 2 3 3 mm 水位 那珂川小口観測所 6 m 1 1 荒川橋観測所 5 m 3 8
平成25. 9. 15 ～9. 16 (2013年)	台 風 1 8 号 (概ね県全域)	9/15(日)16:00災害警戒本部設置、9/16(祝)14:20 同本部解散、床上浸水 1 戸、床下浸水 1 戸、道路 被害 9 件、農林業被害27件、増水・出水被害20件 (那須烏山市状況)	降水量 那須烏山観測所 1 8 0.5mm 日最大 1 時間降水量 5 8.5mm

年 月 日	原 因 (地 域)	概	要
平成25. 10. 15 ～10. 16 (2013年)	台 風 2 6 号 (概ね県全域)	10/15(火)21:24暴風警報発令、翌日13:47同警報解除 10/15(火)16:00災害警戒本部設置、10/16(水)13:30 同本部解散、住家一部損壊1戸(那須烏山市状況)	降水量 那須烏山観測所 9 9.5mm 日最大風速 1 2.8m/s
平成26. 2. 14 ～2. 15 (2014年)	大 雪 (県全域)	2/15(土)3:59県内全域に大雪警報発令 農業施設被害(24,145千円) 農業作物被害(1,228千円) 上川井、熊田、三箇、志鳥、下川井、藤田、南大 和久、白久の計8地区において2/15(土)10:47～ 20:05停電	降雪量(最深積雪) 宇都宮市 32cm 日光市土呂部 129cm 那須 88cm
平成27. 9. 10 ～9. 11 (2015年)	関東・東北豪雨 (概ね県全域)	9/9(水)18:44大雨警報発令、同日23:22大雨洪水警報発 令、翌9/10(木)0:20大雨特別警報発令、同日20:00大雨特 別警報・洪水警報解除。警報発令同時刻に災害警戒体制に 入り、翌々日(9/11)16:00に解く。 自主避難3世帯6名(藤田4名、向田2名) 農業施設被害(1,500千円) 農業作物被害(2,965千円)	降水量 那須烏山観測所 1 3 9.0mm
平成30. 8. 10 (2018年)	大 雨 (概ね県全域)	8/10(金)18:39大雨(土砂災害・浸水害)警報、洪水警報発 令、同日18:42記録的短時間大雨情報発令(レーダー解析で 120mm/h)、同日18:43土砂災害警戒情報発令。翌 8/11(土)3:10土砂災害警戒情報解除、同日3:49警報解除。 床下浸水2戸、突風被害2戸	降水量 那須烏山観測所 3 2.0mm (20:00以降欠測) 日最大1時間降水量 3 2.0mm
令和元. 10. 12 ～10. 13 (2019年)	令 和 元 年 東 日 本 台 風 (県 全 域)	軽症者2、住家全壊41・大規模半壊53・半壊64・一部損壊 58(令和2年3月31日現在) 災害救助法、被災者生活再建支援法適用 陸上自衛隊災害派遣要請 断水最大4,000世帯 災害廃棄物推計2,830t(令和2年3月31日現在) 10/12(土)13:00災害警戒本部設置、13:44大雨警報(浸 水害)、暴風警報発令、15:41大雨警報(土砂災害)、洪水 警報発表、19:07荒川流域避難準備・高齢者等避難開始発 令、19:45土砂災害警戒情報発表、19:47荒川流域避難勧告 発令、19:50災害対策本部設置、20:27那珂川流域避難勧告 発令、21:11荒川流域避難指示(緊急)発令、22:23那珂川 流域避難指示(緊急)発令、22:58上川井災害発生情報発 令、23:52藤田地区災害発生情報発令、10/13(日)0:39森 田地区災害発生情報発令、2:20大雨警報(浸水害)、暴風 警報解除、4:58大雨警報(土砂災害)解除、10/16(水) 洪水警報解除、3/31(火)17:00災害対策本部解散	降水量 那須烏山観測所 2 1 2.5mm 水位 那珂川小口観測所 6 m 5 7 連城橋観測所 2 m 5 4 荒川橋観測所 7 m 4 0 佐久山水位観測所 3 m 1 9

第2 火災発生状況

本市における令和4年中の火災発生状況は、出火件数19件、損害見積額16,813千円である。今後も、防火に対する啓蒙・啓発を継続して実施していく必要がある。

○ 火災出火件数等

年 別	出 火 件 数	建 物 火 災	林 野 火 災	車 両 火 災	そ の 他	焼損棟数			焼損面積		損害見積（千円）				死傷者	
						全 焼	半 焼	部分 焼	建 物 (㎡)	林 野 (a)	建 物	林 野	車 両	そ の 他	死 者	傷 者
平成 25	27	6	6	0	15	9	0	4	745	734	13,847	0	0	6	1	1
26	17	9	4	0	4	7	0	5	544	204	10,646	0	38	0	1	6
27	12	5	1	1	5	6	0	5	299	5	3,629	0	896	0	0	0
28	9	6	0	0	3	10	0	6	1,302	0	34,327	0	0	0	1	3
29	16	5	1	3	7	6	0	5	831	0	28,023	0	16	0	2	1
30	18	4	0	5	9	3	1	3	780	0	107,317	0	739	27	1	13
令和 元	16	5	2	0	9	7	2	1	589	105	18,234	0	0	1,378	1	2
2	17	12	0	2	3	20	1	6	1,418	5	31,323	0	84	370	1	4
3	17	7	5	1	4	9	0	10	1,599	31	61,473	35	250	96	0	0
4	19	12	1	0	6	6	1	5	543	4	16,810	0	0	3	1	1

出典：南那須地区広域行政事務組合消防本部「消防年報」

第5節 地震被害想定

本市周辺では、広範囲に被害を及ぼす可能性のある活断層は確認されていない。このため、本市に被害を及ぼす地震として、県が実施した地震被害想定の結果を参考に用いることとする。

第1 那須烏山市内最大の被害を及ぼす地震の想定

1 地震規模、震源等の設定

栃木県で実施した地震被害想定調査の結果を参考に、本市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想 定 地 震 名	地震規模
想定那須烏山市直下地震	M6.9

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的考え方は、次のとおりである。

(1) 本市に最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定するため、那須烏山市直下で地震が発生すると仮定する。

※ 決して、那須烏山市において大地震が発生しやすいということではない。

(2) 国の首都圏直下地震対策専門調査会では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、すべての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてM6.9を設定している。

(3) 県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年 M7.3）を参考に県庁直下に震源を仮定したM7.3としているが、本市では、被害規模の大きい那須烏山市直下に震源を想定したM6.9を参考とした。

2 発災ケース

過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模が異なってくることが考えられるが、建物被害、人的被害は、人的被害が最も大きくなるケース、それ以外の項目（その他被害）はそれぞれの項目において最も被害の大きくなるケースとして、次のケース（季節・時刻等）を設定した。

被 害 区 分	季節	時刻等	風速
建 物 被 害	冬	深 夜	10m/s
人 的 被 害	冬	深 夜	10m/s
そ の 他 被 害	冬	18時	10m/s

【各ケース（季節・時刻等）における被害の特徴】

冬深夜・・・一般的には、多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや商店等の滞留者や道路等の利用者が少ない。

冬18時・・・一般的には、住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。また、オフィスや商店等にも滞留者が多数存在する。

第2 被害想定結果

被害想定結果については、平成25年度栃木県地震被害想定調査において、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について予測されたものを参考とした。

1 那須烏山市直下地震M6.9の被害想定

(1) 建物被害

(単位：棟)

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
	13	1,257	14	5	1,289

(2) 人的被害

(単位：人)

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数	81	2	0	83
負傷者数	1,095	2	0	1,097
うち重傷者数	137	1	0	138

(3) ライフライン被害（直後）

上水道被害（断水人口）	23,135人
下水道被害（支障人口）	2,449人
停電被害（停電件数）	1,209軒
通信被害（固定電話不通回線数）	843回線

(4) 避難者数（当日・1日後）

(単位：人)

避難所避難者	避難所外避難者	合計
3,368	2,245	5,613

(5) 経済被害（直接被害額）

(単位：億円)

建物資産等	ライフライン 交通施設等	災害廃棄物
1,055	121	29.6

第3 想定結果に基づく取り組み

想定した「那須烏山市直下地震」が発生した場合には、最大で死者83人、負傷者1,097人（うち重症者138人）の被害が発生するものとされている。このような被害を軽減するため、市は、防災活動拠点となる公共施設の耐震化等や必要となる食料等の備蓄に努めるものとする。

また、市民に対しては、住居における耐震化の必要性の周知や地震発生後の停電、断水等に備えた、日頃からの食料や暖房器具等の備蓄等に努めるよう啓蒙・啓発を行うものとする。

第6節 本市の災害対策の課題と目指す方向

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、栃木県を含む東日本全域に未曾有の災害を引き起こし、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風では県下の各地に大きな災害をもたらした。この教訓を踏まえ、社会基盤、都市基盤、治山治水施設の整備等による総合的なハード対策並びに地域住民やボランティア団体等の多様な主体との連携や迅速な初動体制の支援が図れる防災情報体制の充実化等によるソフト対策を組み合わせ、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第1 課題と目指す方向

東日本大震災や平成23年9月の台風15号災害、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風をはじめとした各災害への対策の課題を検証し、大規模、長期的な災害に対応し市民の生命、身体、財産の保護に努めていくことが大切である。

今後、本市において防災力の向上を図るためには、国や県と連携して、「要配慮者」に配慮した社会基盤の整備や、大規模な自然災害にも対応できる都市基盤の整備、治山治水施設の整備などを推進していく必要がある。

このようなハード対策に併せて、ハザードマップの整備や住民との迅速な災害情報の共有化が図れるソフト対策等の組合せにより、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災体制の充実を図る必要がある。

このような取組とともに、地域住民やボランティア団体、NPO、民間企業等の多様な主体との連携による地域防災体制の充実を図り、安心して安全に暮らせる防災力の高い地域づくりを目指す。

第2 主な取組内容

1 高齢者など要配慮者に配慮した防災対策

高齢者や障がい者、外国人、乳幼児等は、災害時の一連の行動に対してハンディを負う要配慮者となることが想定されるため、こうした人々の個人情報保護を配慮したうえでの所在情報の確認や自主防災組織・NPO等と連携を強化していくなどの防災対策を推進していく。

また、高齢化が進む中で、住民の心身ともに健康で活動的に暮らせる期間である健康寿命を延伸することは、以下のように地域の防災力の向上に繋がる。

- (1) 地域内における避難行動要支援者が減少することによる、地域の負担減と真に支援が必要な者への支援が増加する。
- (2) 避難行動要支援者に至らないまでも支援が必要な者に対する地域内の共助による支援が増加する。
- (3) 健康寿命を有する高齢者による前(1)及び(2)への参加 等

市は、健康づくり事業等を通して住民の健康寿命の延伸を進めるとともに、防災と福祉の連携に加え、健康との連携も強化し防災対策を推進する。

2 大規模災害に対応できる防災体制の充実

東日本大震災や関東・東北豪雨、令和元年東日本台風のような、大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、密集市街地等での耐震型居住空間の構築などの防災基盤の充実、相互応援協力体制の整備などを進める。

また、災害対応を標準化するために、世界の危機対応の標準であるICS（Incident Command System：インシデントコマンドシステム）の考え方を取入れる。そのため、災害対応においては組織

の在り方として、機能を組織に割り振るのではなく、組織を機能に当てはめた災害対策本部等を設置するとともに、その運営として、指揮命令系統の確立、職員交代を考慮した業務遂行、文書主義を徹底する。また、災害対応時における業務を、①誰が、②何を、③いつすべきなのかが明確にしたマニュアル等の整備を、全庁的かつ関係機関と連携したうえでの合意のもと進める。

3 大規模な水害の経験を教訓とした総合的な治山治水砂防対策

大規模な水害に対応するために、ハード、ソフト一体となった総合的な流域の安全度を確保し、住民自らが安全で安心して暮らせるような地域づくりを行う。

4 ソフト対策による被害最小化に向けた防災情報体制の充実

大規模な災害の発生に対応するために、迅速な初動体制の支援が図れる被害最小化に向けた防災情報基盤の充実や、市、県、住民が連携し、災害情報を共有しながら、「危険な所には極力住まない」という立地規制やハザードマップの活用による危険区域の認知等のソフト手法を採り入れた防災対策を推進していく。

風水害等対策編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

市は、住民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命・身体を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

2 防災知識の普及啓発推進

市は、住民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、市は、家庭等で普段からできる防災対策について、住民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

(1) 普及啓発活動

① 住民への主な普及啓発活動

ア 防災講演会・講習会・出前講座等の開催

イ ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布

ウ テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、SNS等による広報活動の実施

エ ホームページや防災行政無線、防災Infoなすからすやま、市防災行政情報メール等による防災情報の提供

オ 防災訓練の実施の促進

カ 防災器具、災害写真等の展示

キ 各種表彰の実施

② 県消防防災総合センター（栃木県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として宇都宮市に設置している「消防防災総合センター（栃木県防災館）」の機能を充実・強化し、大雨、強風等の擬似体験や応急処置の実地練習等を通して防災技術や防災知識の普及を図っている。

市は、住民に対し、広報紙等を通じて当該センターの周知・利用を促し、防災知識の普及を推進する。また、学校における防災教育の一環として、当該センターの見学等に活用することにより、児童・生徒に防災を身近な問題として認識させる。

③ 消防団員（水防団員）、防災士等による指導

市は、消防団員（水防団員）、防災士等による地域の防災普及啓発活動を促進する。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ① 防災とボランティア週間（１月15日～１月21日）
- ② 水防月間（５月１日～５月31日）
- ③ 山地災害防止キャンペーン（５月20日～６月30日）
- ④ がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
- ⑤ 土砂災害防止月間（６月１日～６月30日）
- ⑥ 防災週間（８月30日～９月５日）
- ⑦ 雪崩防災週間（12月１日～12月７日）
- ⑧ とちぎ防災の日（３月11日）

第２ 児童生徒及び教職員に対する防災教育

本章第21節第１の３の記載に準ずる。

第３ 防災上重要な施設の管理者等の教育

市、県及び防災関係機関は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- １ 危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ２ 病院、社会福祉施設
- ３ ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第４ 職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な状況判断力の養成と、的確な防災活動の遂行のため、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配付を行うとともに、定期的に防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

なお、当該マニュアル等に関しては、総論でも述べたように想定外の災害を想定し、課題を検証しつつ随時改訂作業を進めるものとする。

第５ 防災に関する調査研究

市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第６ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、食物アレルギー等の食事に特別な配慮が必要な者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第７ 言い伝えや教訓の継承

市及び住民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

また、市は、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第8 職員向け災害救助法等の研修への参加

市は、平時から災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために、県職員及び市町職員向けに県が実施する研修会に参加するとともに、必要に応じて県が作成する担当者向けの手引きを配布、活用する。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

1 自主防災組織

本市では、既存の自治会を積極的に活用し、自主防災組織の結成が図られてきており、ほぼ100%に近い組織率となっている。

市は、今後も自主防災組織の維持・促進を図るとともに、活動の形式化、活動に対する住民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題にも積極的に支援等を行い、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける。

2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、将来的には団員の高齢化の進行が予想されており、今後の団員の確保と活性化が課題となっている。

消防団員数

(令和6年4月1日現在)

那須烏山市	人 口 (R02年国勢調査)	面 積	消 防 団		
			団 長	団 員	合 計
	24,875人	174.35km ²	1人	547人	548人

3 ボランティア団体等

困ったときには共に助け合う「共助」の精神に基づき、市内には、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細かな支援が期待できる社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、中間支援組織、地域団体等が存在するが、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

第2 個人・企業等における対策

1 住民個人の対策

住民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市は、本章第1節第1のとおり、住民に対する防災意識の高揚を図る。

2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市は、県と連携してこうした取組に資する情報提供等を進め、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価等により企業防災力の促進を図る。

また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

第3 自主防災組織の整備

1 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2 市、消防本部及び県による自主防災組織の育成・強化

市、消防本部及び県は、自主防災組織の維持・促進に関し、既存の自治会等を積極的に活用し、育成・強化を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなど工夫を行い自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

(1) 県

- ① 自主防災組織育成方針の策定・改善
- ② 出前講座等の開催
- ③ 市町が行う自主防災組織育成及び資機材整備に対する支援（財政的補助等）
- ④ とちぎ地域防災アドバイザーの活動支援
- ⑤ 広報活動（県民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

(2) 市、消防本部

- ① 自主防災組織への資機材の整備支援
- ② 自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ③ 自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ④ 自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ⑤ 広報活動（地域住民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

第4 消防団（水防団）の活性化の推進

市及び県は、次の事業を実施するなど、消防団（水防団）の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動のほか、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

1 県

- (1) 市町が行う消防団活性化事業に対する助成
- (2) 消防団員に対する教育訓練の実施
- (3) 女性消防団員の加入促進事業に対する助成、女性や若者の加入促進、機能別団員・機能別分団制度の導入促進
- (4) 消防団応援の店制度の推進
- (5) 消防団活動に積極的に協力している事業所等に対する消防団協力事業所表示証の交付
- (6) 消防団活動に協力的な事業所に対する感謝状の贈呈
- (7) 消防団活性化の広報事業 等

2 市

- (1) 消防団活性化総合計画の策定
- (2) 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- (3) 消防団員に対する各種教育訓練の実施
- (4) 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等

第5 少年消防隊の育成・強化

市内の中学校の生徒によって結成されている少年消防隊に対し、各種行事を通じ、防火、防災、避難等について指導する。

第6 災害関係ボランティアの環境整備

1 一般ボランティア

市及び県は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティアの育成、環境整備

市、県、市社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、住民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ① ボランティアに係る広報の実施
- ② 災害ボランティアの担い手の育成・災害ボランティアセンター運営等研修事業の実施
- ③ ボランティア団体の育成・支援
- ④ 災害救援活動に係るマニュアルの策定

(2) 行政とボランティアとの連携

市及び県は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、日本赤十字社栃木県支部、ボランティア団体等との連携を図る。

- ① 市・市社会福祉協議会の連携及び災害ボランティアセンターの設置方針等の検討・整備
- ② 市災害ボランティアセンター情報の県域での集約への協力と住民への情報提供方法の確立
- ③ ボランティア活動を支援する体制の構築

県は、災害ボランティア活動支援方針に基づき、災害ボランティア活動連絡会議を設置し、平常時には研修や訓練による団体間の連携強化や理解促進などの災害ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、災害時には災害ボランティア活動に関する情報共有や協議を行う。

(3) ボランティア団体等間の連携強化

県は、平常時からボランティア団体等同士の関係作りに努める。

① 中間支援センター連携推進会議等の開催

県はとちぎボランティアNPOセンターにおける中間支援センター連携推進会議等により、ボランティア団体等同士の交流やその活性化の方法を研究する。

② とちぎボランティアNPOセンターウェブサイトの活用

県は、ボランティア団体や県民等が災害時の活動にあたって利用できるよう、災害ボランティアセンターの設置状況、ボランティアやボランティアコーディネーターの募集等、ボランティアに関する情報を掲載し、情報提供を行う。

2 専門ボランティア

(1) 山地防災ヘルパー

山地防災ヘルパーは、地域を所管する県の環境森林事務所及び矢板森林管理事務所と連携し、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び提供活動等を行う。県は、これらの活動に対し、支援及び協力を行う。

(2) 砂防ボランティア

県は、土砂災害防止に資するため、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、栃木県砂防ボ

ランティア協会との円滑な情報交換を行う等連携・協力を図る。

(3) 農村災害復旧専門技術者

県は、農地・農業用施設等の迅速かつ的確な災害復旧に向けて、専門技術者を派遣する栃木県農村災害支援連絡会と現地測量や復旧工法の検討等について連絡・調整を行う。

(4) 被災宅地危険度判定士

本章第7節・第4に準ずる。

(5) 災害時外国人サポーター及び外国人キーパーソン

本章第4節第5の3のとおりとする。

(6) 災害復旧技術専門家

長年災害復旧業務に携わった国・都道府県職員のOBを中心に、被災した県及び市町に対して公共土木施設の被災状況把握・調査、助言・指導、応急措置の技術的支援及び災害復旧業務の技術的支援等を行う。県は、災害復旧技術専門家派遣制度を運営する（公社）全国防災協会と連絡・調整を行う。

(7) 栃木県災害復旧技術アドバイザー

災害復旧技術制度を熟知した栃木県県土整備部技術職員退職者により、市に対する災害対応の支援を行う。県が事務局となり、（公財）とちぎ建設技術センターと連絡・調整を行う。

第7 人的ネットワークづくりの推進

市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者及びボランティア、防災士、女性防火クラブ等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出・救護といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第8 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市は、災害時における迅速な避難行動の実現や地域住民の防災意識の高揚に有効な地区防災計画策定が市内全域において進むよう、計画策定を支援する。

また、市（市防災会議）は、一定の地区の住民等から提案された地区防災計画を災害対策基本法に基づいて、市地域防災計画に位置付ける必要があるか判断するものとする。

1 地区防災計画一覧 （令和6年4月1日現在）

番号	地区名	計画名	作成時期
1	向田・落合自主防災組織	向田・落合地区防災計画	令和3年3月
2	日野町自主防災会	日野町地区防災計画	令和4年3月

第3節 防災訓練の実施

初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

第1 総合防災訓練

市は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、住民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、市は、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を主に実施する。

— 総 合 防 災 訓 練 —

- ① 職員の動員、災害対策本部、現地災害対策本部、支部、応援支部設置訓練
- ② 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ③ 水防訓練
- ④ 土砂災害に係る避難訓練
- ⑤ 救出・救助訓練
- ⑥ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- ⑦ 応急救護、応急医療訓練
- ⑧ ライフライン応急復旧訓練
- ⑨ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ⑩ 支援物資・緊急物資輸送訓練
- ⑪ ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ⑫ 広域応援訓練
- ⑬ 避難行動要支援者避難支援訓練
- ⑭ 災害ボランティアセンター設置運営訓練

第2 防災図上総合訓練

市は、国、県及び防災関係機関等は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に繰り返し実施する。また、実践的な訓練とするため、次の点に留意する。

- 1 特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等の体勢構築、状況判断、及び対応策の立案といった内容を盛り込む。
- 2 実際に避難所を開設し住民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- 3 訓練実施地のハザードマップやより実際の被害想定等を考慮する。

第3 通信訓練・情報伝達訓練

市、国、県及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第4 水防訓練

市は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、水防団（消防団）を中心とした水防訓練を定期的に実施する。

第5 土砂災害・全国防災訓練

市は、国、県及び防災関係機関等と連携して、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による住民及

び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と住民の防災意識の高揚を図る。

第6 住民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の向上や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関の参加を得た訓練を実施することなどを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- 1 情報伝達訓練
- 2 避難訓練、避難誘導訓練
- 3 救出・救護訓練
- 4 避難行動要支援者避難支援訓練 等

第4節 避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

第1 現状と課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、今後も増加していくものと思われる。

最近の主な大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られることから、避難行動要支援者に対する対策を一層強化する必要がある。

第2 地域における安全性の確保

市は、避難行動要支援者名簿の作成、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、原則、本人からの同意を得て、消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供するものとする。

当該情報を提供するときは、情報提供を受ける者に対して、情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

県は、市や自主防災組織等に対して必要な支援を行う。

1 市における計画

市は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方を整理し、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして個別避難計画の作成に努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、市における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市内の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の要配慮者の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

県は、市から求めがあった際には、情報提供を行う。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち避難行動要支援者となる者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要

とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

なお、災害時に自ら避難することが可能な者まで掲載することは、名簿への掲載者数を増やし、真に支援が必要な者に支援が届かないことに繋がる一方、本来は名簿に掲載すべき者が掲載されていないことは絶対に避けなければならない。市は、作成にあたっては、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、潜在化・孤立化している者を発見・把握し得る自治会等の地縁組織、市社会福祉協議会、民生・児童委員など、地域の鍵となる人や団体との連携しながら、真に避難支援を要する者を正確に把握するよう努める。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(4) 避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

3 地域支援体制の整備

市は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 関係機関による名簿情報の共有

市は、消防本部、消防団、警察、民生委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、地域包括支援センター、市障がい者相談支援センター、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有にあたっては、平常時から名簿情報を外部提供することについて、名簿掲載者から同意を得るか、または、市の条例にあらかじめ定めるものとする。関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

(2) 名簿情報の活用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時から情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(3) 避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法等を個別避難計画として定める。

(4) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から住民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口の充実を図る。

(5) 乳幼児対策

市は、県と連携し、幼稚園・保育所等の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

(6) 防災知識の普及・啓発

市は、県と連携し、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性・耐火性・耐震性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

市は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

2 非常災害に関する計画の作成

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制や非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

3 社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備・推進を図る。

4 浸水想定区域や土砂災害危険区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

市及び県は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

5 防災教育・訓練の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要

請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市及び県は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例（平成11年栃木県条例第25号）」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

市及び県は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 外国人への防災知識の普及

市及び県は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJ I S規格のピクトグラムの共通化に努める。

2 地域等における安全性の確保

市は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意する。

- (1) 外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- (2) 自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- (3) 外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対して、これらの者への対策や防災教育を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーターの確保及び外国人キーパーソンの確保

県は、災害時に外国人に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、（公財）栃木県国際交流協会が行う災害時外国人サポーター（通訳・翻訳等のボランティア）及び外国人キーパーソン（災害情報について外国人住民に対しSNS等で発信できる人）の事前登録について必要な支援を行う。また、（公財）栃木県国際交流協会との連携強化を図り、登録された災害時外国人サポーターを速やかに動員するとともに、外国人キーパーソンが速やかに情報発信できる体制づくりを推進する。

また、市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

県は、災害の規模・被害等に応じ、（公財）栃木県国際交流協会に「災害多言語支援センター」（災害関連情報の多言語提供や相談業務を行う拠点）の設置を要請するとともに、運営について適切な支援を行う。

また、市は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

県及び（公財）栃木県国際交流協会は、災害時に市町が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

1 住民の備蓄推進

住民は、各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市及び県は、広報紙、インターネット等各種媒体を通して住民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

2 市の備蓄の推進

現在、市では那須烏山市役所烏山庁舎等に、資料編に掲げるとおり生活必需品等の備蓄を行っているが、今後もより一層の整備充実に努めるものとする。備蓄目標については、第1章第5節第2の1のとおり、平成25年度栃木県地震被害想定調査における那須烏山市直下地震M6.9での想定避難者数が5,613人であることから、6,000人分の備蓄を行うよう努めるとともに、関係機関と物資の供給に関する協定を締結することにより流通備蓄を行なうほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行う等、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

なお、平成31年3月に国土交通省により策定された「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」内における発災後～3日後頃から必要と想定される物資の必要量・保管面積の算出基準より避難者数を6,000人とした場合の物資の必要量・保管面積は次のとおりである。

大分類	中分類	小分類	必要数量		保管面積（㎡）	
			数量	単位	オフィス型施設	倉庫型施設
ペットボトル入り飲料水（500m l）			24,000	本	74.1	9.3
非調理食品	アルファ化米		9,000	食	3.0	2.1
	非常食（サバイバルフーズ等）		9,000	食	4.2	2.1
トイレ	簡易トイレ（目隠し付）		120	個	6.7	8.6
	簡易トイレ用薬剤・袋		30,000	個	8.0	2.9
	トイレトイレットペーパー		660	ロール	0.8	0.8
	消毒液		700	本	0.2	0.1
生活用品	液体歯ミガキ（960ml）		261	本	1.5	0.2
食器類	紙コップ	飲料用	18,000	個	0.3	0.3
		液体歯磨き用	6,000		0.1	0.1
		乳児のミルク摂取用	384		0.0	0.0
	紙どんぶり		18,000	個	0.7	0.6
	先割れスプーン		18,000	本	0.3	0.3
	保温用品	使い捨てカイロ		6,000	個	1.0
毛布		12,000	枚	85.7	100.0	
女性用品	生理用品		2,160	枚	0.1	0.1
	おりものシート		6,480	枚	0.1	0.0
幼児用品	幼児用おむつ		1,044	枚	0.2	0.3
	調製粉乳		6,240	G	0.0	0.0
	おしりふきシート		1,044	枚	0.0	0.0
要介護者・高齢者等用品	介護用おむつ（パンツ型）		156	枚	0.1	0.1
	尿取りパッド		468	枚	0.1	0.1
合計					187.0	128.2

また、備蓄にあたっては、要配慮者にも配慮した品目選定を行う。

3 企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、2～3日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第2 医薬品、医療救護資器材等の備蓄、調達体制の整備

災害時における緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等との連携を図り、医薬品、資器材等の調達体制を整備するものとする。

また、医療救護班が使用する医薬品及び医療資機材は、医療機関、薬剤師会等の協力を得るとともに、市内の薬局・薬店等からの調達体制を整備する。

第3 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

市及び県は、災害応急対策活動や被災住民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、資機材の備蓄、調達体制を整備する。

第4 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用し、必要な物資の資機材等の計画的な備蓄を促進する。

第5 物資の供給体制及び受け入れ体制の整備

市及び県は、災害時において混乱なく被災住民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受け入れ体制の整備に努める。

第6 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第6節 風水害に強いまちづくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、治水・砂防・治山対策を実施する。

第1 災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

(1) 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市は、災害発生時における住民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

これまでの被災地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、平成20年3月に策定した市の都市計画マスタープランを推進するとともに、これらの市マスタープランや県の都市計画区域マスタープラン等に基づき、市及び県は、住民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 土地地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地や消防活動困難区域の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。災害に強い都市構造とするため、総合的な都市整備手法である土地地区画整理事業等の面的整備事業を推進する。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市は県等の関係機関と相互に連携し、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節第3の1のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 公園の整備

市及び県は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

(2) その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 分散型エネルギーの導入拡大

市及び県は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 河川の現況

本市には那珂川をはじめ、荒川、江川等の大小河川が貫流し、国及び県において洪水対策等の整

備が進められている。

中でも広い流域を持つ那珂川が市の中央を蛇行しながら南北に貫流し、市の最下流部で溪谷に挟まれるため、洪水時には流れが滞留し、外水氾濫や内水氾濫が発生しやすい状況にある。特に、近年は、県北地域の開発や水路整備の進展に伴い、台風や集中豪雨の際に、短時間で河川の増水が見られる。

また、向田・下境地区で那珂川に合流する荒川・江川も流域が広く、洪水時には合流点で外水氾濫や内水氾濫が発生しやすい状態になっている。

加えて、平成28年5月に関東地方整備局常陸河川国道事務所から想定される最大規模の降雨を考慮した那珂川の洪水浸水想定区域(想定最大規模)が、平成30年6月及び令和5年5月には栃木県から想定される最大規模の降雨を考慮した荒川・箒川・江川(烏山)・木須川・清水川の洪水浸水想定区域(想定最大規模)発表されたことにより、従前とは比べ、広範囲において浸水区域が広がる結果となった。

これらにより、本市の低地部・築堤未整備部において外水氾濫や内水氾濫による水害が発生するため、河川や水路の整備が求められるとともに、地域の保水機能の維持・向上が求められている。

(2) 河川の整備

県は、水害に対する総合的な流域対策の検討や、河川特性、地域の風土や文化等を反映させた地域住民参画による河川整備計画を策定するとともに、これに基づく効果的、経済的な河川整備の推進を図る。

市は、国及び県と連携して、効果的な河川整備の推進を図る。

(3) ダムの管理

県は、治水の観点から、発生のおそれがある洪水災害を未然に防止するために、上流部に洪水調節を目的としたダムを管理し、洪水の軽減を図る。

(4) 施設の維持管理

県は、河川管理施設について、適切な時期に点検を行うなど効率的な維持・修繕を行う。

2 砂防対策

本市では広く森林を有しているが、一時的な集中豪雨が多いため、浸食による溪流荒廃が多く、この浸食によって生じた土砂は、勾配の急な谷間に多量にたい積され、豪雨によって下流には氾濫し被害を与えることが少なくない。

県は、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、次の箇所重点を置いて事業の実施を図る。

- (1) 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある箇所
- (2) 土砂災害警戒区域内に避難場所がある箇所
- (3) 土砂災害警戒区域内に公共的建物(官公署や教育施設等)がある箇所
- (4) 土砂災害特別警戒区域内に保全対象人家5戸以上がある箇所
- (5) 近年の豪雨等により土砂流出等の被害があり、緊急的に対策が必要になった箇所

3 治山対策

本市には山地が多く一部急峻な地形と崩壊しやすい地質を有し、自然崖等危険箇所が存在している。

これら山地は森林で形成されているものの、傾斜地における人工林や、手入れがなされない森林部においては、がけ崩れの危険性が高く、警戒が必要である。

また、開発の際の人工がけの設置、樹木の伐採も災害発生の危険性を有しており、安全性を考慮し

た開発・災害防止策が求められている。

県は、山腹崩壊危険地、はげ山移行地、不安定な土砂が堆積する溪流など、災害の発生しやすい山地を整備するため、山脚、溪床を固定させる治山ダム工、山腹地盤を安定させる土留工、早期に森林の機能を回復させる緑化工を実施する。

市は、国、県に対して危険箇所の工事を推進するよう要請していくものとする。

第7節 土砂災害・山地災害予防対策

土砂災害、宅地造成地災害、山地災害、土石流等について、計画的な予防対策を実施する。

第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（がけ崩れ・地すべり・土石流）から住民の生命、身体及び財産を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、市及び県は連携して次の対策を実施する。

1 基礎調査の実施

県は、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

なお、ハード整備対策の実施や土地の改変により、区域の見直しが必要な箇所にあつては、再度調査を実施する。

2 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 県は、関係市町の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）として指定する。
- (2) 市は、(1)により警戒区域の指定を受けているため、市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- (3) 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項について、ハザードマップの配布等を通じて土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に周知を行う。
- (4) 市及び県は、市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援する。

3 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、関係市町の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

県は当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施し、市は県と連携して、当該土砂災害警戒区域内の住民等に対して措置内容の周知を行う。

- (1) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- (2) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

- (3) 土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (4) 勧告による移転者への融資、資金の確保 等

5 土砂災害関連情報及びその情報収集及び伝達・避難体制

(1) 土砂災害関連情報

① 土砂災害警戒情報

多数の人的被害を伴う土砂災害に対し、市町の防災活動や住民の警戒避難行動等が迅速かつ円滑に行われるよう、県と宇都宮地方気象台は連携し、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける「土砂災害警戒情報」を発表し、気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握することができるよう努めている。

市、消防・警察等防災関係機関及び住民等は気象庁ホームページにおいて提供されている土砂災害警戒判定メッシュ情報を確認することで、土砂災害発生の危険度が高まっている地域を把握することができるよう努める。

また、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市に通知するとともに、一般に周知させるため「緊急速報メール」を活用したプッシュ型配信の運用等、必要な措置を講じている。

② 土砂災害緊急情報

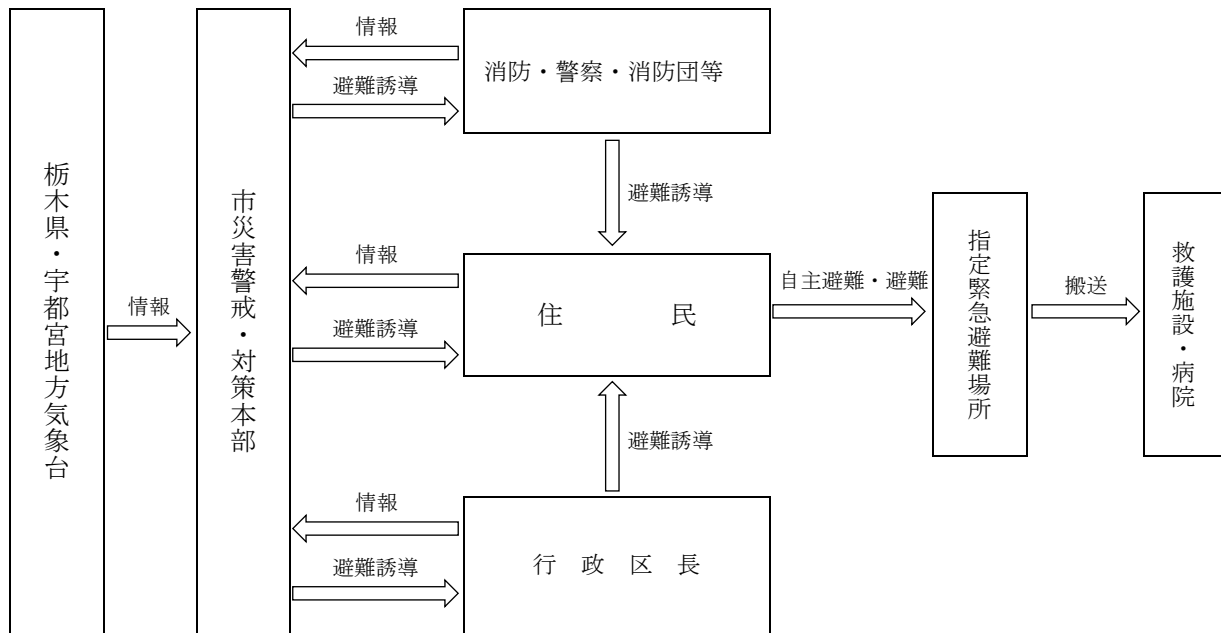
国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

③ その他の情報

県は、住民の自主避難実施の判断に役立てる情報の提供や異常情報の収集のため、「とちぎ土砂災害警戒区域マップ」による土砂災害警戒区域情報の提供、「リアルタイム雨量河川情報」による降雨情報の提供を行っている。

(2) 情報収集及び伝達・避難体制

情報収集及び伝達、避難体制は、消防・警察等防災関係機関、消防団や行政区長、防災行政無線、防災Infoなすからすやま、市防災行政情報メール、消防サイレン等の災害情報伝達手段を通じて行う。



6 連絡者及び指定緊急避難場所一覧

警戒区域ごとの避難体制、指定緊急避難場所は、資料編及び市において作成した洪水・土砂災害ハザードマップによる。

7 警戒区域内の要配慮者関連施設

警戒区域内の要配慮者施設は、次のとおりである。

番号	分類及び箇所番号	名 称	所在地・電話番号	避 難 所	災害予報の伝達方法
1	[土石流] I-81001 [急傾斜] 401-I-1014 [急傾斜] 401-I-1015	荒川小学校	大金135-1 Tel88-2017	那須烏山市武道館	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
2	[土石流] I-82009	明和園	大沢766 Tel83-1800	烏山公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
3	[土石流] I-82009	あおぞら	大沢735-3 Tel83-1800	烏山公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
4	[土石流] I-82026	グループホーム 小木須	小木須1956 Tel83-8033	旧境小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
5	[土石流] J-82011	グループホーム ふげん	大桶1085-2 Tel82-0067	七合小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡

6	[急傾斜] 402- I -008	あすなろ作業所	中央2-17-13 Tel82-3141	烏山公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
7	[急傾斜] 402- I -015	烏山母子寮	初音10-29 Tel82-2355	農村婦人の家	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
8	[急傾斜] 402- I -015	烏山授産場	初音10-29 Tel82-2355	農村婦人の家	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
9	[急傾斜] 402- I -025	境小学校	上境1404 Tel82-2442	旧境小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
10	[急傾斜] 402- I -029	明和ふれあい ガーデン	小木須2659-2 Tel83-8735	旧境小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
11	[急傾斜] 402- I -1003	敬愛荘	滝田1867-3 Tel82-0067	烏山高校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
12	[急傾斜] 402- I -1003	富士山苑	滝田1868-28 Tel84-1588	烏山高校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
13	[急傾斜] 402- I -1003	烏山台病院	滝田1868-18 Tel82-2739	烏山高校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
14	[急傾斜] 402- I -1006	聖園ヨゼフ 老人ホーム	南1-2806-1 Tel82-2578	烏山小学校	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
15	[急傾斜] 402- I -1008	桔梗寮	金井1-4-7 Tel82-2082	旧烏山女子高	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
16	[急傾斜] 402- I -1017	南那須 特別支援学校	藤田1181-152 Tel88-7571	スポーツ健康館	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡

第3 宅地造成地災害防止対策

本市は、宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、宅地の造成については都市計

画法及び建築基準法により擁壁の構造、敷地の安全等について規制を受けることとなる。

したがって、市の区域において宅地等の造成工事を実施する者に対して、防災面に配慮した適切な施工を心がけるよう指導に努める。

第4 被災宅地危険度判定制度の整備

市及び県は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

1 被災宅地危険度判定士の養成

被災宅地の危険度を判定する技術者を確保するため、栃木県被災宅地危険度判定士認定登録要綱に基づき、被災宅地危険度判定士を認定する。

2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

3 被災宅地危険度判定実施体制の整備

栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会において県及び他市町等との連絡調整及び被災宅地危険度判定実施体制について整備する。

第5 砂防法に基づく砂防指定地の土石流防止対策

県は、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために積極的に指定を行う。

2 砂防指定地の管理

県は、砂防施設の維持のため、常に、砂防指定地等の十分な管理を行う。このため、砂防指定地の現状を変更して治水砂防上悪影響を与える行為を制限するとともに、常にその現況の把握を行う。

また、「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」に基づき、砂防指定地内で、知事の許可なしに、切土、掘削などの土地の形状変更、土石、岩石の採取、工作物の新築、改築、立木の伐採、伐根等、土砂の流出を助長する行為を行うことを禁じる。

3 砂防工事の推進

県は、土石流に対処するための工事について、砂防指定地の中でも土石流の発生するおそれが高い箇所、保全対象となる人家・公共的施設が多い箇所について重点的に砂防工事を推進する。

4 砂防施設の維持

砂防関係施設は、今後老朽化による急速な機能低下が懸念されている。このため、県は平成28年度に策定した「栃木県砂防関係施設長寿命化修繕計画」に基づき、既存施設の機能及び性能を維持するとともに、コストの縮減及び平準化を図る。

第6 急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

2 指定区域の管理

(1) 行為制限

県は、水を放流又は停滞させること、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為について、取締を行う。

- (2) 土地所有者等の土地保全の努力義務
- (3) 防災措置の勧告
- (4) 改善措置の命令
- (5) 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

3 土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

市は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

また、市及び県は協力して、急傾斜地崩壊危険区域において、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

市及び県は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

4 住民への周知

市は、県から急傾斜地崩壊危険区域に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く区域の周知を行う。また、市及び県は、住民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

- (1) 雨量、降水量等の増加
- (2) 崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
- (3) 斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- (4) 小石が斜面からばらばらと落ち出す

第7 地すべり等防止法に基づく地すべり等防止区域の地すべり防止対策

1 危険箇所等の実態調査

県は、地すべりにより被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

2 防止工事の実施

県は、上記危険箇所等の中から危険が切迫している箇所について、主務大臣に対して「地すべり等防止法」第3条の規定による「地すべり防止区域」の指定の申請を行う。

指定された区域においては、国及び県が、人家や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等、緊急度の高い箇所から順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。

3 指定区域の管理

県は、地下水を停滞、増加させる行為、地下水の排除を除外する行為、地表水を放流又は停滞させる行為、地表水の浸透を助長する行為等地すべりの活動を助長する行為について取締を行う。

第8 山地災害防止対策

1 情報収集の実施

- (1) 県は、市と連携し、山地防災パトロールを実施する。
- (2) 県は、パトロールや山地災害関連の情報収集を行う山地防災ヘルパーの支援及び協力に努める。
- (3) 県は、森林及びその周辺で活動する団体や事業者と山地災害の情報提供に関する協定を結び情報収集し、施設整備や地域住民への情報提供など減災対策に努める。

2 対策工事の実施

県は、山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。また、流木災害が発生するおそれのある地区については、流木対策工事を推進する。

3 森林の整備

県は、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生及び下流域での流木災害発生を防止するため、荒廃している森林の整備を図る。

4 住民等への周知

県は、市に危険箇所に関する資料を提供する。また、山地防災推進員の活動を通じ、広く住民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

第9 盛土等による災害防止に向けた対応

盛土等（宅地造成、特定盛土等、土石の堆積）に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害から県民の生命及び財産を守るため、盛土規制法に基づき、県は次の対策を実施する。

なお、盛土規制法に基づく宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）を指定するまでの間において、県は、危険な盛土等が確認された場合には、各法令に基づき速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

1 基礎調査

県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を把握し、規制区域の指定等を行うため、県内の地形、地質、土地利用状況等について、概ね5年ごとに基礎調査を実施する。

2 規制区域の指定等

(1) 県は、市の意見を聴いて、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定する。

(2) 県は、規制区域において次の措置を実施する。

- ① 新たに行われる盛土等に対する工事規制
- ② 災害防止に向けた既存盛土等に対する監督処分等

第8節 水防体制の整備

水防施設を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第1 市の義務

1 市等の責務

(1) 市の責務

水防管理団体である本市は、市の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 市長の責務

水防管理者である市長は、平常時から水防団（消防団）による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

市の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、市長、水防団長（消防団長）、消防機関の長が水防のためやむを得ない必要があつて命じた水防活動に従事しなければならない。

2 水防計画の策定

市長は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

第2 水防活動体制の整備

1 資機材等の整備

市は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具及び資材の整備に努める。

水防管理団体水防倉庫備蓄基準

資器材名		単位	数量	資器材名		単位	数量
器具	掛矢	丁	5	資材	土のう袋等	袋	500
	ノコギリ	〃	5		シート類	枚	100
	ツルハシ	〃	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	〃	20		鉄線	kg	50
	なた	〃	5		ロープ等	〃	50
	ペンチ	〃	3		竹	〃	15
	かま	〃	5				

（令和5年度栃木県水防計画より）

2 水防施設の整備

市、県及び国土交通省関東地方整備局は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の整備に努める。

河川防災ステーション・防災ヤードの整備概要

河川名		水防管理団体	設置場所	備考
県管理	荒川	那須烏山市	高瀬	防災ヤード・県

3 訓練、研修等による水防団（消防団）の育成・強化

(1) 市は、平常時から水防団（消防団）に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 市は、定期的に水防訓練を実施する。

(3) 市は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

第3 洪水予報河川について

1 本市に關係する国土交通省又は県が指定する基準水位観測所及び水防警報区

河川名	区 域	本市関係 基準地点	基 準 水 位	担当官署
那珂川	左岸：大田原市亀久字大平419番 4地先から海まで 右岸：大田原市佐良土字野島 2835番1地先から海まで	小口	水防団待機水位（指定水位） 4.00m 氾濫注意水位（警戒水位） 5.00m 避難判断水位 5.00m 氾濫危険水位（危険水位） 5.50m	常陸河川国道事務所 宇都宮地方气象台
荒 川	左岸：さくら市松島新松島橋から 那須烏山市向田那珂川合 流点まで 右岸：さくら市早乙女新松島橋 から那須烏山市向田那珂川 合流点まで	連城橋	水防団待機水位（指定水位） 1.20m 氾濫注意水位（警戒水位） 1.50m 避難判断水位 2.00m 氾濫危険水位（危険水位） 2.50m	栃木県県土整備部河 川課 宇都宮地方气象台
箒 川	左岸：大田原市薄葉かさね橋から 大田原市佐良土那珂川合 流点まで 右岸：矢板市沢かさね橋から那 須郡那珂川町小川那珂川合 流点まで	佐久山	水防団待機水位（指定水位） 1.90m 氾濫注意水位（警戒水位） 2.50m 避難判断水位 3.50m 氾濫危険水位（危険水位） 4.00m	栃木県県土整備部河 川課 宇都宮地方气象台

2 洪水予報の種類

洪水予報は、河川毎に、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫警戒情報 （洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫危険情報 （洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に達した場合に、速やかに発表する。
氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生した後速やかに発表する。

第4 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

県は、役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定情報を提供するよう努める。

市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第5 洪水浸水想定区域における対策

1 洪水浸水想定区域における基本的考え方

国土交通省及び県は、第3により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市町に通知する。

また、ダム下流河川で洪水浸水想定区域が指定されていない区間についても、浸水想定図を作成し、浸水した場合の想定範囲、想定浸水深、浸水想定時間等について公表するとともに、市町に情報

提供する。

市は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により住民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- (1) 洪水予報等の伝達方式
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- (4) 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- (5) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- (6) 市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

2 洪水予報等の伝達方法

市は、市地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

3 洪水ハザードマップの整備

市は、国や県の協力のもと、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを整備し、洪水予報等の伝達経路・方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路、避難時の心得等について市民や関係機関への普及徹底に努める。

4 浸水被害軽減地区の指定

市長は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

5 洪水浸水想定区域及び指定緊急避難場所

洪水浸水想定区域別の指定緊急避難場所は、以下のとおりである。

指定緊急避難場所	洪水浸水想定区域	備考
七合公民館	大桶・白久	那珂川・箒川
七合小学校	谷浅見	〃
七合小学校	中山	那珂川
興野集会所	興野	〃
烏山高校	滝田・城東	〃
烏山中央公園	旭1丁目・旭2丁目・宮原	〃
山あげ会館	初音	〃
せせらぎの里公園	大沢	〃
境小学校	上境	〃
すくすく保育園（旧野上小）	野上	那珂川・江川（烏山）
烏山南公民館（旧野上小）		

旧向田小学校	向田	那珂川・荒川・江川（烏山）
旧向田小学校	落合	那珂川・荒川
旧境小学校	下境・小原沢	那珂川
三箇地区公民館	三箇	荒川
鴻野山公民館	小白井	〃
藤田公民館	藤田	〃
緑地運動公園	南大和久	〃
保健福祉センター	小倉・田野倉・小河原・高瀬	〃
輪之内公民館	小塙・大里・森田	〃
緑地運動公園	上川井・下川井	江川（烏山）
熊田西公民館	熊田・月次	〃
烏山小学校	神長・滝	〃
木須の郷交流館	大木須・小木須	木須川
烏山中央公園	中央1丁目・中央2丁目	清水川
山あげ会館	金井2丁目	〃

6 浸水想定区域内の要配慮者関連施設

浸水想定区域内の要配慮者施設は、次のとおりである。

番号	名 称	所在地・電話番号	避 難 所	洪水予報の伝達方法
1	キッズランドあさひ	宮原452 TEL82-7333	烏山公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
2	ほっとからすやま	野上1623-1 TEL0287-80-0515	高峰T自治会館 すくすく保育園 烏山南公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
3	那須烏山市にこここ保育園	岩子152-1 TEL88-5252	保健福祉センター	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
4	リエゾンコミュニティラボ	田野倉48-7 TEL83-8872	保健福祉センター	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
5	デイホームおとなりさん	野上358 TEL80-0605	すくすく保育園 烏山南公民館	防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡
6	江川小学校	下川井1001 TEL88-7817	保健福祉センター	防災行政無線 防災Infoなすからすやま 市防災行政情報メール エリアメール・緊急速報メール 消防サイレン 市総務課等から電話連絡

浸水想定区域告示番号 那珂川：平成28年国土交通省関東地方整備局告示第217号

荒川、筈川：平成30年栃木県告示第311号

江川（烏山）、木須川、清水川：令和5年栃木県告示第217号

第6 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保している。

水防警報の内容及び発表基準は次のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	1 氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。 2 雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を 警告するもの	1 洪水注意報等により、氾濫注意（警戒水位）を超える恐れがあるとき。 2 水位、流量等その他河川の状況により、必要と認めるとき。	1 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位が上昇するとき。 2 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こる恐れがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第7 洪水予報、水防警報、避難指示等の伝達方法

国からの洪水予報の伝達経路は、以下のとおりである。市は、これにより避難指示等について、下記の伝達経路によって市民に伝達する。

1 国・県からの伝達経路

常陸河川国道事務所・宇都宮地方気象台



栃木県水防本部（河川課）



烏山土木事務所



那須烏山市

2 市民への伝達方法

避難指示

- 民間放送局（Lアラート・テレビ・ラジオ等）
- NHK放送局（Lアラート・テレビ・ラジオ等）
- 庁内各課（防災行政無線・防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・広報車等）
- 関係機関（防災行政無線・防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・広報車等）
- 消防団（火災情報メール・防災行政無線・防災Infoなすからすやま
・市防災行政情報メール・消防サイレン・警鐘・巡回等）
- 自治会（緊急連絡網・防災行政無線・防災Infoなすからすやま
・市防災行政情報メール・巡回等）

第8 河川管理施設等の水害予防対策

1 河川管理施設

(1) 平常時の予防対策

市は、河川管理者と連携し、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期するため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関間での協議調整を図る。

(2) 事業計画

① 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、河川管理者に対し、積極的に、河川改修や防災調節池等の河川整備の促進を求める。

② 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

2 ダム施設（多目的、利水ダム）

(1) 平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。

また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

(2) 保守管理目標

ダム施設の管理者は、河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

なお、全てのダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、耐震設計を考慮して造られている。

第9 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとするまた、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

第9節 積雪害予防対策

雪害による被害の軽減を図るため、交通の確保・除雪体制の整備のための対策を実施する。

第1 積雪対策

1 道路整備

冬期間における住民の安全な生活の確保を図るため、県、市、その他の道路管理者は、次のような道路や施設の整備、点検、維持管理等を行う。

- (1) 積雪、堆雪等に配慮した道路整備
- (2) 路盤改良

2 除雪体制の整備

豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、住民の除雪中の事故防止を図るため、県、市、その他の道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。また、市は、住民の住家等除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

- (1) 除雪機械の整備充実
- (2) 除雪要員等の動員体制
- (3) 所管施設の点検
- (4) 除雪資機材、融雪剤等の備蓄
- (5) 備蓄品の保管庫の整備

3 異常降雪時への備え

異常な降雪に伴う交通障害が発生、又は発生するおそれがあるときに、迅速かつ的確に交通障害に対処するため、県、陸上自衛隊第12特科隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、平成23年11月1日に締結した「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、連絡体制の確保に努める。

4 連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

5 道路除雪の優先付け各施設の予防対策

道路管理者は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。

6 豪雪地域以外における除雪体制

豪雪地域ではない本市は除雪体制が脆弱であるため、除雪機械や除雪要員等について、豪雪地域からの応援体制づくりに努める。

7 住民に対する広報

市やライフライン関係機関は、県と連携し、停電等の復旧情報について迅速に住民に対する広報に努めるものとする。

第10節 農林水産業関係災害予防対策

農林水産業施設整備等の予防対策の実施に努める。

第1 農地・農業用施設、林業用施設対策及び水産業用施設

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設、林業用施設及び水産業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、取水堰、揚水機、農業集落排水処理施設等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

農業用施設、林業用施設及び水産業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 ため池施設対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

3 用排水施設対策

頭首工、取水堰、揚水機、農業集落排水処理施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

4 林道施設対策

林道の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、災害時に重要物流道路や緊急輸送道路等の重要路線が使用不能な状態となった場合に、集落間の連絡林道で代替路となり得る路線については、計画的な整備等に努める。

第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農事組合法人、森林組合、市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

2 各施設の予防対策

施設管理者は、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第11節 警戒情報観測・収集・伝達体制の整備

防災気象情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

第1 気象情報等の収集

1 宇都宮地方気象台から発表される気象情報、警報の収集

市は、日頃から栃木県防災行政ネットワーク、防災情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。

宇都宮地方気象台から発表される主な気象注意報、警報は次のとおりである。

一次細分区域		南部	
市町村等をまとめた地域		南東部	
市町村		那須烏山市	
分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
府県気象情報		警報、注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警報、注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に半日程度前から「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。	—
早期注意情報 (警報級の可能性)		警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。 ▷高：警報級の現象の可能性が高い。 ▷中：警報級の現象の可能性が高くはないが一定程度認められる。	警戒レベル1 (大雨に関する)
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 ▷ 表面雨量指数基準：11、土壌雨量指数基準：100	警戒レベル2 (夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3相当)
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ▷ 流域雨量指数基準：小貝川流域=3.3、江川流域=15.6 ▷ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：那珂川流域=（5、57.4）、荒川流域=（9、17）、江川流域=（5、11.6） ▷ 指定河川洪水予報：那珂川〔小口〕、荒川〔連城橋〕	警戒レベル2
警 報	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 ▷ 表面雨量指数基準（浸水害）：21 ▷ 土壌雨量指数基準（土砂災害）：137	警戒レベル3相当 (大雨警報（土砂災害）のみ)

分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
警 報	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ▷ 流域雨量指数基準：小貝川流域=4、江川流域=19.5 ▷ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：荒川流域=（10、23.4） ▷ 指定河川洪水予報：那珂川〔小口〕、荒川〔連城橋〕	警戒レベル3相当
特 別 警 報	大雨特別 警 報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。 ▷ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等 ▷ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される市町村等 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現	警戒レベル5相当
キキクル (危険度分布)	土砂キキクル 注意（黄）	—	警戒レベル2相当
	土砂キキクル 警戒（赤）	高齢者等避難発令の目安となる。	警戒レベル3相当
	土砂キキクル 危険（紫）	避難指示発令の目安となる。	警戒レベル4相当
	土砂キキクル 災害切迫（黒）	緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当
	浸水キキクル 注意（黄）	—	—
	浸水キキクル 警戒（赤）	—	—
	浸水キキクル 危険（紫）	—	—
	浸水キキクル 災害切迫（黒）	緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当
	洪水キキクル 注意（黄）	—	警戒レベル2相当
	洪水キキクル 警戒（赤）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における高齢者等避難発令の目安となる。	警戒レベル3相当
	洪水キキクル 危険（紫）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における避難指示発令の目安となる。	警戒レベル4相当
	洪水キキクル 災害切迫（黒）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当

分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
気 象 情 報	土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる、都県と気象台が共同で発表する情報	警戒レベル4相当
	記録的短時間 大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに発表される。現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量を知らせるために、雨量規準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクルの危険（紫）が出現している場合 ▷ 1時間降水量：110mm	警戒レベル4相当以上 （土砂キキクル、洪水キキクルのみ）
	顕著な大雨に 関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線上の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。	警戒レベル4相当以上
	台風情報	台風に関する情報	—

※ 激しい雨⇒1時間に概ね30mm以上の雨

※ 表面雨量指数⇒短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの

※ 流域雨量指数⇒河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの

※ 土壌雨量指数⇒降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの

※ タンクモデル⇒浸透や流失を考慮したタンクを3つ重ね、降った雨が「地中に浸み込む過程」、「流失過程」をモデル化したもの。解析雨量と降水短時間予報による雨量を基に、5km格子単位で計算する。

※ 危険度分布（キキクル）⇒表面雨量指数・流域雨量指数・土壌雨量指数を用いて、気象庁が提供しているサービス。気象庁ホームページ等で確認できる。

2 防災気象情報の充実

宇都宮地方気象台は、注意報・警報の発表区域を、より地域に則した、効果的なものにするため、平成14年3月に今までの2区域（一次細分区域）から5区域（二次細分区域）に細分化を行った。また、平成20年3月には、避難勧告等の災害応急対策を適時適切に行えるよう支援するため、土砂災害警戒情報の運用を県と共同で開始し、5月には大雨及び洪水警報、注意報の基準に災害対応の新たな指標である土壌雨量指数・流域雨量指数を導入し、気象災害時の避難勧告等により有効に活用できるように改善を行った。

気象庁は、平成25年8月30日からこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表する運用を開始した。

平成27年1月に、国土交通省が「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」をとりまとめたことを踏まえ、気象庁では、平成28年から平成29年にかけて、大雨警報（浸水害）及び洪水警報の危険度分布の提供を開始する等、「新たなステージ」に対応した防災気象情報の改善が行われた。

宇都宮地方気象台は、平成30年度にC L検討委員会にて土砂災害警戒情報発表基準の改善を検討

し、検討結果を踏まえ令和元年5月に土砂災害警戒情報の基準変更を行った。

平成30年12月に内閣府中央防災会議WGより「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」が公表された結果、令和元年度の出水期より、住民の行動を支援する具体的な方策として、防災気象情報が5段階の警戒レベルにより提供されることとなった。

気象庁は、令和2年8月24日より大雨特別警報の発表基準を雨を要因とする基準に一元化し、台風等を要因とする特別警報の基準は暴風・高潮・波浪・暴風雪についてのみ用いることとし、大雨特別警報と警戒レベルの関係を明確化した。

気象庁、宇都宮地方気象台は、気象情報、注意報・警報等の防災気象情報をより効果的なものにするため、随時詳細な調査・分析を行い、必要があれば改善に努めている。

第2 気象情報等の伝達

市は、災害に結び付くと思われる気象情報については、次の手段をとって関係住民への周知に努める。

- 1 防災行政無線
- 2 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- 3 市防災行政情報メール
- 4 エリアメール・緊急速報メール
- 5 消防サイレン
- 6 消防団車両
- 7 市広報車
- 8 消防団員による個別訪問
- 9 消防関係機関、警察等による個別訪問
- 10 市ホームページ
- 11 ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- 12 自治会、自主防災組織への電話
- 13 Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送
- 14 とちぎテレビデータ放送

第12節 情報通信体制の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の運用・整備・維持管理、各種通信施設の災害対策を講じる等情報の伝達に万全を期す。

第1 本市の通信施設の現況

市は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用発電設備、自家発電設備、無停電電源装置及びバッテリー等の予備電源の整備に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本市において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- 1 防災行政無線
- 2 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- 3 市防災行政情報メール
- 4 エリアメール・緊急速報メール
- 5 消防サイレン
- 6 栃木北東地区消防指令センターメール
- 7 消防団用デジタル簡易無線（消防救急デジタル無線受令機能を含む）
- 8 市ホームページ
- 9 ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- 10 一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
- 11 携帯電話（衛星携帯電話含む。）
- 12 県防災行政ネットワーク
- 13 Lアラート
- 14 とちぎテレビデータ放送

第2 県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県は県防災行政ネットワークを整備運用している。

災害時に、市に配備されている県防災行政ネットワークを活用して、県及び県関係出先機関等からの情報収集、県及び県関係出先機関等への被害状況等の報告が的確に行えるよう、通信訓練等を通じて運用の習熟に努める。

第3 一般加入電話（災害時優先電話）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になるため、衛星携帯電話の配備を進めるとともに、災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため、36箇所災害時の優先電話を登録しているが、さらに登録台数を増やし、大規模災害時の通信の確保に備えるものとする。

市は、平素から次の措置を行うなど職員への周知徹底を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第5 防災情報伝達システム

市では、市職員・消防団・住民に対し、防災行政無線、防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む）、市防災行政情報メール、エリアメール・緊急速報メール、消防サイレン、栃木北東地区消防指令センターメール、消防団用デジタル簡易無線（消防救急デジタル無線受令機能を含む）、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、一般加入電話（災害時優先電話を含む）、携帯電話（衛星携帯電話含む）、県防災行政ネットワーク、Lアラート、とちぎテレビデータ放送等による一斉送信により災害時の非常通信に備えている。

第6 アマチュア無線団体との協力体制の確立

災害発生時に各地の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、平素から市内のアマチュア無線団体との協力体制を確立するとともに、防災訓練等を通じて収集内容・伝達先等について習熟を図り、市の情報収集体制の強化を推進する。

第7 県警との協力体制の確立

市の保有する通信手段が全て使用不可となった場合には、災害発生時における各地の被害情報の収集・伝達等、市の情報収集体制を補完するため、県警との間において連携・強化を図るものとする。

第8 電信電話機関との間における連携・協力

災害発生時に、各避難所における通信手段が不全となった場合に、携帯電話の充電器(蓄電池も含む。)等の貸与やWi-Fi環境の一時的構築ができるよう、平素から協力体制の確立を進めておく。

第13節 避難体制の整備

避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を住民に周知する。

第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

1 指定緊急避難場所の指定

- (1) 市は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が、避難した住民を受け入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備又は指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。
- (3) 市は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

- (1) 市は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

- (2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとする。
- (3) 上記(2)の基準に加えて、次のことにも留意する。

- ① 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- ② 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
- ③ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。
- ④ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3 福祉避難所の指定

- (1) 市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

また、新たに指定を行ったり、指定を解除したりした場合には、速やかに公示して住民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

- (2) 指定にあたっては、2の指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

- ① バリアフリー化された施設であること。
 - ② 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。
- (3) バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。
- (4) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

4 事前設置避難所の開設

市は、台風など事前の発災が予想される災害においては、市内5地区（烏山・向田・境・七合・荒川）の住民の自主避難用避難所として、指定緊急避難場所・指定避難所の中から事前設置避難所として指定した避難所を開設する。

5 指定緊急避難場所・指定避難所以外の避難所

市は、過去の災害の事例等から、指定緊急避難場所・指定避難所以外に自主防災組織等が自ら開設する可能性のある避難所を把握することに努めるとともに、災害時において開設を確認したときは、職員の派遣や備蓄品・資機材の提供等の支援を行う。

6 避難所の整備

市は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

(1) 整備にあたっての留意事項

- ① 避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ② 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ③ 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。障害者に対しては、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備し、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ④ 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ⑤ 帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、JIS規格のピクトグラムの共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ⑦ 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ⑧ 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ⑨ 体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ⑩ 通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話やインターネット

等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。

⑪ 必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。

⑫ 安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

7 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第2 避難に関する知識の周知徹底

市、県及び県警察は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所への持出品、避難指示の意味やその発令があった時にとるべき避難行動等避難に必要な知識等について幅広い年代の住民の周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、市は、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、県は、災害時において市町が多様な情報発信手段を活用できるよう、普段から研修会等により支援する。

- 1 自主防災組織等を通じた周知（市）
- 2 標識、誘導標識、案内板等の設置による周知（市）
- 3 ハザードマップ等配布による周知（市）
- 4 広報紙、インターネットによる周知（市、県）
- 5 避難訓練の実施（自主防災組織等）
- 6 平素の警察活動での周知（県警察）

第3 避難実施・誘導体制の整備

1 避難基準の設定

市は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う基準を設定するものとする。その際、国の避難情報に関するガイドラインに示されている情報等により検討、設定する。また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

県は、この基準の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

2 避難指示等の伝達手段の整備

市は、土砂災害警戒地域や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第12節第1のとおり、防災行政無線、防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む）、市防災行政情報メール、エリアメール・緊急速報メール、消防サイレン吹鳴システム、栃木北東地区消防指令センターメール、消防団用デジタル簡易無線（消防救急デジタル無線受令機能を含む）、市ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、一般加入電話（災害時優先電話を含む）、携帯電話（衛星携帯電話含む）、県防災行政ネットワーク、Lアラート、とちぎテレビデータ放

送等と、職員による広報車等での伝達や、消防団・自主防災組織等を活用した戸別伝達、放送事業者の活用等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じたコミュニケーション手段を利用し、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

3 避難誘導體制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、県警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ① 各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ② 地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ③ 避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ④ 避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ⑤ 水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

① 帰宅困難者対策

駅の管理者は、大規模風水害等により列車が長期間停止する場合に備え、バス等による代替輸送並びに併行社線との振替輸送等の計画を策定しておく。また、市の定める緊急避難場所へ避難させることも想定し、あらかじめ市と連携した避難体制について確立しておくよう努める。

② 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市は、消防本部及び県警察と連携して、不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第4 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理体制の確認

市は、避難所がスムーズに開設できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

2 職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

特に、台風など事前の発災が予想される災害において住民の自主避難用避難所として開設する事前設置避難所については、毎年度当初に職員の配置計画を定める。

3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携と避難所の通信確保

市は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、連携しての避難所運営体制を事前に検討しておく。

4 指定管理者等との役割分担の明確化

市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

5 専門家等との情報交換

市および各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

6 県による体制整備支援

市は、避難所における管理・運営が円滑に行なわれるための件による支援を受けることができる。

第5 栃木県災害福祉広域支援協議会・災害福祉支援チーム（DWA T）の整備

県は、大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を円滑に実施できるよう、県社会福祉協議会及び福祉関係団体と連携して、栃木県災害福祉広域支援協議会を整備し、避難所等において支援を行う栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を設置する。

第6 市外・県外避難者受け入れ対策

震災対策編第2章第11節第7に準ずる。

第14節 消防・救急・救助体制の整備

被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等のため、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 組織の充実強化

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて必要な施設及び人員の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、救急・救助体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市及び消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

市は、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材を活用するため、関係機関等との災害時応援協定締結に努める。

- 1 救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員の養成
- 2 救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両の整備
- 3 応急措置の実施に必要なエンジンカッター、チェーンソー等の救急・救助用資機材の整備

第3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

市は、発災後の避難所において急患がでた場合には、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用するなどをして、消防、医療機関等のサポートに努めるものとする。

第4 消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

市は、災害時に迅速に上空からの人命救助や救急搬送が実施できる体制を整備するため、県消防防災ヘリコプターの要請方法の周知や離着陸場の整備を図る。

第5 応援受け入れ・連携体制の整備

市及び消防本部は、本章第21節のとおり広域的な救急・救助応援受け入れ体制を整備する。

第15節 保健医療救護体制の整備

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第1 保健医療体制の整備

市は、南那須医師会をはじめとする医療機関等と連携し、事前に次の項目についての計画を定め、保健医療体制の整備を図るものとする。

1 保健医療体制の整備

(1) 救護班の編成体制の確保

市は、災害時における医療救護活動や保健活動の万全を期するため、あらかじめ南那須医師会と医療救護班の編成や出動体制等について協議しておくものとする。

医療救護班は、おおむね次のような編成とする。

医師	2名
薬剤師	1名
看護師（保健師）	6名

(2) 救護所の整備

消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所にあてるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。その際、救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備に努める。

また、管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

※ 防災用エアートントに関しては、那須烏山消防署北側のプレハブ小屋内に備蓄している。

(3) 医療救護班の編成、出動

災害発生時において、栃木県東部の那珂川町及び本市の1市1町では、南那須医師会のもと医療救護班を編成し、保健医療活動にあたることとなっている。

市は、災害発生時に医療救護班の迅速な応援が得られるよう、平素から南那須医師会等と協議を行っておく。

2 医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断ができる体制を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に被災状況等を入力する体制を整備する。また、被災地へ出動する救護班の編成や、救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

第2 連絡体制の整備

市、消防機関、医療機関は、救護所に対応できない重症患者等を收容するため、公的・民間病院医療機関の被災状況、受け入れ能力、負傷者の身元確認等の情報を相互で交換できるよう連絡体制を整備する。

第3 後方医療体制等の整備

県は、栃木県医師会、栃木県歯科医師会、栃木県看護協会、栃木県薬剤師会、栃木県柔道整復師会、その他医療機関等との災害協定を具体化し、連携により後方災害医療体制の整備を図る。

1 災害医療コーディネート機能の整備

県は、災害医療コーディネーターの助言及び支援の下、災害拠点病院等の専門医師などによる災害医療コーディネートチームを編成し、被災地の医療ニーズを的確に把握しながら救護班の派遣調整や患者受入医療機関の調整を行う機能を整備する。

2 災害拠点病院の整備

県及び医療機関は連携して、災害時の緊急医療体制を確保するため、県内の公的病院、大規模総合病院の中から地域特性や病院の規模・設備等を考慮の上、施設を選定し、災害拠点病院として必要に応じて次のような整備を促進していく。

また、県内全域での災害に対して、必要な緊急医療を提供できるような配置に努める。

3 DMAT・LDMAT指定病院の整備

DMAT指定病院・LDMAT指定病院は、DMAT活動のための医療資機材を確保するほか、DMAT隊員の技術の向上を図るため、院内外における研修・訓練に努める。

県（保健福祉部）は、DMAT・LDMAT指定病院の整備拡充にあたり必要な支援を行う。

【栃木県DMAT指定病院】

病 院 名
栃木県済生会宇都宮病院
NHO栃木医療センター
JCHOうつのみや病院
上都賀総合病院
獨協医科大学病院
自治医科大学附属病院
足利赤十字病院
那須赤十字病院
芳賀赤十字病院
獨協医科大学日光医療センター
国際医療福祉大学塩谷病院
新小山指市民病院
佐野厚生総合病院

【栃木県LDMAT指定病院】

宇都宮記念病院
菅間記念病院
那須南病院

4 DPATの体制整備

県は、災害時に精神保健医療ニーズに対応するDPATについて、規程等を整備するとともに、DPATを養成するための研修や訓練を実施する。

5 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備

市及び県は、医療機関等と連携し、国、県、市町、栃木県医師会、病院、消防本部（局）等をネットワークで結ぶ広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供体制の整備を図る。

第4 応援要請及び受援体制の整備

市は、市内の医療救護活動や保健活動が、医師等の不足、医薬品・医療器材の不足等により円滑に実施できない場合には県内他地域や県外に応援要請して対処するための応援要請方法、「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく応援要請の手続や受援体制等を整備しておくものとする。

第5 医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- 1 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- 2 年間2回以上避難訓練を実施し、夜間にも実施するよう努める。
- 3 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- 4 病院、診療所については、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、できる限り避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。
また、老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- 5 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第6 医療機関のライフラインの確保

県は、医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス、患者搬送用燃料等の災害時における医療施設への円滑な供給体制の整備に努める。

第16節 緊急輸送体制の整備

被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

第1 緊急輸送道路の確保

県、その他の道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。

また、より円滑な輸送体制の確保を図るため、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

市域における県指定緊急輸送道路は、次のとおりである。

第1次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
国道 (県管理)	293	国道293号	那珂川町富山[茨城県境] ～さくら市川岸川岸交差点[国道4号交点]

第2次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
国道 (県管理)	294	国道294号	那珂川町小川旭町交差点[国道293号交点] ～市貝町笹原田天矢場交差点[国道123号交点]
主要地方道	10	宇都宮那須烏山線	高根沢町宝積寺宝積寺交差点[国道4号交点] ～那須烏山市中央2中央交差点[国道294号交点]
一般県道	102	烏山停車場線	那須烏山市中央2旭交差点[国道294号交点] ～那須烏山市中央2中央交差点[宇都宮那須烏山線交点]

第3次緊急輸送道路

道路種別	路線番号	路線名	区 間
主要地方道	10	宇都宮那須烏山線	那須烏山市中央2中央交差点[烏山停車場線交点] ～那須烏山市滝田興野大橋西交差点[国道294号交点]
			那須烏山市田野倉山中入口交差点[宇都宮那須烏山線分岐] ～那須烏山市高瀬高瀬交差点[宇都宮那須烏山線分岐]
	12	那須烏山御前山線	那須烏山市旭1[国道294号交点] ～那須烏山市大木須[茨城県境]
	25	那須烏山矢板線	那須烏山市神長[宇都宮那須烏山線交点] ～那須烏山市上川井[国道293号交点]
	61	真岡那須烏山線	真岡市東郷東郷北交差点[国道294号分岐] ～那須烏山市福岡福岡交差点[宇都宮那須烏山線交点]

区 分	設 定 基 準
第1次緊急輸送道路	◆ 県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ◆ 県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第2次緊急輸送道路	◆ 第1次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第3次緊急輸送道路	◆ 第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

市、県、国土交通省関東地方整備局及びその他の道路管理者は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要

な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

市、県及びその他の道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(3) 道路パトロールの実施

県は、道路の維持管理に万全を期すとともに、災害の予防対策の円滑を図るため、栃木県道路パトロール実施要領に基づき、道路パトロールを実施する。

2 県警察等による交通管理体制の整備

(1) 災害発生時の交通規制計画

県警察は、災害による交通の混乱を防止し、迅速に緊急交通路を確保するため、交通規制計画を策定する。また、交通管制センターの運用計画を策定する。

(2) 交通管理体制、交通管制施設の整備

県警察は、信号機、交通情報板等の交通管制施設について災害からの安全性の確保を図るとともに、災害時における広域的な交通管理体制の充実を図る。

(3) 緊急通行車両に係る確認手続

県警察及び県は、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認手続について、迅速かつ適切な運用を図るため、事前届出による審査及び確認手続の促進を図る。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

県警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について周知徹底を図る。

第3 空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨等の災害時に、道路が土砂崩れ、冠水、橋りょうの損壊等により寸断され、陸上輸送に支障を来す場合に備えて、あらかじめ臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定している。

また、市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、臨時ヘリポートについて、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、臨時ヘリポート候補地として、新たに飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として選定した場合は、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

第4 物資集積所の整備等

市は、災害時に搬送される支援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う物資集積拠点を整備し建物の堅牢化を行うとともに、通信機器等必要な整備を図る。

また、市は、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第5 関係機関との連携による輸送体制の強化

1 建設関係機関との連携体制

市は、市内建設業者等との協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

2 物資輸送機関との連携体制

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努めている。また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

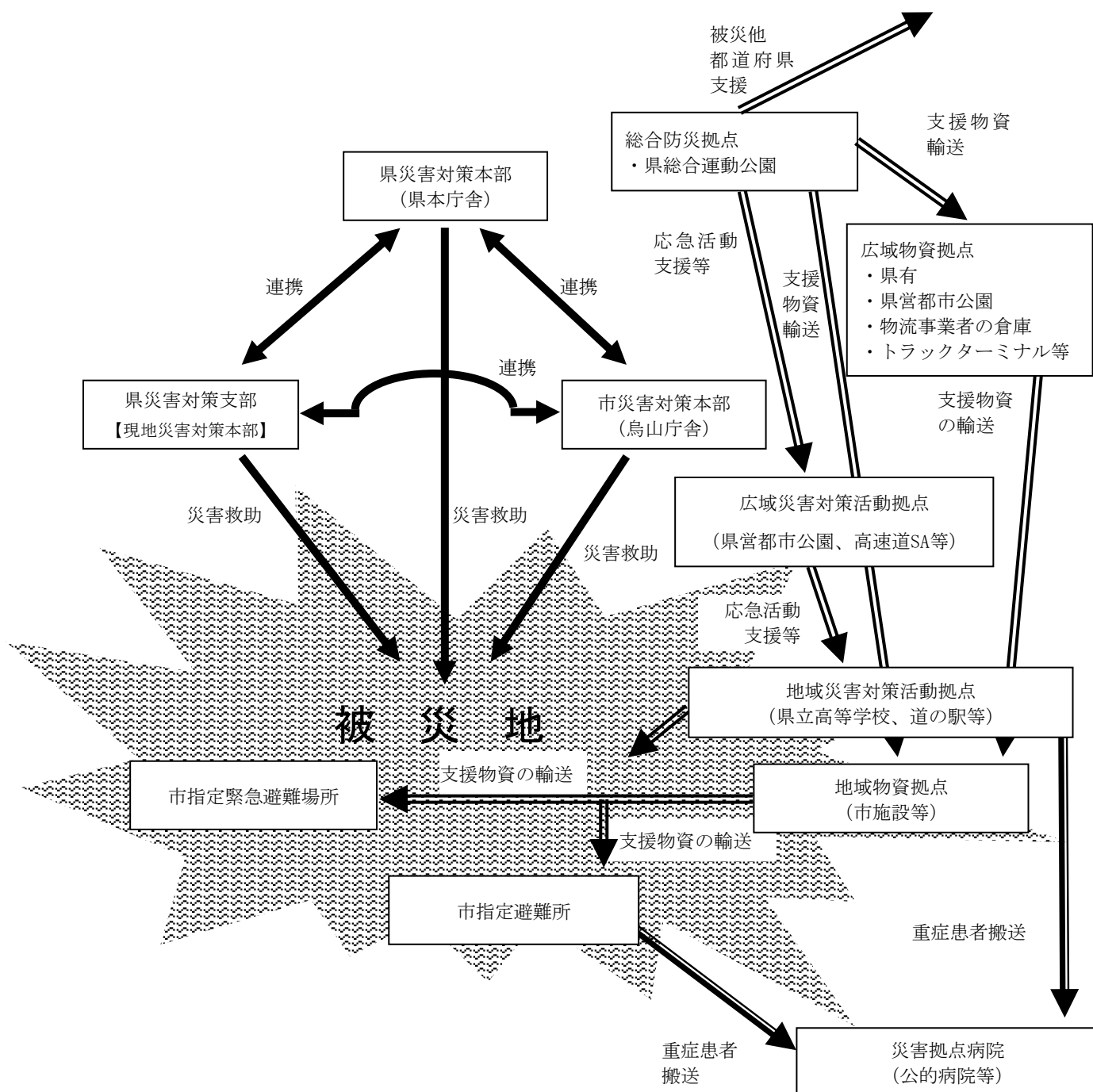
3 大規模災害時における道路啓開体制の整備

市は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、（一社）栃木県自動車整備振興会南那須支部との間に締結している協定に基づき、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

第17節 防災拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う防災拠点の整備を図る。

第1 防災拠点の体系



第2 災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備を、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 災害対策活動拠点の種類

(1) 市災害対策本部

市は、災害対策活動の第一線の拠点となる市役所烏山庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、耐震診断に基づく耐震性の確保対策を図るとともに、迅速な初動体制を確立できるよう、通信手段の整備充実など、必要な整備を図る。

なお、当該拠点となる市役所烏山庁舎が未曾有の災害に被災し、災害対策本部としての機能を果たせない場合の代替施設として、保健福祉センターをサブ拠点に位置付けをし、当該施設においても本部機能を十二分に果たすことが出来るよう、太陽光発電設備、蓄電池設備の充実など、必要な整備を図る。

(2) 県災害対策本部、災害対策支部

県は、県災害対策本部設置場所となる県本庁舎を始めとして、県本庁舎の機能が失われた場合に災害対策本部設置の代替場所となる地方合同庁舎や消防学校、県災害対策支部となる各地方合同庁舎について、必要な整備を実施していく。

(3) 総合防災拠点

県は、県内外における大規模災害時の的確な被災地支援のための機能と地域住民が適切な避難行動等を行えるようにするための平時からの防災にかかる学習・教育機能を兼ね備えた総合的な防災拠点について、必要な整備を図る。広域災害対策活動拠点、広域物資拠点に位置付けられ、各種防災機能を有するとともに、県央部に位置し県内全域をカバーできる県総合運動公園を総合防災拠点とされている。

総合防災拠点の機能は以下のとおりとする。

- ① 備蓄機能
- ② 救援物資の集積拠点機能
- ③ 応援部隊の活動拠点機能
- ④ ヘリの離着陸機能
- ⑤ 学習・教育機能

(4) 広域災害対策活動拠点

県は、県営都市公園を中心に、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

また、県内高速道路のSA（サービスエリア）やPA（パーキングエリア）について、県はNEXCO東日本と連携し、自衛隊や警察、消防等全国からの支援部隊に対する支援拠点としての活用を促進する。

(5) 地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図る。

また、道の駅については、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は、市町や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

(6) 広域物資拠点（一時集積拠点）

県は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定し広域物資拠点を確保するよう努める。

(7) 地域物資拠点（二次集積拠点）

市は、市施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

防災拠点施設（抜粋）

拠点種別	施設名	電話番号	所在地
県災害対策本部	県本庁舎（危機管理課）	028-623-2136	宇都宮市埴田1-1-20
県災害対策支部 〈現地災害対策本部〉	県南那須庁舎 （烏山健康福祉センター）	0287-82-2231	那須烏山市中央1-6-92
市災害対策本部	那須烏山市（総務課）	0287-83-1117	那須烏山市中央1-1-1
	保健福祉センター（代替）	0287-88-7115	那須烏山市田野倉85-1
市内の地域災害対策活動拠点	烏山高等学校	0287-83-2075	那須烏山市中央3-9-8
	旧烏山女子高等学校跡地		那須烏山市金井1-4-23

2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備をしていく。特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる市役所烏山庁舎については、計画的に整備を推進する。

加えて、サブ拠点となる保健福祉センターにおいても、逐次、整備を推進していくものとする。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源（発電、再生可能エネルギー発電設備、蓄電池システム又は蓄電機能を有する車両を含む）
- (3) 県防災行政ネットワーク
- (4) （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽
- (5) 備蓄倉庫

第18節 建築物災害予防対策

強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間や電気設備等の浸水防止対策等を図る。

第1 一般建築物に対する予防対策

1 電気設備の浸水対策

市及び県は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

2 落下物・飛来物防止対策

県は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める、市はこれに協力する。

第3 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点）（本章第17節参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防本部〔那須烏山消防署〕、警察署、消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 防災対策の実施

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (1) 非常用電源の確保
- (2) 配管設備類の固定・強化
- (3) 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- (4) その他防災設備の充実

第4 石綿含有建材使用建築物への予防対策

震災対策編第2章第17節第8の規定に準ずる。

第19節 鉄道・インフラ事業者等の災害予防対策

鉄道、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1 鉄道施設の対策

東日本旅客鉄道株式会社は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

1 施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

2 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平常時から訓練教育を行う。

第2 ヘリポート施設の対策

災害時におけるヘリポート施設の果たす役割の重要性に鑑み、必要な施設整備と維持管理に努める。

1 構造物の整備

県及びその他施設の管理者は、構造物について、必要に応じ補修改良を図り、災害に強い施設の整備に努める。

2 施設等の点検巡回

県及びその他施設の管理者は、災害による被害を最小限に抑えるため、施設等の定期的な点検、巡回を行う。

第3 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

市は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図を作成する。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

(5) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(6) 配水管等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した材料の選定を行う。

(7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

水道事業浄水施設

事業主（事業主体）		浄水施設名	水源種別	処理方法	計画給水人口(人)
事業主（事業主体）	種 別				
那 須 烏 山 市 水 道 事 業	上水道事業	城 東 浄 水 場	浅井戸	塩素消毒	37,034
	〃	南 大 和 久 浄 水 場	〃	〃	
	〃	森 田 浄 水 場	〃	〃	
	〃	三 箇 浄 水 場	〃	〃	
	〃	小 白 井 浄 水 場	〃	〃	
	〃	大 金 台 浄 水 場	〃	〃	
	〃	境 浄 水 場	〃	〃	
	〃	境 東 浄 水 場	〃	〃	
	〃	興 野 浄 水 場	〃	〃	
	〃	向 田 浄 水 場	〃	〃	

2 下水道施設

(1) 施設の整備

市は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

市は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

下水道施設

区 分	処 理 場 名	所在地	供 用 開始年	処理能力 (m ³ /日)	放 流 河川名
公 共 下 水 道	烏 山 水 処 理 セ ン タ ー	那須烏山市野上316	2003	1,400	江 川
	南 那 須 水 処 理 セ ン タ ー	那須烏山市東原161—1	1998	1,300	荒 川
農 業 集 落 排水処理施設	興 野 水 処 理 セ ン タ ー	那須烏山市興野148	2000	1,217	那珂川

3 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、電気事業者では、次の予防措置を講じる。

(1) 東京電力パワーグリッド株式会社

① 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

② 施設対策

洪水、土砂災害、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

③ 要員、資機材の確保対策

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

④ 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店をあげて実施する。

(2) 東京電力パワーグリッド株式会社以外の発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる。

第4 廃棄物処理施設の対策

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、災害時においても災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく

南那須地区広域行政事務組合、廃棄物処理業者及び民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を適正かつ迅速に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく。

第20節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市は県、事業者等関係機関と連携して各種予防対策を実施する。

第1 消防法上の危険物

本市における危険物施設（完成検査済証交付施設のほか南那須地区広域行政事務組合火災予防条例で規制されている少量危険物施設等）については、適宜、消防本部等が必要な安全対策の指導を行っている。

県、消防本部及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努め、市はこれに協力する。

1 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第2 火薬類

県並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等は、平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努め、市はこれに協力する。

第3 LPガス

県及びLPガスの販売事業者、保安機関等（以下、本節において「販売事業者等」という。）は、次により、災害に起因するLPガス事故の抑止に努め、市はこれに協力する。

1 販売事業者等が実施する対策

火災・交通・放射性物質・危険物等対策編 第3部 放射性物質・危険物等事故対策第2章第5節第1の1に準ずる。

2 県が実施する対策

- (1) LPガスの販売事業、保安業務又は設備工事等に関する許認可及び立入検査等にあつては、災害による影響を十分に考慮した審査・指導を行う。
- (2) (一社) 栃木県LPガス協会等と連携し、災害時の応援協力体制の充実強化を推進する。

第4 高圧ガス

県及び高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、次により、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努め、市はこれに協力する。

1 高圧ガス事業者が実施する対策

火災・交通・放射性物質・危険物等対策編 第3部 放射性物質・危険物等事故対策第2章第5節第1の2に準ずる。

2 県が実施する対策

(一社) 栃木県一般高圧ガス安全協会等と連携し、災害時の応援協力体制の充実強化を推進する。

第5 毒物・劇物

県は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、次のとおり、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設などの把握に努めるとともに、毒劇物の管理の徹底等の指導を行う。

市は、県、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取扱う施設などが行う取組に協力する。

1 取扱施設等への指導

毒物劇物営業者やシアン化合物を業務上取り扱っている電気メッキ業者等に対し、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

2 貯蔵量の把握

毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握に努める。

3 取扱施設等の把握及び指導

毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒物・劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努め、災害に起因した流出等による被害を防ぐため、保管施設や毒劇物の取扱いについて指導を行う。

4 講習会等の実施

毒劇物営業者等を対象に法令講習会等を実施する。

5 連絡体制の整備

市、消防本部、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の行う対策

放射性同位元素等取扱施設等の管理者は、災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県に対する通報連絡体制を整備する。

2 市、県及び消防機関等の対策

(1) 市、県及び消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知しておき、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

(2) 市、県及び消防機関は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努め

る。

- (3) 市、県及び消防機関は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。
- (4) 県は、あらかじめ県内及び近隣県の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺住民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。
- (5) 県、県警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第21節 文教施設等災害予防対策

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

学校安全計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み作成する。 (1) 防災教育に関する事項 ① 学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間における指導事項 ② 特別活動、部活動等における指導事項 (2) 防災管理に関する事項 ① 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ② 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ③ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ④ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 (3) 災害安全に関する組織活動 ① 家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 ② 教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

「危険等発生時対処要領」作成上の留意点
地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。 (1) 大規模災害時における児童・生徒等の安全確保の方策 (2) 時間外における教職員の参集体制 (3) 保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制等

2 学校等の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、降雪時の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図る。

(2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

市及び県は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

(1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることがもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

③ 体験的・実践的な防災教育の推進

市及び県は、学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市及び県は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

施設危機管理計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 (1) 災害管理に関する事項 ① 防災のための組織作り、連絡方法の設定 ② 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ③ 防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定 ④ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 (2) 災害に関する組織活動 ① 地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施 ② 職員を対象とした防災に関する研修 ③ 利用者に対する防災情報提供

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続、中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電

気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市及び県は、社会教育を通じて住民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会の充実に努める。

(1) 防災教育の充実

- ① 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した住民への防災教育の充実に努める。
- ② 防災教育の実施にあたっては、住民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。
- ③ 災害発生時に、住民等が自らの安全を守ることがもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域住民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

県は、私立学校が公立学校の対策に準じて災害対策を講じる場合に、指導及び助言等を行う。

第4 文化財災害予防対策

市及び県は、住民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

- 1 文化財の所有者、管理者若しくは管理団体又は文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- 2 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- 3 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第22節 航空消防防災体制の整備

消防防災ヘリコプター「おおるり」や他県等ヘリコプターによる航空消防防災体制の充実強化に努める。

第1 航空消防防災体制の整備

1 消防防災ヘリコプターの活用

県は、県消防防災ヘリコプター「おおるり」を偵察、救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の災害応急対策活動に活用するため、航空消防防災体制の充実・強化に努める。

2 県消防防災航空隊の活動

県は、芳賀町にある「栃木ヘリポート」に、県職員、県内消防本部（局）派遣職員、民間委託先の運航関係職員で構成する消防防災航空隊を置き、県消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動にあたる。

(1) 偵察

県は、県消防防災ヘリコプターにより、上空からの目視や画像伝送等による被災地域の情報収集を実施する。

(2) 救急・救助

県は、「栃木県消防防災ヘリコプター救急システム」に基づき効率的な搬送体制を構築することにより、救命効果の向上を図る。また、地上部隊による救出が困難な場合において、安全かつ安定した人命救助を実施する。

(3) 空中消火

県は、林野火災等が発生した際、地上部隊が進入困難な場所において、県消防防災ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

(4) 人員・物資輸送

県は、災害応急対策活動に従事する人員や、食料・衣料等の生活必需品や復旧資材、医薬品や血液製剤等の救急物資等の陸路輸送が困難な場合、県消防防災ヘリコプターによる空路輸送を実施する。

第2 ヘリポートの整備・維持管理

本章第19節第2のとおりとする。

第3 離着陸場等の整備

市及び県は、離着陸場等の確保を推進し、ヘリコプターによる偵察、救急・救助、空中消火、人員・物資輸送等の応急活動が円滑に実施できる体制を整備する。また、災害時に孤立化するおそれのある地域に十分配慮して離着陸場等を整備するよう努める。

市は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定し、市地域防災計画に定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

県は、ヘリコプターによる応急活動が円滑に実施できるよう、市が地域防災計画に定めた臨時ヘリポート候補地の場所、状況等についてあらかじめ把握しておく。また、県消防防災ヘリコプター「おおるり」の飛行場外離着陸場への許可について国土交通省東京航空局東京空港事務所に通年申請を行う。

第4 広域航空消防防災応援体制の整備

1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(1) 通信体制の整備

応援ヘリコプターと応援要請市町消防本部（局）の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡のため、消防本部は、統制波を実装した無線機の整備に努める。

(2) 事前計画の作成

市及び県は、他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

2 災害対策関係機関の活動体制の整備

災害等の捜索救難対策において航空機を使用する県、県警察、自衛隊、獨協医科大学病院の各機関は、「栃木県救難対策航空連絡会議」等を通して次の事項を協議し、迅速、かつ的確な捜索救難対策の実施と安全体制の確立に努める。

(1) 航空機を使用する活動における関係機関の役割分担

(2) 航空機を使用する活動における連絡調整の方法

(3) 災害現場における効率的な協力のあり方

第23節 大規模災害時における応援・受援

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、県内のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

第1 都道府県相互応援体制の整備

1 応急対策職員派遣制度（対口支援）

総務省が平成30年3月から運用開始し、都道府県が管内市区町村と一体的に被災市区町村へ人的派遣を行う仕組みであり、被災市区町村が行う災害マネジメントや避難所運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援を行う。

2 県と他都道府県との災害時応援協定

(1) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援

同一グループの被災都県に対し、被災しなかった都県が人的・物的支援を実施する。栃木県は、茨城県、群馬県、及び長野県と同じグループである。

(2) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援

各ブロック知事会の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合に全国知事会の調整の下、各ブロック間において、人的・物的支援、施設や業務の提供・あっせん等の広域支援を実施する。

3 各省庁における派遣スキーム

次の職種または分野については、関係省庁等による全国的な調整が行われることとなっている。

職種、分野	主な支援内容	関係省庁
被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の実施	文部科学省
水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧	厚生労働省
災害派遣医療チーム（DMAT）	災害急性期（発災後概ね48時間以内）に被災地等で医療支援等を実施	厚生労働省
保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理	厚生労働省
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	被災地方公共団体の保健医療調整本部及び保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援	厚生労働省
農業農村災害緊急派遣隊（水土里（みどり）災害派遣隊）	被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援等	農林水産省
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	被害状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援	国土交通省
被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施	国土交通省
被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施	国土交通省
下水道	被災した下水道施設の復旧	国土交通省

災害廃棄物処理支援 ネットワーク (D. Waste-Net)	<研究・専門機関（専門家・技術者を派遣）>処理体制の 構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮 置場の確保・管理運営等に関する現地支援 等 <一般廃棄物関係団体（ごみ収集車等や作業員を派遣）> 生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援 等	環境省

- 4 「災害時相互協力に関する申合せ」（国土交通省関東地方整備局企画部、茨城県土木部、栃木県県土整備部、群馬県県土整備部、埼玉県県土整備部、千葉県県土整備部、東京都建設局総務部、神奈川県県土整備部、山梨県県土整備部、長野県建設部、さいたま市建設局、千葉市下水道局、横浜市安全管理局及び川崎市建設局（以下「構成機関」という。）の適切な運用体制の整備

構成機関は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、災害時における被災情報等を共有化するものとする。また、緊急時における国土交通省の情報連絡員の受け入れを含めた連絡体制の確保、災害時に他の機関に貸付が可能な車両、通信機器の一覧並びにその他の防災に関する情報及び資料の交換を行うものとする。

第2 市区町村相互応援体制の整備

1 県内市町間相互応援協定

市は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援に関する協定」を実施する体制の整備に努める。県は、協定の運用が円滑にできるよう、必要な支援及び協力を行う。

2 県と市町の連携強化

県は、市町防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施等を行い、県と市町の連携体制の強化に努める。

3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

市は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

第3 他都道府県の被災に対する応援（応援計画）

「応急対策職員派遣制度」等の応援の枠組みにより、栃木県が対口支援団体に選定された場合、県は市町と一体的に「チーム栃木」として支援を行う。

なお、市は、県の要請に応じて必要な人員・資機材を確保し県とともに活動する。

第4 大規模災害に備えた受援計画

県は、大規模災害発生により県内市町において重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、市町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

市は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

市及び県は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

第5 消防広域応援体制の整備

1 県内消防相互応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

消防本部は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部（局）等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

県及び消防本部（局）は、県内全消防本部（局）による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

2 緊急消防援助隊の整備

県及び消防本部は、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

(1) 受援体制の整備

県及び消防本部は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。また、県は、随時計画の見直しを行い、必要に応じて、県代表消防機関と調整の上、適宜改善を行い、より効果的な受援体制の確立を図る。

(2) 県外応援体制の整備

県は、県代表消防機関と協力して、応援等実施計画の策定を行う。

第6 県と県警察・自衛隊等との連携

1 県警察との連携体制整備

県と県警察は、災害発生時に、救助活動、交通規制、避難誘導等の応急対策活動に加えて、公共の安全や社会秩序を維持できるよう、平常時より相互の情報連絡体制を充実するとともに、共同の防災訓練を実施する等平常時より連携体制の強化を図る。

また、県警察は、全国全ての都道府県に設置され、大規模災害時に広域的に即応できかつ高度の救出救助能力を有する「広域緊急援助隊」の応援を要請した場合に、受入れが円滑に実施できるよう、県と協力して受け入れ体制の強化を図る。

2 自衛隊間の連携体制の強化

県と自衛隊は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう、各々の計画の調整を図るとともに、相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施に努める等、平常時から連携体制の強化を図る。

また、県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

第7 県、国、関係機関による連携体制の強化

1 消防本部、県、及び自衛隊は、「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」を年度毎に開催し、初期活動における関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、相互連携体制の強化を図る。

2 （一社）栃木県建設業協会、県、国及び自衛隊は、県内に大規模災害が発生した場合、道路の啓開活動、河川の水防活動等の現場において復旧作業等の応急対策業務を円滑に遂行するため、「大規模災害時における公共土木施設の復旧体制に関する連携会議」を年度毎に開催し、関係機関の役割分担や、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討を行い、連携体制の強化を図る。

第8 ライフライン等関係機関との連携

1 ライフライン等関係機関との連携

県は、県内に大規模災害が発生した場合に、ライフライン等関係機関（以下「関係機関」という。）の効率的な応急対策業務の実施や、県との連携方法、その他必要事項の報告や検討を行う「ライフライン等関係機関連絡調整会議」を必要に応じて開催し、平常時からの連携協力体制の構築を図る。

また、関係機関は、災害発生時にも安定したサービスの提供と早期の業務復旧を図るため、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

(1) 「ライフライン等関係機関連絡調整会議」構成機関

- ① 東日本電信電話(株)栃木支店
- ② 東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社
- ③ 東京ガス(株)宇都宮支社
- ④ 東日本旅客鉄道(株)大宮支社
- ⑤ 東武鉄道(株)
- ⑥ （一社）栃木県バス協会
- ⑦ 栃木県建設産業団体連合会

第9 災害時応援協定締結企業等との連携

県は、災害時に住民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、住民の安全と住民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等、平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第24節 孤立集落災害予防対策

災害時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第1 現状と課題

災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）では、被害状況の把握が困難であり、救助・避難・物資輸送等にヘリコプターを活用することが必要になるなど、平地部とは異なる対応が求められるため、市及び県は事前対策に積極的に取り組む必要がある。

第2 孤立可能性地区の実態把握

市及び県は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努める。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

市、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進する。

2 土砂災害危険箇所の整備

県は、孤立可能性地区の周辺にある土砂災害危険箇所の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

市は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

第4 発生時に備えた取り組みの実施

1 市

孤立可能性地区について、災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図るとともに、避難先となり得る施設を把握し、非常用電源設備の整備や水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等を備蓄する。その他、ヘリの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。

2 市及び県

市及び県は、孤立可能性地区における自主防災組織及び消防団等の資機材整備を支援する。また、自主防災組織及び一般世帯での備蓄や自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

3 孤立可能性地区の住民等

孤立可能性地区の住民は、本章第5節第1の住民の備蓄1週間程度の量を確保しておくよう努める。また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、被害状況や救援要請などの情報を発信する訓練を実施する。

第25節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

第1 現状

東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等において大量の災害廃棄物を処理したことを踏まえると、市、県や処理業者が連携することで適正かつ迅速に処理することが可能となる。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備

1 市の対策

市は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」に基づき平時の備えに努める。

2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

3 県の対策

県は、市や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な支援を行う。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市の地域に大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、国、県、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 職員の配備体制等

災害の規模に応じた職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、原則として次によるものとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 職員の配備体制

体 制	災害の態様・体制の概要	配備基準	配備要員
注 意 体 制	大雨・洪水警報等が発令され、小規模な災害が発生するおそれがある場合又は小規模な災害が発生した場合に情報の収集及び応急対策を行う。	◆ 河川の水位が水防団待機水位に達しさらに上昇すると見込まれるとき。	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
第1警戒体制	中規模な災害が発生するおそれがある場合又は中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）に災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う。	◆ 河川の水位が氾濫注意水位に達すると見込まれるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報が発令されると見込まれるとき。	全参事・課（局）長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
第2警戒体制（風水害時のみ設置）	大規模な災害の発生が予見され災害警戒本部が設置されている場合において、災害対策の活動に備える。	◆ 気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発令され大規模な災害が発生するおそれがあるとき。 ◆ 特別警報発令の可能性が示唆されたとき。	全職員
第1非常体制（自動配備）	大規模な災害が発生するおそれがある場合又は大規模な災害が発生した場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える。	◆ 河川の水位が避難判断水位に達しさらに上昇すると見込まれるとき。 ◆ 土砂災害警戒情報が発令されたとき。	全職員
第2非常体制（自動配備）	市に特別警報が発表された場合又は災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合に災害応急対策を実施する。	◆ 河川の水位が氾濫危険水位に達した時又は氾濫が発生したとき。 ◆ 土砂災害が発生したとき。	

（注）「注意体制」における「配備要員」については、現場及び施設管理を中心とする。

2 初動体制時における決定権者

	決 定 者	代 決 者	
		第 1	第 2
注 意 体 制	総 務 課 長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警 戒 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長
非 常 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長

第2 注意体制

市は、市内に災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合、注意体制をとり、この体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 被害情報の把握
 - ① 被害が発生した日時、場所
 - ② 被害の程度
 - ③ 被害に対してとられた措置
 - ④ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課（局）等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害に関する情報の広報

第3 那須烏山市災害警戒本部の設置（第1警戒体制）

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

災害警戒本部は、次の基準に基づき市長が設置する。。

- ① 市に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられる等中規模な災害が発生するおそれがある場合
- ② 大雪警報発表後に「数年に一度の大雪」といった文言を用いて、大雪に対する一層の警戒を呼びかける内容の栃木県気象情報が発表された場合
- ③ 市内に中規模若しくは局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。
- ② 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- ③ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害警戒本部の設置又は解散の公表

災害警戒本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

公 表 先	方 法	担 当
県 知 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	総 務 課
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	口頭、電話、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃

報	道	機	関	電話、口頭、文書	〃

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、市長を本部長とし、副市長、教育長、全参事・課長、消防団長、那須烏山消防署長又は那須烏山消防署長が指名する者で構成するものとする。

3 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、災害警戒本部会議の内容は、必要な意思決定に時間を割き、単なる活動報告は書類等に取りまとめる等最小限に留める。

また、本部長は、必要があると認めるときは、災害警戒本部構成員以外の者を災害警戒本部会議に出席させることができる。

4 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

5 代決者

本部長（市長）不在時の意思決定者の順位を次のように決めておくものとする。

- (1) 第1順位 副市長
- (2) 第2順位 教育長

第4 災害対策本部設置前の警戒体制（第2警戒体制）

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び大規模な災害が発生した場合において災害対策の活動に備えるため特に必要があると認めるときなど、市長を本部長とする第2警戒体制を確立し、次の災害対策業務を実施する。

1 設置、解散の時期

(1) 設置基準

次のいずれかに該当する場合において市長が必要と認めるとき。

- ① 気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発令され大規模な災害が発生するおそれがあるとき。
- ② 特別警報発令の可能性が示唆されたとき。
- ③ 大規模な災害が発生した場合において災害対策の活動に備えるため特に必要があると認めるとき。

(2) 設置場所

那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 解散

次のいずれかに該当する場合、解散する。

- ① 災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

② 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。

③ 災害対策本部が設置されたとき。

2 構成員

本節第3の2のとおりとする。

3 会議の開催

本節第3の3のとおりとする。

4 第2警戒体制における業務

次の災害対策業務を行う。

(1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。

(2) 災害対策本部の設置に関すること。

(3) 災害応急対策の実施に関すること。

5 代決者

本節第3の5のとおりとする。

第5 那須烏山市災害対策本部の設置（第1非常体制・第2非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第44号）により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置の基準

災害対策本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

① 市に特別警報が発表された場合（自動的に設置）

② 市に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、市内に大規模な災害発生のおそれがある場合

③ 市内で最大風速40m/sを観測した場合（自動的に設置）

④ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合

⑤ 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、広報車、ホームページその他确实迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員	電話、連絡員、口頭、	総 務 課
県 須 烏 山 警 察 署	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員、口頭	〃
隣 接 の 市 町 長	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	電話、連絡員、口頭、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
報 道 機 関	電話、口頭、文書	総合政策課
一 般 住 民	ホームページ、防災Infoなすからすやま、防災メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、とちぎテレビデータ放送、広報車、電話、口頭	総務課・総合政策課

2 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図は、本節末尾に掲げる別表1のとおりとする。

3 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下に定めるところによる。

運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す他、警察、消防署等に職員派遣を要請する等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

また、職員招集の迅速化を図るための職員参集用マニュアルや、災害時における迅速かつ的確な応急活動等を行うために事務局及び各部各班の業務について定める「災害時応急活動マニュアル」等を策定し、必要に応じた見直しを定期的に行う。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

(1) 災害対策本部の事務分担

本節末尾に掲げる別表2の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

(2) 本部連絡員の任命及び責務

- ① 本部連絡員は、各課長等がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。
- ② 本部連絡員は、各課等の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて所属課長等に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

4 災害対策本部会議

(1) 災害対策本部会議の構成員

災害対策本部会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、全参事・課長、消防団長、那須烏山消防署長又は消防本部消防長が指名する者で構成する。

なお、本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部会議構成員以外の者を災害対策本部会議に出席させることができる。

(2) 災害対策本部会議の開催

- ① 災害対策本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、一部の災害対策本部会議構成員との協議をもってこれに代える。
- ② 災害対策本部会議構成員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を本部長に申し出るものとする。

(3) 災害対策本部会議の協議事項

災害警戒本部会議は、以下に定める事項についての必要な意思決定に関する協議に時間を割き、単なる活動報告は書類等に取りまとめる等最小限に留める。

- ① 本部の配備体制に関すること。
- ② 災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- ③ 県その他関係機関に対する応急措置の実施の要請及び応援の要求に関すること。
- ④ その他災害対策に関する重要事項

5 代決者

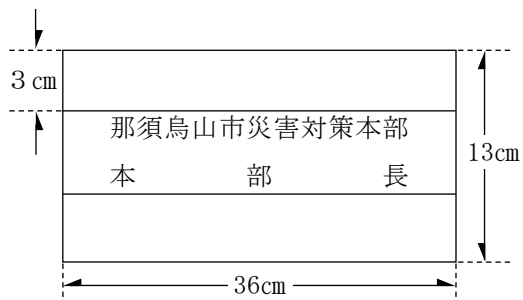
本部長（市長）不在時の意思決定者の順位を次のように決めておくものとする。

- (1) 第1順位 副市長
- (2) 第2順位 教育長

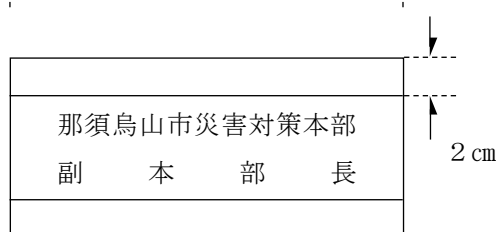
6 災害対策本部職員の証票等

- (1) 本部長、副本部長、本部員その他の職員は災害対策活動に従事するときは、次に掲げる腕章のほか、必要に応じて本部長が指定するビブス等を着用するものとする。

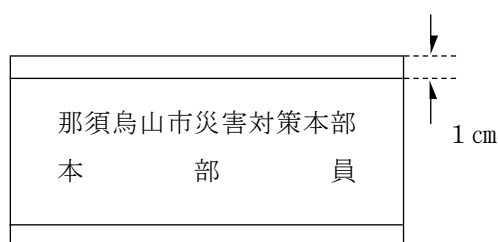
① 本部長腕章



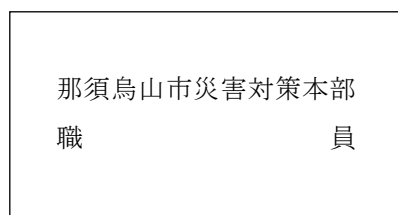
② 副本部長腕章



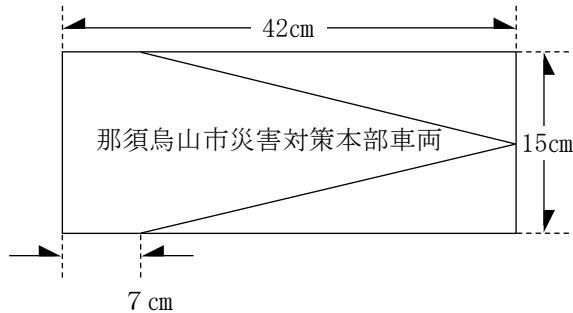
③ 本部員腕章



④ 職員腕章



- (2) 災害対策活動に使用する本部の車両には、次に掲げる標旗を付するものとする。



7 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- (3) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。

第6 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により職員の動員を行う。

1 動員体制の整備

- (1) 各所属長は、職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員計画表、連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

2 動員の伝達方法

非常体制時の職員等への動員の伝達は、次により行う。

(1) 勤務時間内における伝達

- ① 気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合において本部長（市長）が非常体制をとることを決定したときは、総務課長はこれを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。
- ② 各参事及び各課（局）長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(2) 勤務時間外、休日における伝達及び配備

招集指示を受けた職員は、直ちにあらかじめ定められた場所に参加集する。それ以外の職員は、常に気象情報等に注意し、緊急連絡に応じられるよう、自宅待機する。ただし、河川の増水などの状況によっては自主的に参加集するものとする。

① 各職員の措置

招集指示を受けた職員は、直ちにあらかじめ定められた場所に参加集する。それ以外の職員は、常に気象情報等に注意し、緊急連絡に応じられるよう、自宅待機する。

② 自主参加集

特別警報が発表された場合等は、自動的に本部が設置されるため、全職員は市役所等に自主参加集する。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、河川の増水等の状況によって必要と判断した場合には自主参集するものとする。

③ 参集困難な際の措置

大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

④ 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(7) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

(4) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、災害あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

⑤ 参集職員が少ない場合の措置

大規模災害が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あらかじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により災害対策本部の指示のもと緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

ア 災害情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防本部、警察等と連絡）

イ 住民への広報活動（二次災害の注意、デマへの注意等）

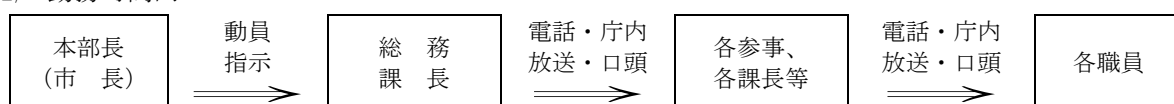
ウ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）

エ 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）

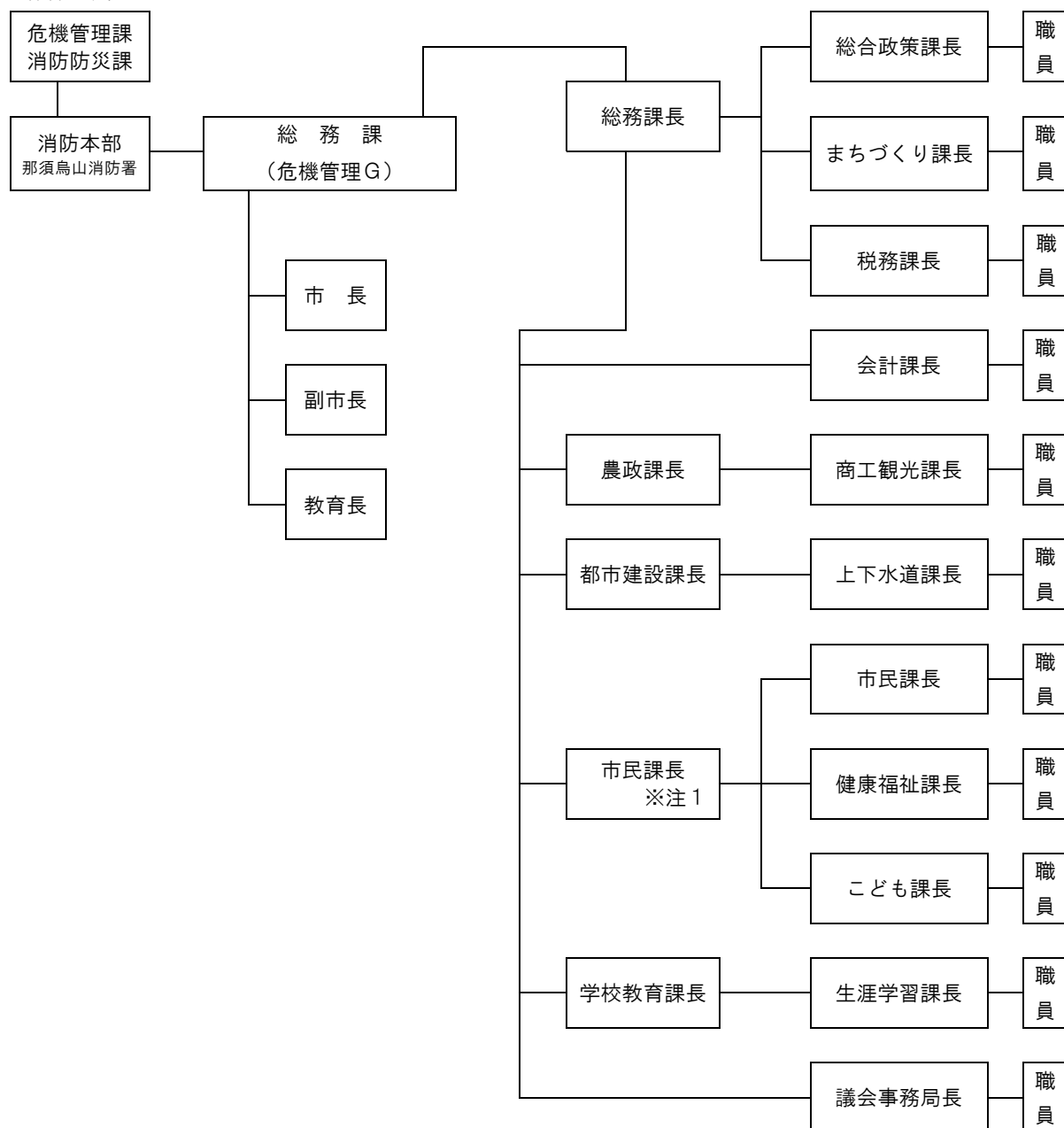
オ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上下水道等）

3 職員動員配備の伝達系統図

(1) 勤務時間内



(2) 勤務時間外



※注1 福祉事務所長が単独で存在する場合は、市民課長の代わりに福祉事務所長をあてる。

第7 緊急対策要員の派遣

県は、大規模災害発生時又は知事が必要と認める場合において、被害情報の収集や応急対策業務等を円滑に実施するため、次に掲げる区分により県職員の中から緊急対策要員を設置する。

市は、緊急対策要員と連携して、情報収集業務等に努める。

1 情報収集要員

勤務時間内及び勤務時間外に県内に特別警報が発表された場合又は知事が必要と認める場合において、被害状況の収集及び初期応急対策業務を迅速かつ円滑に実施するため、市庁舎に登庁し、予め定

められた災害応急対策業務に従事する情報収集要員を指定する。

(1) 指定

情報収集要員は、市庁舎の近隣に居住する職員の中から、知事があらかじめ指定する。

(2) 責務

情報収集要員は、勤務時間内及び勤務時間外において県内に特別警報が発表したことを覚知した場合は、安全を確保の上、あらかじめ定められた市庁舎に登庁し、初動期における市での情報収集業務等に従事する。

また、情報収集要員は、栃木県マネジメント総括支援員が派遣された場合には、災害マネジメント業務の補佐を行う。

2 栃木県災害マネジメント総括支援員

県は、大規模災害発生時に被災市町における迅速・的確に対応すべき災害業務への対応を支援するため、市からの派遣要請により、市災害対策本部へ参画し市の応急対応等を総括的に支援する栃木県災害マネジメント総括支援員を設置する。

(1) 指定

過去に危機管理課又は消防防災課に在課経験等がある課長級職員（ただし所属長を除く）又は総括補佐の職位にある者のうちから、知事があらかじめ指定する。

(2) 責務

栃木県災害マネジメント総括支援員は、県災害対策本部（災害対策本部が設置されないときは危機管理課）から市派遣を命じられた場合は、直ちに指定された市庁舎に登庁し、情報収集要員と連携して幹部職員との調整、市における応援職員のニーズ等の把握を行うなど、市の災害マネジメントの総括的な支援業務に従事する。

3 広域物資拠点運営要員

大規模災害時に本県に設置される広域物資拠点の開設及び運営を実施する要員として、広域物資拠点運営要員を指定する。

(1) 指定

広域物資拠点運営要員は、広域物資拠点の近隣に居住する職員の中から、知事があらかじめ指定する。

(2) 責務

広域物資拠点運営要員は、災害対策本部事務局から要請があった場合は、安全を確保の上、災害対策本部が設置する広域物資拠点に参集し、広域物資拠点の開設に係る業務や物資の荷下ろし、仕分け及び積み込み等、広域物資拠点の運営に係る業務等に従事する。

第8 県による支援

県は、県内に特別警報が発表された場合及び震度6弱以上の地震が発生した場合又は市への緊急な支援が必要と危機管理監が判断した場合、第6の1の緊急対策要員（情報収集要員）を派遣し、市の被害情報の収集を行うとともに、市からの要請に基づき、緊急対策要員（栃木県災害マネジメント総括支援員）を派遣し、市の災害対策本部に参画して国、他都道府県及び関係機関との調整をはじめ、市の災害対応全般の支援を行う。併せて、物資の提供や機材の貸与、施設の提供など積極的な支援を行う。

また、従来の担当レベルでの情報提供に加え、県幹部職員から市幹部職員に対して情報提供を行う仕組みを設けるほか、大規模な被害が発生するおそれがある場合等には、知事から市長に対し、直接、助言を行う仕組み（知事ホットライン）を設け、市に対する防災体制の充実・強化を図る。

知事ホットラインの実施にあたっては、知事と市長との情報伝達の双方向化に留意する。なお、市からの質問や再確認等については危機管理課が窓口となて行う。

さらに、知事から市長への連絡に併せて、県関係課から市担当課（局）に連絡を行うことで複線化する。

また、県は、土砂災害警戒情報のほか、県が管理する洪水予報河川および水位周知河川及びダムにおける以下の事象において、避難指示や避難指示（緊急）の判断に資する情報提供を市へ行う。

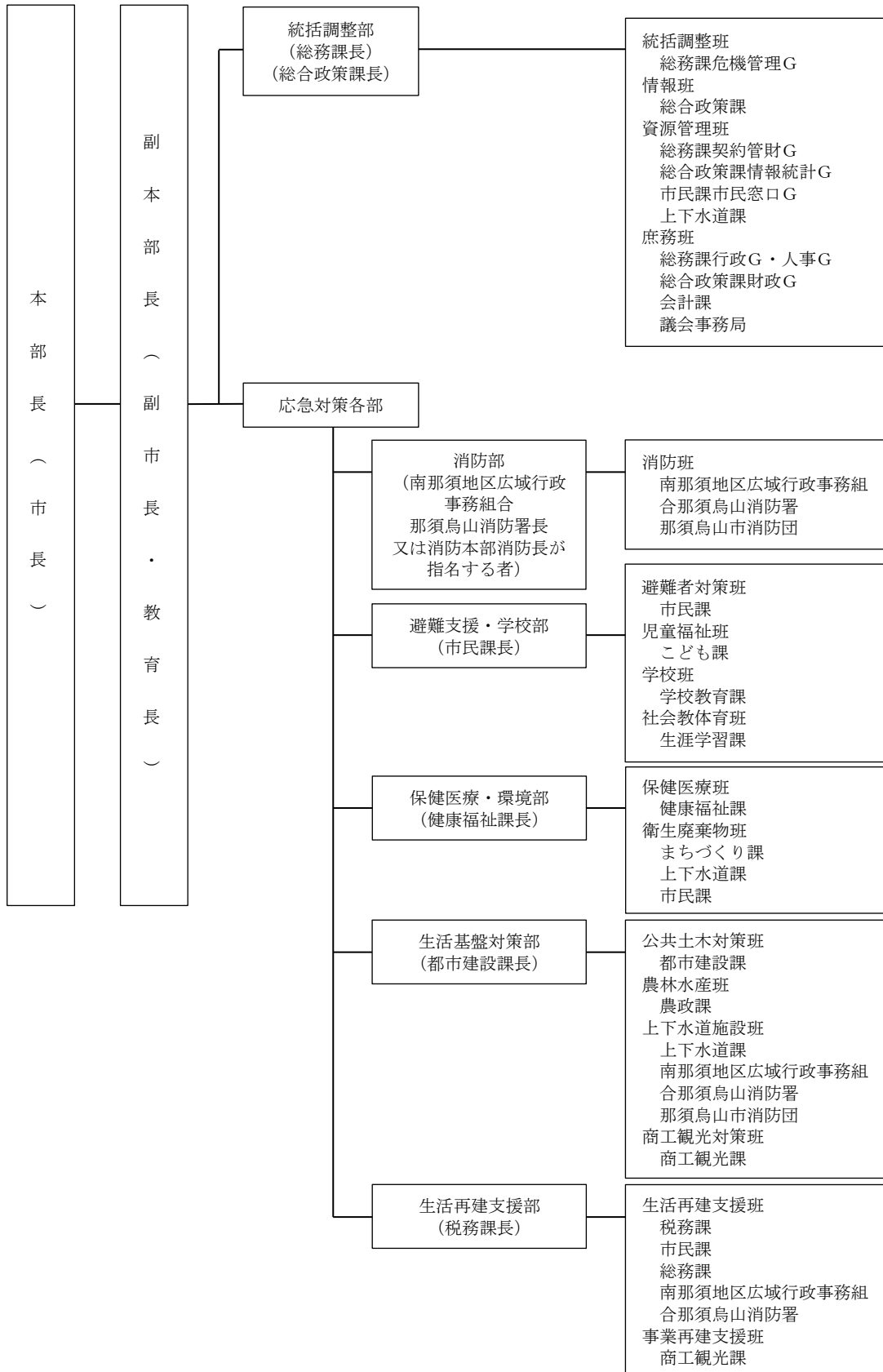
- 1 土砂災害警戒情報を発表した場合
- 2 氾濫警戒情報を発表した場合
- 3 氾濫危険情報または氾濫発生情報を発表し、知事が市長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う前
- 4 ダムで緊急放流を開始する可能性がある3時間前及び開始する場合等、知事が市町長に対し、避難指示等の判断に資する情報提供及び助言を行う前
- 5 ダムで緊急放流を開始する可能性がある1時間前、開始時間の再調整、及び回避又は終了した場合

第9 業務継続性の確保

県は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画（震災対策編）に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

市、その他の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

別表 1 災害対策本部組織図



別表２ 災害対策本部事務分掌

部 名	班 名	分 掌 事 務
統 括 調 整 部 部長：総務課長 副部長：総合政策課長	統 括 調 整 班 班長：総務課長 班員：総務課危機管理G	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3 本部員会議の庶務に関すること。 4 防災会議その他関係機関団体の連絡に関すること。 5 災害応急対策実施の総括に関すること。 6 災害情報のとりまとめ及び被害状況の報告に関すること。 7 避難の指示に関すること。 8 職員の動員及び派遣に関すること。 9 消防団事務に関すること。 10 緊急消防援助隊の受援に関すること。 11 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 12 関係団体、機関に対する協力及び応援の要請に関すること。 13 災害救助法の適用に関すること。 14 その他他の部の分担任務に属さない事項に関すること。 15 他の班の応援に関すること。 16 他の部の応援に関すること。
	情 報 班 班長：総合政策課長 班員：総合政策課	1 災害時の広報に関すること。 2 報道機関等との連絡に関すること。 3 災害状況の取材及び記録の編集保存に関すること。 4 本部長の秘書に関すること。 5 市所有の情報システムに関すること。 6 他の班の応援に関すること。
	資 源 管 理 班 班長：総務課長 班員：総務課契約管財G、総合政策課情報統計G、市民課市民窓口G、上下水道課	1 災害時における応急対策資材の調達に関すること。 2 災害時における食料等の確保に関すること。 3 市内備蓄品の放出に関すること。 4 救援物資の仕分け配分に関すること。 5 仮設トイレの設置に関すること。 6 災害時の車両調達、配車に関すること。 7 市有施設の災害対策に関すること。 8 庁舎の整備及び本部の事務に必要な施設の整備に関すること。 9 公共土木事業及び建築事業関係者への協力依頼に関すること。 10 情報系端末の調整に関すること。 11 基幹系端末の調整に関すること。 12 市所有の情報システムに関すること。 13 他の班の応援に関すること。
	庶 務 班 班長：総務課長 班員：総務課行政G・人事G、総合政策課、会計課、議会事務局	1 災害時における要員の確保、配分に関すること。 2 災害時における受援に関すること。 3 災害関係文書、物品、受理配布及び発送に関すること。 4 災害対策の予算及び資金に関すること。 5 災害時における出納に関すること。 6 災害時における議会活動に関すること。 7 災害時における議員との連絡調整に関すること。 8 災害見舞視察者の応接に関すること。 9 義援金等の受付、保管及び配分に関すること。 10 他の班の応援に関すること。

消 防 部 部長：南那須地区広 域行政事務組 合那須烏山消 防署長又は消 防本部消防長 が指名する者	消 防 班 班長：南那須地区広 域行政事務組 合那須烏山消 防署長又は消 防本部消防長 が指名する者 班員：南那須地区広 域行政事務組 合那須烏山消 防署 那須烏山市消 防団	- 部の災害対策活動の総括に関する事。 - 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 - 管轄区域又は隣接地区における災害防ぎょ活動に関する事。 - 人命の救出及び救助に関する事。 - 被災者の避難誘導に関する事。 - 避難路等の障害物の除去に関する事。 - 危険物等の措置に関する事。 - 排水活動並びに給水活動の協力に関する事。 - 死者及び行方不明者の捜索に関する事。 - 被災情報の収集及び情報班への報告に関する事。 - その他災害防ぎょに必要な活動に関する事。 - 他の部の応援に関する事。
避難支援・学校部 部長：市民課長	避 難 者 対 策 班 班長：市民課長 班員：市民課	- 部の災害対策活動の総括に関する事。 - 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 - 避難所の開設及び運営に関する事。 - 災害時における住民相談に関する事。 - 被災者の身元調査及び照会等に関する事。 - 遺体の埋火葬の許可に関する事。 - 行方不明者の届出の受理に関する事。 - 診療所施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。 - 他の部の応援に関する事。
	児 童 福 祉 班 班長：こども課長 班員：こども課	- 児童福祉施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 就学前教育・保育施設園児の避難・安全対策に関する事。 - 就学前教育・保育施設園児の保護に関する事。 - 要配慮者（特に乳幼児）の安全確保対策に関する事。 - こども館来館者の避難及び安全対策に関する事。 - 放課後児童クラブ利用児童の保護に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	学 校 班 班長：学校教育課長 班員：学校教育課	- 学校教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 小・中学校児童、生徒の避難及び安全に関する事。 - 災害時の応急教育に関する事。 - 教職員の災害対策のための確保に関する事。 - 教科書の調達あつせんに関する事。 - 学校等への避難所開設時の協力に関する事。 - 災害時の学校給食に関する事。 - 被災生徒の育英・奨学に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	社 会 教 体 育 班 班長：生涯学習課長 班員：生涯学習課	- 社会教育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 - 社会教育施設への避難所開設時の協力に関する事。 - 災害対策活動に協力する社会教育団体等の連絡調整に関する事。 - 社会体育施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 - 災害対策活動に協力する社会体育団体等の連絡調整に関する事。 - 社会体育施設への避難所開設時の協力に関する事。 - 要配慮者（特に外国人）の安全確保対策に関する事。 - 文化財関係の被害調査及び応急対策に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。

保健医療・環境部 部長：健康福祉課長	保健医療班 班長：健康福祉課長 班員：健康福祉課	1 部の災害対策活動の総括に関すること。 2 部内の連絡調整及び庶務に関すること。 3 社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 4 社会福祉協議会等との連絡調整に関すること。 5 炊出しその他食品の給与に関すること。 6 被服寝具その他生活必需品の給貸与に関すること。 7 災害弔慰金の支給等に関すること。 8 臨時予防接種に関すること。 9 要配慮者の安全確保対策に関すること。 10 防疫班の編成及び出動に関すること。 11 災害時の感染症対策に関すること。 12 食品の衛生に関すること。 13 災害時の医療助産に関すること。 14 医薬品、衛生材料、救護資材等の調達に関すること。 15 医療救護班の編成及び出動に関すること。 16 救護所の設置に関すること。 17 自班の業務の受援に関すること。 18 他の班の応援に関すること。 19 他の部の応援に関すること。
	衛生廃棄物班 班長：まちづくり課長 班員：まちづくり課 上下水道課 市民課	1 災害時におけるし尿及び廃棄物の処理に関すること。 2 環境衛生施設等との連絡調整に関すること。 3 災害時における公害防止に関すること。 4 災害時におけるねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。 5 災害時における死亡愛護動物の処理に関すること。 6 災害時における死亡者の火葬、埋葬に関すること。 7 自班の業務の受援に関すること。 8 他の班の応援に関すること。

生活基盤対策部 部長：都市建設課長	公共土木対策班 班長：都市建設課長 班員：都市建設課	- 部の災害対策活動の総括に関する事。 - 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 - 重機等の応急復旧及び資機材の調達に関する事。 - 緊急輸送に関する事。 - 都市計画施設の災害対策に関する事。 - 土地地区画整理の災害対策に関する事。 - 公共土木施設危険箇所及び迂回路線等公示等に関する事。 - 災害危険箇所の巡回パトロールに関する事。 - 災害復興都市計画の作成に関する事。 - 道路、橋りょう、河川等被害調査及び応急対策に関する事。 - 障害物の除去に関する事。 - 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関する事。 - 被災建築物応急危険度判定に関する事。 - 被災宅地危険度判定に関する事。 - 被災住宅復興資金に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。 - 他の部の応援に関する事。
	農林水産班 班長：農政課長 班員：農政課	- 農林水産業施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 市有林の災害対策及び被害調査に関する事。 - 農林水産物及び畜産物並びにその施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 園芸・特産関係の病虫害の発生予防及び防除に関する事。 - 被害農家の災害融資及び営農指導に関する事。 - 家畜及び畜産施設の被害状況調査に関する事。 - 被災家畜の飼料・防疫・診断に関する事。 - 死亡家畜の処理に関する事。 - 被災農林水産業者の災害融資に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	上下水道班 班長：上下水道課長 班員：上下水道課、 南那須地区広域行政事務組合那須烏山消防署、那須烏山市消防団	- 災害時の断水状況の調査、飲料水の確保及び応急給水に関する事。 - 水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 - 施設の応急復旧及び応援の受け入れに関する事。 - 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 下水道施設の復旧に関する事。 - 給水機器及びその修理資材の確保に関する事。 - 水道施設の復旧に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	商工観光班 班長：商工観光課長 班員：商工観光課	- 商工関係の被害調査及び応急対策に関する事。 - 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。
	生活再建支援部 部長：税務課長	- 部の災害対策活動の総括に関する事。 - 部内の連絡調整及び庶務に関する事。 - 住家の被害認定調査及び報告に関する事。 - り災証明書その他の証明書の発行に関する事。 - 被災者台帳等の作成に関する事。 - 被災者生活再建支援法の適用に関する事。 - 被災者生活再建支援金の受付に関する事。 - 市民税及び国民健康保険税の減免その他災害時の税制に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。 - 他の部の応援に関する事。
	事業再建支援班 班長：商工観光課長 班員：商工観光課	- 被災商工業者に対する災害融資に関する事。 - 自班の業務の受援に関する事。 - 他の班の応援に関する事。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

気象予警報、水防警報等を関係機関や住民に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

第1 情報収集体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策主管職員（総務課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課担当職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

市は、県、消防本部、県警察及び宇都宮地方気象台等からの災害情報や気象情報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

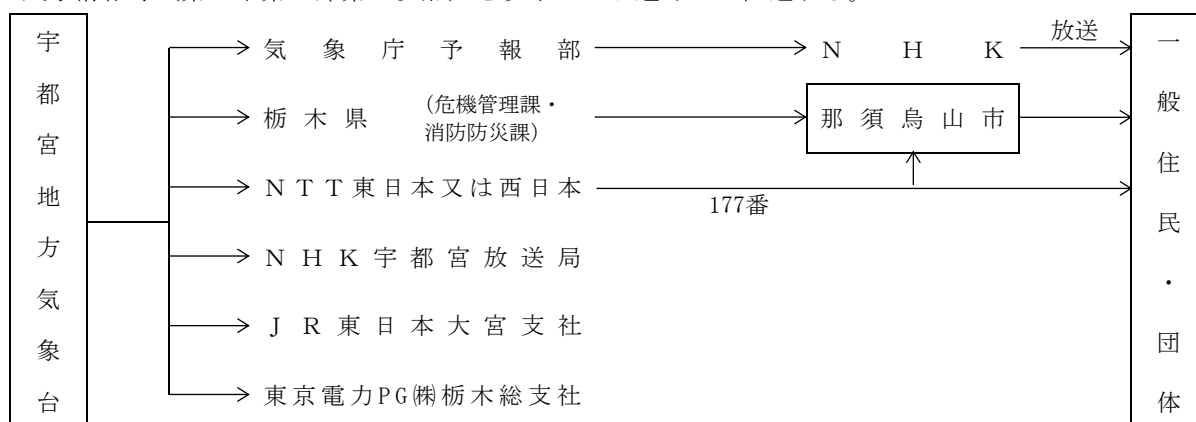
3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用する他、防災行政無線、防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・職員招集メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

第2 警戒情報等の伝達

1 気象予警報

市は、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき宇都宮気象台が発表した気象注意報・警報、気象情報等（第1章第11節第1参照）を以下により速やかに伝達する。



(1) 宇都宮地方気象台

宇都宮地方気象台は、気象注意報・警報、気象情報等を発表したときは、速やかに関係機関に通報する。

(2) 県

県は、気象注意報・警報、気象情報等の通知を受けたときは、速やかに関係課・出先機関、市町、消防本部等の関係機関に伝達する。

(3) 県警察

県警察は、気象注意報・警報、気象情報等の通知を受けたときは、速やかに本部内関係課、関係の各警察署に通知する。通知を受けた警察署は、速やかに管内交番、駐在所に通知する。

(4) 市

市は、県等からの通知やラジオ、テレビ放送等によって気象注意報・警報、気象情報等を知ったときは、必要に応じて関係団体及び住民に周知するとともに、臨機の措置を講じる。

(5) 放送関係機関

放送関係機関は、気象注意報・警報、気象情報等の通知を受けた場合、必要に応じて、番組の間を利用又は番組を中断するなどして、速やかに住民に対してその旨の周知を図る。

3 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法、土砂災害防止法に基づき発表する。情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

また、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町に通知するとともに、一般に周知させるため「緊急速報メール」を活用したプッシュ型配信の運用等、必要な措置を講じる。

市は、通知を受けたときは、住民へ防災行政無線、防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・エリアメール・緊急速報メールや広報車等により速やかな周知を図るとともに、避難指示等の発令など速やかな対応を行う。

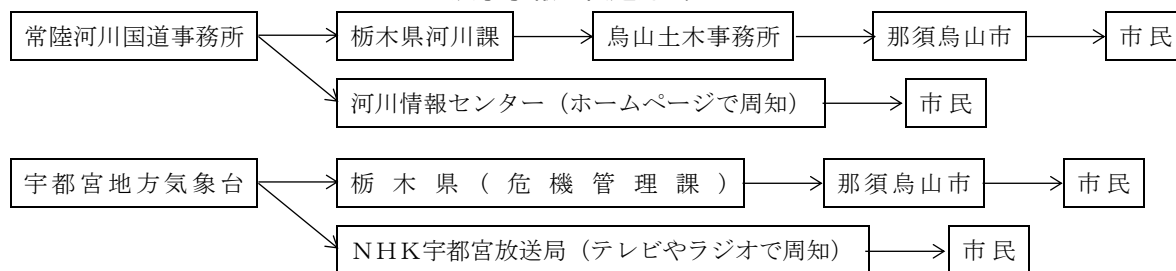
(2) 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。情報は、国又は県が関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

4 指定河川洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（那珂川）について、常陸河川国道事務所と宇都宮地方気象台とが共同し、また知事が定める河川（荒川及び箒川）について、県と宇都宮地方気象台が共同し、洪水のおそれがある状況を水位、流量とともに発表する。下記により通知されるが、市は、通知を受けたときは、住民へ防災行政無線、防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール・エリアメール・緊急速報メールや広報車等により速やかな周知を図るとともに、避難指示等の発令など速やかな対応を行う。

洪水予報の伝達方式

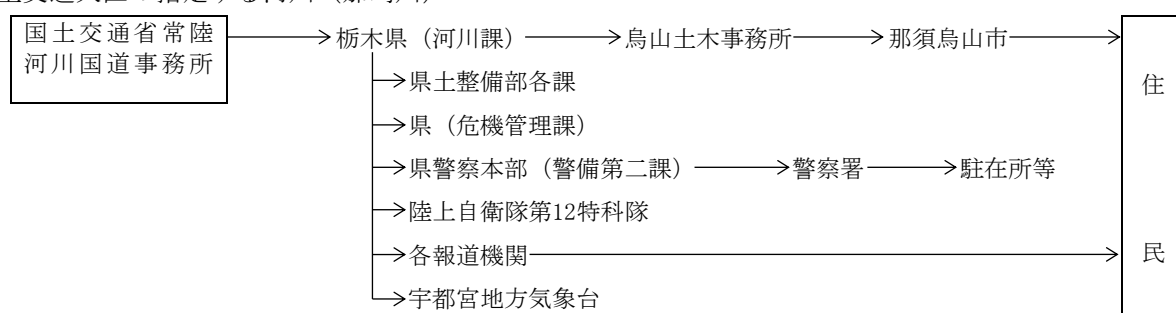


5 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣と知事がそれぞれ指定する河川（国土交通大臣：那珂川、知事：荒川及び箒川）において、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事の指定する河川については知事が、水防の必要がある状況が発表される（ただし、緊急の場合は烏山土木事務所長が発表し、知事に報告する）。

水防警報の伝達系統

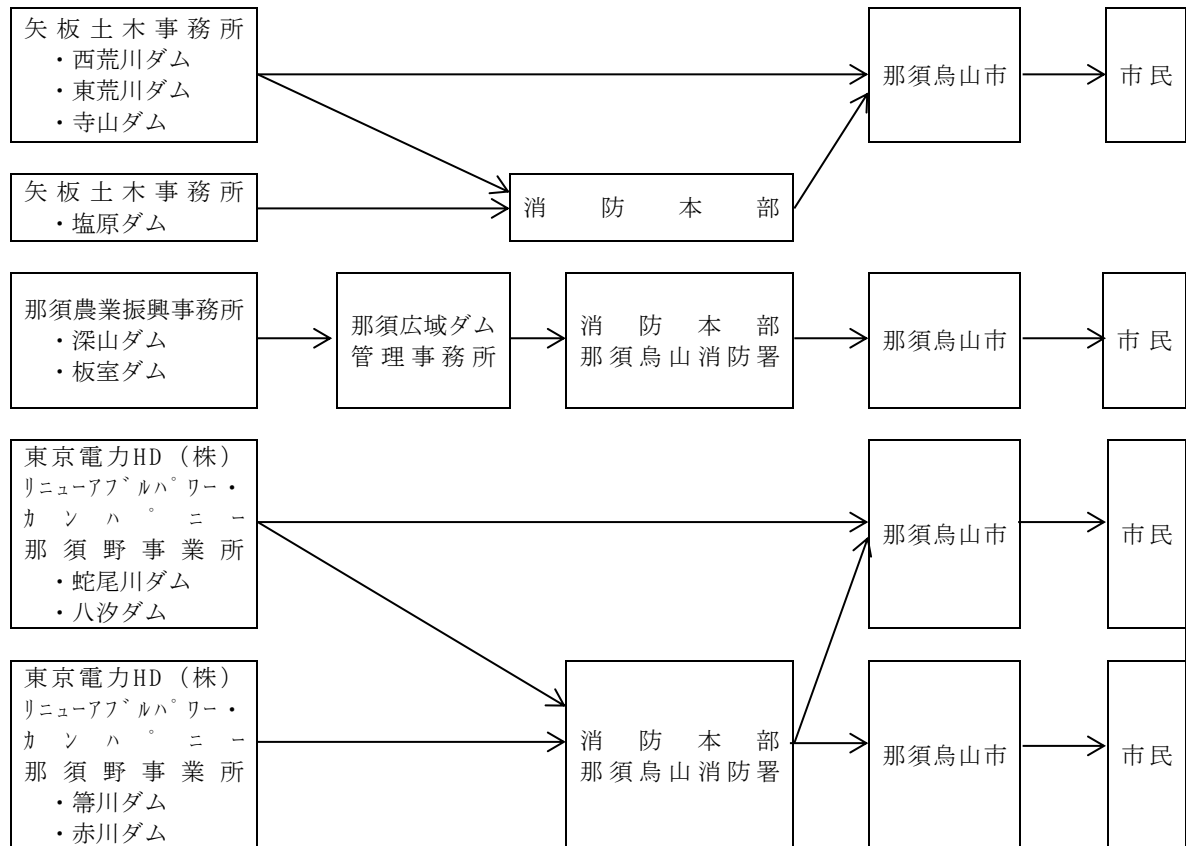
○国土交通大臣の指定する河川（那珂川）



6 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

ダム放流通報の伝達系統



7 異常降雪時の情報交換

県、陸上自衛隊第12特科隊及び国土交通省（関東地方整備局宇都宮国道事務所）は、「異常な降雪時の情報交換に関する覚書」に基づき、県内で大雪警報が発表された場合その他必要とする場合において、次の内容の情報交換を行う。

- (1) 道路の状況に関すること。
- (2) 積雪深等の降雪に関すること。
- (3) その他必要な事項

8 鉄道・電気事業の用に適合する予報、警報

気象台は、鉄道事業施設、電気事業施設の気象等による災害の防止と事業の運用に資するため、鉄道気象通報、電力気象通報を行う。

9 一般住民からの通報

(1) 発見者の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は警察に通報する。なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の前兆を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市又は警察に通報する。

(2) 市、警察の処置

- ① 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市へ通報する。
- ② 異常現象や災害による被害の通報を受けた場合、市は状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都

宮地方気象台、関係機関に通報する。

第3 被害状況等の情報収集

1 収集すべき情報

市、県は、次に掲げる項目に留意し、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川水位、ダムの水位状況
- (3) 住民の生命財産の安否の状況、住民の避難状況
- (4) 道路、河川、農地、建物、山林、鉄道、市街地等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況
- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否
- (10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- (11) その他法令に定めがある事項

2 被害状況等の収集方法

被害状況等の収集は、次により行うものとする。収集にあたっては、警察等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。

(1) 市及び消防本部の情報収集

市は、次の方法により情報の収集を行い、主管課である総務課が中心となり情報の一元管理に努めるとともに、遅滞なく県及び防災関係機関に通報するものとする。

消防本部は、住民等からの119番通報等により、署員の現地派遣、消防無線等の活用等により情報の収集を行う。

また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

- ① 職員の登庁途中での情報収集
- ② 現地調査による情報収集
- ③ 住民、消防団等からの通報による情報収集
- ④ 行政区等への照会による情報収集
- ⑤ 消防署、警察署、ライフライン関係機関等からの情報収集
- ⑥ テレビ、ラジオ・インターネット等による情報収集

(2) 消防団による情報収集

消防団は、分団の管轄区域ごとに当該消防分団長が担当者となり、調査班を編成して災害情報活動を実施する。

(3) 避難所からの収集

避難者対策班から、避難状況、避難所参集途上の被災状況、住民の避難状況等を収集する。

(4) 無線による情報収集

アマチュア無線家等の無線設備所有者の協力を得て、被害情報を収集する。

3 災害時応援協定による情報収集

災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機や無線設備等による被災地域の情報収集を要請する。

4 県警察による情報収集

県警察は、住民等からの110番通報等による災害情報等により、警察官を現地に派遣し情報の収集を行うほか、必要に応じて、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの目視、画像伝送等により被災地域の情報収集を行う。

5 県職員の派遣

県は、県内に特別警報が発表された場合又は市町からの要請があった場合或いは市町への緊急な支援が必要と危機管理監が判断した場合、本章第1節第7の緊急対策要員（緊急対策要員の派遣期間後も引き続き職員の派遣が必要な場合は、本庁及び支部の職員）を派遣し、当該市町の被害情報の収集を行うとともに、避難指示、応急救助、その他市町が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を行う。

また、災害の状況により、危機管理課・消防防災課職員（災害対策本部が設置された場合は、本部事務局職員）を現地（現地災害対策本部、市町災害対策本部等）に派遣し、情報収集を行う。

6 知事ホットラインの活用

大規模災害が発生するおそれがある場合等においては、県知事から市長に対し、本章第1節第7の直接、助言を頂く仕組み（知事ホットライン）を活用し、市における防災体制の充実・強化を図るものとする。なお、知事ホットラインを受けた場合は、市長からも知事に対して連絡が行えるとともに、市からの質問や再確認等を県危機管理課宛て行えるよう双方向化する。さらに、知事から市長への連絡に併せて、県関係課の幹部職員から総務課長へ連絡を行うことで複線化を図るものとする。

第4 情報の整理・分析

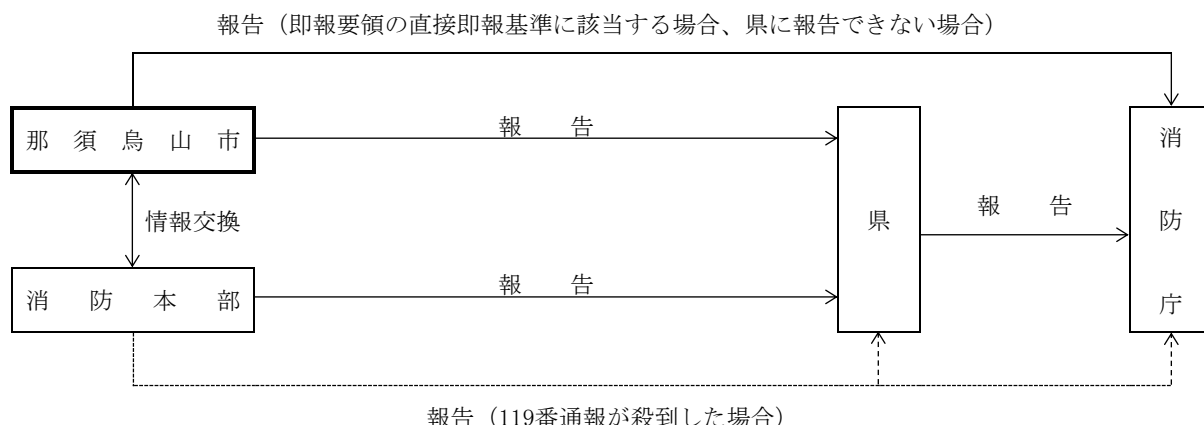
統括調整班及び情報班は、連携して収集した情報を整理・分析し、災害の全容の把握に努めるとともに、把握した情報を直ちに総務課長を通じて本部長に報告するものとする。

第5 被害状況の報告

- 市、消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、「栃木県火災・災害等即報要領」の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県（直接即報基準に該当する場合は第一報を国（総務省消防庁）にも）に報告する。報告に際し、市は、消防本部と相互に情報交換するなど連携を図るものとする。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。



- 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第6 通信手段の種類

災害時の通信手段としては、次のようなものがある。

区 分	通 信 手 段	説 明
県 防 災 行 政 ネ ッ ト ワ ー ク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
中 央 防 災 無 線		内閣府を中心に、指定行政機関等や指定公共機関等を結ぶネットワーク
消 防 防 災 無 線		消防庁と全都道府県を結ぶ通信網、電話及びファクシミリによる相互通信と、消防庁からの一斉通報に利用する。
防 災 行 政 無 線		市区町村の地域（本市にあっては南那須地区）において、地域住民への伝達を行う。
防災Infoなすからすやま （戸別受信機含む。）		携帯電話回線網を利用し、アプリ登録者及び戸別受信機へ一斉に情報を配信する。
市防災行政情報メール		メール登録者に対し一斉に情報を配信する。
エ リ ア メ ー ル 緊 急 速 報 メ ー ル		市内に存在するNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク等のキャリアに対して一斉に情報を配信する。
N T T	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
	非 常 ・ 緊 急 通 話 用 電 話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
N T T ド コ モ	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（一般契約携帯電話機を株式会社NTTドコモと協議して事前に設定する。）
	衛星携帯電話	衛星を利用した携帯電話機であり、災害時に通信手段の確保が困難な場合に、烏山庁舎・南那須庁舎間の通信を確保する電話（消防本部にも設置あり。）
K D D I ソ フ ト バ ン ク	災 害 時 有 線 電 話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む。）

その 他	消防サイレン	消防車、消防詰所等に設置されたサイレン
	消 防 無 線	消防機関の設置する無線設備
	消 防 団 無 線	消防団車輛に積載された簡易無線（市役所烏山庁舎にも配置）
	栃木北東指令 センターメール	メール登録消防団員、住民に対し一斉に情報を配信する。
	警 察 通 信	県警察専用電話及び無線通信
	非 常 通 信	栃木地区非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防 災 相 互 通信用無線機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第7 通信施設の利用方法

1 県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本市の被害状況等の報告、また他市町、消防本部、県出先機関等との通信は、県防災行政ネットワークを活用して行う。

2 防災行政無線

自営の無線網を活用し、住民へ音声情報を一斉に伝達する。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

3 防災Infoなすからすやま

携帯電話回線網を活用し、アプリ登録者へ文字情報を、戸別受信機へ音声情報を一斉に伝達するシステム。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

また、J-ALERTと連動し、緊急時には本システム、防災行政無線、市防災行政情報メール及びエリアメール・緊急速報メールへ一斉に情報を配信できる。

4 市防災行政情報メール

メール登録者に対し文字情報を一斉に配信する。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

5 エリアメール・緊急速報メール

緊急時において、市内に存在するNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等のキャリアに対して一斉に文字情報を配信する。住民に対し、災害情報や避難情報を迅速・確実に伝達する。

6 公衆電気通信設備の利用

市、防災関係機関は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなった場合には、次の措置を行い、通信の確保を図る。

(1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

(2) 非常・緊急通話用電話の利用

市は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

7 栃木北東指令センターメール

市幹部職員・消防団員に対し栃木北東指令センターメールでの一斉送信により、災害時の初動体制に万全を期すものとする。

8 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運

用波・統制波)で行う。

9 警察通信設備の優先利用

市、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

10 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

(1) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

(2) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの栃木地区非常通信協議会構成員所属の無線局等に依頼する。

発 信 依 頼 局	着 信 局	その他の発信依頼局
那須烏山警察署	県 警 察 本 部	
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県 消 防 防 災 課	
烏山土木事務所	県 危 機 管 理 課 県 消 防 防 災 課	

(3) 依頼の方法

- ① 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。
- ② 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。
- ③ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。
- ④ 本文の末尾に発信人名を記載する。
- ⑤ 用紙の余白の冒頭に、「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

(4) 取扱い無線局等

官公庁、会社、アマチュアなどのすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は異なっているので、各防災関係機関は、非常災害時に利用できる無線局を十分把握しておくものとする。

那須烏山市内における栃木県非常通信用無線局局名録

免 許 人	局種	呼出符号又は名称	電波の 形 式	空中線 電 力	設置場所（電話番号）
栃木県	基	ぼうさいみなみなす	24K3G7W	20	南那須中継所 那須烏山市筑紫山2746
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん242	24K3G1D 24K3G1E	5	烏山健康福祉センター 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 82-2231
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん258	24K3G1D 24K3G1E	5	烏山土木事務所 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 83-1321
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん613	24K3G1D 24K3G1E	5	那須烏山市役所 南那須庁舎 那須烏山市大金240

栃木県	移	ぼうさいとちぎけん661	24K3G1D 24K3G1E	5	南那須地区広域行政 事務組合消防本部 那須烏山市神長880-1 (0287) 82-2009
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん729	24K3G1D 24K3G1E	5	烏山健康福祉センター 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 82-2231
栃木県	移	ぼうさいとちぎけん748	24K3G1D 24K3G1E	5	烏山土木事務所 那須烏山市中央1-6-92 (0287) 83-1321
南那須 地区広域	基	しょうぼうなすからすやま	F3E	10	南那須地区広域行政事務 組合消防本部
南那須 地区広域	移	なすからすやま 1～9 きゅうきゅうなすからすやま 1. 2	F3E	10	那須烏山市神長880-1 (0287) 82-2009
国土交通省	固	けんせつからすやま	G7W	0. 013	常陸河川国道事務所 那珂川上流出張所 那須烏山市初音10-20 (0287) 82-3365
国土交通省	基	けんせつからすやまだいに	F2C	20	
			F2D	〃	
			F2F	〃	
			F3C	〃	
			F3E	〃	
東電	基	とうでんからすやま	F3E	10	東京電力烏山PG (株) 烏山変電所 那須烏山市滝田923 (028) 305-8272

第8 通信施設の応急復旧

1 県防災行政ネットワーク

- (1) 通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、移動系回線と衛星系回線を使い分けるなど適時・適切な対応を行うとともに障害の早期復旧に努め、市と県、防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。
- (2) 災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。
 - ① 要員の確保
 - ② 予備電源装置の起動確認及び燃料等の補充
 - ③ 機器動作状態の監視の強化
 - ④ 衛星可搬局の配置
- (3) 通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。
 - ① 衛星可搬局による通信回線の確保
 - ② 職員等による仮復旧の実施

2 公衆通信

通信事業者は、緊急に必要な災害対策機関、災害救助活動等直接関係する重要通信の確保、通信の途絶解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- (1) 可搬型無線機、応急用ケーブル等を使用。
- (2) 交換機被災局には、非常用移動電話局装置を使用。
- (3) 電力設備被災局には、移動電源車、大容量可搬型電源装置を使用。
- (4) 基幹伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置、衛星通信システムを使用。

3 移動通信

- (1) 移動通信無線基地局が被災した場合には、可搬型移動無線基地局車を使用。
- (2) 移動通信無線基地局等の電力設備が被災した場合には、移動電源車を使用。

4 警察通信

応急時には次に示すような対策を講じる。

- (1) あらかじめ定めている招集・連絡体制に基づき、対策要員を招集する。
- (2) 非常用電源（可搬用発電機）、応急用無線電話機等常備している応急通信回線設定用資機材を使用する。

第9 放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、必要な放送を県を通じて要請する。

第10 住民への伝達手段

住民への警報等の伝達は、次の手段により行う。

- 1 防災行政無線
- 2 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- 3 市防災行政情報メール
- 4 エリアメール・緊急速報メール
- 5 消防サイレン
- 6 消防団車両
- 7 市広報車
- 8 消防団員による個別訪問
- 9 消防関係機関、警察等による個別訪問
- 10 市ホームページ
- 11 ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- 12 自治会、自主防災組織への電話
- 13 Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送
- 14 とちぎテレビデータ放送

第3節 防災行動計画（タイムライン）

市は、大規模な風水害の発災前から、時間軸に沿って、市はじめ関係機関がどのような役割を果たすか、あらかじめ共通の認識をもつため、タイムラインを作成し、災害時にはこの計画に基づき行動するとともに、その有効性の検証を行い、実践的に改善を進めていく。

第1 タイムラインの概要

台風等の風水害は、いつ起こるかわからない大震災と異なり、台風等が発生してから被害が生じるまで時間があり、先を見越した対応により減災が可能である。

そのため、予め時系列の災害対応を整理したタイムラインを作成しておくことで、以下に記載する内容に資することが期待できる。

- 1 事態の水位に応じた的確な対応
- 2 関係主体が相互に連携した対応
- 3 災害発生の中の段階における早めの対応による被害の最小化（被害規模の軽減、早期の回復）

第2 市における台風等に伴う集中豪雨を想定したタイムライン

- 1 市地域防災計画におけるタイムラインの位置付け

タイムラインは、大規模な風水害を想定し、地域防災計画で定められている災害対応の実施時期を示すものである。

そのため、タイムラインは、大規模な風水害における災害対応の時系列として位置付ける。

- 2 タイムラインの前提

時間軸については、河川の堤防決壊の発生時間を0時間とし、そこから遡った72時間前からの時間軸とする。時間経過については、県が作成したタイムラインと前提を同じくすることにより、より相互に連携してタイムラインに沿った対応を実践することができると想定されるため、県と同じく、令和元年東日本台風の時間経過を参考とする。

また、対象河川は本市の洪水予報河川である那珂川、荒川、簗川とする。

- 3 タイムラインにおける関係機関

タイムラインに記載する関係機関は、以下のとおりである。

- (1) 市
- (2) 気象・水象等情報発表機関（宇都宮地方気象台、河川管理者等）
- (3) 常陸河川国道事務所
- (4) 栃木県（県災害対策本部及び事務局、県土防災センター、県各部局・県警、県災害対策支部）
- (5) 那須烏山市消防団
- (6) 南那須地区広域行政事務組合消防本部、那須烏山消防署
- (7) 那須烏山警察署
- (8) 那須烏山市社会福祉協議会
- (9) 陸上自衛隊
- (10) 住民等

- 4 タイムラインの作成、運用、検証

- (1) 作成

市は、平常時から、関係機関等と共通の時間軸に沿った具体的な対応を協議し、タイムラインを

作成する。

(2) 運用

市は、災害対応時には作成したタイムラインに沿った対応を実践する。

なお、運用にあたっては、実際の台風の進路や雨の降り方、被害の発生状況等により、災害対応の時期が早まったり、順序が変わる等、臨機の対応が必要になることに留意する。

(3) 検証

市は、タイムラインに沿った対応を実践した後は、関係機関と連携しながら有効性の検証を行い、より実践的なタイムラインになるよう改善を進めていく。

また、作成したタイムラインに基づき図上訓練や総合防災訓練等を実施する等、災害対応時にタイムラインに沿った行動が執れるよう平常時から備えるとともに、訓練によって得られた改善点をタイムラインに反映する。

第4節 災害拡大防止活動

浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため応急対策を実施する。

第1 監視、警戒

- 1 市、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、水防団員（消防団員）、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

- ① 降雨量等の気象情報
- ② 河川の水位、流量等の変化
- ③ 河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況
- ④ 住民の動向
- ⑤ その他災害の抑止に必要な事項

(2) 災害発生初期

- ① 人的被害の発生状況
- ② 家屋等建物の被害状況
- ③ 河川等の氾濫、浸水の状況
- ④ がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況
- ⑤ 避難の必要の有無、避難の状況
- ⑥ 道路、交通機関の被害状況
- ⑦ 電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況
- ⑧ 119番通報の殺到状況
- ⑨ その他災害の応急対策活動に必要な事項

- 2 水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、市水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

- (1) 堤防の水があふれる状況
- (2) 堤防の亀裂、崩壊
- (3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合
- (4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第2 浸水被害の拡大防止

1 市の活動

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、警戒水位に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、水防団（消防団）、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、住民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）、消防長

は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

なお、水防管理団体の非常配備等についての詳細は、「那須烏山市水防計画」に掲げるものとする。

第3 ダムからの放流による洪水被害の拡大防止

1 洪水調節

県は、ダム毎に定めた操作規則・細則により洪水調節を行い、下流河川の洪水の軽減を図る。

2 事前放流

県は、ダムの計画規模を上回る大規模な台風等に備え、利水容量の一部を活用しより多くの洪水調節容量を確保するため、事前放流を行い、ダムの洪水調節機能の強化を図る。

3 情報伝達

市は、必要に応じて住民へダム放流の情報を伝達するとともに、行政区・関係機関と連携して住民の避難行動を支援する。

第4 土砂災害の拡大防止

1 施設・土砂災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

市、県及び消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所等の点検を実施し、安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2 被災宅地危険度判定の実施

市及び県は、被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(1) 危険度判定実施本部の設置

市災害対策本部長は、降雨等によって多くの宅地が被災し、危険度判定実施の必要があると判断した場合は、那須烏山市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき危険度判定の実施を決定し、都市建設課長を本部長とする実施本部の設置を行う。

(2) 危険度判定実施本部の組織及び運営

危険度判定実施本部の組織及び運営並びに業務は、那須烏山市被災宅地危険度判定実施要綱の定めるところによる。

3 避難対策

市、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、住民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本編第3章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

第5 河川管理施設等の対策

市及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

第6 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第7 異常降雪時の対策

道路管理者は、交通障害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

第8 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

震災対策編第3章第9節第2の3の規定を準用する。

第5節 相互応援協力・応援、派遣要請

市、県は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や知事会等の相互応援協定に基づく応援要請や自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

第1 都道府県・市区町村相互応援協力等

1 都道府県間の相互応援協力

県は、災害の規模・態様を勘案して必要と判断する場合、災害時広域受援計画の定めるところにより、総務省・全国知事会等で構成する「応援職員確保現地調整会議」に応援要請を行うほか、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、他の都道府県に対し応援を求める。

2 市区町村間の相互応援協力

市は、災害が発生した際において、災害応急対策を実施するために必要な場合は、他の市区町村や県等に応援を求める。

このとき、応援要請を受けた市区町村は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

(1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市は、同協定に基づき、県内の他の市町に対して応援要請を行う。また、各市町は、必要に応じて、自主的に市を応援する。

(2) 協定等に基づく相互応援

市は、応急対策を実施するために必要な場合は、各相互応援協定等に基づき、他の市区町村等に対して応援要請を行う。

(3) 県への応援要請

市は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

(4) 国土交通省との連携

市は、「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、必要に応じ国土交通省関東地方整備局から情報連絡員を受け入れ、被害情報の共有を図る。

関東地方整備局は、市に対して支援を行う。

3 県の応援協力

県は、市からの応援要請に応じて、又は市からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

4 県と市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

5 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第9節の定めるところによる。

第2 内閣総理大臣又は指定行政機関、指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請、あつせん

1 市は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員

の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求める。

2 県は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定行政機関や指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣等応援を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関や指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

3 市は、職員の派遣の要請及びあつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

- (1) 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
- (2) 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
- (3) 派遣を要請する期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

第3 指定行政機関等に対する災害応急対策の要請

県は、災害応急対策が的確、円滑に行われるようにするため、必要がある場合は、指定行政機関の長、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関に対して災害応急対策の実施を要請する。また、大規模災害により、全部又は一部の事務を行うことができなくなった場合、以下の事務について、応急措置の全部又は一部を代行するよう要請する。

- 1 他人の土地等を一次使用し、又は土石等を使用し、若しくは使用する権限
- 2 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- 3 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

第4 ライフライン関係機関との連携

市及び県は、ライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、市災害対策本部及び県災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- 1 県の災害応急対策活動との調整
- 2 ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携
- 3 復旧作業にあたって重機等の確保

第5 物流関係機関との連携

県は、(一社)栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、大規模な災害が発生した場合において、支援物資を適時・適切に被災した市町に届けられるような仕組みを検討するとともに、必要に応じて物流専門家を県災害対策本部、県一次集積拠点、被災市町等に派遣するよう両協会に要請する。

市は、(一社)栃木県トラック協会塩那支部と締結した災害時協定に基づき、大規模な災害が発生した場合において、支援物資を適時・適切に市に届けられるような仕組みを検討するとともに、必要に応じて物流専門家を市災害対策本部、市物資集積拠点、避難所等に派遣するよう支部に要請する。

物流専門家は、物資の総合的なコントロールを行うため、県・市の災害対策本部事務局職員と協力して、物資の在庫管理や輸送トラックの配送指示等、必要な調整を行うものとする。

第6 自衛隊派遣要請

1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の搜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6 道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7 診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
8 人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9 被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10 救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。
11 危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12 その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 災害派遣要請手続

(1) 要請依頼者

市長

(2) 事務手続

総務課において次により行う。

① 要請窓口

ア 県県民生活部危機管理課

イ 陸上自衛隊第12特科隊第3科（特に緊急を要し、かつ、知事に対して要請を行うことができない場合）

② 災害派遣要請の依頼方法

市は、県に対して派遣に必要な事項を記した文書（様式）をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとるものとする。

なお、特に緊急を要し、県に対して要請を行うことができないときは、速やかに陸上自衛隊第12特科隊第3科に通知する。この場合、その旨を速やかに県に通知するものとする。

様式	第	号
	年	月 日
栃木県知事	様	那須烏山市長名
陸上自衛隊の災害派遣要請の依頼について		
次により陸上自衛隊の派遣について依頼します。 1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考事項		

4 情報の交換

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県及び陸上自衛隊第12特科隊第3科と相互に情報の交換を行う。

5 災害派遣部隊の受け入れ体制

(1) 災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

(2) 資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

(3) 宿舎のあつせん

市は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれをあつせんする。

(4) 経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と協議するものとする。

- ① 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

6 災害派遣部隊の撤収要請

市は、災害救助活動の必要がなくなった場合、県及び陸上自衛隊第12旅団長と協議の上、県に対して撤収要請を依頼する。

第6節 災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、市は県と連携して法に基づく応急的な救助を実施する。

第1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。

市は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（1号基準）
- (2) 市において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ、県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 市において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
 - ① 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
 - ② 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

災害救助法適用基準一覧表

那須烏山市の人口（令和2年国勢調査人口）	滅失世帯数
15,000人以上30,000人未満	50世帯以上

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の滅失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

第2 災害救助法の適用手続

- 1 県は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、市に対し、被害状況について報告を求める。

市は、県からの照会の有無にかかわらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確

に被害状況を収集把握して県に報告するものとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に該当する災害
- (2) 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害
- (3) 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害
- (4) 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害
- (5) その他特に報告の指示のあった災害

2 市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

3 市災害救助法所管課（総務課）は、市民課、健康福祉課、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

4 県は必要に応じて職員を派遣し、市の行う被害状況の調査に応援、協力、立会い等を行う。

5 住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

6 県は、市から被害状況報告を受けた場合には、当該報告を確認集計の上、内閣総理大臣に情報提供し、必要に応じ災害救助法の適用について協議する。

ただし、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行うことがある。

7 県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市、県各部局及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市長及び知事は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

1 災害が発生した段階の救助

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送

2 災害が発生するおそれ段階の救助

- (1) 避難所の設置

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部（特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部）を設置し、その所管区域となり、当該区域で被害を受けるおそれがある場合となる。

第4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市及び県は、次の救助を実施する。

- 1 県は、上記第3の救助の種類のうち、下記のものに係る事務については、原則として、その事務の全部又は一部を市長に委任することとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。
 - (1) 避難所の設置
 - (3) 炊出しその他による食品の給与
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (6) 医療
 - (7) 助産
 - (8) 被災者の救出
 - (9) 被災した住宅の応急修理
 - (10) 学用品の給与
 - (11) 埋葬
 - (12) 死体の搜索
 - (13) 死体の処理
 - (14) 障害物の除去
 - (15) 応急救助のための輸送
- 2 1により知事の権限の一部が市長に委任された場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- 3 市は、1による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- 4 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- 5 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

第7節 避難対策

市、県、防災関係機関との連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第1 実施体制

市長は、避難の指示及び警戒区域の設定を行う。

県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。特に、市長が早期に適切な避難判断を行うことができるよう、県は宇都宮地方気象台と連携し、適時適切な助言等を行うよう努めるものとする。

なお、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、市長が避難の指示を行うことができないときは、知事等が避難の指示を行うことができる。この場合、避難の指示を行った者は、速やかにその旨を市に通知する。

また、市長は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示等に関する事項について、助言を求めることができる。この場合、助言を求められた機関は、その所掌事務に関し、必要な助言を行う。

第2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

災害に係る高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、次の場合に、必要な範囲の住民に対して行う。災害対策基本法に基づく避難について、市長は、危険の切迫する前に十分な余裕をもって指示を行う。なお、避難指示等の発令基準に達したときは、災害の危険性が高まっている状況であることから、避難所の開設が間に合っていない場合においても、市長は躊躇なく指示を行う。

また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合に緊急安全確保を発令する。

知事は、市長に対し、避難指示等の判断に資する情報の提供及び助言を行う。その際、単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず、災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示・指示等を発令すべきタイミングなどについて技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。

- ① 洪水のおそれがあるとき。
- ② 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。
- ③ 工作物等の倒壊のおそれがあるとき。
- ④ その他特に必要があると認められるとき。

避難指示等の発令基準

指定河川の洪水に係る避難指示等の発令基準	
基準観測所	那珂川：小口観測所、荒川：連城橋観測所、箒川：佐久山観測所
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合又は 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 那珂川：5.00m 荒川：2.00m 箒川：3.50m ▷ 氾濫警戒情報が発表されたとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき。 那珂川：5.50m 荒川：2.50m 箒川：4.00m ▷ 氾濫危険情報が発表されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 氾濫が発生したとき。 ▷ 堤防が決壊したとき。
指定河川以外の中小河川の洪水に係る避難指示等の発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 気象庁の洪水キキクルにおいて、危険度が警戒（赤）に達したとき。 ▷ 市が把握した情報を解析した結果、市長が発令が必要であると判断したとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 気象庁の洪水キキクルにおいて、危険度が非常に危険（うす紫）に達したとき。 ▷ 市が把握した情報を解析した結果、市長が発令が必要であると判断したとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 氾濫が発生したとき。 ▷ 堤防が決壊したとき。
土砂災害に係る避難指示等の発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 ▷ 気象庁の土砂キキクルにおいて、危険度が警戒（赤）に達したとき。 ▷ 前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ▷ 気象庁の土砂キキクルにおいて、危険度が非常に危険（うす紫）に達したとき。 ▷ 前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生） が発見されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 土砂災害が発生したとき。 ▷ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

市その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付するとともに、住民が取るべき避難行動が分かるように伝達する（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）。住民は警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める。)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(避難に備え自らの避難行動を確認する。)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	高齢者等は立ち退き避難する。 その他の者は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル4	指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。	避難指示
	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	避難指示(緊急) ※緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令

(3) 避難の指示の種類

避難の指示は下表のとおりである。

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告する。

区分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
高齢者等避難	市長 災害対策基本法 第56条第1項・第2項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
避難の指示	市長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法 第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水、雨水出水によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市長が立ち退きを指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。
	警察官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき。
	自衛官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。
緊急安全確保措置の指示	市長 災害対策基本法 第60条第3項	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項	緊急安全確保措置の指示	市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難の指示の違い

避難の指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 警戒区域の種類

警戒区域の設定の種類は下表のとおりである。

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	市 災害対策基本法 第63条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 水防法 第21条第1項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合。
(3)	消 防 吏 員 、 消 防 団 員 消防法 第28条第1項、第36条	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害。
(4)	警 察 官 災害対策基本法 第63条第2項他	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合。
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の 自 衛 官 災害対策基本法 第63条第3項	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

第3 避難指示等の周知・誘導

1 高齢者等避難の住民への周知

市は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の住民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

2 避難の指示の住民への周知

避難の指示を実施したときは、当該実施機関は、住民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底ができるよう、おおむね次の方法により伝達する。特に一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

- (1) 防災行政無線
- (2) 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- (3) 市防災行政情報メール
- (4) エリアメール・緊急速報メール
- (5) 消防サイレン

- (6) 消防団車両
- (7) 市広報車
- (8) 消防団員による個別訪問
- (9) 消防関係機関、警察等による個別訪問
- (10) 市ホームページ
- (11) ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- (12) 自治会、自主防災組織への電話
- (13) Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送等
- (14) とちぎテレビデータ放送

3 市の報告

市は、避難の指示を実施したとき、又は避難の指示をしたことを了知したときは、速やかに県に報告する。

4 関係機関相互の連絡

市その他の避難指示等実施機関は、避難の指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

5 避難の誘導

(1) 住民の誘導

市その他の避難指示等実施機関は、住民が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等、速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 帰宅困難者の支援

市は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

6 案内標識の設置

市は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるよう措置する。

第4 避難所の開設、運営

1 避難所の開設

(1) 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を設置する。

(2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉避難所に受け入れ要請をする。状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。本市の避難所は、資料編に掲載のとおりである。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、市外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

- (3) 市は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。
- (4) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受け入れる者を誘導し、保護する。
- (5) 市は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (6) 市は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (7) 市は、避難所を設置した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。
 - ① 避難所開設の日時、場所
 - ② 収容人員
 - ③ 開設期間の見込み
 - ④ その他必要事項

2 避難所の運営

- (1) 市は、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。
- (2) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮するとともに、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努め、外国人等への情報伝達においても多言語表示シートの提示等により配慮する。
 また、障害者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や余震などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。
- (3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 市は、避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (6) 市は、那須烏山警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。
- (7) 市は、運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズへの対応に努める。
 なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。
- (8) 市は、通信事業者の協力を得て、非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。

- (9) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。
- (10) 市は、安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市本庁舎と避難所との連携体制を確立する。
- (11) 市は、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。
- (12) 市は、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

第5 要配慮者への生活支援

1 要配慮者への日常生活の支援

市及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、乳児ミルク（アレルゲン除去ミルク含む）、アレルゲン除去食品等の病者用食品、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

2 被災児童等への対策

市及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族の引き渡しや福祉施設への受け入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

3 外国人への対策

市及び県は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもとに生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

4 栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）による支援

県は、県社会福祉協議会及び福祉関係団体との栃木県災害福祉広域支援協議会を活用し、避難所等に福祉専門職で編成される栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）を派遣する。栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）は、避難所等において市と連携し、専門的見地から避難者等の福祉ニーズの把握やスクリーニング、各種相談対応、避難所の環境整備等を実施する。

第6 こころのケア対策

市及び県は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。

第7 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択し、避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。また、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

1 避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は市に対し、助言等による支援を行う。

2 必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難場所への移送など必要な支援を行う。

第8 市における計画

市長は、住民が安全、迅速に避難できるよう、市地域防災計画の中で、次の事項を定めておく。なお、市長は、学校等の施設を避難予定場所に指定した場合には、当該施設の管理者にその旨の通知を行い、必要がある場合には、避難所の開設、運営について協力を求めることができる。

- (1) 避難予定場所の所在地、名称、概況、受け入れ可能人員
- (2) 避難指示等の伝達方法
- (3) 避難誘導方法
- (4) 避難所の開設、運営方法
- (5) 要配慮者の避難支援の方法
- (6) その他必要事項

第9 帰宅困難者対策

震災対策編第1章第11節第6に準じて行う。

第10 広域避難等

1 市域を越えた避難等

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、被災市町のみでは十分な避難者の受入れが実施できないときは、災害時における市町相互応援に関する協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

2 県域を越えた避難

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県域を越えた避難・収容が必要と認められるときは、次の方法により他の都道府県及び国に対し応援を要請する。

- (1) 「震災時等の相互応援に関する協定」（関東地方知事会）に基づく相互応援
- (2) 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」（全国知事会）に基づく相互応援

前記の協定に基づく応援でもなお十分な応急対策が実施できない場合は、同協定に基づき、全国知事会を通じて都道府県に対して応援要請する。

なお、具体的要請は、全国知事会又は関東地方知事会の幹事都県等に対して行う。

- (3) 内閣総理大臣への応援要請への応援要請
- (4) 災害対策基本法に基づく他都道府県への広域一時滞在

3 県外へ避難した避難者への支援

(1) 県外避難者に関する情報収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため、全国避難者情報システム等を活用して県外避難者に関する情報を収集し、避難元である市に提供する。

(2) 県外避難者への情報提供

県は、避難元である市と連携して、避難元である市に関する情報等の県外避難者への提供に努めるものとする。

4 広域一時滞在対策

市は、その市域で災害が発生し、被災した住民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した住民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災した住民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求めることができる。

県は、市町らの要求があったときは、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第11 県外避難者の受入れ

震災対策編第3章第5節第11に準じて行う。

第12 被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

第13 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難所の供与は、次の基準により実施する。

1 対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

2 内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

3 費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年栃木県規則第35号）第2条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。また、冬期（10月～3月）は、別途加算する。

- (1) 賃金職員等雇上費
- (2) 消耗器材費
- (3) 建物の使用謝金
- (4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- (5) 光熱水費
- (6) 仮設便所等の設置費

4 期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から7日以内

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限度の期間を延長する。

第8節 災害警備活動

災害時における警備体制を確立し、情報収集、救出救助活動、社会秩序維持活動等、県民の生命、身体、財産の保護に努める。

第1 災害警備本部等への職員の派遣

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警察署等に所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡室、災害警備準備室等を設置する。それら本部が設置された場合、市は、警察署から情報を得て、市災害対策本部や当該本部等に相互に職員を派遣する等協力体制をつくる。

第2 応急活動対策

県警察は、住民等の生命、身体を保護を第一とした下記の応急活動を実施する。

市は、警察署等が行う次の災害時応急活動に協力をする。

1 情報の収集・伝達

(1) 被害状況の把握及び伝達

災害による人的・物的被害状況を迅速、的確に把握し、警察組織はもとより、関係機関等に速やかに伝達する。二次災害についても同様に把握し、連絡する。

(2) 多様な手段による情報収集等

交番、駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプター、無人航空機（ドローン等）操縦者等の勤務員を被災状況、交通状況等の情報収集に従事させる。その際、必要に応じて情報収集活動に専従するための私服部隊の投入を行う。

2 救出救助・避難誘導活動等

把握した被害状況に基づいて、迅速に機動隊等を、那須烏山警察署等に出動させる。

那須烏山警察署は、自署員、応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、管轄区域内の被災状況を踏まえて部隊の担当区域を決定する。また、消防等他の防災関係機関と随時調整を行い、現場活動を円滑に実施するように努める。

3 二次災害の防止と避難誘導等の措置

那須烏山警察署は、二次災害の危険場所等を把握するため調査班を編成し、区域を定めて調査を実施するとともに、市災害対策本部等と連携して、避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

4 死体見分等

県警察は、関係機関と協力し、見分要員、場所の確保を行うとともに、医師と連携して、迅速かつ的確な見分、身元確認、遺族等への遺体引き渡し等に努める。

5 被災者等への情報伝達活動・相談活動

(1) ニーズに応じた情報伝達活動の実施

那須烏山警察署は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する等して、適切な伝達に努める。また、特に避難行動要支援者に対する配慮に努めるものとする。

(2) 相談活動の実施

那須烏山署は、行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努めるとともに、避難所等への警察官の立ち寄りによる相談活動を推進する。

第3 社会秩序の維持

那須烏山警察署は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗や避難所内での女性や子供等に対する性暴力・DVやトラブルなどを防止するため、被災地や避難所、その周辺におけるパトロールの強化を行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

第4 施設の復旧

警察施設の復旧については、その重要性に鑑み、可能な限り迅速、円滑な復旧を図る。

第9節 救急・救助活動

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

災害発生時は、交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関（消防署、消防団）等の現場到着の遅れが予想されるため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は、直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施は、消防機関等からの求めに応じて可能な限りこれに協力する。

第2 市、消防機関の活動

市及び消防機関は、県警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員（水防団員）は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

2 救急活動の実施

(1) 市は、直ちに南那須医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、栃木県ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第3 県消防防災ヘリコプター等の活用

県は、ヘリコプターの機動性を活かした被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などの応急対策を、市町、他県等と連携して実施する。

1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより緊急運航する。

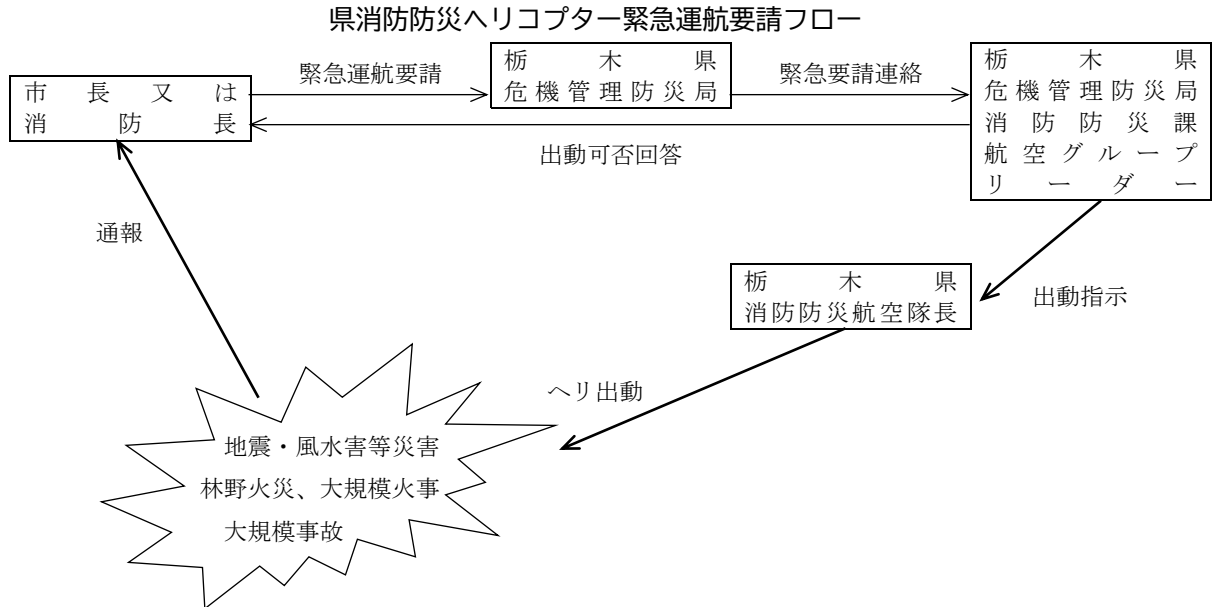
(1) 緊急運航

県は、大規模災害発生時には、自ら県消防防災ヘリコプターの積極的な活用を図り、速やかに被害の実情把握に努めるとともに、市町等からの支援要請を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施

できるよう航空運用調整班活動マニュアルを基に運航の計画を調整する。

2 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請

市長又は消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航を要請する。



第4 消防相互応援等

1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続により要請、出動する。

(2) その他の協定

市区町村間で個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

2 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画に定めるところによる。

(3) 消防応援活動調整本部の設置

県は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、緊急消防援助隊が出動した場合は、直ちに消防応援活動調整本部を設置する。

調整本部の事務は栃木県緊急消防援助隊受援計画のとおりとし、庶務については県消防防災課又は県災害対策本部事務局において処理する。

第5 県警察の活動

県警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動・緊急交通路の確保・広域緊急援助隊等の援助要請を実施する。

第6 自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、県警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第7 県、消防、警察、自衛隊との連携

市は、災害応急対策活動にあたって、県、消防機関、県警察、自衛隊等各機関との適切な連携のもと迅速適切な救出・救助活動を実施する。

1 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

2 自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、消防本部（局）、県警察と連携して活動にあたる。

3 連絡調整員の現地派遣

各機関は、市に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施にあたって、機関相互の現場レベルの調整を行う。

(1) 被災者の検索、救助における地域の割り当て

(2) 一斉合同捜索活動の実施

(3) 救助のための人員、資機材等の確保

(4) 交通規制の実施

4 救出・救助活動等への協力

県は消防、警察等から依頼があった際には、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）の運用により救出・救助等に協力する。

第8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

1 内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

2 費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき。

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生きていることが明瞭であるようなとき。

(3) 災害の発生が継続しているとき。

第10節 医療救護活動

関係機関が連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。

第1 市の実施体制

- 1 市は、被災者に対する医療助産の計画の策定を行い、実施する。県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。
- 2 市は南那須医師会、県北健康福祉センター、保健福祉センター、南那須地区広域行政事務組合等との緊密な連絡を図るものとする。
- 3 市は、市内医療機関の協力を得て救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により南那須医師会に出動を要請する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。

その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、DPAT登録医療機関等に対して、DPATの派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。

医療救護活動の実施に当たり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に保健医療調整本部を、市に医療圏域別保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部には、必要時、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、県医師会長の指揮の下、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。

医療圏域別保健医療調整本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。

なお、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

1 県の組織する救護支援班の編成

健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成する。

2 災害拠点病院の救護班の編成

次の拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

病 院 名	所 在 地
済生会宇都宮病院	宇都宮市
NHO栃木医療センター	宇都宮市
地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市
上都賀総合病院	鹿沼市
獨協医科大学病院	壬生町
自治医科大学附属病院	下野市
足利赤十字病院	足利市
那須赤十字病院	大田原市
芳賀赤十字病院	真岡市
獨協医科大学日光医療センター	日光市
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市
新小山指市民病院	小山市
佐野厚生総合病院	佐野市

3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、次のとおり救護班（JMAT）を編成する。

医 師 会 等 名	編成数	備 考
宇都宮市医師会	15班	医師1名（看護師1名、薬剤師1名、柔道整復師1名、事務1名は宇都宮市長が各団体に出勤を要請し、事務職は市職員が従事する）
上都賀郡市医師会	北部 6班	医師2名、看護師4名、歯科医師1名、歯科衛生士1名、薬剤師2名、事務2名
	南部 23班	医師1名、看護師2名、事務1名
下都賀郡市医師会	5班	各地区医師会でそれぞれ編成 栃木（都賀含む）、大平、藤岡、壬生、岩舟
小山地区医師会	11班	小山地区6班、 上三川、石橋、国分寺、南河内、野木地区各1班
佐野市医師会	8班	医師7～8名
足利市医師会	7班	
塩谷郡市医師会	2班	医師1名、看護師2名、事務1名
那須郡市医師会	3班	医師1名、看護師4名
南那須医師会	2班	那須烏山市1班、那珂川町1班 （医師1名、看護師2名、事務1名）
芳賀郡市医師会	3班	医師1名、看護師2名、事務1名
自治医科大学医師会	6班	医師2名、看護師1名、事務1名
獨協医科大学医師会	8班	医師1名、看護師2名、事務1名

4 DMAT・LDMAT指定病院のDMAT・LDMAT

次のDMAT・LDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMAT・LDMATを編成する。

病 院 名	所 在 地	DMATチーム数	LDMATチーム数
済生会宇都宮病院	宇都宮市	5	2
足利赤十字病院	足 利 市	2	—
那須赤十字病院	大田原市	4	—
獨協医科大学病院	壬 生 町	6	2
自治医科大学附属病院	下 野 市	5	—
芳賀赤十字病院	真 岡 市	3	—
上都賀総合病院	鹿 沼 市	3	—
NHO栃木医療センター	宇都宮市	3	—
地域医療機能推進機構 うつのみや病院	宇都宮市	1	—
獨協医科大学日光医療センター	日光市	2	—
国際医療福祉大学塩谷病院	矢板市	1	1
新小山市民病院	小山市	1	—
佐野厚生総合病院	佐野市	1	1
那須南病院	那須烏山市	—	2
宇都宮記念病院	宇都宮市	—	2
菅間記念病院	那須塩原市	—	2

※ LDMAT（ローカルディーマット）とは、県が養成する県内災害等に対応する地域版DMATのことである。

5 DPAT登録医療機関等のDPAT

病 院 名	所 在 地	隊員数
岡本台病院（先遣隊）	宇都宮市	医師3名、看護師3名、業務調整員1名

第3 関係機関の活動

1 関係機関・団体の実施すべき業務

市、県をはじめ、日本赤十字社栃木県支部、栃木県医師会、県警察、自衛隊等の関係機関・団体は、相互連絡、協議を緊密に行い、統制のとれた迅速、的確な医療活動が行われるよう積極的に協力する。

2 指令及び通報

災害時における医療活動にあたっての的確な指令、通報を行うため、関係機関・団体の事務担当者は、事前に通信先、通信方法（衛星系移動通信設備等）を確認しておく。

第4 医療救護班の編成

1 医療の万全を期するため、保健医療班を中心に市内医療機関の協力を得て、医療救護班を編成しておくものとする。救護班の編成は、おおむね次のとおりとする。

医療救護班の編成	診療所医師	2名
	看 護 師	3名
	保 健 師	3名
	薬 剤 師	1名 ※市内医療機関の協力が得られた場合

2 患者搬送入院等救護活動の緊急性に鑑み、平素から編成準備しておくものとする。

第5 実施方法

- 1 医療及び助産は、医療救護班により行う。
- 2 救護班が到着するまでに急迫した事情があり、早急に医療を施さなければならない場合は、患者を最寄の医療機関に移送し、その協力を得て医療を実施するものとする。
- 3 災害時における被災者のうち、妊産婦、乳幼児、ねたきり高齢者等に対しては、特に留意する。

第6 救護所の設置

救護所の設置は原則として市が行う。

救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある県下の医療機関の一部及び助産所を充てる。

第7 医薬品等の確保・供給

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として市診療所等医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町から調達し、あるいは県等に要請して確保し、円滑な供給を図る。

また、県は、県が整備した備蓄・調達体制により、医療救護に必要な医薬品、医療機器類、輸血用血液製剤等の円滑な供給を図る。

第8 医療支援の受入調整

県は、県外からの医療支援の受入れに当たり、災害医療コーディネートチームと連携を図りながら、市の医療ニーズに対応して、医療派遣団等の受入れ、活動場所等の振り分けを行う。

第9 医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。

第10 災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

1 災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して行う応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として救護班及び救護支援班によって、次の医療救護を行う。

ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

① 診療

② 薬剤、治療材料の支給

③ 処置、手術その他の治療、施術

④ 病院、診療所への収容

⑤ 看護

(3) 費用の限度

① 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費

② 病院、診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内

③ 施術者による場合は、協定料金の額以内

(4) 期間

災害発生の日から14日以内

2 災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日以前又は以後の7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(2) 内容

① 分娩の介助

② 分娩前、分娩後の処置

③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

① 救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費

② 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内

(4) 期間

分娩した日から7日以内

第11節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

第1 実施体制

市は、被災者を輸送する。県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

応急対策に必要な人員、緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する災害対策本部長（市長）が行い、配車等総合調整は資源管理班が行う。また、市のみで輸送の対処ができないときは、他市町又は県にこれの実施又は自動車等の確保につき、応援を要請する。

第2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 市、県、国等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

第3 交通路の確保

交通路の確保は、主として県警察及び県が行い、市及び消防団は、県警察及び県が行う次に掲げる災害時の交通路確保等に関する対策に協力する。

1 県警察は、次により交通路の確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は速やかに周知し、緊急通行車両等の手続きについ

て配慮する。

また、市への流入車両等を抑制するため必要があるときは、市周辺の警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

- ① 交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。
- ② 必要に応じて、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。
- ③ 必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。
- ④ 緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、道路管理者、市総務課等と相互に緊密な連携に努める。

2 県及び各道路管理者は、次により緊急交通路のほか、重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報に加え、CCTV等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

道路管理者は、重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

- ① 道路管理者は、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、かつ、緊急の必要があると認められるときは区間を指定して以下の措置を実施する。
 - ア 緊急車両の妨げとなる車両等の運転者等に対して移動の命令を行う。
 - イ 運転者等が命令に従わない又は従うことができない場合、及び運転者等が不在の場合には道路管理者自ら車両等を移動する。
 - ウ 車両等の移動のためやむを得ないとき、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分を行う。
 - エ 車両移動等の実施にあたっては、国、市、交通管理者等と相互に緊密な連携に努める。
- ① 重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して市町道、林道、農道等の代替路線を確保する。

第4 輸送手段の確保

1 市の確保体制

道路が交通不能の場合以外は、自動車等による迅速、確実な輸送を行う。そのため自動車の確保を次のとおり行う。

(1) 市有のもの

- ① 資源管理班が稼働可能数の掌握、配車を行う。
- ② 配車については、各部班が自動車等を必要とするとき、資源管理班に要請を行う。

(2) その他のもの

各部班からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、資源管理班は直ちに相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両等の派遣を要請するものとする。

また、（一社）栃木県トラック協会塩那支部、栃木県軽自動車運送協同組合（赤帽）との間で締結している協定により、物資の輸送協力を要請する。

(3) 調達あっせんの依頼

市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんに依頼する。

- ① 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量）
- ② 車両等の種類及び台数
- ③ 輸送を必要とする区間及び借上げ期間
- ④ 集結場所及び日時
- ⑤ その他必要事項

2 県の確保体制

(1) 県有車両、消防防災ヘリコプターの利用

震災時の緊急輸送活動に備え、県は県有車両の調達体制とともに、消防防災ヘリコプターの利用体制を整備しておく。

(2) 営業用車両、民間ヘリコプター等の利用

- ① トラック、タクシー等営業用車両の利用が必要な場合、県は関東運輸局栃木運輸支局に連絡し、調達あっせんに依頼する。また県は、関東運輸局栃木運輸支局からのあっせん、「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」等に基づき、協定締結先に協力を要請する。
- ② 民間ヘリコプターの利用が必要な場合、県は、栃木ヘリポート連絡協議会に対し、民間ヘリコプターのあっせんに依頼する。

(3) 相互応援協定に基づき、他の都道府県に対して車両の派遣を要請する。

(4) 陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊に対し、車両等の派遣を要請する。

(5) 各鉄道事業者に協力を要請する。

(6) 県及び市（災害対策基本法第71条第2項による場合）は、必要に応じ、自動車運送事業者、鉄道事業者及び軌道経営者並びにこれらの従業者に対し災害対策基本法第71条第1項の規定により緊急輸送のための従事命令を発する。

3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借りに要する費用は、認可又は届出された運賃・料金による。

第5 輸送体制の確保

市及び県は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

1 緊急輸送道路の整備

市、県、国土交通省関東地方整備局その他の道路管理者は、緊急輸送道路の維持保全に努め、通行不能箇所が発生した場合、関係機関と連携して速やかに道路の啓開を行うなど、災害時の緊急輸送道路として確保する。

緊急輸送道路が使用不能となった場合は、指定道路に代わるべき市町道、林道、農道等を確保する。

2 物資拠点の確保

市は、救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、被災現場に近い公共施設等に地域物資拠点を確保する。

県は、支援物資の集積、配布の円滑化を図るため、広域物資拠点（県有施設、県営都市公園）を確保するとともに、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した「災害時協定」に基づき、同協会に物資集積施設の提供を要請する。

3 物資拠点の運営

市は、必要に応じ設置した地域物資拠点の運営を、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体、協定企業等の協力のもとに行い、支援物資の受け入れから、保管、仕分け、避難所等への搬送までを行う。

県は、必要に応じ設置した広域物資拠点の運営を「災害時協定」に基づき、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会の協力のもとに行い、支援物資の受け入れから、保管、仕分け、市が設置する地域物資拠点への搬送までを行う。

4 臨時ヘリポートの確保

県は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポート等の中から適地を選定し、確保する。

5 関係機関等との連携

県は、有料道路管理者と協力し、応急対策要員や緊急物資等の緊急輸送を迅速、円滑に行う。

第6 緊急輸送について

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は通行の禁止又は制限措置を講ずることがあるため、緊急輸送を行う場合には、次の手続により県又は那須烏山警察署から緊急通行車両を証明する標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

1 明示事項

交付を受ける場合は、次の事項を明示した申請書を提出するものとする。

- (1) 申請者住所及び氏名
- (2) 番号標に表示されている番号
- (3) 輸送人員又は品名
- (4) 使用者住所、氏名
- (5) 通行目的
- (6) 通行日時
- (7) 通行経路
- (8) その他必要な事項

2 掲示箇所

緊急車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに緊急通行車両確認証明書を車両に備え付けるものとする。

第7 災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は次のとおりである。

1 対象

- (1) 被災者の避難のための輸送
- (2) 医療及び助産のための輸送

- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 死体の捜索のための輸送
- (6) 死体の処理のための輸送
- (7) 救援用物資の整理配分のための輸送

2 費用の限度

当該地域における通常の実費

3 期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

第12節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達、供給体制を確立する。

第1 基本方針

1 実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応出来ない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

県は、市からの要請があった場合又は市からの要請を待ついとまがなく市への緊急な支援が必要であると認めた場合、市への支援を実施する。また、県だけで対応出来ない場合は、必要に応じて相互応援協定を締結する都道府県や指定行政機関、指定地方行政機関に応援を要請する。

なお、県は、平成30年3月に「災害時における支援物資の広域物流マニュアル」を策定し、支援物資の避難所までの供給の流れや、支援物資輸送体制を明確化（県トラック協会・倉庫協会の参画等）することで、広域物資拠点（県）から地域物資拠点（市）までの円滑な物流システム体制を確立する。市は、県、その他関係機関と連携しながら、地域物資拠点から各避難所までの円滑な物流システムの確立に努める。

2 季節への配慮

市は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

3 要配慮者への配慮

市は、難病患者、透析患者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギーを有する者等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮する。

4 全国からの個人による救援物資への対応

大規模な災害発生時において食料・飲料水・生活必需品等の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から大量の救援物資が寄せられる。しかし、不特定多数からの小口の救援物資を、適切に分類・仕分けして配布することは極めて難しい。また、各物資集積拠点でこれらの物資の仕分けを担当する者への負担が膨大なものとなる。

そのため、市は、災害発生直後には個人からの救援物資は原則受入れないことし、災害発生後は速やかに、個人からの救援物資は原則受け入れないことを周知し、個人からの救援物資が寄せられることの抑制に努める。

第2 給食

1 供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 災害地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

2 食料の調達、供給

市は、被害状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料を調達し、供給する。また、県は、市から要請を受けた場合や被害の状況等から判断して必要と認めた場合は、次により食料を調達し、供給する。

(1) 備蓄物資の放出

市は、防災倉庫等に備蓄している食料を放出し、被災者に配分するものとする。

県は、備蓄計画に基づき県内に分散備蓄している食料を放出する。

(2) 食料の調達

① 市は、前記(1)の備蓄食料では不足する場合は、次により、他機関等から食料の調達を行う。

ア 市内卸売業者、小売業者等の保有する米穀の提供を依頼する。

イ 応援協定に基づき、他市町から必要量の米穀の供給を依頼する。

ウ 前記イによっても不足する場合、食料の配給を知事に申請し、県で備蓄している食料の調達を依頼し、それでも不足する場合は、県を通じて関東農政局栃木農政事務所に対し、主要食料等の供給を要請するものとする。

エ 災害の状況により必要と判断した場合は、生鮮野菜、食肉製品、牛乳等の副食品及び調味料等を市内食品販売業者から調達するものとするが、不足等する場合は、他市町、県等に供給を依頼する。

② 県は、次により食料の調達を行う

ア 全国農業協同組合連合会栃木県本部に対して、協定に基づく米穀の供給を依頼する。

イ 米穀卸売業者に対して、保有の米穀の供給を依頼する。

ウ 上記ア、イによっても不足する場合は、農林水産省に対し災害救助用米穀の引き渡しを要請する。

エ 市から要請があった場合や災害の状況等から判断して必要と認められる場合は、協定に基づき関係団体、製造業者に玄米のとう精、炊飯等を依頼する。

オ 物資供給協定締結先に対して、食料の供給を依頼する。

カ 協定に基づき生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳等の副食品を調達する。

(3) 要配慮者への配慮

市は、要配慮者へ適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合は、市の対策を支援する。

3 食料の集積拠点の確保

県及び他市町等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所を被災現場に近い公共施設等に確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

救援食料等は、資源管理班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、NPO法人やボランティア団体、協定企業等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。なお、当該施設に管理責任者を配置し、食品の衛生管理に万全を期するものとする。

4 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

次のいずれかに該当する者に対して行う。

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等であって、炊事のできない者
- ③ 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者
- ④ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

(2) 内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

① 食料の確保

食料の確保については上記 2 に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の供給を要請することができる。

② 炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則第 2 条で定められた額以内とする（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）。

- ① 主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）
- ② 副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）
- ③ 燃料費（品目、数量について制限はない。）
- ④ 雑 費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握り飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から 7 日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、3 日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第3 給水

1 供給の対象

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1 人 1 日 3 リットルを基準とする応急給水を行う。ただし、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県等、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 飲料水の確保対策

市は、備蓄計画により備蓄している飲料水を放出し、被災者に配分する。市の備蓄飲料水のみでは不足する場合は、次により飲料水の確保を図る。

県は、市に対して、応援給水の指示、連絡調整を行うとともに、応急用飲料水の衛生指導を行う。また、水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に對する指導を行う。

- (1) 市は、応急用飲料水及び水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等

を浄化処理して飲料水を確保する。

- (2) プールの管理者は、特別の事情を除き、災害の発生に備えて常にプールに水を貯えておくよう努める。
- (3) 市、県等は、災害用浄水機により浄化処理を行う。また、県は、水浄化用木炭の確保に努める。
- (4) 市及び県は協定に基づき、他の水道事業者等に要請して、飲料水の確保を行う。
- (5) 市及び県は、協定締結先に対して飲料水の供給を依頼する。

3 給水活動

- (1) 市では、災害時における住民への給水方法として、市水道の水源地に非常用電源を設置しており、停電等に即座に対応できるものとし、市保有の給水タンク等で指定された避難所等へ給水活動を実施する。また市は、給水班を組織して給水活動を行うとともに、市及び県は、水道施設の応急復旧活動を実施する。
- (2) 県、県内他市町等は、市から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。なお、応急給水活動は、日本水道協会栃木県支部（宇都宮市上下水道局）の連絡調整のもと実施する。
- (3) 県は、市や県の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて国、又は（公社）日本水道協会と協力して他都県の水道事業者に対して応援給水要請を行う。

4 優先給水の方針

給水は、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

5 生活用水の供給

市は、生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

6 飲料水の確保・供給

- (1) 飲料水が汚染したと認められるときは、栃木県食品衛生協会烏山支部等の水質検査を受け、ろ水器により浄水して供給する。
- (2) 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から、ろ過消毒した飲料水を給水車、ポリエチレン袋等の容器により運搬し給水するものとする。
- (3) 飲料水が防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、浄水剤を投入し、又は交付して飲料水を確保する。

7 資機材及び技術者の確保

- (1) 交通途絶等により、給水が困難となることを想定し、複数搬送路の検討をしておくものとする。
- (2) 市は応急給水の早期実施体制確立を図るため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に努めるものとする。
- (3) 応急給水用資機材、施設等の現状

① 給水用資機材

（令和6年1月1日現在）

給 水 車	給 水 タ ン ク	ポ リ タ ン ク 等
—	1 m ³ ×3基	20ℓ× 6個 10ℓ× 1,100個 6ℓ×730個
広 報 車		

② 配水池

（令和6年1月1日現在）

池 数	貯 水 能 力 (m ³)
22	12,836

③ 鋼板プール等 (令和6年1月1日現在)

小 学 校	中 学 校	高 等 学 校	養 護 学 校	計
1	1	1	1	4

8 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

(3) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

第4 生活必需品等の供給

1 実施体制

市は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。また、市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

2 生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

市は、備蓄計画により備蓄している生活必需品（毛布、ふとん、日用品等）を放出し、被災者に配分する。市の備蓄品だけでは不足する場合は、次により調達し、生活必需品の確保を図る。

県は、市において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、市に供給する。

なお、これらによっても物資の供給が不足する場合は、関東経済産業局に協力を要請する。

① 市内販売業者等からの調達

市は、那須烏山商工会、商店若しくは農業協同組合等に協力を依頼して生活必需品を調達する。

② 応援協定に基づく調達

上記①でも必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合には、協定に基づき、他市町等に対し生活必需品の供給を要請する。

(2) 協定等に基づく燃料の確保

県は、大規模災害が発生し、通常の燃料供給ルートが機能しない事態が発生した場合等には、協定に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請し、災害応急対応を迅速に行うための燃料確保を図る。

さらに、県内における燃料供給が逼迫する等の事態となった場合には、栃木県石油商業組合と協力して、政府対策本部に対して、県内における災害対応型中核給油所や小口燃料配送拠点への安定的な燃料供給を要請する。

併せて、政府対策本部に対し、石油連盟と締結した覚書に基づき、情報を提供している災害時拠点病院や消防、警察等の重要施設に対する燃料供給を要請する。

さらに、県は、燃料用木炭の確保に努める。

3 調達時の留意事項

- (1) 被災者ニーズをできるだけ正確に把握し、重複等しないようにする。
- (2) 季節、被災者の年齢に配慮した物資を調達する。
- (3) 仕分け、配給に時間がかからないよう、調達時には箱等に中身の品名やサイズ等を書いておく。

4 救助物資の集積拠点の確保と管理

県及び他市町等から搬送される救援物資及び調達物資の集積拠点を被災現場に近い公共施設等に確保するとともに、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援物資等は、資源管理班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会、NPO法人やボランティア団体、協定企業等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとする。

5 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 内容

① 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア 寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- イ 被服（洋服、作業衣、子供服、肌着等）
- ウ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- エ 炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- オ 食器（茶碗、皿、箸等）
- カ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- キ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- ク 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者等）の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

② 支給方法

物資の確保は、原則として県が行う。市までの物資の輸送については、本章第11節により行うものとする。被災者への支給は、主として市が実施する。

(3) 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

(4) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、交通通信が途絶え、

物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

第13節 農林水産業関係対策

被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期の営農林水体制の再開を目指す。

第1 農作物・林産物・水産物等の応急対策

1 農林水産技術対策

- (1) 市は、風水害等による農林水産被害を防止するため、必要に応じ、県、農業協同組合、森林組合等関係機関と連携して、排水、病虫害防除、施肥等の指導を行う。
- (2) 市は、県を通じて宇都宮地方気象台から風雪、強風、大雨、洪水等の注意報、警報等の発表の通知を受け、農作物の風水害、雪害が予想されるときには、県が作成した被害予防のための技術対策資料を団体等に配布し、農家に対する指導の徹底を図るものとする。

2 家畜伝染性疾病予防体制

市は、県と連携して、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

(1) 家畜伝染性疾病予防実施体制

被災地における予防対策は、市が実施する。

(2) 応急対策の実施

- ① 家畜所有者等から通報を受けた場合の被害状況の把握、県への通報
- ② 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- ③ その他必要な指示の実施

(3) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第14節第3に準じて行う。

第2 農地・農林業用施設等の応急対策

1 施設の点検、監視等

(1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市、消防機関、那須烏山警察署に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

2 災害応急復旧対策

農地・農林水産業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県に報告する。

(2) 応急対策の実施

- ① 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。
 - ア 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市及び県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
 - イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
 - ウ 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。
また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
 - エ ダム、ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
 - オ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。
 - ② 市は、農地・農林水産業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。
 - ③ 県は、主務省庁に農地・農林業用施設等の災害の状況を報告し、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）等に基づき、速やかに災害復旧の手続を行う。
- 3 農林水産業共同利用施設
- 農林水産業共同利用施設の管理者は、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。
- (1) 施設の点検、監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要構造物等の点検及び監視を行う。また、施設管理者は、施設の点検及び監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域住民及び関係機関への連絡を適切に実施する。
 - (2) 災害応急復旧対策

施設管理者は、農林水産業共同利用施設の被害状況を把握し、所轄農業振興事務所及び環境森林事務所等に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

第14節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理の的確な実施を図る。

第1 保健衛生対策

1 感染症対策

(1) 実施体制

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症対策を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

県は、栃木県災害時保健医療福祉活動マニュアルに基づき、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

(2) 実施方法

① 実施体制の確立

市は、適切な感染症予防活動を行うことができるよう、市内医療機関等の協力を得て、消毒・衛生監視・検査を行う感染症対策・生活衛生班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ・昆虫の駆除等を行う。市だけでは対応が困難である場合、県に、応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、協定等に基づき、他市区町村に応援要請を行う。

県は、広域健康福祉センター内に、消毒・衛生監視・検査を行なう感染症対策・生活衛生担当を編成し、適切な防疫活動の実施のために被災状況をできるだけ的確に把握する。

② 防疫活動計画の作成及び物資の確保

感染症対策を実施するにあたって、市は、防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。市だけでは対応が困難である場合は、県に応援の依頼を行う。

県は、市から応援依頼があった場合、市との連絡調整を行いながら防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定の補助、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

③ 消毒の実施

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」（以下この節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示・指導に従って消毒など次の措置を実施する。

県は、消毒の指示・指導を行う。

ア 消毒の方法（法第27条）

消毒の方法は、次に掲げる基準に従い、消毒薬を用いて行う。

- ⑦ 対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行う。消毒の対象となる場所は、次のとおりである。
 - a 感染症の患者がいる場所又はいた場所
 - b 感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所
 - c 感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所

- イ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除（法第28条）

ねずみ族及び昆虫等を駆除する際には、次に掲げる基準に従い行う。

- ⑦ 対象となる区域の状況、ねずみ族及び昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行う。
- ⑧ 駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

ウ 感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件に係る措置（法第29条）

- ⑦ 対象となる物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準その他の事情を勘案し、当該物件に対する措置（移動の制限及び禁止、消毒、廃棄その他必要な措置）の目的を十分に達成できるような方法により行う。
 - a 消毒にあつては、消毒薬、熱水消毒、煮沸消毒等により行う。
 - b 廃棄にあつては、消毒、cに規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行う。
 - c 滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行う。
- ⑧ 消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

エ 生活用水の供給（法第31条）

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用者に対し、生活の用に供される水を供給する。

オ 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等を受けるものとする。

④ 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

2 食品衛生対策

(1) 実施体制

市は、食品衛生活動体制を確立し、県、関係団体と連携し、避難場所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

(2) 食品衛生指導班の派遣要請

市は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、県に食品衛生指導班の派遣を要請し、被災地営業者、同地区周辺営業者に対する衛生的な食品の供給に関する指導を求める。

(3) 食品衛生指導班の編成、派遣

県は、市より要請を受けた際は、次により被災地営業者、同地区周辺営業者、臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握するとともに、当該施設等に対し、安全で衛生的な食品の

供給に必要な食品衛生の啓発、指導助言等を行う体制を整備する。

- ① 県は、災害時の状況に応じ必要と認めたときは、下表のとおり食品衛生指導班を編成し、派遣する。
- ② 広域健康福祉センター所長は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、所内に食品衛生指導班を編成する。

(4) 避難所、被災住民に対する衛生指導

避難所等における食品の取扱いや管理等の状況を把握するとともに、避難所、被災地でのチラシ配布などを活用しながら必要な監視指導等を行う。

- ① 適切な手洗い消毒の励行
- ② 備蓄食についての品質、賞味期限等の確認
- ③ 配布された弁当等についての品質・表示事項の確認
- ④ 使い捨て食器の使用、消毒薬による器具の消毒
- ⑤ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(5) 被災地の食品営業施設、臨時給食施設に対する衛生指導

市は、県及び関係団体との連携により、関係施設の被災状況を確認、把握に努めるとともに、状況に応じた施設・整備の適切な管理や食品の衛生的取扱いについて指導、助言を行う。

(6) 被災地営業施設の監視指導

営業許可施設を監視するとともに、保存、製造されている食品の衛生状態に応じた指導を行い、不良食品の供給を排除する。

- ① 停電により適温で保存されないため腐敗、変敗した食品の供給防止
- ② 施設、機械、器具の洗浄消毒
- ③ 使用水の現場検査
- ④ 従事者の衛生管理（手洗消毒の励行、衛生的な服装の着用、下痢している者や手指に化膿傷がある者の食品取扱い作業への従事防止）
- ⑤ 浸水地区における浸水期間中の営業の自粛
- ⑥ 食品残渣、汚水などの廃棄場所の衛生確保

(7) その他

災害の状況により食品衛生指導班等の職員のみでは十分な監視指導ができない場合は、被災地区周辺の食品衛生指導員に協力を依頼し、指導を求めるものとする。

3 栄養指導対策

市は食糧の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。県は、市からの要請があった場合又は市への支援が必要と判断した場合は、市の対策を支援する。

(1) 市と県が連携して実施する対策

- ① 市は、栄養・食生活支援活動に関する情報を提供し、県は、随時まとめて広域健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化を図る。
- ② 市は、県災害対策本部及び烏山健康福祉センターに県への要請を依頼し、県は関係機関と協議のうえ必要と認められた場合には、烏山健康福祉センター以外の広域健康福祉センター等に対し

て人材等の派遣要請を行う。

- ③ 県は、人材及び乳児ミルク（アレルギー除去ミルク含む。）やアレルギー除去食品等の病者用食品などの調達のため、必要に応じて関係機関（県栄養士会等）へ支援要請を行う。

(2) 市と烏山健康福祉センターが連携して実施する対策

① 被災地の食に関する情報把握

市は、烏山健康福祉センターと連携して、市における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

② 被災者の栄養指導

市は、烏山健康福祉センターと連携して被災者の栄養指導を行う。

③ 栄養指導班の編成

烏山健康福祉センター所長は、災害の状況に応じて必要と認めたときは、所内に栄養指導班を編成する。

④ 食事提供（炊き出し等）の栄養管理指導

市は、烏山健康福祉センターと連携して、設置された炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

⑤ 巡回栄養相談の実施

市は、烏山健康福祉センターと連携して、避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

⑥ 食生活への相談・指導の実施（避難行動要支援者への食生活支援）

市は、烏山健康福祉センターと連携して、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行う。

⑦ 特定給食施設等への指導

市は、烏山健康福祉センターと連携して、被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

4 資器材の調達

(1) 市内業者から調達

災害発生後、速やかに防疫・保健衛生用資器材取扱業者の被害状況を調査して、供給能力、輸送機能の状況を把握するとともに、供給・輸送が可能な市内業者から必要とする資器材を調達する。

(2) 応援協定に基づく緊急調達

市内等で必要な保健衛生用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町等から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達のあっせんを要請する。

第2 遺体取扱対策

1 遺体の搜索

(1) 実施体制

災害により、行方不明の状態で周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、原則として市が県警察、消防機関等の関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、県警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して搜索する。

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町等に応援要請を行うとともに、県あて、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

県警察は、市が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

① 行方不明者

ア 行方不明者の届出の受理は避難者対策班において取扱う。受付の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録しておく。

イ 捜索は消防班が警察と協力し、捜索班及び作業班を編成し実施する。また、被災の状況により、自治会、自主防災組織等に協力を要請し地域住民の応援を得て実施するものとする。

② 遺体

ア 遺体の捜索は災害により行方不明になった者のうち、災害の規模、被災地域の状況等の事情により、すでに死亡していると推定される者の捜索を行うものとする。

イ 遺体の捜索活動は、消防班及び県警察が相互に連絡を密にし、それぞれの立場からこれを実施するものとし、防災関係機関及び自治会、自主防災組織等の協力並びに車両、舟艇、機械器具の借上げ等可能な限りの手段方法により、早期収容に努めるものとする。

ウ 人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の捜索中遺体を発見したときは、避難者対策班及び県警察に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

① 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者

② 費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

③ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

(1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市が、県、県警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

(2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）にあたっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。市のみの対応が困難である場合、県、近隣市町等の関係機関に応援を要請し、支援を受ける。

なお、県は、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関等の協力を得て実施する。

① 遺体の処置、収容及び検案（検視）の実施

ア 遺体の処置及び検案は、原則として救護班が、南那須医師会、日本赤十字社栃木県支部の協力を得て実施するものとする。

イ 避難者対策班及び消防班は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、寺院、公共建物又は公園等遺体収容に適切な場所を選定し、遺体収容所を開設するものとする。また、遺体収容所の開設にあたっては、遺体の保存に十分な量のドライアイス、納棺用品等必要機材を確保するとともに、遺体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

ウ 捜索により発見された遺体について、県警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

エ 県警察は、各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引き渡し、身元が確認できない遺体については、市へ処理を引き継ぐ。

オ 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

② 遺体の輸送

検案（検視）を終えた遺体は、市が指定する遺体収容所に輸送するものとする。

③ 身元確認

那須烏山警察署の協力を得て、遺体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

① 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため行うことができない場合に遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、3の対策のとおり）を行うものであること。

② 内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

③ 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

イ 遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

(7) 遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額

(4) 遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

ウ 検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

④ 期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

3 遺体の埋葬等

(1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、原則として市が遺体の応急的な埋葬を行う。

県は、市で対応が困難な場合、広域的な火葬が行われるよう調整を行う。

(2) 埋葬の実施方法

- ① 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- ② 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあつせんを求める。
- ③ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。
- ④ 遺体を土中に葬る場合は、市内寺院等の協力を仰ぎ、所要の地積を確保する。
- ⑤ 市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内他市町及び県に応援を要請し、広域的な火葬の実施に努める。

(3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

① 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬

② 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

ア 棺（付属品を含む。）

イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ 骨つぼ及び骨箱

③ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

④ 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

ア 遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町村が埋葬（費用は県負担）する。

イ 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、アに準じて実施する。

第3 動物取扱対策

1 動物保護管理対策

(1) 実施体制

市は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の

対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び関係団体と連携し構成する動物救護の体制により、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

(2) 実施対策

① 市が実施する対策

- ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。
- カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

② 県が実施する対策

- ア 総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。
- イ 被災動物の救助、搬送、治療等は動愛センターが主体となって支援する。
- ウ 被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。
- エ 被災動物の救護、管理及び避難所等での飼い主に対する適正飼養の支援等について協定に基づき、獣医師会へ応援を要請する。
- オ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- カ 飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。
- キ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、総合相談窓口を活用し、市と連携して、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。
- ク 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。
- ケ 市等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物質の要請があった場合、関係団体と連携し、これに応じる。

③ 獣医師会が実施する対策

- ア 県から被災動物に対する救護及び管理等の要請があった場合は、協定に基づき各支部と協力してこれに応ずる。
- イ 被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。
- ウ 市等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。

④ 動物愛護推進員が実施する対策

災害時における県や市等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する

⑤ 飼い主が実施する対策

ア 飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

イ 飼い主は、災害時発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2 死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として市が行う。

県は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、市と協力して適切な措置を実施する。

(2) 実施対策

① 市が実施する対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

ⅰ 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

ⅱ 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

② 県が実施する対策

ア 死亡獣畜の処理についての指導、助言

イ 必要と認めた場合、市等と協力しての適切な措置の実施

(3) 処理方法

① 埋却

死体を入れてなお地表まで1 m以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

② 焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。(約1 mの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。)

第15節 障害物等除去活動

被災住民の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

第1 住居内障害物の除去

1 家屋等の障害物の除去

市は、住民に対し災害により家屋等に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、NPO法人、ボランティア団体等の協力を求める。

2 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者

(2) 内容

人夫、技術者等を動員して除去する。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で災害救助法施行細則第2条で定める額以内

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第2 河川の障害物の除去

河川の流下障害物の除去は、河川管理者等が実施する。

第3 道路の障害物の除去

1 実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」の締結先（市にあっては（一社）栃木県建設業協会烏山支部。）、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

2 実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、緊急輸送道路を優先するなど、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施する。

(1) 車両移動等の実施

本章第11節第3の2の(2)に記載したとおり実施する。

第4 障害物集積所の確保

各機関は、障害物の除去にあたって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

第5 除雪活動

1 家屋等の除雪活動

市は、住民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自治会、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、NPO法人、ボランティア団体等の協力を求める。

2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第16節 廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等进行处理する。

第1 災害廃棄物の処理

1 体制整備・情報収集

市等は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

県は、市等から応援を求められた場合、近隣市町、関係団体又は他都道府県に応援を求める等広域的な連絡調整を行う。また、被害が特に甚大な場合には、市等から地方自治法に基づく事務の委託を受け、災害廃棄物等の処理を実施することがある。

2 発生量及び処理可能量の推計

市等は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

県は、市等が推計した災害廃棄物の発生量を把握し、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏まえ、県内の廃棄物処理施設で適正かつ迅速な処理が可能か判断する。

3 住民等への周知

市等は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、住民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

4 仮置場の設置・運営

市等は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。また、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

県は、仮置場として県有地や国有地が必要な場合には、関係機関と調整を行う。

5 収集運搬

市等は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(1) 市等は、必要により労働者を臨時雇用し、又は相互応援協定等に基づき、県に人員、器材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。

(2) 災害廃棄物は、原則として被災者自らが市等の指定する仮置場に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市等が収集運搬を行う。

6 処分・再資源化

市等は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理にあたっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平

成29年9月（環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

(1) 可燃物

- ① 焼却施設の輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。
- ② プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。
- ③ 公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

(2) 不燃物

- ① 金属等の資源物は分別して再生利用する。
- ② その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

(3) がれき

- ① 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
- ② 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。
- ③ がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正に処理を行う。

(4) ごみ処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設名	施設の所在地	建設年度	処理能力	施設数	処理方式	排煙処理施設
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	昭和63～平成元	55 t / 回 (27.5 t / 16 h × 2 炉)	1	流動床式	バグフィルター

(5) 粗大ごみ処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設の所在地	建設年度	処理能力 (t / 日)	処理方式 (破碎・圧縮・併用)	処理実績 (20年度)	
						年間処理 (t / 日)	資源回収量 (t / 日)
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	那須烏山市大桶444	昭和63～平成元	20	併用	1,175	540

7 損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について収集・運搬及び処分を行う。

第2 し尿処理・避難所ごみ・生活ごみ

1 体制整備・情報収集

市等は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市等のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

県は、市へ災害廃棄物対策に関する技術的助言を行うとともに、市等から支援の要請を受けた場合には、被災していない市町等や民間事業者団体又は他都道府県、国に応援を求める等、広域連携について連絡調整を行う。

2 発生量及び処理可能量の推計

市等は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

県は、市等が推計したし尿、避難所ごみの発生量を把握し、県内の廃棄物処理施設の処理能力を踏ま

え、県内の廃棄物処理施設で適正かつ迅速な処理が可能か判断する。

3 住民等への周知

市等は、排出方法等について、住民へ広報するとともに、県と情報を共有する。

4 収集運搬

市等は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

(1) 市等は、必要によりし尿のくみ取り業者への委託、他市町からの人員、機材等の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 市等は、被災地における防疫面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

5 処分・再資源化

市等は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

なお、市等は、収集運搬したし尿については原則として南那須地区広域行政事務組合で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないように特に注意して処分する。

(1) ごみ処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設名	施設の所在地	建設年度	処理能力	施設数	処理方式	排煙処理施設
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	昭和63～平成元	55 t / 回 (27.5 t / 16 h × 2 炉)	1	流動床式	バグフィルター

(2) 粗大ごみ処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	構成市町村名	施設の所在地	建設年度	処理能力 (t / 日)	処理方式 (破碎・圧縮・併用)	処理実績 (20年度)	
						年間処理 (t / 日)	資源回収量 (t / 日)
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市 那珂川町	那須烏山市大桶444	昭和63～平成元	20	併用	1,175	540

(3) し尿処理施設

(令和6年1月1日現在)

事務組合名	施設名	施設の所在地	建設年度	規模 (kl / 日)	施設数	処理方式 (高度処理設備)	放流河川名
南那須地区広域行政事務組合	保健衛生センター	那須烏山市大桶444	昭和58～60 改造(平成11～12)	70	1	標準脱窒素 (加圧浮上、オゾン酸化 砂ろ過、活性炭吸着)	那珂川

第3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市町等は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

1 仮置場

水が引くと、被災住民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

2 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

3 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

4 衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第4 国庫補助制度の積極的活用

市等は、国庫補助金（災害廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用し、適切な処理を図る。

県は、市等に対し、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金等）の積極的活用を促すとともに、災害報告書の作成、補助申請等に係る支援を行うことにより、適切な処理を図る。

第5 廃棄物処理の特例

1 実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

市等は、県と協力して災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市等に対し必要な情報の提供を行う。

なお、環境大臣は、廃棄物処理特例地域として指定された市等からの要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、災害廃棄物の処理を代行することができる。

2 留意事項

市等及び県は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第17節 文教対策

児童生徒等の生命、身体、安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

第1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- 1 児童生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- 2 災害の規模や児童生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会又は県教育委員会に報告する。
- 3 市教育委員会又は県教育委員会と連携し、臨時休業・休園、始(終)業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童生徒等の安全確保に努める

第2 応急時の教育の実施

1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会及び県教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね下表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策をたてる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は、応急の仮教室を使用して授業を行う。

なお、児童生徒等の通園・通学可能な地区に仮教室等の借用ができない場合、又は仮教室等が住民の避難施設として使用される場合は、被害地区以外に仮教室等及び教職員、児童生徒等が起居できる建物を臨時に借り上げて応急時の教育を行う。

2 教職員の確保

市教育委員会及び県教育委員会は、災害により通常の実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教職員を確保する。

- (1) 市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を、適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 市における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会にその旨を報告し、県教育委員会が、郡又は県単位に対策をたて、市教育委員会と協議し早急に応援体制をとり、教職員の確保に努める。
- (3) 県立学校については、県教育委員会は、災害の状況により、災害を免れた県立学校の教職員を適宜被災学校の支援のため派遣する。
- (4) 県教育委員会は、災害による教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

第3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校の校長、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市長に協力する。

第4 給食に関する措置

学校給食はできる限り継続実施するものとするが、次のような事情が発生した場合の一時中止措置について考慮しておくものとする。

- 1 災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき
- 2 給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するまでの期間
- 3 感染症その他の危険が発生し、又は発生が予想されるとき
- 4 給食物資の調達が困難なとき
- 5 その他給食の実施が外因的事情により不可能なとき、又は給食の実施が適当でないと認められるとき。なお、給食再開にあたっては衛生管理に十分に注意する。

第5 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市長が行うものとする。災害救助法による学用品給与の基準は次のとおりである。

1 対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

2 内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

- (1) 教科書
- (2) 文房具
- (3) 通学用品

3 費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

① 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

② 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具費、通学用品費

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

第8 授業料の免除

1 県立学校

被災により、授業料の減免が必要な者については、「栃木県立学校の授業料等に関する条例」（昭和24年3月23日条例第10号）により、授業料減免の措置を講じる。

2 私立高等学校等

被災を受けた生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、学校法人が行う授業料減免事業に要する経費について、県は、「私立高等学校授業料減免補助金交付要領」により、補助金を交付する

第9 文化財の保護

1 災害発生 of 措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

2 災害状況の調査、復旧対策

県は、災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また、被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を文化庁に報告し、被災の状況によって係官の派遣を求める。

3 ボランティア団体との連携

市は、歴史文化資料に被災が生じた場合は、ボランティア団体に資料救出・保全の協力を求める。

第10 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させ、臨時休館又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

第11 社会教育施設における応急対策

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市又は県教育委員会に報告する。

第18節 住宅応急対策

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第1 実施体制

1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供、住宅の応急修理は、原則として市が行い、県はこれに協力する。
ただし、災害救助法を適用した場合は、県が行う。

2 応急住宅の供給

原則として既設の公営住宅等とし不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。

第2 公営住宅等の一時供給

1 対象

次の条件を満たす者とする。なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、身体障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市は、既設の市営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、県に要請し、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあつせんを求めるものとする。

第3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

1 対象

本節第2に掲げる対象に同じ。

2 建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置予定場所

市において決定するものとする。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

1戸当たり29.7平方メートルを基準とする。

(3) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

3 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、協定の締結先やその他関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住

宅として被災者に供給する。

4 その他適切な方法によるものによる供給

県は、建築基準法上の取扱いに準拠させた上で、仕様等が応急仮設住宅として適切と判断した場合は、建設型応急住宅や賃貸型応急住宅以外の、トレーラーハウス、コンテナハウス等も応急仮設住宅として被災者に供給する。

5 費用の限度

災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

6 期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第3項又は第4項による期間（3箇月。特定行政庁の許可を受けた場合は2年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1 対象

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

2 実施方法

市の直営又は県が締結した「災害時の応急対策業務の実施に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。

3 費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則第2条で定められた額以内とする。

4 期間

応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

2 内容

市は、県が「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」を締結した締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を、被災者に提供する。

第19節 労務供給対策

労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第1 労務供給計画

1 要因の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

2 要員の確保が困難な場合の対応

(1) 市は、職員のみでの要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

① 相互応援協定等に基づく他の市区町村等に対する応援要請

② 県への要員確保依頼

③ 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん要求

(2) 県は、市から要員確保要請又は指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についてのあっせん依頼があったときは、相互応援協定等に基づき他の都道府県、指定行政（地方行政）機関の長等に対して職員の派遣（あっせん）を要請する。なお、発災直後であって現地活動業務に係る要員の確保を要する場合、県緊急対策要員の投入についても検討する。

(3) 市及び県は、不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。なお、県の各部局等で制度化している退職職員の活用について極力利用するよう努める。

第2 災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、市又は県が行う。

1 対象

次に掲げる活動に要する労働者で、市又は県が雇用する者

(1) 被災者の避難に係る支援

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理（埋葬を除く。）

(7) 救済用物資の整理配分

2 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

3 期間

前1の各救助の実施が認められる期間（ただし(1)については1日程度）。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、

事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

第20節 公共施設等応急対策

インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

第1 輸送関係施設の対策

1 道路施設（市・県の対策）

(1) 災害情報の収集

市、県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、次により災害情報の収集に努める。

- ① 道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害の恐れのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。
- ② 市は、那須烏山警察署等関係機関から情報を収集するほか、各地区の消防団や自主防災組織等からも収集し、市内における道路被害状況や通行可能状況等の情報の把握に努める。
- ③ 県は、市等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報の把握に努める。必要に応じて消防防災ヘリコプターや災害時協定に基づく無人航空機等の活用により災害情報収集の迅速化を図る。また、収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 被害状況の伝達

- ① 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- ② 県は、道路の被災状況、国土交通省からの情報、県が実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。
- ③ 市、県は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

① 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

② 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

③ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

④ 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

2 道路施設（関東地方整備局（宇都宮国道事務所）の対策）

(1) 被害情報の収集

宇都宮国道事務所は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視、道路情報モニター、管理委託業者等からの道路情報により災害情報の収集に努める。

(2) 被害情報の伝達

① 道路の被災状況を関東地方整備局、県、市等に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

② 管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

(3) 応急措置

① 緊急の措置

巡視の結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

② 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法47条の5に規定する道路標識を設置する。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

③ 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

④ 二次災害の防止

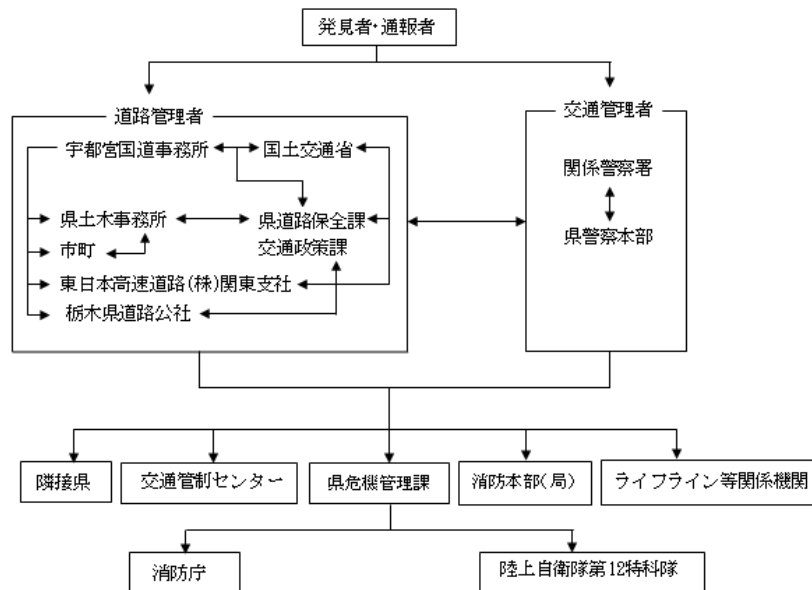
災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

⑤ 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速、的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

3 道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図

市、県、関東地方整備局（宇都宮国道事務所）等の道路管理者は、大規模交通事故、道路上への建物・瓦礫の散乱、浸水などに迅速に対処できるよう、次のとおり災害応急対策を実施する。



4 鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

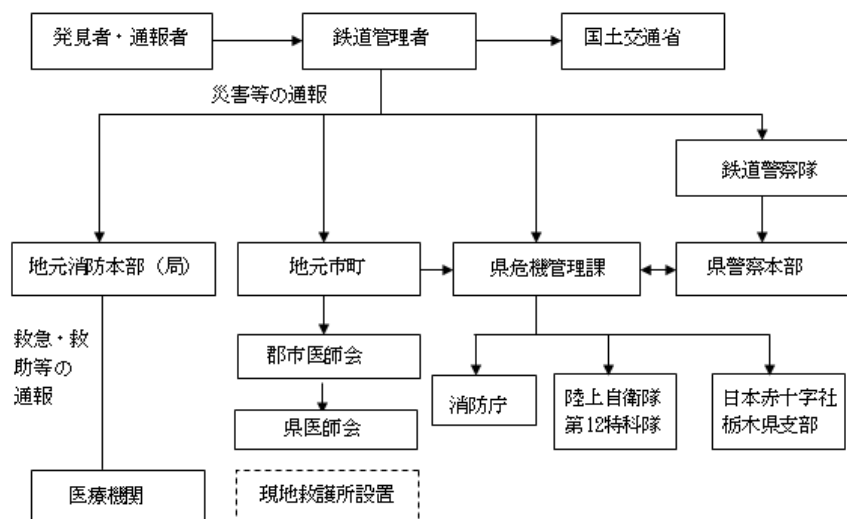
(1) 被害情報の収集、伝達

鉄道事業者は、乗客、乗員、地域住民等の多数の死傷者発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。

(2) 応急措置

火災・事故災害対策編第2部第3章に準じる。

5 鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図



(注) 1 地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合は、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

2 県、市町は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2 ライフライン関係施設の対策

1 水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

(2) 応急措置

水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧するとともに、給水区域内住民への給水を確保し、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

① 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

② 送配水管等の復旧手順

ア 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ 臨時給水栓の設置

被災しない配水管、復旧された配水管で広域避難場所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

③ 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

④ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

(3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報誌等で住民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を住民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

(4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

2 下水道施設

(1) 被害情報の収集、伝達

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

(2) 応急措置

① 下水道施設が被害を受けた場合、市は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行

い、早急に応急復旧を行う。

- ② 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

- ア 応急復旧の緊急度、工法の検討
- イ 復旧資材、作業員の確保
- ウ 技術者の確保
- エ 復旧財源の措置

3 電力施設

- (1) 東京電力パワーグリッド(株)は、災害が発生した場合は、同社の防災業務計画書により、電力施設を防護し、被災地の電力供給を確保する。

① 被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド(株)は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、住民への広報に努める。

② 応急措置

ア 要員・復旧資材の確保

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、応急措置のための要員・復旧資材の確保を行う。

イ 電力の融通

東京電力パワーグリッド(株)は、同社防災業務計画に定めるところにより、電力需給に不均衡が生じた場合は、各電力会社への電力の融通を行う。

ウ 危険予防措置

市、県、県警察、消防機関等は、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド(株)に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

エ 自衛隊の災害派遣要請

東京電力パワーグリッド(株)は、被害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする場合には、県に対して自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとし、県は、適切な措置を行うものとする。

オ 応急工事の実施

東京電力パワーグリッド(株)は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら次の基準により応急工事を実施する。

(7) 発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(4) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用による仮復旧の標準工法に基づき迅速に行う。

(7) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(5) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

(7) 通信設備

可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。

カ 広報

東京電力パワーグリッド（株）は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者は、(1)に準ずる。

(3) 市は、次に示す事項に関し、東京電力パワーグリッド（株）及び発電事業、送配電事業及び小売電気事業の各電気事業者に対し協力をするものとする。

- ① 電力施設の被害状況等の収集、提供
- ② 被害状況、復旧状況の市民への広報
- ③ 応急対策のための、市施設や資機材等の提供

第3 河川管理施設等の対策

市及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋梁の落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

1 水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、ただちに烏山土木事務所長に報告し、烏山土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- ① 水防団（消防団）が出動したとき
- ② 水防作業を開始したとき
- ③ 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む。）

(2) 出動及び水防作業

① 水防管理団体の非常配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

- ア 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- イ 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合
- ウ 緊急にその必要があるとして、知事から指示があつた場合

② 本部員の非常配備

水防管理者はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

③ 水防（消防）機関

ア 警戒体制の確立

水防団長（消防団長）は、台風の接近や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合には、水防に関する水防団（消防団）の活動方針を決定するため、必要に応じて水防団（消防団）本部役員を招集するものとする。

イ 待機

水防団（消防団）の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員はただちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報注意報及び警報が発せられたときに発令する

ウ 準備

河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- (ア) 水防団（消防団）の部長以下水防（消防）団員は所定の詰所に集合する。
- (イ) 水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備計画を行う。
- (ウ) 水門、樋門等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

エ 水防管理者が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2 河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、管下水防管理団体においては、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

3 河川管理施設決壊後の処理

市は、鳥山土木事務所より決壊の状況と処置について連絡を受けるものとし、できる限り氾濫による被害が拡大しないように率先して協力するものとする。

第21節 危険物施設等応急対策

危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

消防法上の危険物、火薬類、L P ガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

第22節 広報活動

住民に迅速かつ的確な情報を提供し社会的混乱を防ぐため、住民ニーズに対応した広報活動を行う。

第1 広報活動内容

1 広報の内容

市及び防災関係機関等は、災害の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 住民の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

2 広報の方法

市は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、市が所有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く住民に的確な情報提供を実施する。

第2 市の広報活動

1 災害時の広報体制

市は、住民生活の混乱を防止するため、関係機関と連携を図り、次により住民等に対して迅速、的確な広報活動を実施する。

この際、実施責任者は市長（本部長）とし、情報班が災害時の広報活動を実施する。

(1) 市長の呼びかけ

災害の規模が大きく被害が甚大な場合、必要に応じて、各種関係機関と調整のうえ、テレビ、ラジオ等により、冷静な行動と応急対策等への協力に関する市長による呼びかけを行う。

(2) 災害情報等の提供窓口の一本化

災害情報等を住民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報班は、各班と調整のうえ、情報提供窓口の一元化を図る。

(3) 広報活動

情報班は、各班と連携して各種広報活動を実施するほか、記者発表に関する諸調整を行う。

① 情報班は特に次の業務に従事する。

ア 各種広報媒体を活用した、住民への災害情報や生活情報の提供

イ 報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整、プレスセンターの開設等

(4) 相互連絡体制の確立

市は、効率的な広報活動を期するため、県その他関係機関との相互連絡体制を確立し、連携を図るほか、必要に応じて広報担当職員の派遣を要請する。

2 住民に対する災害情報の提供

市は、人心の安定を図るため、被害の状況とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する

(1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

① 市は、収集した災害情報や市の応急対策等について、その都度速やかに報道機関に提供する。特に、多くの住民の視聴が期待される県内の放送事業者との連携に努める。発表の時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て適宜行うものとする。

② 市は、迅速、的確な情報等の提供に資するため、必要に応じて庁舎内にプレスセンターを開設することを検討する。

③ Lアラートによる情報発信も有効な手段として活用する。

(2) 要配慮者等への配慮

① 災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

② 視聴覚障害者、外国人等に情報が伝達されるよう、県、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障害者に対する情報支援に当たっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）による情報支援に努める。

③ 一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(3) 各種広報手段の活用

市は、住民に対して、生活の混乱を防止し、また誤報等による混乱の防止を図るとともに、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

なお、大規模災害時には、市ホームページのトップページを災害関連情報に特化したページに切り替えるなど、緊急事態であることを強調する。また、アクセス集中に備え、当該サイトの通信回線の容量を十分に確保する。

① 被災地や避難場所等へ市有広報車を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施する。なお、広報車を利用する際は、道路の規制状況を把握するとともに、各地区ごとに分担を定め、効率的な広報を行う。また、広報を行うにあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区の必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する

② 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

③ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視聴覚障害者や外国人（日本語の理解が十分でない者）等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付

- ④ 新聞社への各種情報の新聞広告掲載依頼
- ⑤ テレビ、ラジオを通しての情報提供
- ⑥ テレビのデータ放送による情報提供
- ⑧ 防災行政無線、防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）、市防災行政情報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の情報通信技術を活用したタイムリーな情報提供
- ⑨ アマチュア無線免許を保有する者の支援を得て、情報の収集や提供を実施
- ⑩ 自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、情報の収集や広報活動を実施

3 災害時等における報道要請

市は、大規模災害が発生した場合に、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行い、必要な場合には協定締結報道機関に対して報道要請を行う。

なお、報道要請に係る連絡責任者は、市総合政策課長があたる。

- (1) 警報の発令・伝達、避難の指示
- (2) 消防、その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置
- (4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育
- (5) 施設、設備の応急の復旧
- (6) 保健衛生に関すること。
- (7) 交通の規制、緊急輸送の確保
- (8) 災害の拡大防止の措置
- (9) その他災害応急対策に関すること。

第4 記録写真等の収集

市、関係機関は、災害に関する写真や映像等を整理・保存する。

また、市は、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

第5 その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、市その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

第23節 自発的支援の受け入れ

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

第1 ボランティア団体等の受け入れ・活動支援

1 災害時のボランティア団体等の活動内容

災害時において、ボランティア団体等に期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

2 ボランティア活動の支援調整

市は、県及び市社会福祉協議会と連携を図りながら、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティア団体等の活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整にあたっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(1) 県の活動

県は、災害ボランティア活動支援方針に基づき、災害ボランティア活動連絡会議を開催し、県社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアに関する情報収集を行う。また、とちぎボランティアNPOセンターにおいてボランティアに関する相談対応を行うとともに、ウェブサイト等を通して総合的な情報提供を行う。

(2) 県社会福祉協議会等の活動

県社会福祉協議会は、市社会福祉協議会等を通して被災地のボランティアニーズの把握に努め、全国から寄せられるボランティア活動等の問い合わせに対する対応として、必要に応じて報道機関の協力を得ながら、ボランティア活動参加希望者等に対して広く情報発信を行う。また、県災害ボランティアセンターを設置し、市の災害ボランティアセンターの設置・運営の支援を行う。

(3) 市及び市社会福祉協議会等の活動

市は、市社会福祉協議会及びボランティア団体や関係団体等の協力を得ながら、ボランティア活動の受け入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置するとともに、災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実を市ホームページ等に公表するなどの住民やボランティア団体等への周知を図る。

加えて、市外から本市への避難が長期化する場合には、ボランティア団体・NPO法人、市社会

福祉協議会、企業等の支援者との協働によるネットワークを構築し、避難者への情報提供、交流機会の提供、生活物資の提供、避難者への情報提供、交流機会の提供などの支援を行う。

第2 義援物資・義援金の受け入れ・配分

1 義援物資の受け入れ

(1) 義援物資の受け入れ

市及び県は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所において、受け入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

なお、個人からの救援物資については、本章第12節第1の4に記載したとおり、原則受入れないこととする。

(2) 義援物資の需給調整と情報発信

市及び県は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2 義援金の受け入れ・配分計画

(1) 県による義援金の受入・配分

① 義援金配分委員会の設置

義援金の受け入れ・配分は、市町、県、日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、報道機関、義援金受付機関等の関係機関をもって義援金配分委員会を構成し実施する。

② 義援金の受け入れ

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

③ 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

④ 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

(2) 市による義援金の受入・配分

① 義援金配分委員会の設置

義援金の配分を公平に行うため、義援金配分委員会を設置する。

② 義援金の受入

義援金は、市会計課又は市が指定した受付機関において受け入れて配分が終了するまで管理する。

③ 義援金の配分

義援金は、被害程度、被害人員等を考慮して、義援金配分委員会において配分内容を決定し、原則として被災住民等に対して配分する。

④ 配分結果の公表

義援金配分委員会は、義援金の配分結果について、市防災会議に報告するとともに市の広報媒

体や報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第24節 孤立集落応急対策

道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、応急対策活動を実施する。

第1 孤立実態の把握

市及び県は、平時からの孤立集落発生の可能性に関する状況調査等に基づき各地域と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、県、消防機関、自衛隊等へヘリコプターの派遣を要請又は要請を依頼するとともに、必要に応じて職員の現地派遣等による情報収集に努める。

孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第2 救出・救助活動の実施

市及び県は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第3 通信体制の確保

市及び県は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第4 食料等生活必需物資等の輸送

市及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資等の輸送を、ヘリコプターや、災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第5 道路の応急復旧

市及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

原状復旧又はさらに強い地域づくりを図る計画的復興を目指すかについて検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第1 基本方向の決定

1 実施体制

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

2 住民との共同

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ共同して計画的に行う。

3 県、国等職員の派遣要請

市及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ県、国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求める。

第2 迅速な復旧

市、県及び関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたる。

- 1 施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。
- 2 施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 3 地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。
- 4 ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。
- 5 施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第3 計画的復興の推進

1 復興推進本部等の設置

県は、被災の程度や復旧の状況等を見極めた上で、必要に応じて復興推進本部を設置し、国、市を始めとした関係機関との連絡調整を行いながら、迅速かつ的確に復興対策を実施するものとしている。

市においても、同様の復興体制の整備を行うものとする。

2 復興計画の作成

著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第2項第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、県は国の復興基本方針に則して都道府県復興方針を定める。

市は、必要に応じて、県の復興基本方針に即して以下の事項に関する復興計画を定める。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
- (4) (2)の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

2 防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「栃木県都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意する。

① 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

② 必要に応じ、概ね次のような事項を基本的な目標とすること。

ア 河川の治水安全度の向上

イ 土砂災害に対する安全性の確保

ウ 避難地や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市施設及び防災安全街区の整備

エ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

オ 建築物や公共施設の耐震化、不燃化

カ 耐震性貯水槽の設置

③ 被災施設の復旧事業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要に応じ傾斜的、戦略的实施を行うこと。

④ 新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行うこと。

第2節 民生の安定化対策

住民・事業者の生活等の早期再建を図るため、生活相談、職業の斡旋等を実施する。

第1 被災者のための相談、支援

市及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、被災者が容易に知ることができるように広報する。また、一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続できるよう総合的な相談窓口を設置するなど、地域の実情に応じた被災者支援の仕組みの整備等に務めるものとする。

さらに、県は、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、広報・連絡体制を整え、必要に応じて、災害時応援協定に基づき、栃木県弁護士会、栃木県行政書士会による無料相談を実施するものとする。市は、そのあっせん等に努める。

第2 罹災証明書・被災証明書の発行

市は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

そのため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努める。

また、被災者の損害保険や事業所の見舞金等請求、NPO・民間事業者等による被災者支援サービスの請求、社会インフラの破壊等に基づく避難の指示による避難者に対する避難が必要であることの証明等においては、罹災証明書ではなく住家の被害認定調査を伴わない、被災の事実を証明する被災証明書での代替も可能なことから、当該災害の被災者から申請があったときは、被災証明書の交付を行う。

1 罹災証明書の交付

(1) 実施体制

罹災証明書の交付までの一連の事務は、生活再建支援班が中心となって実施する。なお、火災に関する罹災証明書の交付に関する一連の事務については、那須烏山消防署が実施する。

(2) 住家の被害認定調査

住家の被害認定調査は生活再建支援班のうち税務課が中心となって実施する。

① 調査方針等の決定、実施体制の確立

発災後1週間程度までを目途に、以下の事項について決定し、調査の実施体制を確立する。

ア 調査計画の策定

イ 調査体制の構築（人員確保、応援手配等）

ウ 資機材の調達（作業空間、資機材、移動手段等）

エ 調査員研修の実施

オ 被害認定調査実施に関する広報

カ 調査班の編成

② 住家の被害認定調査の実施

発災から1ヶ月以内を目途に第1次調査を実施する。調査における1日の流れは以下のとおりである。

ア 1日の流れの確認

- イ 伝達ミーティング
- ウ 現地調査
- エ 情報共有ミーティング
- オ 調査結果の整理、
- カ 翌日への準備

③ 被害認定

調査結果をもとに、被害認定を行う。

④ 第2次調査・再調査の実施

第1次調査、第2次調査及び再調査の判定に不服の場合、被災者は第2次調査・再調査を申請することができる。市は、被災者より第2次調査・再調査の申請があった場合は、速やかに当該調査を実施する。

また、災害救助法における住宅の応急修理や被災者生活再建支援法の対象となる被害の程度のうち、中規模半壊、準半壊等の被害の程度は第1次調査では判定に至らない場合があることから、市は、その旨を被災者へ周知し、第2次調査を行うよう努めるものとする。

⑤ 業務の効率化

大規模災害においては、多くの住家の被害認定調査を実施することになることから、第1次調査においては航空写真等を活用した「全壊」判定、区域内サンプル調査の条件を満たす場合における区域内「全壊」判定、被災者が撮影した写真を基に「半壊に至らない」の判定を行う「自己判定方式」等の実施を検討する。

また、「自己判定方式」を実施する場合は、被災者に対し、被害住家の写真撮影（撮影のポイント含む。）・保存の周知を行う。

(3) 罹災証明書の交付

罹災証明書の交付は、生活再建支援班のうち市民課が中心となって実施する。

① 実施体制の整備

ア 人員確保

庁内の実施体制の整備にあたり、交代要員も含め、応援人員を確保しておく。

イ 台帳管理

被災者台帳を整備し、罹災証明書の交付は被災者台帳で管理する。

② 交付方針の決定

交付にあたり、以下の方針を決定する。

ア 被災証明書の交付の要否

イ 交付申請受付の方法・時期

ウ 交付方法

エ 交付手数料（免除を含む。）の設定

オ 被災者台帳や個人番号の活用

カ 交付対象者

キ 交付枚数

ク 交付会場

ケ 交付スケジュール

③ 罹災証明書の様式

罹災証明書の様式については、内閣府により統一様式が掲示されていることから、本市も統一様式を使用する。様式は本節別紙 1 のとおりである。

④ 罹災証明書交付の広報

住民に対し、交付期間、時間、交付場所、必要な本人確認書類、住民登録情報と現状が異なる場合の必要な証明書類（公共料金の領収書等）、持参品等について広報する。

⑤ 罹災証明書の交付

発災から 1 ヶ月程度を目途に罹災証明書を交付する。交付は以下の流れで実施されるが、実際の運用の中で適宜見直しを行う。

ア 事前準備（資機材調達、会場設営等）

イ 申請者の誘導、整理

ウ 申請書の記入

エ 申請書の受理

オ 被害認定結果の探索

カ 結果が得られなかった場合の再探索

キ 被害程度の確認、再調査依頼が可能である旨の周知

ク 罹災証明書の交付

ケ 第 2 次調査・再調査の申請、受付、第 2 次調査・再調査の実施

コ 罹災証明書の交付

(4) 感染症対策

① 被害認定調査

感染防止対策（被災者への依頼を含む。）を施したうえで実施する。

② 罹災証明書の申請・交付

電子申請の活用や郵送による申請・交付を検討する。

窓口での交付にあたっては、会場の換気、被災者同士の距離の確保、整理券配布、申請・交付の分散化等所要の感染防止対策を実施する。

③ 被災者への広報

被害認定調査や罹災証明書の申請・交付時の感染防止対策依頼や、罹災証明書の交付における電子申請の活用や郵送による申請・交付方法等について広報する。

④ 資機材、スペースの確保

感染防止対策のために必要な資機材、スペースについて事前に確保しておく。

(5) 業務の効率化、人員の確保等

住家の被害認定調査や罹災証明書の交付等は、大規模災害においては、短期間で多くの事務を行う必要がある。また、その後の被災者生活再建支援業務は被災者生活再建支援金の支給をはじめとして多くの課の支援事務が発生し、被災者一人一人の支援状況について一元管理を行う必要がある。

市は、被災者支援に関するシステムを導入する等、業務の効率化に努める。

また、市は、人員の確保にあたって、県及び国へ応急対策職員派遣制度による職員の派遣を要請するほか、市区町村間や関係機関と個別に結んでいる協定に基づき応援を要請する。

2 被災証明書の交付

(1) 実施体制

被災証明書の交付は、生活再建支援班のうち総務課が中心となつて行う。

(2) 被災証明書の申請・交付

被災証明書は、住家の被害認定調査の実施を伴わないことから、被災者が都度総務課へ来庁しての申請・交付を基本とするが、場合によっては罹災証明書の交付と合わせての交付や郵送による申請・交付等も検討する。

(3) 被災の事実の確認

被災の事実の確認は、写真や修理に要する見積書、その他被災や避難の事実が確認できる書類により確認する。そのため、被災証明書の交付にあたっては、被災者に対し、被害住家の写真撮影（撮影のポイント含む。）・保存の周知を行う。

(4) 被災証明書の様式

被災証明書の様式は本節別紙2のとおりとする。

(5) 被災証明書による罹災証明書の代用

被災証明書は動産、被害認定調査の必要がない場合の住家や非住家、被災や避難の事実を証明する際に申請・交付するものであるため、被災者より罹災証明書の交付の申請があった際において被災証明書での代用が可能である場合は、被災証明書の交付により対応する。

第3 住宅対策

県は、被災者の住宅復旧を促進するため、栃木県森林組合連合会、栃木県木材業協同組合連合会と製材品の在庫量や供給体制について調整を行い、住宅復旧用木材の確保に努める。

また、市は、県が実施する被災者に対しての民間賃貸住宅に関する情報の提供に協力する。

第4 地震保険等の活用

風水害・地震等に対する補償を含む損害保険・共済は、被災者の生活再建にとって有効な手段であることから、市及び県等は、その制度の普及促進に努めるものとする。

第5 雇用の確保、安定

栃木労働局長は、災害が発生した場合、必要と認められる範囲で次の措置を行う。

1 離職者の早期再就職の促進

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職者の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

(1) 被災者のための臨時職業相談の実施

(2) 公共職業安定所に来所することが困難な地域における巡回職業相談等の実施

(3) 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に来所できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給するものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、その災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)」第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。

3 労働保険料の納付に関する特例措置

労働局の労働保険特別会計歳入徴収官は、必要があると認めるときは、災害により、労働保険料を所定の期限までに納付できない事業主等に対し、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第6 応急金融対策

財務省宇都宮財務事務所長は、災害が発生した場合、被災地の災害の実情、資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関、団体と連携し必要と認められる範囲内で、次の措置を運用する。

1 金融に関する措置

(1) 災害関係の融資に関する措置

民間金融機関に対して、災害の状況、応急資金の需要等により、融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した的確な措置をとるよう要請する。

(2) 預貯金の払戻し、中途解約等に関する措置

① 民間金融機関に対して、預金通帳、届出印鑑等を焼失や流失した預貯金者に、罹災証明書の呈示、その他実情に即する簡易な確認方法で払戻しの利便を図ることを要請する。

② 民間金融機関に対して、やむを得ない事情と認める被災者に、定期預金、定期積金、相互掛金等の中途解約や当該預貯金等を担保とした貸出しに応じる等の措置を要請する。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

民間金融機関に対して、災害時の手形交換、不渡処分や休日営業、時間外営業について考慮することを要請する。

(4) 保険金の支払い、保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金、損害保険金の支払いは、できる限り迅速に支払うよう配慮し、保険料の払込みは、契約者のり災状況に応じて猶予期間の延長を行う等の措置を要請する。

(5) 営業停止等における対応に関する措置

民間金融機関に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

2 証券に関する措置

(1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置を要請する。

(2) 有価証券喪失の場合の再発行手続についての協力を要請する。

(3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合の可能な限りの便宜措置を要請する。

(4) 証券会社等に対して、窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページ等に掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(5) その他、顧客への対応について十分配慮するよう要請する。

第7 租税の減免等の措置

1 国税の特例措置

国は、災害の状況に応じて、法令に基づき国税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

2 県税の特例措置

県は、災害の状況に応じて地方税法、栃木県県税条例の規定に基づき、県税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

(1) 期限の延長（県税条例第13条）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納税ができないと認められる場合は、次の方法によりその期限を延長する。

① 地域指定

災害が広範囲にわたる場合は、地域と期日（災害のやんだ日から2月以内）を指定して、県が画一的に期限を延長する。

② 個別申請

①の場合を除き、個別的事例や狭い範囲内の事例については、納税者の申請に基づき、災害がやんだ日から2月以内の期日を指定して期限を延長する。

(2) 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2並びに県税条例第17条の2及び第17条の3）

災害により県税を一時に納税することができないと認められる場合は、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

(3) 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、納税者の税額について一定の割合の軽減又は免除等を行う。

納税緩和措置	対象となる税
減免	法人県民税（県税条例第36条） 法人事業税（県税条例第61条） 個人事業税（県税条例第67条） 不動産取得税（県税条例第84条、第85条） 自動車取得税（県税条例第102条の12） 軽油引取税（県税条例第102条の28） 自動車税（県税条例第114条） 鉦区税（県税条例第126条） 固定資産税（県税条例第133条） 狩猟税（県税条例第168条）
納入義務免除	軽油引取税（地方税法第144条の30）
税額控除	県たばこ税（地方税法第74条の14）

3 市税の特例措置

市は、被災した納税者、特別徴収義務者に対して、災害の状況に応じて地方税法、那須烏山市税条例の規定に基づき、市税に係る期限の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を講じる。

(1) 期限の延長（市税条例第18条の2）

災害により、法令の期限までに申告等書類の提出や納付・納入ができないと認められる場合は、地域、期日その他必要な事項を指定してその期限を延長する。

(2) 徴収猶予（地方税法第15条及び第15条の2）

災害により期日までに市税を納めることができない者で、その市税を一度に納付することができないと認められる場合は、被災納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期間に限り徴収を猶予する。

(3) 減免等

災害による損害の内容、程度に応じて、一定の要件の下に、被災納税者の税額について一定の割

合を軽減又は免除するとともに、被災した特別徴収義務者の納入義務を免除する等の納税緩和措置を講じる。

第8 生活関連物資対策

県は、災害時における県民の消費生活を守るため、生活関連物資の供給・価格の安定のための対策を実施する。

1 需給・価格動向調査の実施

必要があると認めるときは、生活関連物資の供給の確保、価格の安定を図るため、職員等により需給・価格動向調査を実施し、円滑な供給を確保する必要がある場合は、当該物資を供給する事業者に対し供給・あっせん等必要な措置をとるよう協力を要請する。

2 特別調査の実施

生活関連物資が著しく不足又は不足するおそれがある場合、その価格が著しく上昇又は上昇するおそれがある場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定し（指定物資）、需給の状況、価格上昇の原因その他必要な事項について調査する。

3 事業者に対する措置勧告

特別調査の結果、指定物資の流通の円滑化又は価格の安定が著しく妨げられている原因が事業者にあると認められるときは、事業者に対し指定物資の流通の円滑化又は価格の安定を図るため必要な措置を勧告する。

4 価格等の情報提供と消費者啓発

上記1から3の結果を必要に応じて県民に情報提供するとともに、冷静かつ賢明な消費行動を確保するよう啓発に努める。

5 国に対する措置要請

生活関連物資が著しく不足又はそのおそれがある場合、その価格が著しく上昇又はそのおそれがある場合で、買い占めや売り惜しみが行われ、またはそのおそれがあるときは、国に対して「国民生活安定緊急措置法」や「生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」等関連法令の発動を要請する。

第9 農作物等災害助成

市は、栃木県農漁業災害対策特別措置条例によって指定された天災により被害を受けた農業者に対し、市長が被害農作物の樹草勢回復、代替作付等についての助成措置を図る場合、県より基準の範囲で、次の助成を受けることができる。

補 助 の 種 類	対象農作物等	対象被害率	補 助 率
病虫害防除用農薬購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
樹草勢回復用肥料購入費等補助	農作物	30%～70%未満	1 / 2 以内
	果樹桑樹	30%以上	
蚕種購入費補助	桑樹	70%以上	1 / 2 以内
代替作付け用種苗等購入費補助	農作物、きのこ類	70%以上	
種苗・桑葉等の輸送費補助	農作物・桑樹	30%以上	
被害農作物取り片付け作業費等補助	農作物、きのこ類 (収穫直前)	70%以上	
被害果実の選果等作業費補助	果実	30%以上	
農作物育成管理用施設等撤去作業費補助	農作物、きのこ類に 係る農作物育成 管理用施設等	70%以上	

第10 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内のいずれかの市町において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (5) 本県に隣接する県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ全壊5世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）
- (6) (3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合に、5世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口5万人未満の市町にあっては2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- (2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯（解体世帯）
- (3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯（長期避難世帯）
- (4) 居住する住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

- (5) 居住する住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯
(中規模半壊世帯)

3 支給条件

(1) 支給金額

下表に示す区分により支給される。

○支給額の区分

(単位：万円)

	世帯 人員	合 計 支 給 限度額	基 礎 支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体・長期避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50
中規模半壊世帯	単数	75	—	75	37.5	18.75
	複数	100	—	100	50	25

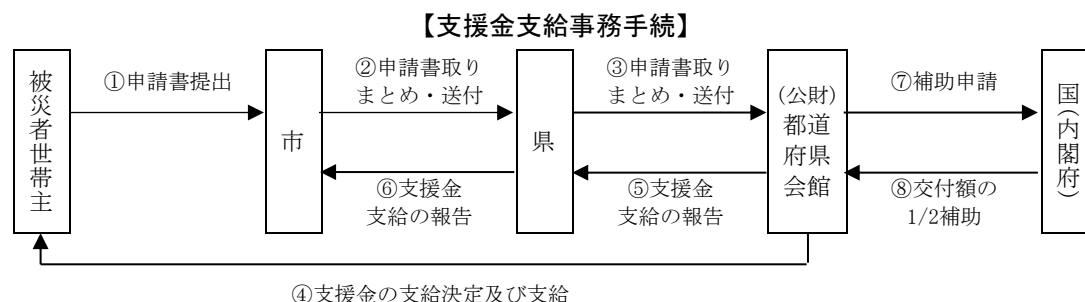
※ 単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※ 基礎支援金の金額は、住宅の再建方法にかかわらず、一定額が支給される。

※ 加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4 支給手続

被災者は、支給申請を市に行い、市は、提出を受けた申請書等の確認を行いとりまとめのうえ、県に提出する。県は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。



第11 栃木県被災者生活再建支援制度

平成24年5月に発生した竜巻災害において、茨城県では被災者生活支援法（以下「支援法」という。）が適用されたが、栃木県では支援法の要件を満たさなかったため、適用されず、不均衡な状態が生じた。このため、支援法が適用されない被災世帯を支援する新たな本県独自の制度（以下「支援制度」という。）が平成25年4月に創設された。

なお、平成26年5月に住宅の全壊等1世帯以上の被害から対象とする制度の見直しが行われた。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2 支給対象世帯

本節第9の2と同じ。

3 支給条件

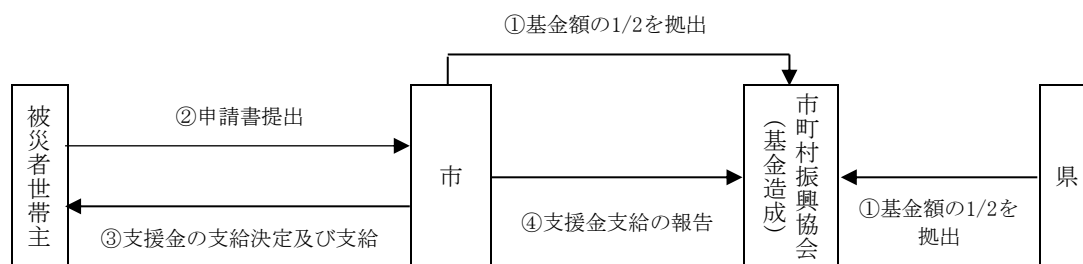
本節第9の3と同じ。

4 支給手続

被災者は、支給申請を市に行い、市は、提出を受けた申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市の費用については、栃木県市町村振興協会から市に交付される。

【支援金支給事務手続】



第12 那須烏山市災害見舞金制度

災害によって被害を受けたときに、被災者又はその遺族に対し、災害見舞金、負傷見舞金又は死亡弔慰金を支給する制度

1 対象となる災害

暴風、豪雨、洪水、地震その他異常な自然現象及び火災により被害が生じる災害。

2 支給対象

災害により住家に被害を受け、若しくは身体に負傷をした市民である被災者又は災害により死亡した市民の遺族に支給する。

但し、次に掲げる場合には、支給しないことができる。

- (1) 当該災害による被害又は死亡が、被災者又は死亡者若しくはその遺族の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 当該災害が災害救助法の適用を受けるものであるとき。

また、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（本節第10）が支給されるとき。
- (2) 公益財団法人栃木県市町村振興協会が設置する被災者生活再建支援基金による支援金（本節第11）が支給されるとき。

また、負傷見舞金又は死亡弔慰金は、那須烏山市災害弔慰金支給等条例（平成17年那須烏山市条例第84号）に基づく災害障害見舞金又は災害弔慰金が支給されるときは、支給しない。

3 支給範囲及び支給額

下表に示す区分により支給される。

種 類	支 給 範 囲	単 位	支 給 額
災害見舞金	災害により住家に被害を受けた場合	全焼、全壊又は流失	1 世帯 100,000円
		半焼又は半壊	1 世帯 50,000円
		床上浸水	1 世帯 20,000円
負傷見舞金	災害により1箇月以上の入院を要する負傷をした場合	1 人	20,000円
死亡弔慰金	災害により死亡した場合	1 人	100,000円

4 支給手続

市は、総務課が関係課局と連携を図り災害見舞金等の支給に係る被害状況確認書に基づいて、災害見舞金等の支給を行う。なお、必要に応じ、被災を証明する書類、診断書その他必要な書類の提出を求める。

第13 那須烏山市災害復旧等支援金制度

自然災害により家屋（住家、店舗、工場、倉庫その他の建物であって、固定資産税が課税されているもの）に著しい被害を生じた場合に、その復旧に対し支援するもの。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象により被害が生じる災害。

2 支給対象

災害による被害が被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金（本節第10）その他法令等に基づく災害の復旧のための補助金その他の給付金（本節第12の災害見舞金を除く。）の対象とならないものであって、被災者（家屋の世帯主、所有者）が下表に掲げる被害を復旧するための下表に掲げる工事を実施する場合。

被害の程度	(1) 家屋がその床上以上に浸水すること。 (2) 土砂、がれき、樹木等（以下「土砂等」という。）が家屋へ流入すること。 (3) 家屋が存する敷地内の崖又は擁壁の崩壊により土砂等が流出することにより家屋が傾斜し、又は倒壊すること。 (4) 家屋の屋根、壁又は基礎、柱その他の建築基準法（昭和25年政令第338号）第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分が損壊すること。 (5) (1)～(4)に掲げる被害が生じるおそれのあること。
工事の内容	(1) 浸水した家屋を修繕する工事 (2) 家屋に流入した土砂等を除去する工事 (3) 崖又は擁壁を復旧する工事 (4) 家屋を解体し、又は家屋を修繕する工事 (5) 前各号に類する被害の復旧に関する工事又は被害の発生を防止するための工事

3 支給条件

5万円以上の費用（消費税及び地方消費税を含む。）を要する災害復旧等工事を行った被災者に対して、災害復旧等工事に要した費用又は10万円のうちいずれか少ない額を支給する。

4 支給手続

被災者は、市に被災状況が確認できる写真その他の書類、災害復旧等工事費の見積書の写し等を添付して適用申請を行い、市はその内容を審査し、支援金の適用基準に適合するものであると認められるときは被災者に対し適用確認の通知を行う。

被災者は、復旧工事終了後に領収書等を添付して交付申請及び請求を行い、市は、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、申請者に交付決定を通知し、当該決定をした額の支援金を速やかに交付する。

また、市は、申請をする前に既に災害復旧等工事に着手し、又は完了している被災者がいるときその他支援金の交付の決定に支障がないと認められるときは、適用申請から交付に係る手続を併合して処理することができる。

第14 融資・貸付・その他資金等の支援

市及び県は、被災した住民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸し付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。

融資・貸付・その他資金等の概要

	資 金 名 等	対 象 者	窓 口	県担当課
支 給	災 害 弔 慰 金	災害により死亡した者の遺族	市健康福祉課	危機管理課
	災 害 障 害 見 舞 金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市健康福祉課	危機管理課
貸 付	災 害 援 護 資 金 貸 付 金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市健康福祉課	危機管理課
	生 活 福 祉 資 金	災害により被害を受けた低所得世帯	市社会福祉協議会	保健福祉課
	勤 労 者 生 活 資 金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫	労働政策課
	中 小 企 業 融 資 （ 県 制 度 融 資 ）	災害により被害を受けた中小企業者	県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫	経営支援課
	災 害 復 興 住 宅 融 資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構	住宅課
	災 害 条 例 資 金 制 度 （ 災 害 経 営 資 金 ） （ 施 設 復 旧 資 金 ）	災害条例の適用市町長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等	経済流通課
	農 業 近 代 化 資 金 （ 災 害 復 旧 支 援 資 金 ）	市町長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合等	経済流通課
	災害により被害を受けた農林漁業者向け融資・農林水産業事業「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」、「農林漁業セーフティネット資金（災害）」	市町長が発行する罹災証明書の交付を受けた農林漁業者	日本政策金融公庫	経済流通課 林業木材産業課

第15 被災者への制度の周知

市、県及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

- (1) テレビ・ラジオ放送、新聞広報
- (2) 防災行政無線、防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む）、市防災行政情報メール
- (3) 消防団車両、市広報車、広報誌、チラシ
- (4) 市、県及び関係機関等のホームページ
- (5) ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- (6) 自治会、自主防災組織
- (7) とちぎテレビデータ放送

別表1 罹災証明書様式

那烏市第 号

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

那須烏山市長



別表2 被災証明願及び被災証明書様式

被災証明願

年 月 日

那須烏山市長

様

(申請人)

住所

氏名

電話

下記のとおり、災害を受けたことを届出します。

被災日時	年 月 日 時 分頃
被災原因	
被災場所	那須烏山市
被災物件	
被災状況	
証明書の請求理由 及び提出先	(理由) ☐ 損害保険 ☐ 見舞金等 ☐ その他 () (提出先)

添付書類：①被災状況が判断できる写真 ②その他必要書類

被災証明書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

備考

年 月 日

那須烏山市長

㊞

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、被害状況を的確に調査し、復旧事業を実施する。

第1 災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは地方公共団体等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業には以下のとおりである。

災 害 復 旧 事 業 名	関係省庁	市 担 当 課	県担当部・課
1 公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）			
(1) 河 川	国土交通省	都 市 建 設 課	河 川 課
(2) 砂防設備	国土交通省	都 市 建 設 課	砂 防 水 資 源 課 河 川 課
(3) 林地荒廃防止施設	農林水産省	農 政 課	森 林 整 備 課
(4) 地すべり防止施設	国土交通省	都 市 建 設 課	砂 防 水 資 源 課 河 川 課
	農林水産省	農 政 課	農 地 整 備 課 森 林 整 備 課
(5) 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	都 市 建 設 課	砂 防 水 資 源 課 河 川 課
(6) 道 路	国土交通省	都 市 建 設 課	道 路 保 全 課 河 川 課
(7) 下水道	国土交通省	上 下 水 道 課	都 市 整 備 課 河 川 課
(8) 公 園	国土交通省	都 市 建 設 課	都 市 整 備 課 河 川 課
2 農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）			
(1) 農地・農業用施設	農林水産省	農 政 課	農 地 整 備 課
(2) 林業用施設	農林水産省	農 政 課	林 業 木 材 産 業 課 森 林 整 備 課
(3) 共同利用施設	農林水産省	農 政 課	環 境 森 林 部 農 政 部
3 文教施設等災害復旧事業			
(1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	文部科学省	学 校 教 育 課	施 設 課
(2) 公立社会教育施設（激甚災害法）	文部科学省	生 涯 学 習 課	生 涯 学 習 課 ス ポー ツ 振 興 課
(3) 文化財	文部科学省	生 涯 学 習 課	文 化 財 課
4 保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	健 康 福 祉 課 こ ども ま ち づ くり 課	保 健 福 祉 課 健 康 増 進 課 感 染 症 対 策 課 障 害 福 祉 課 生 活 衛 生 課 薬 務 課

5 社会福祉施設等災害復旧事業	厚生労働省	健康福祉課 生涯学習課	保健福祉課 高齢対策課 障害福祉課 人権男女共同参画課
6 児童福祉施設等災害復旧事業	こども家庭庁	こども課	保健福祉課 こども政策課 障害福祉課
7 廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	まちづくり課	廃棄物対策課
8 医療施設災害復旧事業			
(1) 公的医療機関	厚生労働省	健康福祉課	医療政策課
(2) 民間医療機関（資金融資）	厚生労働省	健康福祉課	医療政策課
9 水道施設災害復旧事業	国土交通省	上下水道課	上下水道課
10 都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）			
(1) 街路	国土交通省	都市建設課	都市整備課
(2) 都市排水施設	国土交通省	都市建設課	都市整備課
(3) 堆積土砂排除事業	国土交通省	都市建設課	都市整備課
(4) 湛水排除事業	国土交通省	都市建設課	都市整備課
11 住宅災害復旧事業（公営住宅法）			
(1) 罹災者公営住宅の建設	国土交通省	都市建設課	住宅課
(2) 既設公営住宅の復旧	国土交通省	都市建設課	住宅課
(3) 既設改良住宅の復旧	国土交通省	都市建設課	住宅課
12 災害関連緊急事業			
(1) 災害関連緊急治山事業	農林水産省	農政課	森林整備課
(2) 災害関連緊急地すべり防止事業	農林水産省	農政課	森林整備課
(3) 災害関連緊急砂防事業	国土交通省	都市建設課	砂防水資源課
(4) 災害関連緊急地すべり対策事業	国土交通省	都市建設課	砂防水資源課
(5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国土交通省	都市建設課	砂防水資源課
(6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業	国土交通省	都市建設課	砂防水資源課
(7) 災害関連緊急雪崩対策事業	国土交通省	都市建設課	砂防水資源課
(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国土交通省	都市建設課	砂防水資源課
13 その他の災害復旧事業			
(1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国土交通省	まちづくり課	交通政策課
(2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	国土交通省	都市建設課	各事業所管課
(3) その他の復旧事業	関係省庁	関係課	関係課

第2 災害復旧事業実施方針

1 災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう、県は市を通じて指導する。

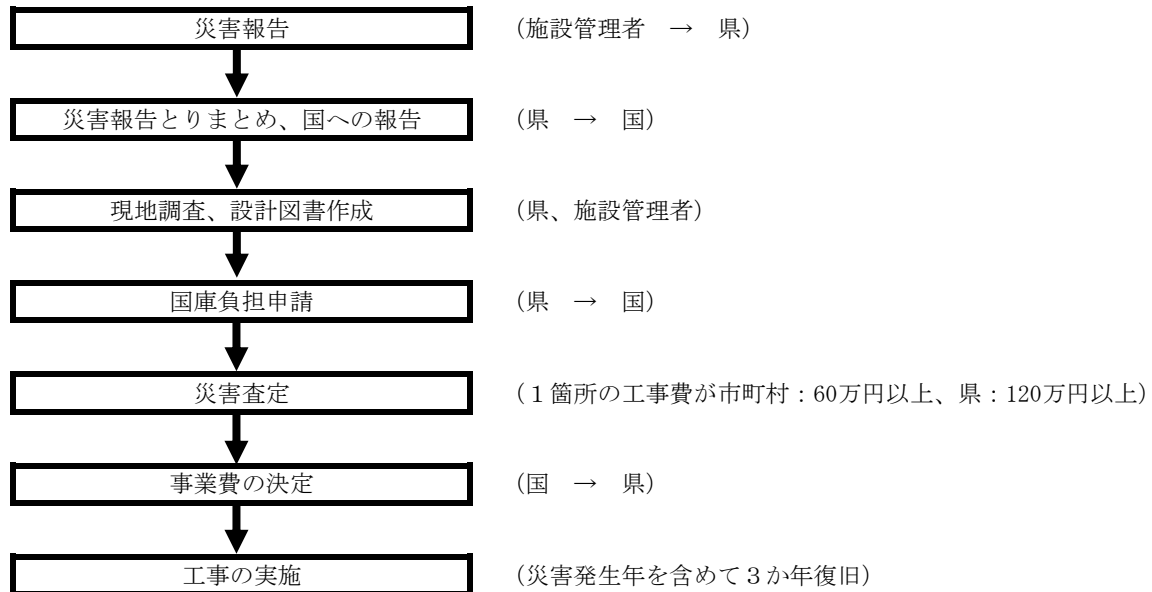
2 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第3 災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ



第4 激甚災害の指定に関する計画

1 計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この節において「法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

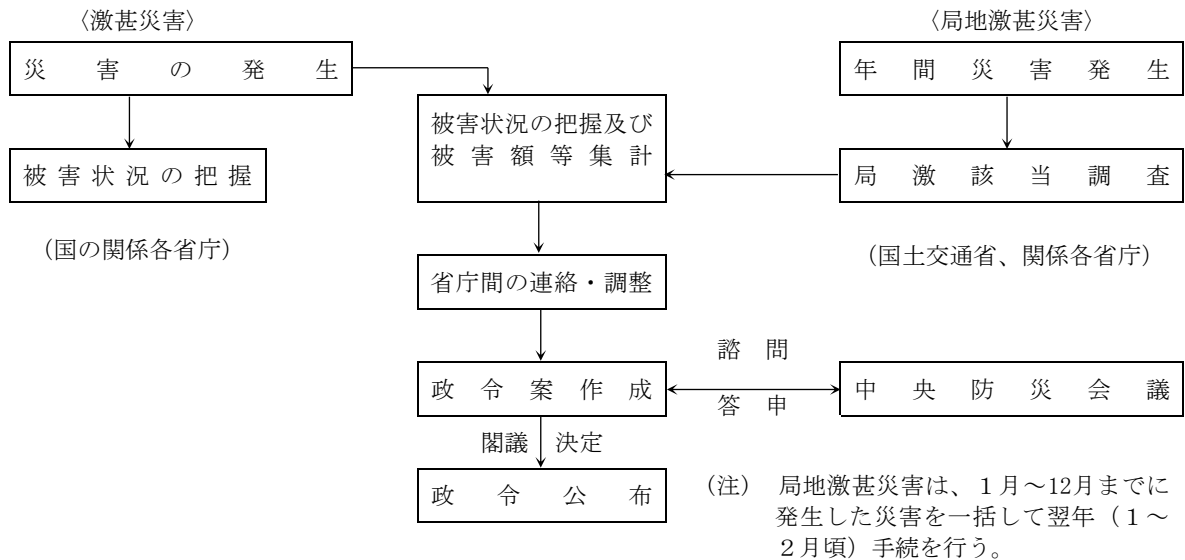
2 激甚災害に関する調査

- (1) 県は、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。関係各部は、激甚災害法で定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。
- (2) 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順



(2) 適用措置と指定基準

① 激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 〔B基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 県分査定見込額＞県の標準税収入×25% (2) 県内市町村の査定見込額総計＞県内市町村標準税収入総計×5%
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉	次のいずれかに該当する場合 〔A基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の農業所得推定額×4% (2) 都道府県の事業費査定見込額＞10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第6条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く。 (1) 法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額×1.5%で法第8条の措置が適用される激甚災害

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例〈法第8条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 〔A基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔B基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×3%
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね5% 〔B基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% (2) 一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0%
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ）×0.2% 〔B基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2) 一つの都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助〈法第16条〉 私立学校施設災害復旧事業に対する補助〈法第17条〉 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例〈法第19条〉	法第2章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例〈法第22条〉	次のいずれかに該当する災害 〔A基準〕 滅失住宅戸数＞4,000戸以上 〔B基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある。 (1) 被災地全域の滅失住宅戸数＞2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ① 一市町村の区域内で200戸以上 ② 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 被災地全域の滅失住宅戸数＞1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ① 一市町村の区域内で400戸以上 ② 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上

小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、法第2章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

② 局地激甚災害

適用措置	指 定 基 準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第3条、第4条〉	査定事業費＞当該市町村の当該年度の標準税収×50% (ただし、当該事業費が1,000万円未満のものを除く。) ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置〈法第5条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10% (ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。)
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の2〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満の場合を除く。 かつ、次の要件に該当する市町村が1以上あるもの (1) 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村 (2) その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）×おおむね25%
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例〈法第12条〉	中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×10% (ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる。
小災害に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用

震災対策編

第1章 予 防

第1節 防災意識の高揚

住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童生徒等や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

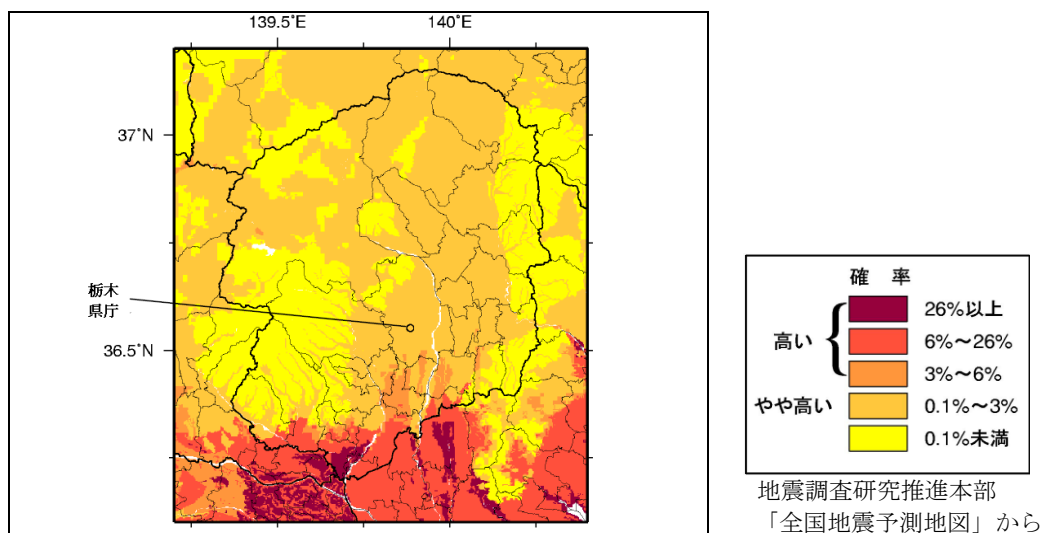
第1 住民に対する防災意識の高揚

1 自主防災思想の普及、徹底

風水害対策編第1章第1節に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加して行う。

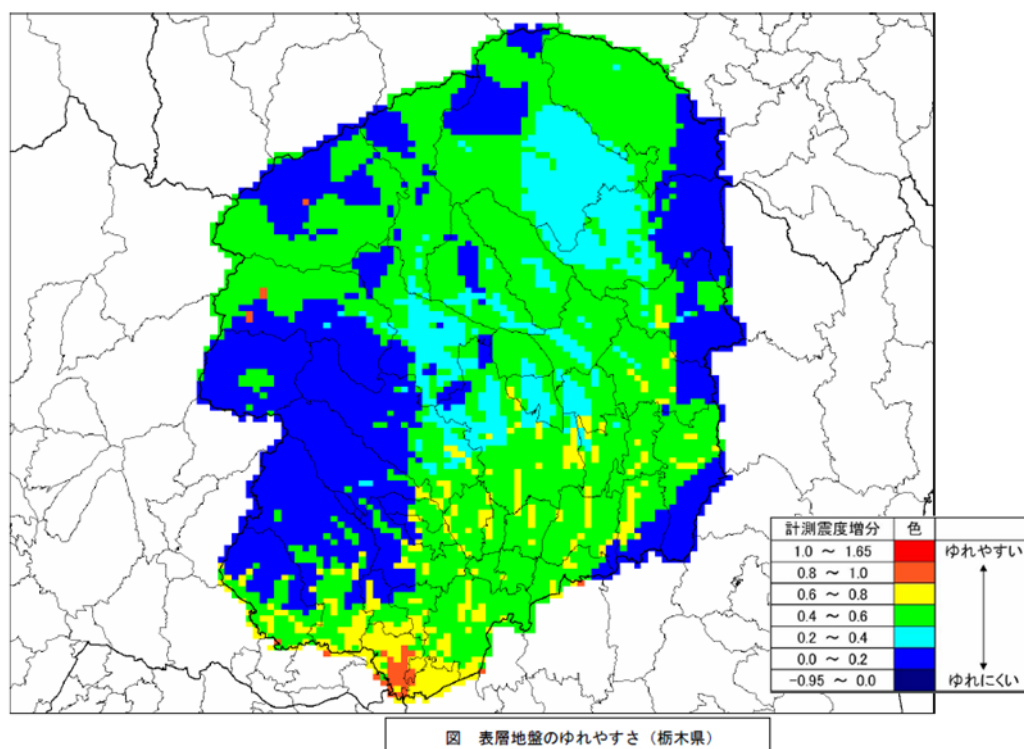
(1) 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予測地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度6弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価されていることから、住民の一人ひとりが最低限震度6弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。



(2) 地盤の揺れやすさ

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）によれば、栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域ではゆれにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地ではゆれやすくなっており、自分の住む場所がゆれやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことが必要がある。



2 防災知識の普及啓発推進

(1) 普及啓発活動

① 住民への啓発内容

緊急地震速報を覚知したときのとっさの行動について、気象庁ホームページの「緊急地震速報を見聞きしたときは」を活用する。

② 生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、（一財）消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」を活用する。

③ 消防団員、防災士等による指導

家具の転倒防止、避難口等の点検、地震発生時にとるべき行動の普及を図る。

⑥ 効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市及び県は、インターネット等 I C T 技術を活用し、災害対策情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

(2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

① 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

② 全国火災予防運動実施週間（春：3月1日～3月7日 秋：11月9日～11月15日）

③ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）

④ がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）

⑤ 土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）

⑥ 防災週間（8月30日～9月5日）

⑦ 雪崩防災週間（12月 1 日～ 7 日）

⑧ とちぎ防災の日（3月11日）

第2 児童生徒及び教職員に対する防災教育

風水害対策編第21節第 1 の 3 に準ずる。

第3 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

風水害対策編第 1 節第 3 に準ずる。

第4 職員に対する防災教育

風水害対策編第 1 節第 4 に準ずる。

第5 防災に関する調査研究

風水害対策編第 1 節第 5 に準ずる。

第6 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

風水害対策編第 1 節第 6 に準ずる。

第7 言い伝えや教訓の継承

風水害対策編第 1 節第 7 に準ずる。

第8 職員向け災害救助法等の研修への参加

風水害対策編第 1 節第 8 に準ずる。

第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、ボランティアの活動支援体制の整備を行う。

第1 現状と課題

風水害対策編第1章第2節第1に準ずる。

第2 個人・企業等における対策

風水害対策編第1章第2節第2に準ずる。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

1 住民個人の対策

(1) 防災に関する知識の取得

ア 震度、マグニチュード等の知識

イ 過去に発生した地震被害状況

ウ 緊急地震速報及びその利用の心得に関する知識

(2) 各家庭の耐震診断等の安全点検、耐震化等の補強・家具の固定等の実施、地震保険への加入の検討

第3～第8

風水害対策編第1章第2節第3～第8に準ずる。

第3節 防災訓練の実施

初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

第1 消防訓練

市は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導等に関する消防訓練を実施する。

その他については、風水害対策編第1章第3節に準ずる。

なお、震災対策の総合防災訓練には、消火訓練及び土砂災害にかかる防災訓練を追加する。

第4節 避難行動要支援者対策

風水害等対策編第1章第4節に準ずる。

第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編第1章第5節に準ずる。

なお、「被災宅地危険度判定」は「震災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定」と読み替える。

第6節 震災に強いまちづくり

防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消、地震防災対策上整備の緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等の各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

第1 震災に強いまちづくり

1 震災に強い都市整備の計画的な推進

風水害等対策編第1章第6節第1の1に準ずる。

2 震災に強い都市構造の形成

(1) 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

風水害等対策編第1章第6節第1の2の(1)に準ずる。

(2) 防災機能を有する施設の整備

風水害等対策編第1章第6節第1の2の(2)に準ずる。また、震災対策においては、特に、災害時の重要拠点となる庁舎や消防本部等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。なお、施設については、本章第16節のとおり、十分な耐震性を確保するよう留意するものとする。

(3) 火災に強い都市構造の形成

市、県等の関係機関は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に伴う火災に強い都市構造の形成を図る。

(4) 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

風水害等対策編第1章第4節第4のとおり整備を推進する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

風水害等対策編第1章第6節第1の3に準ずる。

4 火災延焼防止のための緑地整備

市及び県は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど震災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、震災に強い緑づくりを推進する。

5 分散型エネルギーの導入拡大

風水害等対策編第1章第6節第1の4に準ずる。

第2 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

地震に起因するがけ崩れ、山崩れ等を防ぐため、風水害等対策編第1章第6節第2に準じて、実施する。

第3 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づき、地震により著しい被害が生じるとおそれがあると認められる地区の地震防災対策上緊急に整備すべき施設等に関して、「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成している。

市は、この計画に基づき計画的に施設、設備等の整備事業を行い震災に強いまちづくりを推進する。

第7節 地盤災害予防対策

土砂災害、宅地造成地災害、軟弱地盤に係る計画的な予防対策及び被災宅地危険度判定制度の整備を実施する。

第1 斜面崩壊防止対策の推進

地震に起因する土砂災害から、住民の生命・財産を保護するため、風水害等対策編第1章第6節及び第7節のとおり、市、県及び国の各所管省庁は、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の適切なハード対策を推進するとともに、警戒避難体制の整備等のソフト対策を実施する。

第2 宅地造成地災害防止対策等

風水害等対策編第1章第7節第3に準ずる。なお、「豪雨・長雨等」は「地震」と読み替える。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

1 大規模盛土造成地

県は、公表した大規模盛土造成地について、市と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

第3 被災宅地危険度判定制度の整備

風水害等対策編第1章第7節第4に準ずる。

第4 軟弱地盤対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発にあたって十分な連絡・調整を図る。

県は、市が実施する液状化マップ作成・公表に向けた取組が円滑に進められるよう支援を行う。

第8節 農林水産業関係災害予防対策

風水害等対策編第1章第10節に準ずる。

第9節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備

地震観測体制等の適切な整備を図るとともに、各地震情報に対する住民への普及・啓発に努める。

第1 宇都宮地方気象台の対策

1 観測及び情報伝達システム

宇都宮地方気象台は、気象庁が設置している計測震度計に対し、適切な維持管理を行うとともに、設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行う。また、県及び関係機関に地震情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの整備、点検、維持管理を常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

2 気象庁の発表する地震情報の種類

情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
長周期地震動に関する観測情報	・長周期地震動階級1以上	地震発生から約10分後に発表。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

3 緊急地震速報の普及・啓発

宇都宮地方気象台は、緊急地震速報について住民等がテレビ・ラジオ等で見聞きした時に適切な対応行動がとれるよう、利用の心得などの普及啓発に努める。

気象庁が発表する緊急地震速報の種類

種類	発表する条件	内 容
緊急地震速報 (警報) (地震動特別警報) (地震動警報)	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上又は長周期地震動階級3以上と予測され、栃木県に震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予測される場合に発表される。	地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予測される地域名、地震発生場所の震央地名。 震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合は特別警報に位置づけられる。
緊急地震速報 (予報) (地震動予報)	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたとき、又は100gal以上の加速度を観測したときに発表される。(機器制御などの高度利用者向けとして提供)	地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震の規模(マグニチュード)の推定値。 1 予測される最大震度が震度3以下 (1) 予測される揺れの大きさの最大予測震度 2 予測される最大震度が震度4以上又は長周期地震動階級3以上 (1) 地域名 (2) 震度4以上又は長周期地震動階級3以上の地域の予測震度 (3) 大きな揺れ(主要動)の予測到達時刻

4 「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行うことから、発表時の住民等の防災対応について普及啓発に努める。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 - 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く) ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	情 報 発 表 条 件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 1 南海トラフ地震の想定震源域及び海溝軸外側50km程度の範囲内でマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合（太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く） 2 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 3 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	1 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い場合は除く） 2 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	3 （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

5 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について

気象庁は、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域やその周辺で Mw7.0 以上の地震が発生し、大規模地震の発生可能性が平常時より相対的に高まっている際に、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表を行うことから、発表時の住民等の防災対応について普及啓発に努める。

第2 県の対策

1 震度情報ネットワークシステムの整備

県は、県内各地の地震情報（検出時刻、計測震度、震度階級、長周期地震動階級、最大加速度等）をリアルタイムに把握し、その情報を基に被害が予想される地域、規模等の推定を行うことにより、早期の応急対策を実施する体制を確立するため、「栃木県震度情報ネットワークシステム」の適切な維持管理に努める。また、計測震度計の設置環境等の調査を定期的に行い、必要に応じて改善を行うとともに、非常電源の確保や通信回線の強化など、災害時においても迅速かつ的確な運用が図れるよう、周辺設備の環境整備に努める。

2 緊急地震速報伝達体制の整備

県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

第3 地震情報等の伝達

市は、災害に結び付くと思われる地震情報等については、次の手段をとって関係住民への周知に努める。

- 1 防災行政無線、防災Infoなすからすやま、市防災行政情報メール
- 2 広報車（市職員、消防職員、消防団員、警察官）
- 3 行政区、自主防災組織等への連絡
- 4 市ホームページ
- 5 ソーシャル・ネットワーキング・サービス

第10節 情報通信体制の整備

風水害等対策編第1章第12節に準ずる。

第11節 避難体制の整備

避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所等運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくすため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を住民に周知する。

第1～第5

風水害等対策編第1章第13節の第1～第5に準ずる。

第6 帰宅困難者対策

1 栃木県帰宅困難者対策連絡会議の設置

市、県、県警察、鉄道事業者等は、帰宅困難者発生時に円滑に対応することを目的として、「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」を設置して、必要な連絡調整を行う。なお、同会議は、県が主宰する。

2 一斉帰宅の抑制

「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に、次のとおり一斉帰宅を抑制する対策を実施する。

(1) 企業等における対策

企業や学校等は、次の事項等を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ① 従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄の確保
- ② 従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ③ 従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

(2) 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

(3) 住民等への周知

市は、ホームページ等により、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民へ周知するとともに、(1)及び(2)の取組について企業等への啓発を図る。

3 一時滞在施設等の確保

市は、帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設を避難所とは別に確保するよう努める。一時滞在施設としては、所管施設や関係施設を指定するほか、民間事業者にも協力を求め、民間施設を指定するよう努める。また、市は、帰宅困難者の受入れに必要な飲料水や食料、毛布その他必要となる物資の備蓄に努める。

4 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導について、鉄道事業者や県警察、消防機関との協力体制の構築に努める。また、輸送において、(一社)栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備する。

県は、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、市に対して必要な支援を行う。

5 徒歩帰宅者への支援

県は、協定を締結した民間施設に対して、災害時帰宅支援ステーションの開設を要請し、徒歩帰宅者等へ水やトイレ、災害情報等を提供する災害時帰宅支援ステーションとして確保するなど、徒歩帰宅者の支援体制を整備する。

6 外国人への支援

市は、市の国際交流協会と連携し、外国人に多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

県及び（公財）栃木県国際交流協会は、市及び市の国際交流協会に対して必要な支援を行う。

第7 市外・県外避難者の受入

1 避難受入れ場所の確保

県は、大規模災害等により県外からの避難者を受け入れる状況の発生に備えて、あらかじめ緊急避難場所として使用できる施設を選定しておく。

また、県は、市が市外・県外避難者の緊急避難場所として使用できる施設についてあらかじめ把握しておき、市はこれに協力する。

なお、市及び県は、避難所の選定にあたり、避難行動要支援者の受け入れについて十分留意する。

2 市外・県外避難者受入体制の整備

市外・県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営は、原則として市が行う。

県は、災害が発生したときに迅速かつ適切に対応できるように定期的に連絡会議を開催し、市が行う体制整備を支援するほか、市外・県外避難者の発生時において次の役割を実施する。

- (1) 避難所に関する全体調整
- (2) 避難所を開設する施設の確保
- (3) 総合案内所の設置（災害対策本部事務局内、必要に応じて現地）
- (4) 避難所運営の人的・物的支援

また、県は、被災した病院等の入院患者並びに被災した社会福祉施設の入居者等の受入れ及び社会福祉施設の福祉避難所としての一時的な提供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等及び社会福祉施設に対し要請する。（入院患者の受け入れ搬送に当たり、特に重篤な患者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。）

3 避難場所の整備

風水害等対策編第1章第13節の第1の6に準ずるほか、県有施設の活用も視野に入れた準備を行う。

第12節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備

火災予防の徹底に努めるとともに、消火・救急・救助体制の整備充実を図る。

第1 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

市、消防本部及び消防団は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織である女性防火クラブ、少年消防クラブ、防災士会等の育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

地域住民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市、県、県警察、消防本部、自主防災組織等関係機関は連携し住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

3 防火管理者の育成

消防本部は、防火管理者に対して消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

第2 消防力の強化

1 組織の充実強化

市・消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

また、県は、航空消防防災体制を強化し、市の消防活動を支援するとともに、県消防学校の施設・設備の整備・充実を図るなど、常に消防職員・団員に対する教育訓練の充実に努める。

2 消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

また、県は市における消防施設等の整備に関する助言を行い、市の整備計画の促進に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき消防施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節第3参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

3 消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

さらに、県は市における消防水利施設の整備に関して助言や各種援助を行い、市の整備計画の促進に努める。

(1) 消防水利施設の整備

市は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽・防火水槽、その他自然水利等の整備に努める。

(2) 河川水の緊急利用

市は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を図る。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市及び県は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽等の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4 広域的な消火応援受入体制の整備

消防本部及び県は、本章第23節第3のとおり、広域的な消火応援受入れ体制を整備する。

第3 救急・救助力の強化

1 組織の充実強化

本節第2の1に準ずる。

2 救急・救助用車両・資機材等の整備

市・消防本部は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

県は、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材の活用を支援するため、関係機関等との災害時応援協定締結に努める。

また、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員を養成する。

3 医療機関との連携強化

風水害等対策編第1章第14節の第3に準ずる。

4 県消防防災ヘリコプターによる救助・救急体制の整備

風水害等対策編第1章第14節の第4に準ずる。

5 応援受入・連携体制の整備

県及び消防本部は、本章第23節第5のとおり広域的な救急・救助応援受け入れ体制を整備する。また、同節第6のとおり、県警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第13節 保健医療体制の整備

風水害等対策編第1章第15節に準ずる。

第14節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第16節に準ずる。

なお、震災対策における第2の1の(1)は、次のとおりとする。

① 道路の整備

市、県、国土交通省関東地方整備局及びその他の道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

② 橋りょうの整備

市、県、国土交通省関東地方整備局及びその他の道路管理者は、被災を受けた場合に交通に重要な影響を与える橋りょうについて「道路橋示方書」（平成29年11月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。

また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

第15節 防災拠点の整備

風水害等対策編第1章第17節に準ずる。

第16節 建築物等災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を促進するため、建築物の耐震性の強化など、必要な防災対策を積極的に講じる。

第1 現状と課題

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき、県は令和3年3月に「栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）」を策定し、住宅・建築物の耐震化の促進を図ってきた結果、防災上重要な県有建築物の耐震化はおおむね達成されたが、民間住宅の耐震化が課題となっている。そのため、県は耐震化の取組強化及び普及啓発に努めている。

また、平成23年3月に発生した東日本大地震において、県内市町の庁舎が被災により一時期使用不能となり、役場機能の維持に支障が生じたことから、市は、防災拠点となる公共施設等の点検を行い、耐震診断及び耐震改修並びに非常用電源等必要な設備の整備に積極的に取り組む必要がある。

第2 栃木県建築物耐震改修促進計画（三期計画）に基づく主な基づく目標及び基本的な取組

1 耐震化率の目標値設定

県は、令和7年度の耐震化目標を以下のとおり設定している。

- (1) 住宅：95%
- (2) 多数の者が利用する建築物（学校、病院、ホテル・旅館等）：耐震性のない建築物のおおむね解消
（うち、耐震診断義務付け建築物：耐震性のない建築物のおおむね解消）
- (3) 県有建築物の特定天井に係る耐震化：100%（除却予定等のある施設を除く。）

2 住宅・建築物の耐震診断・改修等の促進

市は、住宅の耐震化を促進するため、県、国の機関及び関係機関等と連携し、耐震化の普及啓発や耐震診断・改修等補助への支援等を行う。また、多数の者が利用する建築物についても、所有者等への普及啓発を行い、特に耐震診断義務付け建築物については、県は市が行う改修補助への支援（民間の学校、病院、ホテル・旅館が対象）等を行い、耐震化を促進する。市有建築物については、脱落によって重大な危害を生ずるおそれがある天井の脱落防止対策等や、非構造部材の耐震化に取り組む。

第3 民間建築物の耐震性の促進

1 安心して相談できる環境の整備

市は、県と連携して、県民が安心して相談できる環境を整えるとともに、（一社）栃木県建築士会、（一社）栃木県建築士事務所協会等と協力し、所有者等が知りたい情報の整備に努める。

2 普及啓発

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、県と連携して、耐震化の啓発パンフレットの配布、所有者に対する直接的な働きかけ、SNSを活用した情報発信や、工事現場を活用した広報に取り組む。

3 住宅の耐震診断、耐震改修等の費用助成

市は、県、国の機関及び関係機関と連携して、住宅所有者の費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

4 建築物の耐震化の促進

市は、多数の者が利用する建築物について、所有者等に指導、助言を行い、耐震化の実施を呼びか

ける。また、県は、耐震診断義務付け建築物については、市が行う改修補助への支援（民間大規模建築物のうち学校、病院、ホテル・旅館が対象）等を行うとともに、所有者等に対して継続的な指導、助言を行う。

第4 公共建築物の耐震性等の強化推進

1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）（風水害等対策編第1章第17節参照）
- (2) 医療救護活動の施設（病院等）
- (3) 応急対策活動の拠点（消防署、警察署、消防団詰所等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

2 公共建築物の耐震性の強化

応急対策活動の拠点、又は避難施設等として重要機能を確保するため、耐震改修整備を計画的・効果的に推進する。

なお、地震防災上緊急に整備すべき学校や医療施設等については、地震防災緊急事業五箇年計画（本章第6節の第3参照）により整備する施設等として位置づけ、積極的に整備促進を図る。

(1) 市庁舎、県本庁舎、県地方合同庁舎等の整備

市は、風水害等対策編第1章第17節のとおり、災害対策の中核施設として重要な役割を担う市庁舎等の整備について、検討・調整を図ることとし、既存公共施設での運用は暫定的なものに留めながらも庁舎整備基金の計画的な積み立てを行うとともに候補地の選定を進め、耐震性の確保が十分に確保できる新庁舎の整備に向けた準備を進めることとする。

県は、災害対策の中核施設として重要な役割を担う県本庁舎、各地方合同庁舎等の耐震診断結果に基づき、耐震補強工事、非構造部材の耐震対策を行うなど、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校校舎

市及び県教育委員会事務局は、震災時における児童生徒等や教職員等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った整備を図る。

① 校舎の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うとともに、国が示す技術的基準に基づいて、非構造部材の耐震対策に努める。

② 設備・備品等の安全管理

テレビ、ロッカー、書棚、書架の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒等や教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

(4) 市営住宅

市は、居住者の安全確保、建築物の被害の軽減を図るため、築年数の浅い市営住宅については、適切な維持管理による長寿命化を図るとともに、築年数の古い市営住宅については、施設の老朽化及び入居者の状況を踏まえ、随時解体撤去を進め、将来的な用途廃止を検討する。

3 その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を

推進する。

(1) 防災設備等の整備

市、県、その他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- ① 飲料水の確保
- ② 非常用電源の確保
- ③ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- ④ 配管設備類の固定・強化
- ⑤ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備
- ⑥ その他防災設備の充実

(2) 施設の維持管理

市、県、その他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、維持管理に努める。

- ① 点検結果表等
- ② 現在の図面及び防災関連図面
- ③ 施設の維持管理の手引

第5 構造の耐震化以外の安全対策

1 天井脱落対策

市は、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準や、天井の脱落による人的な被害の危険性を所有者等に周知する。また、市有建築物においては、早期の安全化を進める。

2 ブロック塀等の倒壊防止

市は、県と連携し、ブロック塀等の安全対策について住民に対し十分な啓発活動を実施するとともに、通学路や多くの住宅から避難所等に通じる道路において、危険なブロック塀の除去に対する支援を行う。また、一層の啓発活動のため、自治会・学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀の実態把握について努める。

第6 家具等転倒防止

市及び県は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレットやチラシ等の配布を通じて、住民に対し家具等の安全対策等の普及啓発を図る。

第7 石綿含有建材使用建築物への予防対策

1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

市は、平時から県と調整し、災害時の石綿露出状況等の方法を整理するとともに、情報の受入れ・伝達体制を構築するよう努める。

2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導體制の整備

市は、平時から県と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導體制を整理するよう努める。

第17節 公共施設等災害予防対策

鉄道、上下水道、電力、ガス等のインフラ施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

第1～第2 鉄道施設の対策

風水害対策編第1章第19節第1～第2に準ずる。

第3 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

風水害対策編第1章第19節第3の1に準ずる。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

市、県等の下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。

(2) 危険箇所の改善

風水害対策編第1章第19節第3の2の(2)に準ずる。

3 電力施設

風水害対策編第1章第19節第3の3に準ずる。ただし、震災対策においては次の事項を追加する。

② 設備の安全化対策

ア 電力施設

電力施設については、所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤など特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

イ 電力の安定供給

(7) 電力系統は、発・変電所、送電線が一体となり運用しているが、供給力逼迫時は、他電力からの応援を受ける体制を整える。

(8) 震災時においても、停電の回避、停電しても停電範囲の極限化、停電時間短縮化が図られるよう操作を行うとともに、常日頃の訓練や体制を整える。

第4 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者及び県は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 砂防設備

砂防設備の管理者及び県は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

3 廃棄物処理施設

風水害対策編第1章第19節第4の3に準ずる。

第18節 危険物施設等災害予防対策

風水害等対策編第1章第20節に準ずる。

第19節 文教施設等災害予防対策

風水害等対策編第1章第21節に準ずる。

第20節 航空消防防災体制の整備

風水害等対策編第1章第22節に準ずる。

第21節 大規模災害時における応援・受援

風水害等対策編第1章第23節に準ずる。

第22節 孤立集落災害予防対策

震災時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対する情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第1 現状と課題

風水害等対策編第1章第24節第1に準ずる。

また、平成16年の新潟県中越地震や平成20年の岩手・宮城内陸地震では、中山間地域において土砂崩れ等による孤立集落が発生し、ヘリ等を使用した救助・輸送活動が行われたこと等に留意する。

第2 孤立可能性集落の実態把握

風水害等対策編第1章第24節第2に準ずる。

第3 未然防止対策の実施

1 道路の整備

市、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて耐震化を推進する。

その他風水害等対策編第1章第24節第3に準ずる。

第23節 災害廃棄物等の処理体制の整備

風水害等対策編第1章第25節に準ずる。

第2章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を実施する。

第1 職員の配備体制等

地震の震度に応じた職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、原則として次のとおりとし、震・災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 職員の配備体制

震度等	体 制	災害の態様	体制の概要	配備要員
震度4以下又は長周期地震動階級2以下 (人的・住家被害がある場合)	注 意 体 制	小規模な災害が発生したとき。	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
5弱 5強 長周期地震動階級3	警 戒 体 制	① 中規模な災害が発生するおそれがあるとき。 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがあるとき。	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全参事・課長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
6弱 6強 7 長周期地震動階級4	非 常 体 制 (自 動 配 備)	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがあるとき。	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

(注) 「注意体制」における「配備要員」については、現場及び施設管理を中心とする。

(注) 震災対応においては、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生したときは、自動的に非常体制をとることになる。

2 初動体制時における決定権者

	決 定 者	代 決 者	
		第 1	第 2
注 意 体 制	総 務 課 長	総務課危機管理G総括	総務課危機管理G防災担当
警 戒 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長
非 常 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長

第2 注意体制

市は、市内において震度4以下又は長周期地震動階級2以下の地震により人的・住家被害が発生した場合、注意体制をとり、この体制に該当する配備要員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

(1) 地震に関する情報の収集

- (2) 被害情報の把握
 - ① 被害が発生した日時、場所
 - ② 被害の程度
 - ③ 被害に対してとられた措置
 - ④ その他必要な事項
- (3) 被害情報の県への報告
- (4) 必要に応じて関係課（局）等への通報
- (5) 必要に応じて市長等への報告
- (6) 災害応急対策（小規模）
- (7) 災害情報に関する広報

なお、南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、この体制に該当する配備要員は直ちに参集し情報収集に当たり、県、関係機関と情報共有を行うとともに、必要に応じ、住民に対し、市防災行政情報メールやホームページを活用し、日頃の備えの再確認の呼びかけを行う。

第3 那須烏山市災害警戒本部の設置（警戒体制）

市内に最大震度5弱又は5強或いは長周期地震動階級3の地震が発生した場合等において、市は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

災害警戒本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 市内に最大震度5弱又は5強或いは長周期地震動階級3の地震が発生した場合（自動的に設置）
- ② 市内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 災害の発生するおそれがなくなると本部長が認めたとき。
- ② 災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
- ③ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害警戒本部の設置又は解散の公表

災害警戒本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

公 表 先	方 法	担 当
県 知 事 事 務 課	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	総 務 課
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	口頭、電話、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
報 道 機 関	電話、口頭、文書	〃

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、市長を本部長とし、教育長、全参事・課長、消防団長、那須烏山消防署長又は那須烏山消防署長が指名する者で構成するものとする。

3 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、災害警戒本部会議の内容は、必要な意思決定に時間を割き、単なる活動報告は書類等に取りまとめる等最小限に留める。

また、本部長は、必要があると認めるときは、災害警戒本部構成員以外の者を災害警戒本部会議に出席させることができる。

4 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること
- (3) 災害応急対策の実施に関すること

5 代決者

本部長（市長）不在時の意思決定者の順位を次のように決めておくものとする。

- (1) 第1順位 副市長
- (2) 第2順位 教育長

第4 那須烏山市災害対策本部の設置（非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期

市は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第44号）により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置の基準

災害対策本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 市内に最大震度6弱以上又は長周期地震動階級4の地震が発生したとき（自動的に設置する）。
- ② 市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき。
- ③ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたと

き解散する。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、広報車、ホームページその他确实迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員	電話、連絡員、口頭、	総 務 課
県 須 烏 山 警 察 事 署	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
那 市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員、口頭	〃
隣 接 の 市 町 長	電話、連絡員、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	電話、連絡員、口頭、庁内LAN	〃
報 道 機 関	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
一 般 住 民	電話、口頭、文書	総 合 政 策 課
	ホームページ、防災Infoなすからすやま、防災メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、とちぎテレビデータ放送、広報車、電話、口頭	総 務 課 ・ 総 合 政 策 課

2 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図は、風水害等対策編第2章第2節に掲げる別表1のとおりとする。

3 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下に定めるところによる。

運営体制については、地震災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す他、警察、消防署等に職員派遣を要請する等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

(1) 災害対策本部の事務分担

風水害等対策編第2章第2節に掲げる別表2の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

(2) 本部連絡員の任命及び責務

- ① 本部連絡員は、各課長等がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。
- ② 本部連絡員は、各課等の災害に関する情報及び応急対策の実施状況をとりまとめて所属課長等に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

4～7

風水害等対策編第2章第2節の第4の4～7のとおりとする。

第5 動員計画

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、配備計画による配備体制に従って、次の動員計画により職員の動員を行う。

1 動員体制の整備

- (1) 各所属長は、所属職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。
- (2) 配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において地震災害の発生を知ったとき、又は動員

の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

2 動員の方法

(1) 勤務時間内における動員

- ① 本部長（市長）が非常体制をとることを決定したときは、総務課長は、これを伝達するとともに庁内放送等によりこれを徹底する。
- ② 各参事及び各課（局）長は、直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(2) 勤務時間外、休日における動員

① 各職員の措置

休日、勤務時間外に地震が発生した場合、あらかじめ震度に応じて指名された配備要員は、速やかに市役所等に登庁し、状況に応じた適切な措置を行うものとする。

なお、配備要員以外の職員は、テレビ・ラジオ・インターネット等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるよう自宅待機するものとする。

② 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に本部が設置されるため、全職員は市役所等に自主参集する。

なお、夜間等の場合は、被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、震度5弱又は5強或いは長周期地震動階級3でも必要と判断した場合には自主参集するものとする。

③ 参集困難な際の措置

大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い防災活動に従事するものとする。

④ 参集時の留意事項

ア 参集時の服装等

参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、各職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

イ 参集途上の措置

(ⅰ) 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

(ⅱ) 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合には、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

⑤ 参集職員が少ない場合の措置

大規模地震が発生した場合には、職員の参集率が低いことが予想される。この場合には、あら

かじめ定められた各部の所掌事務にこだわらず、順次参集した職員により災害対策本部指示のもと緊急初動班を編成して必要な業務を行う。

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- ア 地震情報・被害状況等の収集、把握及び県への伝達（県、消防本部、警察等と連絡）
- イ 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- ウ 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- エ 避難所の開設（住民の避難状況、指定避難所の被災状況の把握）
- オ ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参 集 準 備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人 命 救 助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は、参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参 集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市役所等に参集する。 (2) 災害その他により、市役所等に参集できない職員は、指定避難所など最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を総務課長に報告する。 (3) 速やかに、分かる範囲で、可能な手段で、県（消防防災課）に報告する。
6 緊急初動班の編 成	先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動期に必要な業務にあたる。
7 緊急初動体制の解 除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻る。

第6 緊急対策要員の派遣

風水害対策編第2章第1節第6に準ずる。なお、「特別警報が発表された場合」は「最大震度6弱以上の地震が発生した場合」と読み替える。

第7 県による支援

風水害対策編第2章第1節第7に準ずる。

第8 業務継続性の確保

風水害対策編第1節第8に準ずる。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

救出・救助活動等の災害応急対策活動や住民の避難指示等の判断に必要な情報の収集・伝達・報告を行う。

第1 情報収集体制

風水害対策編第2章第2節第1に準ずる。

第2 地震情報の伝達

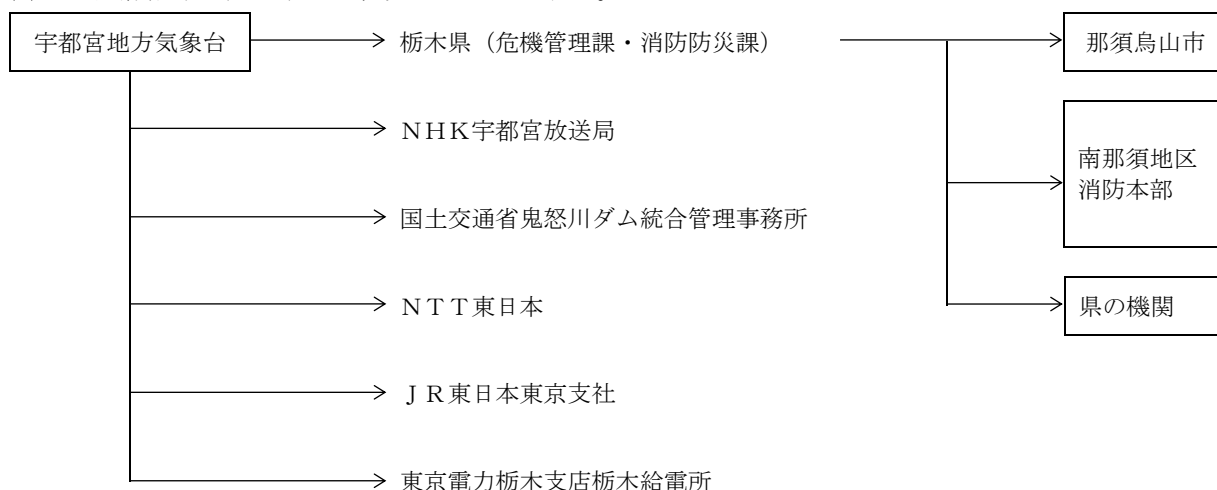
1 地震情報等の発表、伝達

宇都宮地方気象台は、地震情報等を発表した場合は、防災関係機関に通知する。

(1) 宇都宮地方気象台は、次の場合に地震情報等を発表する。(観測点は、気象台及び県、(国研)防災科学技術研究所が管轄するもの)

- ① 県内の観測点のいずれかで、震度3以上が観測された場合
- ② 県内で地震による被害が発生した場合
- ③ 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度1以上が観測された場合
- ④ その他必要と認められる地震が発生した場合

(2) 地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。



(3) 宇都宮地方気象台は、二次災害防止のため、気象注意報・警報等の発表基準を弾力的に運用するなど、各防災機関や被災地へ気象情報を適時適切に提供する。

2 住民からの通報

風水害対策編第2章第2節第2の9に準ずる。なお、「災害」については「地震」に読み替える。

第3～第9

風水害対策編第2章第2節第3～第9に準ずる。

第3節 相互応援協力・応援、派遣要請

風水害等対策編第2章第5節に準ずる。

第4節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第6節に準ずる。

第5節 避難対策

市、県、防災関係機関の連携により避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所等における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

第1 実施体制

風水害対策編第2章第7節第1に準ずる。

第2 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び警戒区域の設定の内容

風水害対策編第2章第7節第2に準ずる。

なお、震災対策における避難の指示は、次のような場合に、必要な範囲の住民に対して行う。

- ① 火災が拡大し、延焼の危険が大きいと認められるとき。
- ② ガスその他危険物の流出拡散のおそれがあるとき。
- ③ 土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。
- ④ 工作物等の倒壊の危険があるとき。
- ⑤ その他特に必要があると認められるとき。

第3～第10

風水害等対策編第2章第7節第3～第10に準ずる。

第11 県外避難者の受入れ

1 初動対応

市は、大規模震災の発生等により県外の住民が避難してきた場合は、その状況を速やかに県に報告するとともに、原則として第4の1に準じて避難所を開設する等、その受入に努める。

県は、栃木県民の被災状況を考慮において、大規模災害の発生等により県域を越えた避難者が発生したと認められる場合は、次のとおり対応し、市はこれに協力する。

(1) 受入方針の決定

県は、国や避難元自治体等から、避難が発生した原因、避難規模等必要な情報収集を行い、併せて、災害対策本部に当該自治体の連絡員を受け入れる等避難元自治体と必要な連携を図った上で、市と調整の上、県外避難者を収容する施設（以下「県外広域避難所」という。）の設置や運営方針等、県外避難者の受入方針を決定する。

(2) 避難所の設置

県は、あらかじめ選定してある県有施設に県外広域避難所を設置する。市は、県からの要請に基づき、避難所の中から選定して県外広域避難所を設置する。

(3) 避難所の運営

市は、原則として第4の2に準じて県外広域避難所の運営を行う。県は、原則として市が行う県外広域避難所の運営を支援する。

(4) 総合案内所の設置

県は、必要に応じて、県外避難者等外部からの避難所に関する問い合わせに備えて庁内又は現地付近の道の駅等に総合案内所を設置し、次の業務を行う。

- ① テレビ、ラジオ等を活用した総合案内所についての一般周知
- ② 県内において県外避難者が受入れ可能である避難所に関する情報の整理
- ③ 県外避難者の受入れに関する問い合わせへの対応

- ④ 県外広域避難所に関する情報提供
- ⑤ その他必要と認められる措置

(5) 避難環境の整備

県は、災害等の状況に応じて、市及び関係機関と調整の上で、発災からの事態の経過に応じて次に掲げる避難環境の整備を行う。

- ① 県営住宅、市営住宅
- ② ホテル、旅館等
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）
- ④ 雇用促進住宅その他国有施設

2 避難者の支援

(1) 県外避難者情報の収集

県は、避難生活が長期にわたる場合は、避難者の支援に資するため必要に応じて県外避難者に関する情報を収集し、避難元自治体に提供する。

(2) 県外避難者への総合的な支援

市及び県は、自主防災組織、自治会、ボランティア、市社会福祉協議会等と協力して、第4から第7に準じた県外避難者の支援に努める。

(3) 県外避難者への情報提供

県は、避難元自治体と連携して、避難元自治体に関する情報等の県外避難者への提供に努める。

(4) 県外避難者の地域コミュニティの形成支援

市及び県は、市社会福祉協議会や県社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力により、県外避難者の見守りや交流サロンの設置等、避難者同士や本県の避難先地域とのコミュニティの形成の支援や孤立防止対策に努める。

第12～第13

風水害等対策編第2章第7節第12～第13に準ずる。

第6節 災害警備活動

風水害等対策編第2章第8節に準ずる。

第7節 救急・救助・消火活動

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

第1 住民及び自主防災組織の活動

風水害等対策編第2章第9節第1に準ずる。なお、「災害時」については「地震災害時」と読み替える。

1 消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともにプロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーの遮断をする。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

火災が発生した場合は次により措置する。

① 火災が発生した家庭の措置

ア 近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

イ 消防機関に通報する。

ウ 消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

② 自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣住民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関が到達したときは消防機関の指示に従う。

第2 事業所の活動

1 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

2 火災が発生した場合の措置

(1) 防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

3 二次災害防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 県警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第3 市、消防機関の活動

1 救急・救助活動

風水害等対策編第2章第9節第2の1に準ずる。なお、「消防職員、水防団員（消防団員）」は「消防機関（消防署、消防団）」に読み替える。

2 消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- ① 延焼火災の状況
- ② 自主防災組織の活動状況
- ③ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- ④ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

- ① 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- ② 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先する活動を行う。
- ③ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- ④ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- ⑤ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

第4～第9

風水害等対策編第2章第9節第3～第8に準ずる。

第8節 医療救護活動

風水害等対策編第2章第9節に準ずる。

第9節 二次災害防止活動

地震発生後の余震、降雨等に伴う二次的な災害を防ぐため、関係機関は連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第1 水害・土砂災害等の二次災害防止

1 水害の防止

風水害等対策編第2章第4節第1～第3に準ずる。

2 土砂災害の防止

風水害等対策編第2章第4節第4に準ずる。なお、「降雨等による」は「余震、降雨等による」に読み替える。また、震災対策においては、次の事項を追加する。

(1) 土砂災害警戒情報の発表基準

地震の影響により現状の基準を見直す必要がある場合は、県と宇都宮地方気象台は栃木県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、地震時における暫定基準を適用する。

第2 建築物・構造物に係る二次災害防止

1 震災建築物応急危険度判定の実施

市及び県は、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止するため、震災建築物応急危険度判定を実施する。

市は、点検の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明に努める。

2 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

(1) 注意喚起の実施

市は、県が住民及び救護活動又は障害物撤去等従事者に対し行う、石綿を含む粉じんのばく露防止についての注意喚起に協力する。

(2) 石綿露出状況の把握

市は、県の建築物等の吹付け石綿等の露出状況の把握のため、建築物等の倒壊・損壊の情報等を提供する。

(3) 解体等工事における石綿飛散防止に関する周知

県は、市、解体業者、建設・土木業者に対し、被災建築物等の解体・補修工事（以下「解体等工事」という。）開始前に説明会を開催するなどして、解体等工事における石綿飛散防止等について周知するよう努める。

(4) 解体等工事に関する協議・届出受理

県は、吹付け石綿、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材等（以下「特定建築材料」という。）が使用されている可能性のある建築物等が完全倒壊するなどして立入れず、目視による事前調査が不可能である場合は、当該解体等工事において注意解体の飛散防止措置等がとられるよう、解体等工事発注者と作業計画等について協議を行う。

(5) 解体等工事の情報の把握

県は、(2)及び(4)のほか、解体等工事の場所や当該工事の内容等の把握に努める。

(6) 解体工事等現場への立入検査等

県は、必要に応じて、倒壊・損壊した被災建築物等の所有者・管理者又は解体等工事受注者・施

工者に対して、これらの者が行う石綿飛散・ばく露防止措置についての指導を行うとともに、必要が認められる場合は当該解体工事現場への立入検査を実施する。

(7) 環境モニタリング

県は、石綿飛散によるばく露への懸念や等の観点から、必要に応じて大気中石綿濃度のモニタリングを実施する。

第10節 緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第11節に準ずる。

第11節 食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

風水害等対策編第2章第12節に準ずる。

第12節 農地・農林水産業用施設等対策

風水害等対策編第2章第13節に準ずる。

第13節 保健衛生活動

風水害等対策編第2章第14節に準ずる。

第14節 障害物等除去活動

風水害等対策編第2章第15節に準ずる。

第15節 廃棄物処理活動

風水害等対策編第2章第16節に準ずる

第16節 文教対策

風水害等対策編第2章第17節に準ずる

第17節 住宅応急対策

風水害等対策編第2章第18節に準ずる。

第18節 労務供給対策

風水害等対策編第2章第19節に準ずる。

第19節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第2章第20節に準ずる。

第20節 危険物施設等応急対策

風水害等対策編第2章第21節に準ずる。

消防法上の危険物、火薬類、L P ガス、高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質に係る応急対策については、火災・事故災害対策編第3部第3章の規定に準ずる。

第21節 広報活動

風水害等対策編第2章第22節に準ずる。

第22節 自発的支援の受入

風水害等対策編第2章第23節に準ずる。

第23節 孤立集落応急対策

風水害等対策編第2章第24節に準ずる。

第3章 復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編第3章第1節に準ずる。

第2節 民生の安定化対策

風水害等対策編第3章第2節に準ずる。

第3節 公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第3章第3節に準ずる。

火災・事故災害対策編

第1部 火災対策

第1章 総 則

第1節 本市の火災を取り巻く環境

市は、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本市の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

第1 市街地等の状況

都市計画法においては、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的とし、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域が定められている。

令和6年1月1日現在、市内に防火地域及び準防火地域は存在しない。

第2 野外堆積物の状況

市内においては、古タイヤ、使用済自動車、廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の発生の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

第3 林野の状況

本市の林野面積は、8,087ha、そのうち民有林が7,764ha(令和5年版栃木県森林・林業統計書)とその96%を占めている。

第4 火災の発生状況

本市における令和4年中の火災発生状況は総論第4節の第2のとおりである。

第2章 予 防

第1節 住民等の防災活動の推進

住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、地域防災力の強化を図る。

第1 火災予防対策の推進

1 防災意識の普及啓発

市及び県は、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。

2 林野火災に関する防火意識の啓発

市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）等を通じ、県や関係機関等と連携して、林業関係者や林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

第2 地域防災力の強化

1 自主防災組織の育成・強化

風水害等対策編第1章第2節第3の2に準ずる。市及び県は、住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

2 消防団の活性化

風水害等対策編第1章第2節第4に準ずる。

3 女性防火クラブ等の育成強化

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。また、県は、クラブ間の相互交流と活動内容の情報交換等の支援を行い、県全体の活動の活性化を図る。

第2節 火災に強い地域づくり

都市基盤施設の整備・緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、野外堆積物に対する管理指導による火災発生原因の除去や建築物の安全化を総合的に展開する。

第1 火災に強いまちづくり

風水害等対策編第1章第6節第1に準ずる。

第2 火災に強い都市の形成

1 災害に強い都市構造の形成

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、市、県及び事業者等は、高層建築物や火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災延焼防止のための緑づくり

震災対策編第1章第6節第1の4に準ずる。

第3 野外堆積物対策

市、県及び消防本部は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、市まちづくり課や県環境森林部等の廃棄物担当部局との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 林野等の整備

1 林野火災特別地域対策事業の推進

市及び県は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、関係市町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市及び県は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 建物火災安全対策の充実

市、県、消防本部及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の充実

宇都宮地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、市の行う火災警報等災害防止のために必要な火災気象通報等の情報充実と適時・的確な発表に努める。

2 情報の収集・伝達

(1) 市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

(3) 市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

3 機動的な情報収集体制の整備

市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

4 多様な情報収集体制の整備

市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 通信確保対策

市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関における実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、定期的な訓練を実施し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関との連携

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、消防本部、県及びその他の防

災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

- (2) 市、消防本部及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (3) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡し、密接に連携・協力していく。

第3 消火活動への備え

1 消防組織の充実・強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、市、消防本部及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

2 消防施設等の整備・強化

(1) 消防施設・設備の整備

市、消防本部は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

(2) 消防水利の整備

① 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

② 市、消防本部及び県は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

(3) 消防用資機材等の整備

① 市及び消防本部は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

② 市及び消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 空中消火活動の積極的な推進

① 県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの維持管理を適切に行うとともに、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を図り、空中消火を効果的に実施できる体制づくりを推進する。

② 市、消防本部及び県は、災害発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

第4 避難収容活動への備え

1 指定緊急避難場所

市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火事を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

第6 関係機関の防災訓練の実施

市及び県は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関と相互に連携して実施する。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 職員の配備体制等

災害の規模に応じた職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、原則として次によるものとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 職員の配備体制

体 制	災害の態様・体制の概要	配備基準	配備要員
警 戒 体 制	大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生するおそれのある場合に災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う。	大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生するおそれのある場合	全参事・課（局）長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
非 常 体 制	大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生した場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える。	大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生した場合	全職員

2 初動体制時における決定権者

	決 定 者	代 決 者	
		第 1	第 2
警 戒 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長
非 常 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長

第2 那須烏山市災害警戒本部の設置（警戒体制）

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

災害警戒本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等発生のおそれのある場合
- ② その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 大規模な火災発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

② 大規模な火災応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。

③ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害警戒本部の設置又は解散の公表

災害警戒本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

公 表 先	方 法	担 当
県 知 事 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	総 務 課
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	口頭、電話、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
報 道 機 関	電話、口頭、文書	〃

2～5

風水害等対策編第2章第1節の第3の2～5のとおりとする。

第3 那須烏山市災害対策本部の設置（非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第44号）により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置の基準

災害対策本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

① 大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生した場合

② その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、広報車、ホームページその他确实迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員 会	電話、連絡員、口頭	総 務 課
県 知 事 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員、口頭	〃
市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員、口頭	〃
隣 接 の 市 町 長	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	電話、連絡員、口頭、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
報 道 機 関	電話、口頭、文書	総 合 政 策 課
一 般 住 民	ホームページ、防災Infoなすからすやま、防災メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、とちぎテレビデータ放送、広報車、電話、口頭	総 務 課 ・ 総 合 政 策 課

2～7

風水害等対策編第2章第1節の第4の2～7のとおりとする。

第4～第7

風水害等対策編第2章第1節の第5～第8のとおりとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 情報収集体制

市は、大規模火災発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

また、必要に応じて国、県その他の関係機関の情報連絡員の受け入れ等により、国、県その他の関係機関との連絡強化を図る。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策主管職員（総務課長等）は、大規模火災発生後直ちに登庁又は現場に急行し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課担当職員は、大規模火災発生後速やかに登庁又は現場に急行し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

市は、県防災行政ネットワークの気象情報配信システム及び携帯電話エリアメール等を活用して気象情報等を、また消防本部等から災害情報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用する他、防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

第2 大規模火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、大規模火災発生により、市の区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

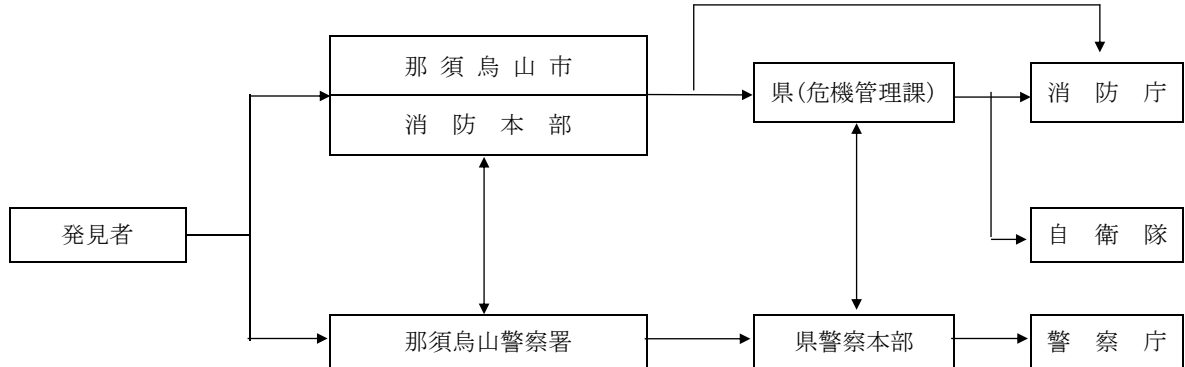
(2) 県の情報収集・伝達

県及び県警察本部は、市、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとと

もに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣、災害時協定に基づく無人航空機派遣要請等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 林野火災

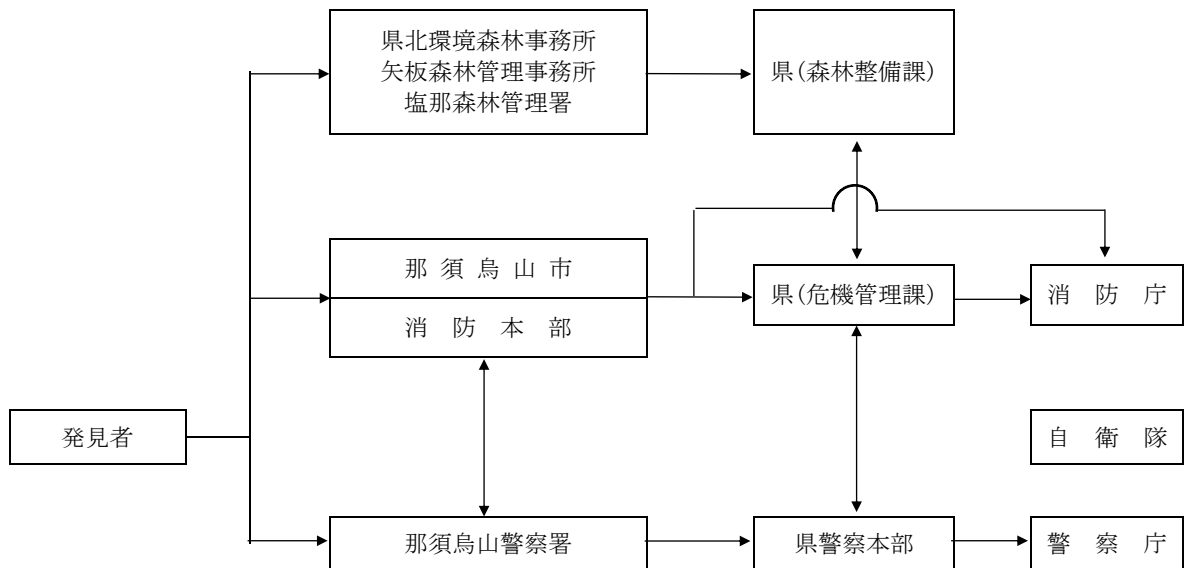
1 被害状況等の情報収集・伝達

(1)～(2)市及び消防本部の情報収集・伝達

本節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3～第7

風水害等対策編第2章第2節の第6～第10のとおりとする。

第3節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第6節に準ずる。但し、大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 消火活動及び救助・救急活動

関係機関連携の下、消火・救助・救急活動を行うほか、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等を要請し、効果的な対策を実施する。

第1 消防関係機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

出動時における消防団の指揮系統及び任務内容

階 級	指揮・任務内容
団 長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 消防本部、正副分団長と連絡調整を行い、活動方針等の決定を行う。 消防団現場指揮本部の運営を行う。
副 団 長	団長を補佐し、団長が不在のときは団長の職務を代理する。
正 副 分 団 長	分団を統括し、分団員を指揮監督する。 分団員の安全管理について指示する。 現場指揮本部からの指示を分団員に周知させる。 現場指揮本部と活動の連絡調整を行い、分団員に周知させる。
部 班 長	部班を統括し、部班員を指揮監督する。 部班員の安全管理について指示する。 上司の指示等を部班員に周知させる。
団 員	上司の命を受け、その任務に従事する。

第2 市・県の活動

1 広域応援の要請

風水害等対策編第2章第9節第4に準ずる。

2 自衛隊の災害派遣要請

県は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は市長から

自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。要請要領については風水害等対策編の要請要領に準じる。

第3 県消防防災ヘリコプター等の活用

風水害等対策編第2章第9節第3に準ずる。

第4 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第5 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

市は、県と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第5節 災害拡大防止対策

風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

第6節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第2章第20節に準ずる。

第7節 広報対策

風水害等対策編第2章第22節に準ずる。

第4章 復 旧

第1節 復旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

市、県及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

市、県及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第2部 交通関係事故災害対策

第1章 総 則

第1節 本市の交通の状況

市の道路、鉄道、ヘリポートの整備状況と通行・運行状況から、本県の交通に関する環境を明らかにし、効果的な交通事故災害対策の実施に資する。

第1 道路交通の状況

本市は栃木県の東部に位置し、首都圏から約150km、県都宇都宮の東約30～35kmにある。道路は、一般国道2路線と主要地方道7路線があり、特に市内を南北に走る一般国道294号と東西に走る主要地方道宇都宮那須烏山線を都市軸とし、交通網が形成されている。

高速自動車道へは、東北自動車道の最寄りのインターチェンジに約50分でアクセスすることができる。

公共交通は、那珂川町と共同運営するコミュニティバスや本市と茂木町・市貝町・茨城県常陸大宮市等を繋ぐ公営バスが運行しているほか、平成24年度からはデマンド交通がスタートした。

第2 鉄道交通の状況

本市の鉄道は、東日本旅客鉄道の烏山線が東西に走っており、市内には5つの駅がある。宝積寺駅で東北本線（宇都宮線）と接続し、県都宇都宮市まで1時間で結び、市民の通勤・通学の足として、重要な役割を果たしている。

○本市に関連する鉄道整備状況、利用状況

（令和4年度）

鉄道事業者名	路線名	営業キロ（km）	平均通過人員（人/日）	駅区間
東日本旅客鉄道	烏山線	20.4	1,120	宝積寺～烏山

第3 航空交通の状況

1 空港等の整備・利用状況

空港等は、飛行場とヘリポートに区分される。飛行場については、県内に陸上自衛隊北駐屯地がある。ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用と常設で特定のヘリコプターのみの利用を対象とする非公共用があり、県内には公共用として栃木ヘリポート、非公共用としてみかもヘリポートがある。

第2章 予 防

第1節 交通安全のための情報の充実

事業者・管理者からの安全のための情報の提供や気象台からの気象情報の充実を図る。

第1 事業者・管理者等の情報提供

1 道路情報の収集・伝達

- (1) 道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (2) 県警察本部は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 安全な運行の確保

道路・鉄道における施設の被災防災対策や運行体制の充実を図る。

第1 道路交通

1 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

2 交通施設被災防止対策の実施

県は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

第2 鉄道交通

1 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

2 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

第3節 安全な交通施設・設備の整備

鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。

第1 安全な交通施設の整備

1 道路施設の安全対策

- (1) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 鉄道施設の安全対策

- (1) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (2) 道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第4節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化等を図る。

第1 情報収集・伝達体制の整備

市、県、県警察本部、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。その他の措置は、第1部火災対策編第2章第3節第1の2～5に準ずる。

第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

1 救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

2 消火活動への備え

市、消防本部及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

第3 緊急輸送、代替輸送への備え

1 市、県及び県警察本部は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 県及び県警察本部は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

3 県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

第4 関係機関の防災訓練の実施

市、県、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1～第3

第1部火災対策編第3章第1節第1～第3に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第4～第7

風水害等対策編第2章第1節の第5～第8のとおりとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 情報収集体制

第1部火災対策編第3章第2節第1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第2 道路事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、県警察、消防本部又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 市及び消防本部の情報収集・伝達

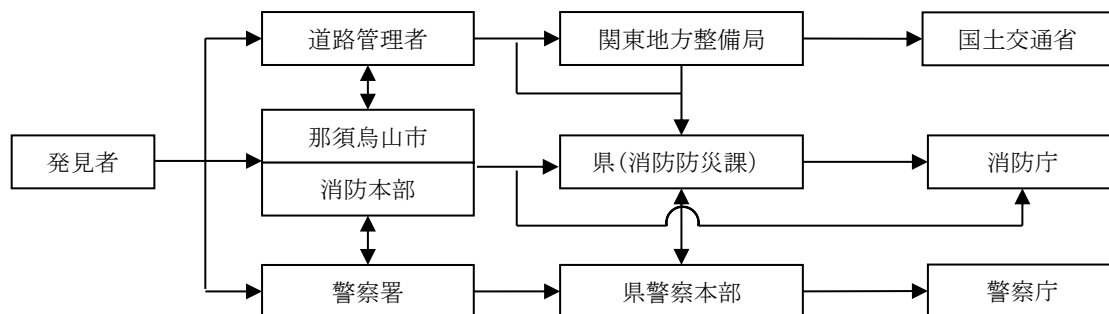
市及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。その他第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

(4) 県の情報収集・伝達

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 鉄道事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

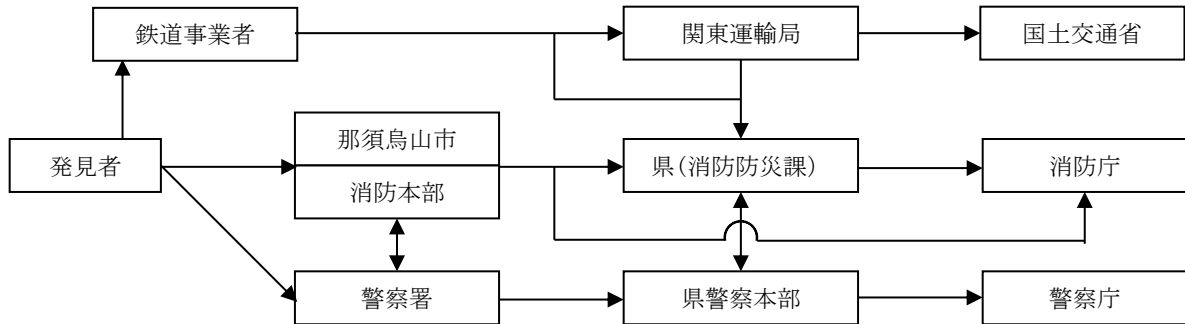
市及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。その他第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な鉄道事故災害」に読み替える。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 航空機事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく市、県警察、消防に通報する。

(2) 航空運送事業者の情報収集・伝達

航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 市及び消防本部の情報収集・伝達

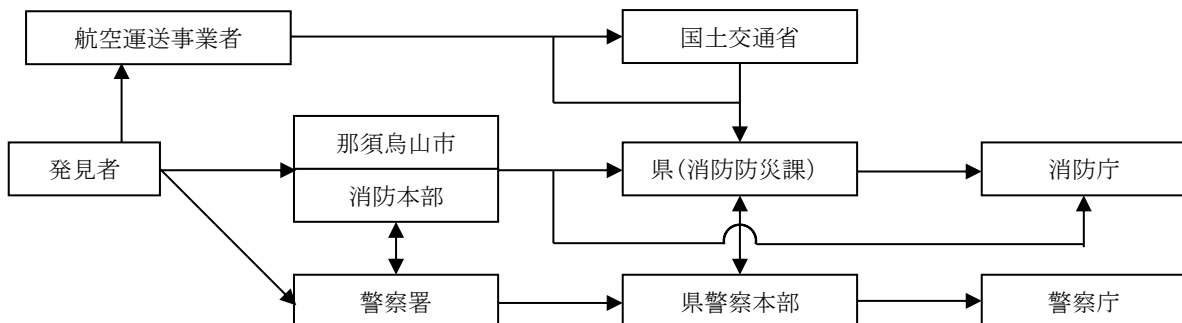
市及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。その他第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な航空機事故災害」に読み替える。

(4) 県の情報収集・伝達

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な航空機事故災害情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水害等対策編第2章第2節第6～第8に準じる。

第3節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第6節のとおりとする。但し、大規模な交通事故災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 災害拡大防止対策

事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 危険物流出対策

1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 県等の活動

県、県警察本部及び消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

3 市の活動

市は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示を行う。

第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、風水害等対策編第2章第7節に準じる。

第5節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、搜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 搜索活動

- 1 市、消防本部、県、県警察本部は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。
- 2 自衛隊は、必要に応じて、搜索活動を行う。

第2 救助・救急活動

- 1 市、消防本部、県及び県警察本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 道路管理者は、市、消防本部、県及び県警察本部等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- 3 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに当該活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- 4 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第3 医療活動

県は、多数の負傷者が発生しDMATの派遣が必要と判断した場合、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。また、医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第4 消火活動

- 1 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 県は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。
- 3 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力するものとする。
- 4 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動

被害の状況、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動及び乗客の速やかな代替輸送を実施する。

第1 緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

市、消防本部、県、県警察本部及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

市、県警察本部及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第7節 施設、設備の応急対策

住民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

第1 応急復旧

県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

第8節 広報対策

第1部火災対策編第3章第7節に準ずる。

第4章 復 旧

第1節 復旧

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、復旧事業を実施する。

第1 施設の復旧

市、県、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3部 放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総 則

第1節 県内の危険物等の状況

放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送、石油類等危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の県内の状況を明らかにし、効果的な危険物等事故対策に役立てる。

第1 放射性同位元素等取扱施設の状況

令和3年3月31日現在、県内において、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線防止法」という。）に基づき、文部科学大臣から放射性同位元素（以下「R I」という。）又は放射線発生装置の使用を許可された事業所、表示付R I 装備機器のみの使用を届け出た事業所、密封されたR I のみを使用する工場又は事業所であって1工場（又は事業所）当たり総量3.7GBq以下の使用を届けた事業所及び放射性同位元素の販売又は賃貸を届けた事業所の数は130である。

R I 等が厚さ計、レベル計、密度計、硫黄分析計、ガスクロマトグラフ等に利用され、研究機関や医療機関に限らず民間企業においても利用分野が拡大してきていることにより使用事業所の数は、この10年間で漸増傾向にある。

第2 放射性物質輸送の状況

我が国で使用する核燃料物質は、その大部分が外国から船舶により原料の輸入が行われており、量的に最も多い原子力発電燃料は、種々の化学的・物理的性状を取りながら各施設間を移動している。その流れは、全体として大きな「輪」のようになっていることから「核燃料サイクル」と呼ばれ、原子力施設間では主としてトラック、トレーラー等による陸上輸送が行われている。

また、近年、R I は病院をはじめ農業、非破壊検査、ライフサイエンス研究等身近な分野で幅広く利用され、自動車、航空機などにより病院、大学、研究所等利用施設に送られている。

第3 石油類等危険物の状況

平成28年3月31日現在における危険物施設の総数（完成検査済証交付施設）は、9,425施設となっている。

施設別にみると地下タンク貯蔵所が、1,936施設（全体の20.5%）と最も多く、次いで一般取扱所の1,569施設（同16.6%）、移動タンク貯蔵所の1,456施設（同15.4%）等となっている。

第4 高圧ガスの状況

県内には、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造事業所や貯蔵所が合わせて約3,000箇所ある。そのほか、販売や消費なども含めると、県内では幅広く高圧ガスが取り扱われているといえる。

第5 火薬類の状況

県内における火薬類の消費は約2,000 t と全国的にも多く、そのほとんどを鉱山事業者、採（碎）石事業者が消費している。

また、県内には、火薬類を取り扱う煙火製造所、火薬類販売所、火薬庫及び庫外貯蔵庫が合わせて約200箇所ある。

第6 毒物・劇物の状況

平成30年3月31日現在、県内において毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物を製造しているのは26事業所、輸入しているのは5事業所、販売しているのは963事業所、届出が必要な業務上取扱者は、32事業所である。また、毒物及び劇物取締法に基づく届出の義務のない、その他の業務上取扱者についても、県はその把握に努めている。

第2章 予 防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化

危険物等事故の未然防止のため、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

第1 災害応急対策への備え

1 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 防除資機材等の整備

市、消防本部、県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

① 市、消防本部及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

② 市、消防本部、県及び県警察本部は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

③ 市、消防本部、県及び県警察本部は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

2 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市、県及び放送事業者等は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

3 災害復旧への備え

市、県及び事業者は、円滑に災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 防災意識の高揚、訓練の実施

1 防災知識の普及啓発

市、消防本部、県及び県警察本部等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災意識の普及啓発を図る。

2 防災訓練の実施

市、消防本部及び県等は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

R I施設の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、安全指導の徹底に努める。

第1 市、県の対策

市及び県は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防本部とも連携をとりながら、県が作成した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

第2 消防機関等の対策

1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、健康管理の面から一定量以上の被ばくをしないように厳重な被ばく管理を行う必要があるため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

4 除染の効果的实施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

第3節 放射性物質運搬事故予防対策

放射性物質運搬の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施に努める。

第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合に危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第2 県の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために体制を整備する。

第3 市等の対策

消防機関は、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員等の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4節 石油类等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、住民への啓発活動の充実を図る。

第1 事業者の対策

- 1 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- 2 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- 3 防災訓練を実施する。
- 4 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- 5 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

第3 消防機関等の対策

- 1 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- 2 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- 3 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第5節 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理・指導の徹底や訓練の実施、住民への啓発活動の充実を図るや事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 LPガス・高圧ガス

1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ① LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。
- ② 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 災害予防体制の強化

- ① 従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。
- ② ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。
- ③ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。
- ④ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガスの製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵・消費する者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

- (1) 高圧ガスの製造、貯蔵、消費等について、関係法令を遵守するとともに、保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。
- (2) 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、必要に応じて防災訓練を実施する。

また、関係団体である（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会からの応援体制や消防署、警察署等防災関係機関への連絡体制等の充実強化を図る。

3 県の対策

- (1) 県は、高圧ガス事業者及び販売事業者等に係る許可・届出、立入検査等について、法令に基づく基準遵守の徹底はもとより、ヒヤリハット対策を含むリスクマネジメント等を指導し、事業者の保安体制の充実強化を図る。
- (2) 県は、栃木県高圧ガス地域防災協議会（以下「高圧ガス協議会」という。）との連携のもと、消防署、警察署等防災関係機関との連携体制を充実強化する。
- (3) 県は、高圧ガスによる災害事故が発生した場合に、高圧ガス協議会が指定した防災事業所（以下「指定防災事業所」という。）等が速やかに対応できるよう、消防本部（局）、警察署、高圧ガス協議会等関係機関と密接な連携の下、地域防災体制の充実強化を図る。

第6節 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、関係機関が連携の下、保安体制の充実を図る。

第1 事業者の対策

事業者は、火薬類の取扱いにかかる技術基準を遵守するとともに、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

また、消防署、警察署等防災関係機関、関係団体である（一社）栃木県火薬類保安協会との連携を図りながら、事故等緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた連携体制を充実強化する。

第2 県の対策

県は、煙火製造所等の許可・届出、立入検査等について、法令に基づく基準遵守の徹底等、事業者の保安体制の充実強化を図る。

第7節 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、安全管理・指導の徹底や連絡体制の整備等を図る。

第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第2 県の対策

- 1 県は、毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。
- 2 県は、毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努める。
- 3 市、消防本部、県及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3 医療機関等の対策

市、消防本部、県及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 職員の配備体制等

第1部火災対策編第3章第1節第1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、警戒体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、第1非常体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を追加する。

第2 那須烏山市災害警戒本部の設置（警戒体制）

第1部火災対策編第3章第1節第1に準ずる。なお災害警戒本部の設置の基準に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、災害警戒本部の解散に「漏洩物により相当の被害発生のおそれなくなったと本部長が認めたとき」を加える。

なお、「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、警戒体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、第1非常体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を追加する。

第3 那須烏山市災害対策本部の設置（非常体制）

第1部火災対策編第3章第1節第3に準ずる。なお災害対策本部の設置の基準に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を、災害対策本部の運営に、「また、県から必要に応じ市に連絡調整のため派遣された職員を受入れる。」を加える。

第4～第7

風水害等対策編第2章第1節の第5～第8のとおりとする。

第8 自衛隊の災害派遣

県は、自衛隊に対する派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

第9 防災業務関係者の安全確保

市、県及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第6節のとおりとする。但し、大規模な危険物等事故災害について、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは内閣総理大臣に情報を提供する。

第3節 災害拡大防止対策

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 災害の拡大防止活動

- 1 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講じる。
- 2 市、消防本部、県及び県警察本部等は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

- 1 交通の状況の把握
市、県、県警察本部及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。
- 2 交通規制・誘導
市、県警察本部及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

市、消防本部、県及び県警察本部は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 救助・救急活動

- 1 市、消防本部、県及び県警察本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- 3 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第3 消火活動

- 1 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 県は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。

第5節 広報対策

第1部火災対策編第3章第7節に準ずる。

第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

R I 施設の事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

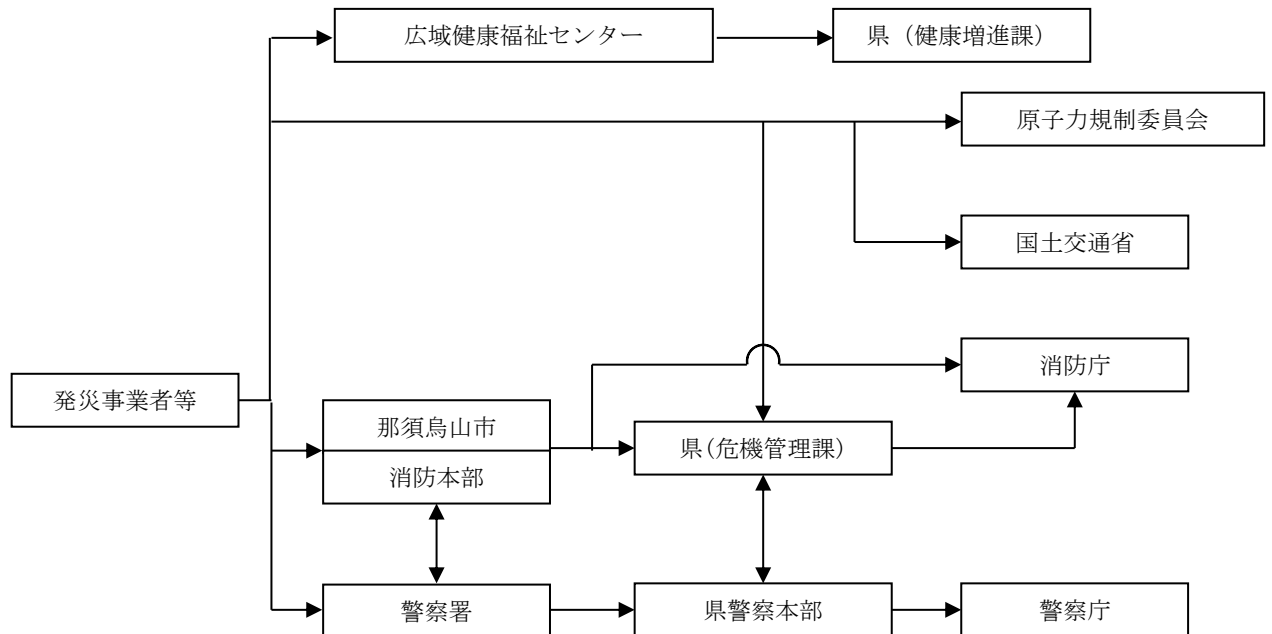
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察に連絡する。

第3 県等の対策

- 1 県は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関等に提供する。
- 2 県は、広域健康福祉センターに配備されているサーベイメータや消防本部等から貸与されたものにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。
- 3 事故の通報を受けた警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4 市、消防機関の対策

- 1 事故の通報を受けた消防本部は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導等必要な措置を実施する。
- 2 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、消防本部は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。
- 3 市及び消防本部は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を装着するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。
- 4 市及び消防本部は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

第7節 放射性物質運搬事故応急対策

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

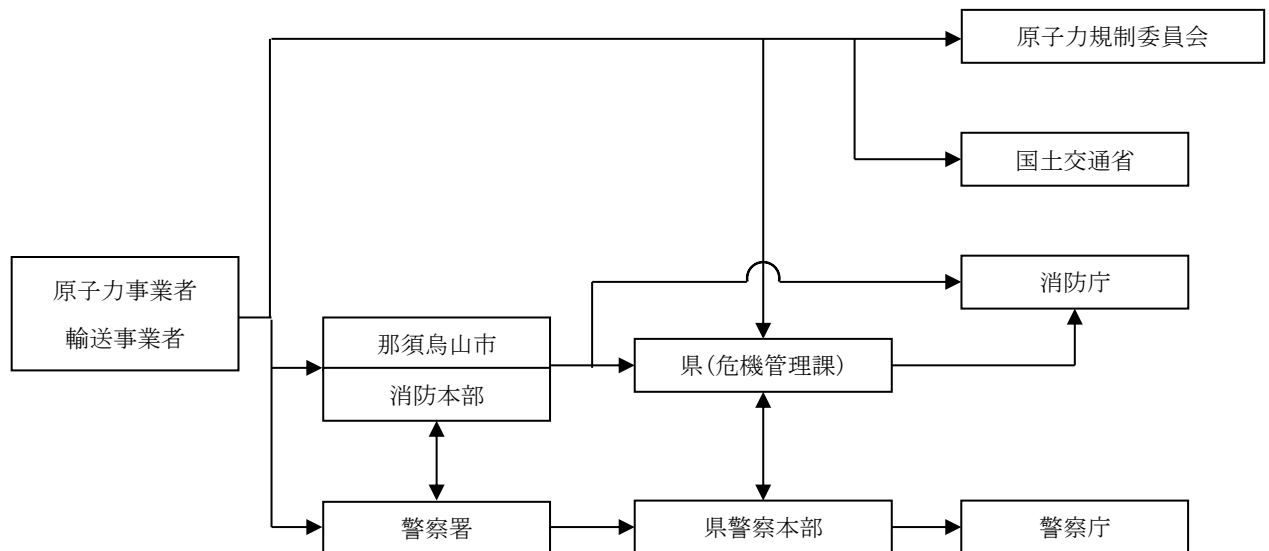
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

- 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）を発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。
- 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第3 県等の対策

事故の通報を受けた警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4 市、消防機関の対策

事故の通報を受けた市及び消防本部は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第8節 石油类等危険物事故応急対策

石油类等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

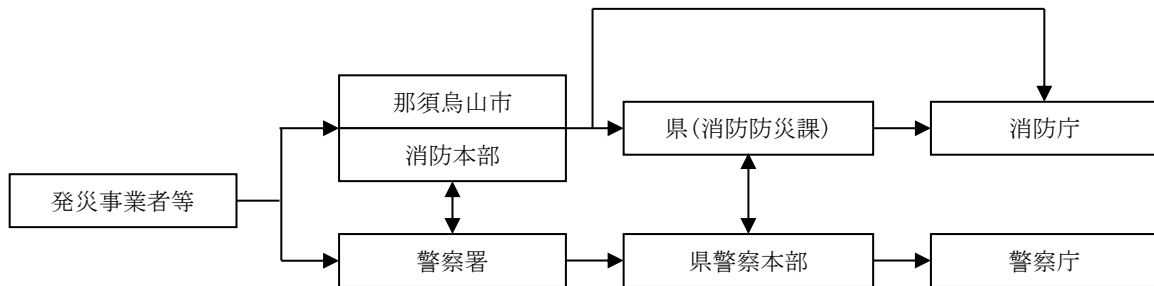
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

石油类等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 火災・爆発応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

(1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

(2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

(3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

(4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

(5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県等の対策

県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3 市、消防本部の対策

(1) 市は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第3 漏洩応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県の対策

- (1) 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、水質汚染状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。

3 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

4 市、消防本部の対策

- (1) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限を行う。
- (2) 消防本部は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (3) 市は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第9節 ガス事故応急対策

ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

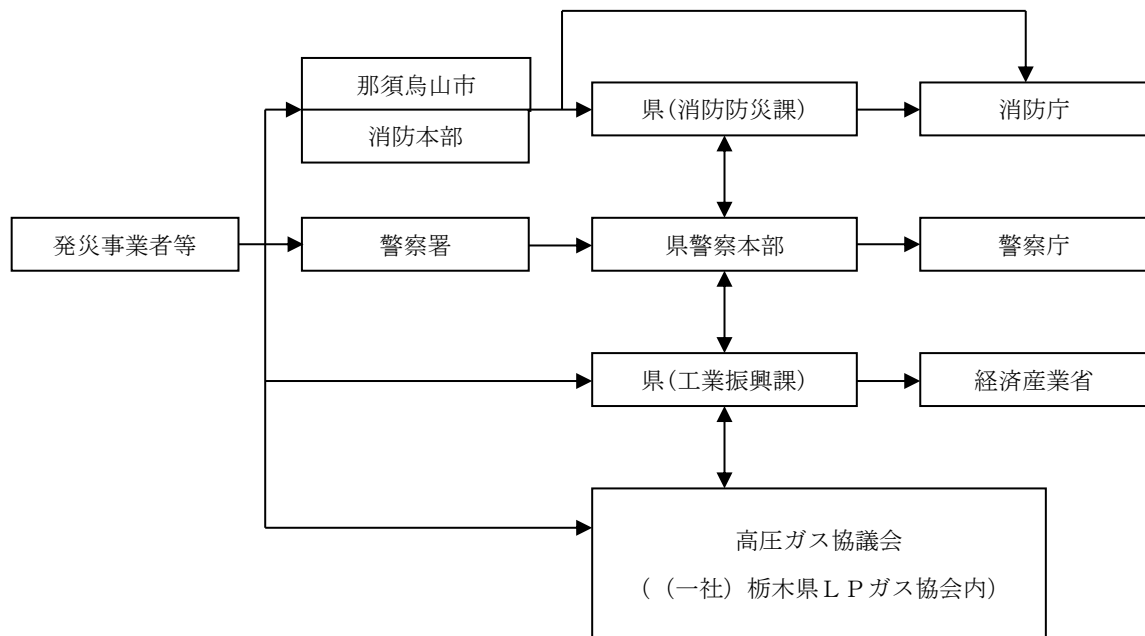
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 LPガス・高圧ガス

1 販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

① 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

② 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

① 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

② 高圧ガス協会等各支部内での対応が困難な場合は、高圧ガス協議会は、応援、協力について調

整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

- ③ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。
- ④ 高圧ガス協議会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 県等の対策

- (1) 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡を取りながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。
- (3) 県（環境森林部）は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について市町を支援し、周辺の大気の状態等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

3 市、消防本部の対策

- (1) 市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限を行う。
- (3) 消防本部は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- (4) 消防本部は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第10節 火薬類事故応急対策

火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

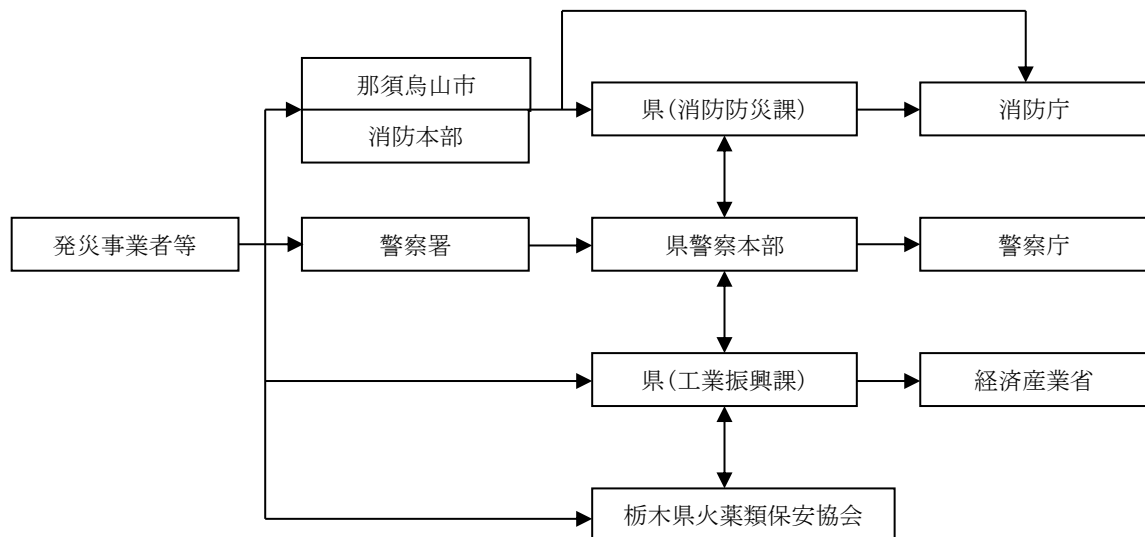
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- 1 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
- 2 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
- 3 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
- 4 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

第3 県等の対策

- 1 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- 2 県は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、市へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

第4 市、消防本部の対策

- 1 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。
- 2 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限を行う。

第11節 毒物・劇物事故応急対策

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

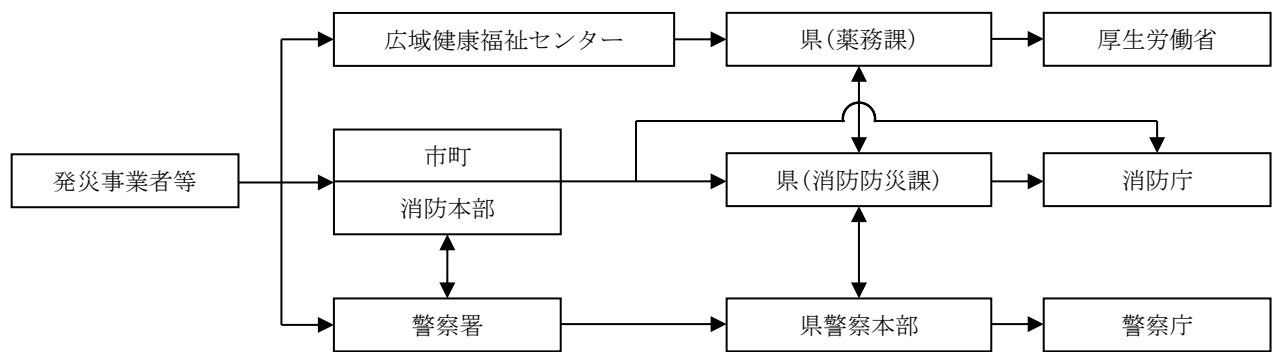
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- 1 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、警察等へ通報する。
- 2 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- 3 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第3 県等の対策

- 1 県は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。
- 2 県は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報提供を行う。
- 3 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- 4 県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を随時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

第4 市、消防本部の対策

- 1 市は、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。
- 2 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限を行う。

第4章 復 旧

第1節 復旧

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

第1 施設の復旧

市、県及び事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

原子力災害対策編

第1章 総 則

第1節 計画策定の趣旨

近隣県における原子力発電所等で事故が発生した場合に重大な影響が及ぶことから、原子力災害に対する本県の対応を明確にし、よりの確な対策に資する。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、近隣県に所在する原子力発電所等において発生した事故等による原子力災害に対し実施すべき施策等について規定し、県、市、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な業務を遂行することにより、市民の安全・安心を確保することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、那須烏山市防災会議が作成する「那須烏山市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

また、この計画に定めのない事項については、震災対策編に準ずるものとする。

なお、この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的・細部の計画等を定め、その具体的推進に努める。

第3 策定に際し尊重すべき指針

この計画の作成又は修正に際して、専門的・技術的事項については、原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日策定。令和4年7月6日改正。以下「対策指針」という。）を十分に尊重するものとする。

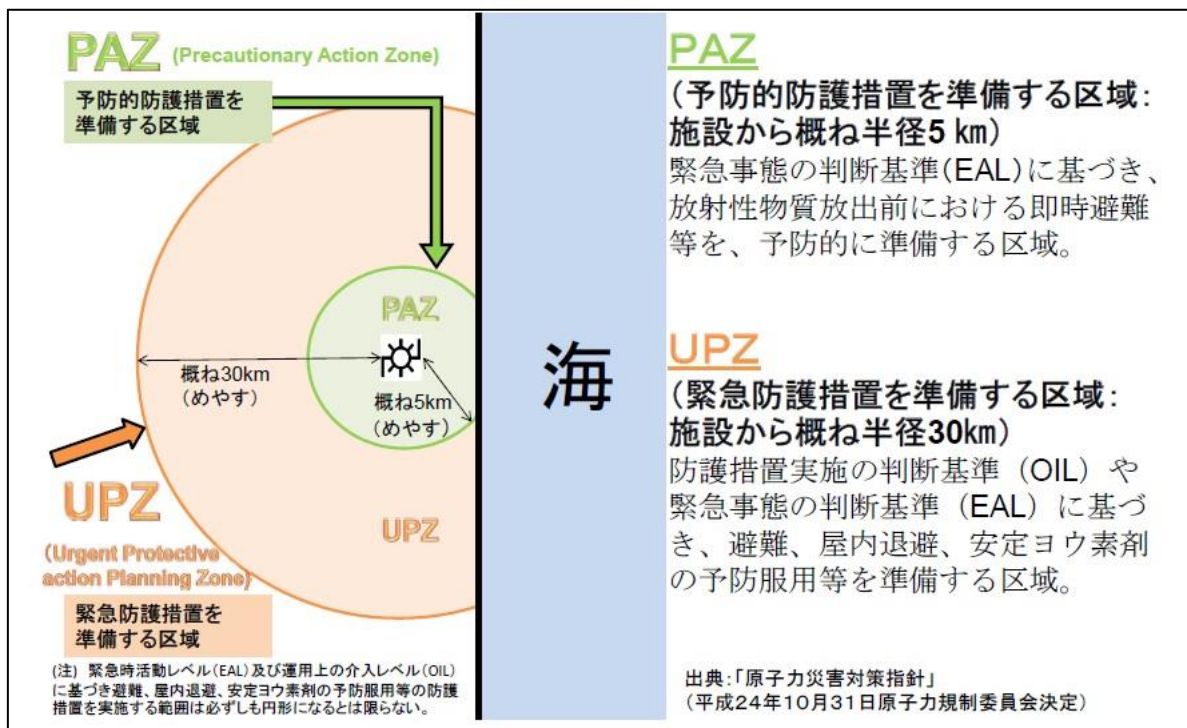
第2節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を考慮し、本市において必要な防護措置について整備する。

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にあるため、本県にPAZ、UPZに該当する区域は無い。

原子力災害対策重点区域



第2 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

本章第5節第3の1の(2)に準ずる。

第3節 緊急事態区分及び緊急時活動レベル

対策指針においては、緊急事態の初期対応段階を3つに区分し、当該区分を判断する基準となる施設の様子がEAL（Emergency Action Level）として整理されている。

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならなため、IAEA等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状態等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（EAL）が設定された。（別表1参照）

第2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠する。なお、EAL2の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3箇月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は次のとおりである。

区分	警戒事態 (EAL1)	施設敷地緊急事態 (EAL2)	全面緊急事態 (EAL3)
事態の 段 階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の 概 要	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始	PAZ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難、等の防護措置を実施	PAZ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、UPZ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。 放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施
福島第一 原子力発 電所に係 る住民防 護措置の 例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している住民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している住民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の住民の屋内退避を開始する。

※ 避難指示区域：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称

なお、福島第一原子力発電所に係る福島県の住民防護措置が実施される場合、近隣県に避難住民の受け入れ要請の可能性はある。

第4節 運用上の介入レベル

対策指針において、全面緊急事態に至り、放射性物質の放出後の住民の安全を守るため行う主な防護措置の実施基準としてO I L（Operational Intervention Level）が設定されている。

第1 運用上の介入レベル（O I L）

運用上の介入レベル（O I L）とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

1 防護措置

(1) 避難・屋内退避等の基準と措置の概要

	基準の 種 類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

※ 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の 種 類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000 cpm 【1箇月後の値】	

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

基準の 種 類	基準の概要	初期設定値			防護措置 の 概 要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	$0.5 \mu\text{Sv/h}$ (地上 1 m で計測した場合の 空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

第5節 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

対策指針が規定する、近隣県における大規模な原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出形態及び核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について想定する。

第1 周辺地域における原子力発電所の立地状況

栃木県と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、1基の原子炉が設置されている。また、同じく隣接する福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には4基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、7基の原子炉が設置されている。

栃木県境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約32kmの位置関係にある。

○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離	約82km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	238.1万kw	329.3万kw
電気出力	46万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	78.4万kw	110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離	約77km				32km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	—
熱出力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw
電気出力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110.万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発 電 所 名	柏崎刈羽原子力発電所						
事 業 者 名	東京電力ホールディングス株式会社						
所 在 地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距 離	約93km						
設 置 番 号	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機	5 号機	6 号機	7 号機
熱 出 力	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw	329.3万kw		392.6万kw
電 気 出 力	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	110万kw	135.6万kw	135.6万kw
運 転 開 始 日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備 考	定期検査中						

第2 原子力災害の想定

1 原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ：Emergency Planning Zone）にも県内は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第3 予測される影響

1 本県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき8市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活と県内産業に大きな影響を与えた。

(2) 想定

UPZ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえて防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。そのため、市は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することになっている。

県においては、環境放射線モニタリングや飲食物に係る放射性物質モニタリング検査を速やかに実施するとともに、飲食物の出荷制限・摂取制限や避難・一時移転等の実施を想定・準備する必要があるとみている。

第6節 リスクコミュニケーションの充実

住民が合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

第1 リスクコミュニケーションの実施方策

放射性物質が拡散し、市内が汚染した場合、放射線に対する健康不安、農林水産物等の出荷制限、観光業等への風評被害など、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異な災害である。

このため、市は、住民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、県の方策に倣い、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

1 原子力防災に関する知識の普及と情報共有

- (1) 住民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、ホームページの充実やパネル展示等に努める。
- (2) 学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

2 迅速な情報収集と住民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、国、県、原子力事業者等からモニタリング情報、事故情報等を迅速に把握し、住民等に的確に伝達するよう努める。

3 環境放射線モニタリング結果及び飲食物に係る放射性物質モニタリング検査結果の情報提供

環境放射線に係るホームページの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

4 住民生活への影響にかかる説明

2及び3で住民に提供する情報について、住民生活にどのような影響があるか、専門家や国、県等の助言を受けながら住民に分かりやすく説明するように努める。

5 相談体制の整備

重大な事故が発生した場合、住民等からの問い合わせに対応ができるよう、総合的な問合せ窓口を設置し、国、県及び専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制整備に努める。

第2章 予 防

第1節 初動体制の整備

市、県、近隣市町村・県、国、原子力事業者等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 市

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、近隣県、関係市町、原子力事業者等との間に於いて、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実に努める。

市は、県との間で連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

2 県

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、茨城県や福島県等原子力発電所が立地する近隣県（以下「近隣県」という。）、原子力事業者等との間に於いて、情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実に努める。

3 原子力事業者

近隣県における原子力事業者と県は、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等を締結し、緊急時における通報体制や平常時における連絡体制の構築、現地確認などを実施する。

4 連絡要員の指定・連絡体制の整備

県は、災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、これにあたる要員をあらかじめ指定しておく。また、夜間休日等の場合にも対応できるよう連絡責任者、連絡先や優先順位等についてあらかじめ明確にしておく。

第2 情報の分析整理

1 原子力防災関連情報等の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時から原子力防災関連情報、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料等の収集・蓄積に努める。

2 人材の育成・確保

市は、平常時から収集した情報を的確に分析・整理するため、防災業務関係職員等人材の育成・確保に努める。また、収集した情報の分析・整理に当たり、必要に応じ、国等からの支援や、専門家からの助言を受けるための体制を整備する。

第3 通信手段の確保等

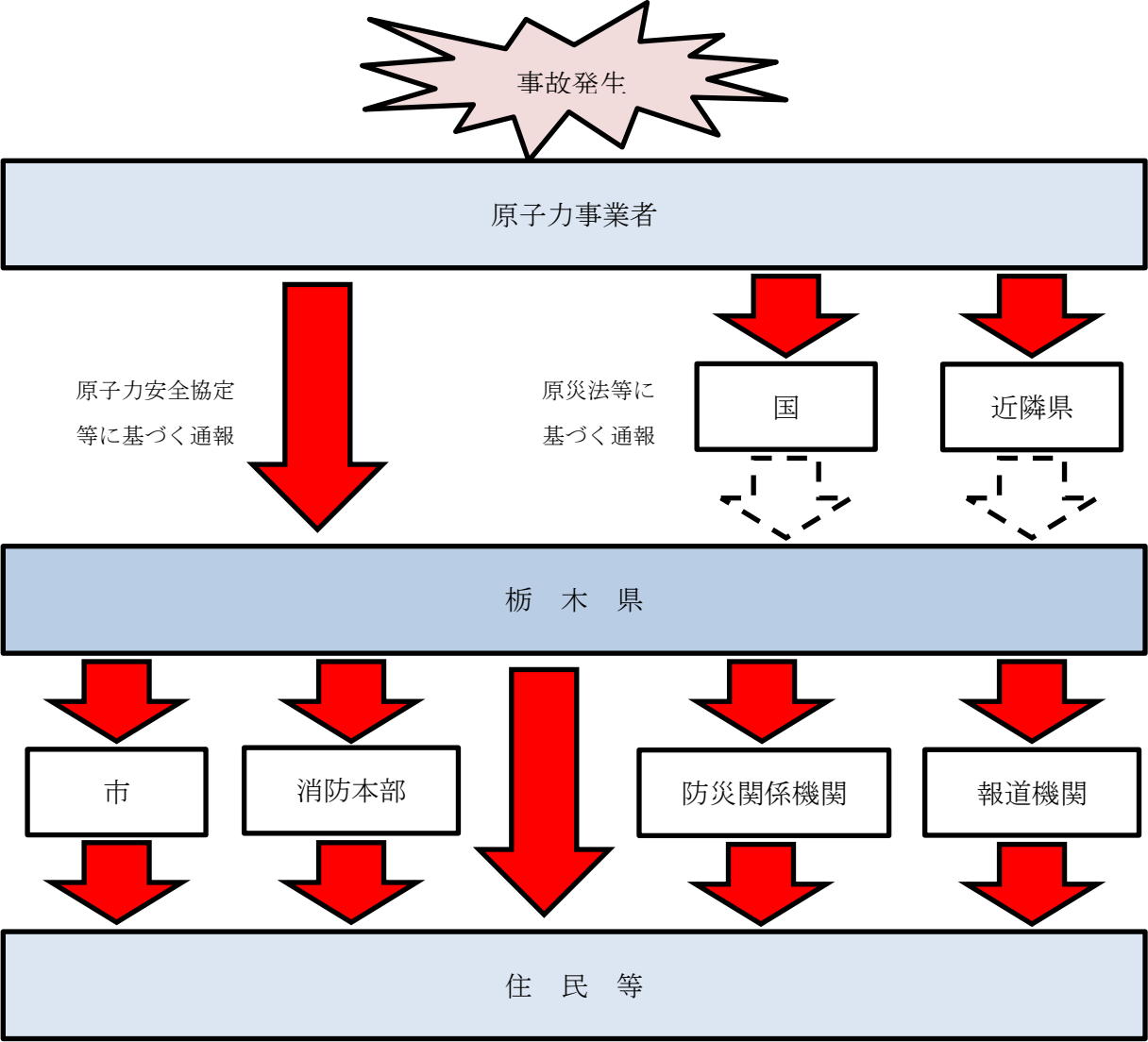
1 通信連絡網等の整備

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、県、近隣県、関係市町、原子力事業者等防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 複合災害への備え

市は、国、県、関係市町との連携及び原子力事業者の協力を得て、現在ある緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※ 緊急時における流れ



第2節 住民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、住民等に対する伝達体制を整備する。

第1 情報伝達体制の整備

市は、電信電話機関、報道機関等の協力を得て、防災行政無線、防災Infoなすからすやま、市防災行政情報メール、エリアメール等様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備を図る。

第2 要配慮者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア団体等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

県は、市が行う要配慮者等への情報伝達について、必要な支援を行う。

第3 相談窓口の設置

市は、県、県警察、消防機関等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定められるよう努める。

第4 情報提供項目

市は、県等と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、住民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第3節 避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、避難指示や屋内退避等を決定・実施するための体制を整備する。

第1 避難体制の整備

1 避難等の準備

市は屋内退避の指示が出された場合を想定し、県と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町の避難所への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

なお、避難等の準備にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

2 避難所の指定等

(1) 避難所の設置及び資機材の整備

市は、避難所及び福祉避難所の設置、避難所に整備すべき資機材等について助言を受け、学校、公民館、老人福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保する。

(2) 避難誘導用資機材

市は、県からの助言のもと、住民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

3 避難所、避難方法等の周知

市は、県からの助言のもと、避難所、避難方法、屋内退避の方法及び避難者を受け入れる避難所、避難方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。

4 安定ヨウ素剤の投与体制の整備

市及び県は、安定ヨウ素剤の迅速かつ適切な配布・服用を行うため、平常時の配備、緊急時の手順や体制を整備する。

市は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

市内における防護措置は屋内退避を基本とするが、UPZ外においてOILに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、市及び県は、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

第2 避難指示の判断

1 避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長等に対し、OILに基づき避難等の指示が発出される。

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

2 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

U P Z外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本市に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた市及び県は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

また、ブルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、国、県等と連携して迅速な屋内退避の解除に努める。

市及び県は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

第3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定する。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のE P Zの範囲を超えて、半径20km圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第4 要配慮者等への対応

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第4節 モニタリング体制の整備

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を把握するため、平常時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 モニタリング体制

1 体制の整備

市は、平常時・緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、県が実施するモニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持に協力する。

2 要員の確保・育成

市は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、必要な要員を育成する。

第2 関係機関との協力体制の整備

市は、県、近隣市町、近隣県及び原子力事業者等と緊急時の環境放射線モニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第5節 住民等の健康対策

住民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

市は、県が実施するスクリーニング、人体への除染等を実施するために必要な資機材の整備に協力する。

2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、県が実施する応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理に協力する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県等と相互に密接な情報交換を行う。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

市は、県及び関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、住民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

(1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

(2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

3 情報提供システムの充実・活用

(1) 広域災害・救急医療情報(EMIS)システムの充実

県は、一般傷病者等の医療を円滑に実施するため、医療機関、医療従事者、備蓄医薬品に関する情報の収集・提供を行う広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の充実に努める。

(2) 情報提供システムの充実・活用

市は、原子力災害時において迅速かつ適切な医療が確保できるよう、関係医療機関に対し正確かつ迅速な医療関連情報を提供する情報提供システムの活用に努める。

第6節 農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う住民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

第1 検査体制の整備

市は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備するものとする。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

第7節 児童生徒等の安全対策

児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう県や学校等設置者と連携し、防災体制を整備する。

第1 原子力防災体制の整備

学校等は、原子力災害に備え、児童生徒等及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒等及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

市は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第8節 緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第1章第16節に準ずる。

第9節 住民等に対する普及・啓発活動

原子力災害に関する知識の普及・啓発や原子力防災に係る研修等を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

第1 住民等に対する普及・啓発

市は、国、県、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性
- 2 原子力発電所等の概要
- 3 避難等施設の位置
- 4 原子力災害とその特性
- 5 放射線による健康への影響及び放射線防護
- 6 本市の平常時における環境放射線の状況
- 7 緊急時に市、国や県等が講じる対策の内容
- 8 屋内退避・避難
- 9 安定ヨウ素剤の服用
- 10 放射線物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

市は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、国、県、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、市は、必要に応じ県等と連携して、以下に掲げる事項等について、防災業務関係者に対する研修を実施する。

- 1 原子力防災体制及び組織
- 2 原子力発電所等の概要
- 3 原子力災害とその特性
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護
- 5 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- 6 緊急時に市、国や県等が講じる対策の内容
- 7 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- 8 その他緊急時対応に関すること

第10節 防災訓練の実施

原子力災害に対応するための訓練等を実施することにより、関係機関の連携、機器等の習熟等を促進する。

第1 訓練の実施

市は、県が実施する総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動についての訓練に協力する。

訓練の実施に当たっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。

- 1 災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練
- 2 緊急時通信連絡訓練
- 3 緊急時のモニタリング訓練
- 4 住民等に対する情報伝達訓練

第3章 応急対策

第1節 災害対策本部等の設置

市に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部等を設置し、国、県、近隣県、防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 市の配備体制等

災害の規模に応じた職員の配備体制及び初動体制時における決定権者は、原則として次によるものとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 職員の配備体制

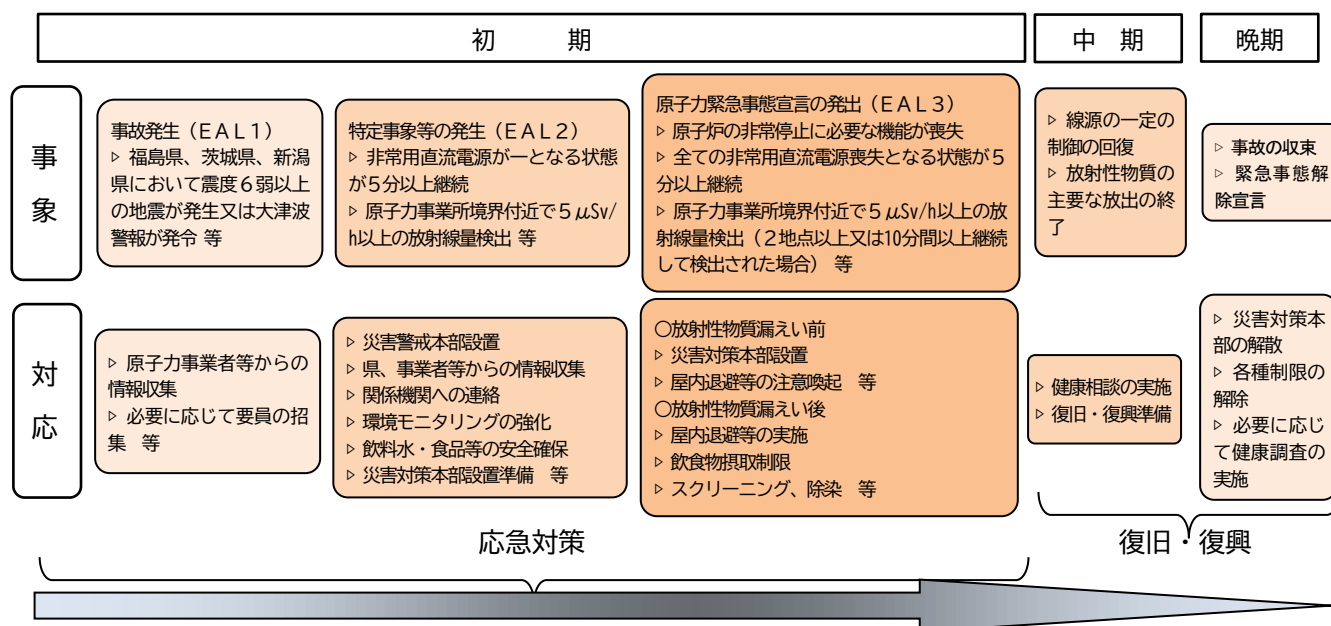
体 制	災害の態様		体制の概要	配備要員
注 意 体 制	近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	総務課及び公共部門関係課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
警 戒 体 制	①原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報があった場合（EAL2） ②副市長が必要と認めた場合		災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全参事・課長及び公共部門関係課のG総括以上並びに危機管理G
第1次非常体制（自動配備）	①原子力防災管理者から原災法第15条第1項に定める通報があった場合（EAL3）	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生した場合	災害対策本部が自動的に設置され、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員
第2次非常体制（自動配備）	②市長が必要と認めた場合	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	

（注） 「注意体制」における「配備要員」については、公共部門所管関係者を中心とする。

2 初動体制時における決定権者

	決 定 者	代 決 者	
		第 1	第 2
注 意 体 制	総 務 課 長	総 務 課 危 機 管 理 G 総 括	総 務 課 危 機 管 理 G 防 災 担 当
警 戒 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長
非 常 体 制	市 長	副 市 長	総 務 課 長

※ 防護措置実施に当たっての時間的推移



第2 注意体制

市は、近隣県における原子力発電所等において事故等（EAL1）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。担当職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

- 1 原子力災害に関する情報の収集
- 2 被害情報の把握
 - (1) 被害が発生した日時、場所
 - (2) 被害の概要
 - (3) 被害に対してとられた措置
 - (4) その他必要な事項
- 3 必要に応じて関係課（局）等への通報
- 4 必要に応じて市長等への報告
- 5 災害応急対策（小規模）

第3 那須烏山市災害警戒本部の設置（警戒体制）

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

市は、特定事象発生との連絡を受けた場合（EAL2）又は特定事象発生のおそれがあると市長が認めた場合は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 県から原災法第10条第1項に定める通報があったとき。
- ② 県から緊急時の通報を受け、市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。
- ③ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。
- ④ その他市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害警戒本部の設置場所

災害警戒本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 災害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- ② 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ③ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害警戒本部の設置又は解散の公表

災害警戒本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

公 表 先	方 法	担 当
県 知 事 事 務 課	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	総 務 課
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員	〃
市 の 関 係 機 関	口頭、電話、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、口頭、電話	〃
報 道 機 関	口頭、文書、電話	〃

2 災害警戒本部の構成員

災害警戒本部は、市長を本部長とし、教育長、全参事・課長、消防団長、那須烏山消防署長又は那須烏山消防署長が指名する者で構成するものとする。

3 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部会議は、災害応急対策に関する重要事項の基本方針を決定するため、本部長が必要に応じて招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し災害警戒本部会議を招集するいとまがない場合は、一部の本部員との協議をもってこれに代える。

なお、災害警戒本部会議の内容は、必要な意思決定に時間を割き、単なる活動報告は書類等に取りまとめる等最小限に留める。

また、本部長は、必要があると認めるときは、災害警戒本部構成員以外の者を災害警戒本部会議に出席させることができる。

4 災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を実施する。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び原子力災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

5 代決者

本部長（市長）不在時の意思決定者の順位を次のように決めておくものとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第4 那須烏山市災害対策本部の設置（第1非常体制・第2非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、原子力緊急事態発生（EAL3）の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると市長が認めた場合は、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに

職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 県から原災法第15条第1項に定める通報があったとき。
- ② 県から緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。
- ③ 近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、 $5\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出されたことが判明したとき。(2地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)
- ④ 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。
- ⑤ その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

(2) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

- ① 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- ② 本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、庁内及び住民に対し、電話、防災行政無線、広報車、ホームページその他確実迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員 会	電話、口頭	総 務 課
県 知 事 官 舎	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員	〃
市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員	〃
隣 接 の 市 町 長	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	防災行政無線、口頭、電話、庁内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、口頭、電話	〃
報 道 機 関	口頭、文書、電話	総合政策課
一 般 住 民	防災行政無線、ホームページ、エリアメール、防災メール、ツイッター、とちぎテレビデータ放送、広報車、電話、口頭	総務課・総合政策課

2 災害対策本部の組織図

災害対策本部の組織図は、風水害等対策編第2章第2節に掲げる別表1のとおりとする。

3 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下に定めるところによる。

運営体制については、原子力災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業

務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

(1) 災害対策本部の事務分担

風水害等対策編第2章第2節に掲げる別表2の事務分担によって、災害対策の実施にあたるものとする。

(2) 本部連絡員の任命及び責務

① 本部連絡員は、各課長等がそれぞれ所管職員のうちから指名する者をもってあてる。

② 本部連絡員は、各課等の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて所属課長等に報告するとともに、本部からの連絡事項を各班長に伝達する。

4～7

風水害等対策編第2章第2節の第4の4～7のとおりとする。

第5～第6

風水害対策編第2章第1節の第5～第6のとおりとする。

第7 防災業務関係者の安全確保

市、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

1 防護対策

市は、県からの要請に基づき、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

2 防災業務関係者の被ばく線量管理

(1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

① 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間に付き50mSvを上限とする。

② 救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(2) 市は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

(3) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第2節 情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、防護措置等を実施するため、県、国や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、その他関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達する。

第1 警戒事態発生情報等の連絡（EAL1）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。

なお、県は、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や県民等への周知を行うことになっている。

第2 特定事象発生情報等の連絡（EAL2）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

なお、県は、近隣県で特定事象が発生した場合、原子力発電所の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から緊急時における連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報の提供を求め又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努めることになっている。

第3 応急対策活動情報の連絡

1 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（EAL2）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- (1) 施設の状況
- (2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- (3) 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

2 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（EAL3）

(1) 要員の確保

市は、県と連携し、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

市は、県及び原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

第4 原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）※¹において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

※¹ 原子力災害対策特別措置法において指定された施設。正しくは緊急事態応急対策拠点施設。1999年の茨城県東海村でのJCCの臨界事故を教訓として設置された。原子力災害発生時には、国、自治体、原子力事業者による事故拡大防止のための応急対策、住民の安全確保策などさまざまな緊急対策が必要となる。オフサイトセンターを拠点に、国、自治体、事業者、専門家など関係者が一体となって「原子力災害合同対策会議」を組織し、迅速に有効な手をうつ。原子力施設から20km以内に設置され、現在20箇所設置されている。

第3節 住民等への情報伝達

住民等に対する情報伝達、広報を迅速かつ的確に行う。

第1 住民等への情報伝達活動

1 住民等に対する情報伝達

- (1) 市は、県と連携し、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に住民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。
- (2) 県は、栃木県防災行政無線等により各市町に迅速に情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供にも努める。
- (3) 市は、県と連携し、住民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県や市が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や住民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を国、近隣県、原子力事業者等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

2 情報伝達の内容等

(1) 情報伝達に当たっての留意事項

市は、県と連携し、住民等への情報伝達に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

市は、県と連携し、住民等への情報伝達に当たっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

- ① 事故・災害等の概況
- ② 災害応急対策の実施状況
- ③ 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- ④ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力に関する呼びかけ

(4) 広報内容の確認

- ① 十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。
- ② 発表内容や時期については、国の原子力災害対策本部等を通じ県と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

市は、県と連携し、公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

1 相談窓口の設置

市は、緊急時には県等と連携し、必要に応じ、あらかじめ定めた手順に従い、速やかに住民等から

の問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を総務課内に開設し、必要な要員を配置する。

2 情報の収集・整理

市は、住民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第4節 屋内退避・避難誘導等

市は、原災法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第1 避難措置等の実施主体

住民の避難等の措置を講じるに当たっては、市のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、住民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第2 屋内退避、避難等の実施

1 住民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、市は、県と連携し、市民等に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

2 避難誘導等

(1) 県は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他住民の安全確保のために必要と認めた場合、市に対し、住民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

(2) 市は、EAL又はOILに基づく原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、住民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示を行う。

(3) 市は、県、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

3 避難状況の確認

市は、県と連携し、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は県警察、消防機関等と協力し、住民の避難状況等を的確に把握するものとする。

第3 安定ヨウ素剤の配布等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、市及び県は、国及び関係機関と連携して対応する。

第4 避難所等の開設、運営

1 避難所の開設

市は、県の支援のもと、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

2 避難所の管理・運営

(1) 市は、県と連携し、各避難所の管理・運営に当たり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア団体、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 市は、県と連携し、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ち

に配備できるよう準備しておくものとする。

- (3) 市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

3 飲食物、生活必需品の供給

- (1) 市は、避難所等の住民のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。
- (2) 県は、市から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

第5 県外からの避難者の受入

1 避難所の設置

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の住民が本市に避難することが予想される。

東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県外広域避難について、UPZ内にある茨城県常陸大宮市と市を含む下記の県内市町の間で「原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定」が締結されている。

避難元市	避難先市町	協定締結日
常陸大宮市	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、那須町、那珂川町	H29. 9. 28

市は、指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ下表のとおり定めた施設の一部を避難所として提供するとともに、避難所の開設等を行う。

広域避難における避難施設等（那須烏山市）

避難先自治体	避難施設
	農村婦人の家
	旧烏山女子高校（体育館）
	七合小学校
	烏山中学校
	烏山小学校
	旧向田小学校
	境小学校
	旧七合中学校（体育館）
	南那須中学校
	江川小学校

県は、市に対し適切な助言を行うとともに茨城県からの要請に基づき必要な調整及び支援を行う。

また、県は、茨城県からの要請に基づき、被災した病院等の入院患者等の受け入れ供等について、国及び関係機関との連携により、県内の病院等に対し要請する（入院患者等の受け入れ搬送に当た

り、特に重篤な患者については、ヘリによる搬送を要請する)。

2 避難退域時検査及び簡易除染への協力

県外広域避難を実施する住民に対するスクリーニング及び除染は、当該避難による汚染の拡大の防止及び住民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。

県は、可能な範囲で、茨城県が行う避難退域時検査及び簡易除染への協力を行う。

3 避難計画

市は、茨城県常陸大宮市が策定した「常陸大宮市原子力災害広域避難計画」に基づき、原子力災害時に広域的な避難に必要な体制等を構築する。

第6 要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者等に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第5節 モニタリング活動

緊急時において国と連携しながら、モニタリング計画等に基づき、平常時のモニタリングを強化し、原子力発電所等からの放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

第1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、モニタリングポストの監視を強化し、市と連絡を密にしながら、情報の交換、結果の取りまとめを行い、住民に対して広く公表する。

第2 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、県内における影響を把握するため、平常時のモニタリングを強化し、その結果をとりまとめるとともに、関係市町等に必要に応じ連絡する。

また、特に必要な場合は、安全規制担当省庁、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡する。

さらに、緊急時の環境放射線モニタリングの準備を開始する。

第3 原子力緊急事態宣言発出後の対応

1 県は、県内における放射性物質又は放射線に関する情報を得るため、モニタリング計画に基づき、環境モニタリング等を行う。実施後は関係機関からの情報を含め、結果をとりまとめるとともに、必要に応じて、市、関係機関等に連絡する。

2 県は、緊急時の環境放射線モニタリングの実施に当たっては、対策指針等を踏まえて、要員の被ばく管理に十分留意する。

第6節 医療救護活動等

災害時において、住民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、住民等の心身の健康を確保する。

第1 住民等を対象とする健康相談等の実施

1 避難者等に対する健康相談等の実施

市は、県と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β 線：13,000 cpm 【1箇月後の値】	

2 相談窓口の設置

市は、県と連携し、保健福祉センター等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第2 被災者を対象とする医療救護活動の実施

1 緊急被ばく医療チーム派遣の要請

県は、必要に応じて、国に対し緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請する。また、緊急被ばく医療派遣チームからの指導・助言を受けつつ、医療救護活動を行う。

2 医療救護活動

市は、県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。また、医療救護所に対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、栃木県ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第7節 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

放射性物質モニタリング検査を実施し、放射性物質濃度が国の定める基準を超えた場合は、生産者等に対して出荷自粛を要請するとともに、住民に対して広く周知する。

第1 食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射線モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。

県は、国から示されるガイドラインに基づき策定する放射性物質検査計画等により、当該地域における飲食物中の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、OILに基づく飲食物摂取制限を行い、住民等へ周知する。なお、緊急時の暫定規制数値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

また、県は、農林水産物や加工食品等の安全性を把握し、出荷自粛要請の可否を判断するため、放射性物質検査計画等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施するほか、加工食品等については、製造業者の依頼に基づき、放射性物質濃度の測定を実施する。

第2 食品等の出荷自粛要請及び解除等

市は、県が実施するモニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、関係機関等を通じて速やかに生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、市ホームページへの掲載など、様々な手段を使って住民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国・県から出荷制限の指示があった場合は、速やかに関係事業者等に要請するとともに、住民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合し、出荷自粛等が解除された場合、生産者及び住民等へも広く周知する。

第3 飲料水の安全対策の実施

市は、県が実施するモニタリングの結果が、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

第4 食品等の供給

市は、県が食品等の摂取制限等の措置を市に指示した場合、県と協力して住民への応急措置を講じる。

【参考】

□ 飲食物摂取制限の基準

基準の 種 類	基準の概要	初期設定値			防護措置 の 概 要
飲食物に係 るスクリー ニング基準	OIL 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の 空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

□ 食品中の放射性物質の基準値

食品群	基準値 (ベクレル/kg)
飲料水	1 0
牛 乳	5 0
乳児用食品	5 0
一般食品	1 0 0

(平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用)

第8節 児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

第1 児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市は、国や県と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第9節 緊急輸送活動

風水害等対策編第2章第11節第1～第3に準ずる。

第4章 復旧・復興

第1節 住民等の健康対策

住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、住民等の不安を払拭する。

第1 住民への対応

市は、県と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

第2 健康影響調査

1 調査の検討

市は、県と協力し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施に当たっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

2 調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

3 メンタルヘルス対策

市は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

4 飲料水・食品の安全確認

市は、防護対策を実施すべき区域の指定及び飲食物等の摂取制限に関する措置を解除した後においても、必要に応じて、飲料水及び食品の放射性物質検査を実施し、その安全性を確認する。

第3 学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

1 健康調査

健康調査を実施するに当たり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数箇月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

2 心のケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の

対応にあたる。

3 その他

- (1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。
- (2) 学校等の設置者は、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第2節 風評被害対策

農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

第1 農林水産物、工業製品等に係る対策

1 基本方針

(1) 農林水産物

市は、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、県が実施する詳細な放射性物質モニタリング検査により、安全性を積極的にPRしていく。

(2) 工業製品等

市は、県が工業製品や加工食品等に関し、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援できるよう連携を図るものとする。

2 具体的方法

市は、県と協力して、農林水産物等の流通促進のため、速やかに、広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を積極的に発信する。

第2 観光業に係る対策

1 情報の発信

市は、放射性物質に関するデータを迅速かつ正確に収集し、安全性を確認できた場合には、安全宣言を行うことに加え、報道発表や市のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を積極的に発信する。

2 観光客等への説明

また、本市を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを発信してもらうよう努める。

第3 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、市は、国や県と連携し、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第3節 除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第1 基本方針

市及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

第2 除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び住民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染に当たっては、主に市町における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

また、市は、原子力事業者に、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣を要請するものとする。

なお、除染を実施する際は、住民の意見を十分に尊重するものとする。

- (1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。
- (2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。
- (3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等はその他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。
- (4) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺住民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第3の記載するところにより適切に処理を行う。

- (5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

第3 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

1 国が処理する廃棄物

市、県、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引き渡すまでの間、適切に保管する。また、市は、早期の処理を図るため、住民の不安解消、理解促進等に向けた取組を行う。

2 市及び排出事業者が処理する廃棄物

市、県、排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに、「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、市は、県からの助言により、処理業者等に対し、専門的な知見等に関する情報提供等を行う。

3 その他

市及び県は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、住民等へ周知徹底する。

市及び県は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第4節 損害賠償

損害賠償を請求するため必要な情報提供を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

第1 事業者等への支援

1 損害状況等の情報収集

- (1) 賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、市は、賠償内容や手続きについて、県、国、原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。
- (2) 市は、原子力災害により、市内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。
- (3) 市は、市内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

2 事業者等への支援内容

- (1) 原子力災害により、市内の事業者等に損害が発生した場合に、事業者が正当な賠償を受けるために、市は、個別の状況に応じた適切な対応を行う。
- (2) 市は、被害を受けた事業者や損害の内容等について、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

市及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第5節 各種制限の解除

国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

第1 状況の把握及び解除の指示

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取の注意喚起・出荷制限等の各種制限措置の解除を市、防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国・県の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認するものとする。

別表1

- 1 沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉を除く）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く）

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
①	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
②	原子炉の運転中に保安規定（炉規法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
③	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
④	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。
⑤	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
⑥	原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。
⑦	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
⑧	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
⑨	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
⑩	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。
⑪	燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
⑫	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。
⑬	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県内市町村のみ）。
⑭	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
⑮	該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。
⑯	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置等によるへの注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

- 2 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉に係る原子炉の運転等のための施設（使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸において、大津波警報が発令された場合 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合	

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

- 3 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（2. 及び3. に掲げるもの（3. にあつては、試験研究用原子炉施設に限る。）及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたものを除く）。

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
①	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
②	使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。
③	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
④	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
⑤	重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。
⑥	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。
⑦	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）。
⑧	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合
⑨	当該原子炉施設において、新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）
⑩	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。 ② 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の液位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑥ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑦ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑧ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状 況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
① 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第58条第1項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	

- 4 原子炉（１～３に掲げる原子炉を除く）に係る原子炉施設（加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設及びナトリウム冷却型高速炉（発電用原子炉に限る。）に係る原子炉の運転等のための施設を除く）。

(1) 警戒事態（EAL1）

状況	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある事態
①	当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）
②	当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発令された場合（福島県、茨城県、新潟県のみ）
③	オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合
④	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合

(2) 施設敷地緊急事態（EAL2）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた事態
①	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
②	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(3) 全面緊急事態（EAL3）

状況	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた事態
①	原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）
②	その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。

用語集

用語	説明
安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射能をもたないヨウ素。甲状腺にはヨウ素を取り込み蓄積するという機能があるため、放射線事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺で即座に甲状腺ホルモンに合成され濃集し、甲状腺組織内で放射能を放出し続ける。その結果放射能による甲状腺障害が起こり、晩発性の障害として甲状腺腫や甲状腺機能低下症を引き起こすとされている。これらの障害を防ぐためには、被ばくする前に安定ヨウ素剤を服用し甲状腺をヨウ素で飽和しておく。この処置により、被ばくしても ¹³¹ Iが甲状腺には取り込まれないので、予防的効果が期待できる。ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、被ばく直前の投与が最も効果が大きい。
EAL	緊急時活動レベル (Emergency Action Level)。緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき設定された。各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。
EPZ	原子力施設等の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲 (Emergency Planning Zone)。原子力施設からの放射性物質又は放射線の異常な放出を想定し、周辺環境への影響、周辺住民等の被ばくを低減するための防護措置を短期間に効率良く行うため、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性のある範囲を技術的見地から十分な余裕を持たせて定めた範囲をいう。EPZは、原子力発電所や大型の試験研究炉などを中心として半径約8～10kmの距離、再処理施設を中心として半径約5kmの距離などがそれぞれの目安とされている。
OIL	運用上の介入レベル (Operational Intervention Level)。防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表された。 緊急時モニタリングの結果をOILに照らして、防護措置の実施範囲を定めるなどの具体的手順をあらかじめ決めておく必要がある。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばく及び放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避すること。 屋内退避は、通常的生活活動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建屋の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すると、防護対策上有効な方法であるとされている。
オフサイトセンター	緊急事態応急対策拠点施設。原子力災害発生時に原子力施設の周辺住民等に対する放射線防護対策など様々な応急対策の実施や支援に関係する国、地方公共団体、(独)放射線医学総合研究所、(独)日本原子力研究開発機構などの関係機関及び専門家など様々な関係者が一堂に会して情報を共有し、防護対策を検討する拠点となる施設。事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかのグループが、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各グループがとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。

用語	説明
確定的影響	放射線による重篤度が線量の大きさとともに増大し、影響の現れないしきい線量が存在すると考えられている影響をいう。しきい線量を超えた場合に影響が現れ、線量の増加とともに影響の発生確率が急激に増加し、影響の程度（重篤度）も増加する。ある線量に達すると被ばくしたすべての人に影響が現れる。がん及び遺伝的影響以外の影響はすべてこれに区分され、皮膚障害、白内障、組織障害、個体死等がある。これを防止するためには、線量当量限度を十分低い値に設定し、生涯の全期間あるいは全就労期間の後でもしきい値に達しないようにすることが必要である。
確率的影響	放射線被ばくによる単一の細胞の変化が原因となり、受けた放射線の量に比例して障害発症の確率が増えるような影響でしきい値がないと仮定されている。がんと遺伝性影響が含まれる。放射線によってDNAに異常（突然変異）が起こることが原因と考えられている。
外部被ばく	放射線を体の外から受けること。外部被ばくの例として、レントゲン撮影時のエックス線を受けることがあげられる。
空間線量率	対象とする空間の単位時間当たりの放射線量
原子力災害合同対策協議会	緊急事態が発生した場合に、国、都道府県、市町村、原子力事業者及び原子力防災専門官などは、緊急事態について相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に組織される。
原子力防災管理者	当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者であり、原子力防災法では事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務付けている。当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、異常事態が発生したときの通報、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などが職務である。
サーベイ	サーベイメータの検出器を用いて、人体及び対象物表面及び対象空間などを走査（スキャンニング）することにより、放射性物質の表面密度、放射線量や放射線量率、放射性物質の濃度を調査（測定）し、スクリーニングや防護対策範囲の把握などを行うこと。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位
実効線量	身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした臓器・組織で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織荷重係数）で加重してすべてを加算したもの。
除染	身体や物体の表面に付着した放射性物質を除去、あるいは付着した量を低下させること。対象物により、エリア、機器、衣料、皮膚の除染などに分けられる。
スクリーニング	放射性物質による汚染の検査や、それに伴う医学的検査を必要とする場合に、救護所等において、身体表面に放射性物質が付着している者のふるい分けを実施すること。
等価線量	人体各組織が放射線を被ばくするとき、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。等価線量限度は、放射線の確定的影響を考慮し、「しきい値」を超えることのない線量として、ICRP（国際放射線防護委員会）が勧告している。通常の組織に対しては、職業人に対して500mSv/年と定められている。一般公衆に対しては、ICRPの2007年勧告では、水晶体に対して15mSv/年、皮膚に対して50mSv/年としている。

用語	説明
特定事象	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定する次の基準または施設の異常事象のこと。 ▷ 原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の場合 ▷ 排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ▷ 管理区域以外の場所で、$50 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量が $5 \mu\text{Sv/h}$ 相当の放射性物質を検出した場合 ▷ 輸送容器から 1m 離れた地点で $100 \mu\text{Sv/h}$ を検出した場合 ▷ 臨界事故の発生またはそのおそれがある状態 ▷ 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
内部被ばく	生体内に取り込まれた放射性物質による被ばく。体内に入った放射性物質は、全身に均等に分布する場合と特定の1つまたは幾つかの器官あるいは組織に選択的に吸収される場合がある。体内に取り込まれた放射性物質は、時間の経過とともに代謝、排泄等によって体外に出ていく。被ばく量は、有効半減期（放射性物質の壊変と生物学的過程の双方の効果で放射エネルギーが半分になる時間）に依存する。
P A Z	予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone）。P A Z とは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、先述のE A L に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。P A Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、P A Z の最大半径を原子力施設から $3 \sim 5 \text{ km}$ の間で設定すること（5 km を推奨）とされていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね半径 5 km」を目安とする。
ベクレル(Bq)	放射能の強さを表す単位で、単位時間（1秒間）内に原子核が崩壊する数を表す。
放射性物質	放射性核種を含む物質の一般的総称
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに煙のように流れる状態。放射性希ガス、放射性ヨウ素、ウラン、プルトニウム等が含まれ、外部被ばくや内部被ばくの原因となる。
放射線	X線、γ線などの電磁波（光子）並びにα線、β線、中性子線等の粒子線の総称。放射線は人間の五感では感じないので、特別の測定器を用いて検出、測定する。
放射能	放射性物質が自発的に壊変して放射線を放出する能力。単位は、その放射性物質に含まれる放射性核種が単位時間に壊変する数であって、毎秒当り1壊変を1Bq（ベクレル）と定めている。
U P Z	緊急時防護措置を準備する区域（Urgent Protective action Planning Zone）。U P Z とは、確率的影響のリスクを低減するため、E A L、O I L に基づき、緊急時防護措置を準備する区域。U P Z の具体的な範囲については、I A E A の国際基準において、U P Z の最大半径は原子力施設から $5 \sim 30 \text{ km}$ の間で設定されていること等を踏まえ、発電用原子炉施設等については、「原子力施設から概ね 30 km」を目安とする。
予測線量	放射性物質又は放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点にとどまっている住民が受けると予測される線量の推定値のこと。個々の住民が受ける実際の線量とは異なる。

参考文献

- ▷ 原子力災害対策指針（平成24年10月31日 原子力規制委員会）
- ▷ 財高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典 A T O M I C A」
- ▷ 文部科学省 原子力防災基礎用語集
- ▷ 原子力規制委員会 環境防災Nネット

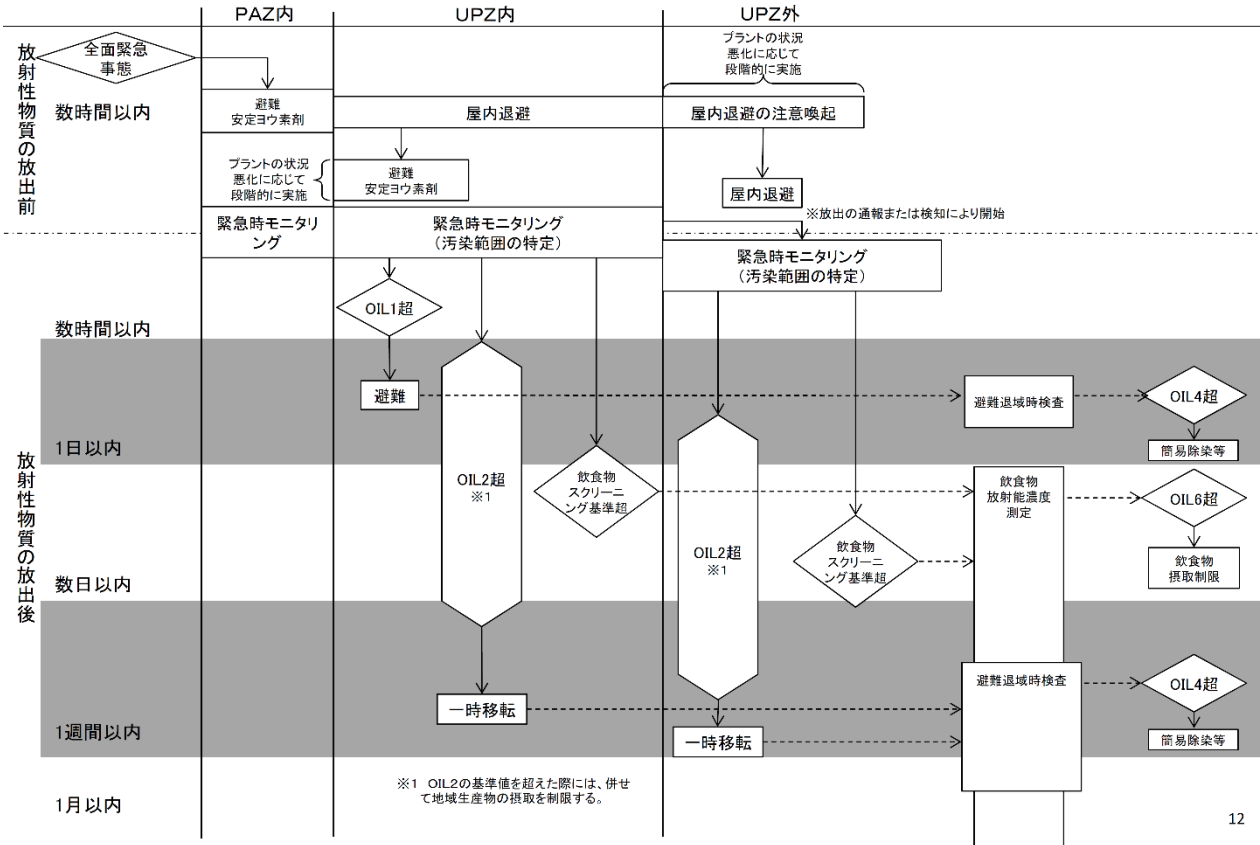
〔参考１〕

緊急事態区分等に応じた防護措置

	PAZ（５km圏）	UPZ（３０km圏）	UPZ外（３０km圏外）
警戒事態 (EAL1)	▷ 要配慮者等の避難準備		▷ 災害対策にあたる職員の参集 ▷ 国、近隣県、原子力事業者等から情報収集 ▷ 必要に応じて住民等への周知
施設敷地 緊急事態 (EAL2)	▷ 要配慮者等の避難実施 ▷ 一般住民の避難準備 ▷ 安定ヨウ素剤服用準備	▷ 屋内退避の準備 ▷ 市外からの避難者の受入 ▷ 要配慮者等の避難準備	▷ 災害警戒本部の設置 ▷ 消防等関係機関への通報連絡 ▷ 報道機関、市ホームページ等を通じた住民等への周知 ▷ 市外からの避難者の受入準備 ▷ 市外からの要配慮者等の受入 ▷ 緊急時環境放射線モニタリングの準備
全面緊急事態 (EAL3)	▷ 避難実施 ▷ 安定ヨウ素剤服用指示	▷ 屋内退避の実施 ▷ 避難の準備 ▷ 安定ヨウ素剤服用準備	▷ 災害対策本部の設置 ▷ 屋内退避等の注意喚起 ▷ 必要に応じて屋内退避 ▷ 市外からの避難者の受入 ▷ 現地対策本部への職員派遣
事故発生 (放射性物質 漏えい後)		▷ OILに基づく一時移転の実施 ▷ OILに基づく飲食物摂取制限	▷ OILに基づく避難等の実施 ▷ OILに基づく飲食物摂取制限等 ▷ OILに基づくスクリーニング、除染

〔参考2〕

防護措置実施のフロー例



資料編

〔防災組織・協力関係機関〕

○防災関係機関の連絡先

1 市

〔令和6年4月現在〕

機 関 名	所 在 地	電話番号
那須烏山市役所烏山庁舎	那須烏山市中央 1-1-1 (代)	(0287) 83-1111
総合政策課		(0287) 83-1112
まちづくり課		(0287) 83-1151
総務課		(0287) 83-1117
税務課		(0287) 83-1114
市民課		(0287) 83-1116
商工観光課		(0287) 83-1115
会計課		(0287) 83-1119
那須烏山市役所南那須庁舎	那須烏山市大金240	
市民課南那須分室		(0287) 88-0870
農政課		(0287) 88-7117
都市建設課		(0287) 88-7118
教育委員会学校教育課		(0287) 88-6222
教育委員会生涯学習課		(0287) 88-6223
議会事務局		(0287) 88-7114
保健福祉センター	那須烏山市田野倉85-1	
健康福祉課（福祉事務所）		(0287) 88-7115
こども課		(0287) 88-7116
水道庁舎	那須烏山市城東18-3	
上下水道課		(0287) 84-0411
すくすく保育園	那須烏山市野上703-1	(0287) 82-2359
にこにこ保育園	那須烏山市岩子152-1	(0287) 88-5252
子育て支援センターきらきら	那須烏山市岩子152-1	(0287) 88-5251
つくし幼稚園	那須烏山市東原50	(0287) 88-2131
こども館	那須烏山市南 1-562-12	(0287) 80-0281
江川小学校	那須烏山市下川井1001	(0287) 88-7817
荒川小学校	那須烏山市大金135-1	(0287) 88-2017
境小学校	那須烏山市上境1404	(0287) 82-2442
烏山小学校	那須烏山市愛宕台2800	(0287) 82-2049
七合小学校	那須烏山市谷浅見910	(0287) 82-2707
南那須中学校	那須烏山市大金285	(0287) 88-2021
烏山中学校	那須烏山市南 1-2810	(0287) 82-2229

学校給食センター	那須烏山市大金120- 1	(0287) 88-2135

2 消防本部

機 関 名	所 在 地	電話番号
南那須地区広域行政事務組合消防本部	那須烏山市神長880- 1	(0287) 83-8801
南那須地区広域行政事務組合那須烏山消防署	那須烏山市神長880- 1	(0287) 82-2009

3 指定行政機関・指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
消防庁応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	(03) 5253-7527
関東農政局栃木農政事務所地域第二課	大田原市本町 1-2812	(0287) 23-5611
宇都宮地方気象台	宇都宮市明保野町 1-4	(028) 635-7260
国土交通省常陸河川国道事務所那珂川上流出張所	那須烏山市初音10-20	(0287) 82-3365
関東財務局宇都宮財務事務所	宇都宮市桜 3-1-10	(028) 633-6221
関東運輸局栃木運輸支局	宇都宮市八千代 1-14-8	(028) 658-7011
宇都宮税務署	宇都宮市昭和 2-1-7	(028) 621-2151
宇都宮地方法務局（本局）	宇都宮市小幡 2-1-11	(028) 623-6333
宇都宮労働基準監督署	宇都宮市明保野町 1-4	(028) 633-4251
那須烏山公共職業安定所	那須烏山市城東 4-18	(0287) 82-2213

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第12特科隊	宇都宮市茂原 1-5-45	(028) 653-1551

5 県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
栃木県危機管理防災局危機管理課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2695
栃木県危機管理防災局消防防災課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2132
栃木県県土整備部河川課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2445
栃木県県土整備部砂防水資源課	宇都宮市塙田 1-1-20	(028) 623-2452
栃木県南那須庁舎	那須烏山市中央 1-6-92	(0287) 82-2231
那須烏山警察署	那須烏山市初音 3-6	(0287) 82-0110
上境警察官駐在所	那須烏山市上境226- 8	(0287) 82-3654
烏山駅前交番	那須烏山市南 2-920- 8	(0287) 84-0159
七合警察官駐在所	那須烏山市谷浅見1072- 1	(0287) 82-3656
江川警察官駐在所	那須烏山市下川井303- 2	(0287) 88-2720
田野倉警察官駐在所	那須烏山市田野倉170- 5	(0287) 88-2400
福岡警察官駐在所	那須烏山市小倉1179- 2	(0287) 88-7568
烏山土木事務所	那須烏山市中央 1-6-92	(0287) 83-1321
県北環境森林事務所	大田原市中央 1-9-9	(0287) 23-6363

塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-1251
県北健康福祉センター	大田原市住吉町 2-14-9	(0287) 22-2257
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央 1-6-92	(0287) 82-2231
矢板土木事務所ダム管理部	矢板市末広町 3-4	(0287) 43-5224
寺山ダム管理所	矢板市長井2166	(0287) 43-5431
東荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島1616-5	(0287) 45-1426
西荒川ダム管理所	塩谷町大字上寺島710	(0287) 45-0141
板室ダム管理支所	那須塩原市板室841	(0287) 69-0045
那須広域ダム管理支所（深山ダム管理事務所）	那須塩原市百村3092-1	(0287) 69-0101
矢板県税事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-2171
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町20-22	(0287) 43-0535
烏山高等学校	那須烏山市中央 3-9-8	(0287) 83-2075
南那須特別支援学校	那須烏山市藤田1181-152	(0287) 88-7571

6 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
烏山郵便局	那須烏山市金井 2-19-1	(0287) 82-3342
烏山仲町郵便局	那須烏山市中央 2-12-13	(0287) 83-1954
小木須郵便局	那須烏山市小木須1938-1	(0287) 83-1953
七合郵便局	那須烏山市大桶355	(0287) 83-1952
向田郵便局	那須烏山市野上713-20	(0287) 83-1950
南那須郵便局	那須烏山市大金193	(0287) 88-2001
下江川郵便局	那須烏山市下川井967	(0287) 88-2036
N T T 東日本栃木支店	宇都宮市東宿郷 4-3-27	(028) 632-4460
K D D I (株) 小山ネットワークセンター	小山市神鳥谷1828	(0285) 28-5086
㈱N T T ドコモ C S 栃木支店	宇都宮市大通り 2-4-3	(028) 651-6107
東京電力パワーグリッド㈱栃木カスタマーセンター	宇都宮市馬場通り 1-1-11	(0120) 995-007
J R 東日本烏山駅	那須烏山市南 2-5-6	(0287) 82-2295
日本赤十字社栃木県支部（事業推進部）	宇都宮市若草 1-10-6	(028) 622-4801
日本放送協会宇都宮放送局	宇都宮市中央 3-1-2	(028) 634-9160

7 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一社) 栃木県エルピーガス協会	宇都宮市東今泉 2-1-21	(028) 689-5200
㈱栃木放送	宇都宮市本町12-11	(028) 622-1111
㈱エフエム栃木	宇都宮市中央 1-2-1	(028) 638-7640
㈱とちぎテレビ	宇都宮市昭和 2-2-2	(028) 623-0031
(一社) 栃木県医師会	宇都宮市駒生町3337-1	(028) 622-2655
J R バス関東(株)宇都宮支店	芳賀町芳賀台110	(028) 687-0671

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	所 在 地	電話番号
(一財)那須烏山市農業公社	那須烏山市藤田1262	(0287) 88-7790
烏山農村婦人の家(J A那須南管理)	那須烏山市初音 7-16	(0287) 83-2111
那須南森林組合烏山支所	那須烏山市上境395	(0287) 82-2503
那須烏山商工会(本所)	那須烏山市金井 2-5-11	(0287) 82-2323
那須烏山商工会(南那須支所)	那須烏山市岩子 6-1	(0287) 88-2029
J Aなす南本店	那珂川町白久10	(0287) 96-6150
J Aなす南烏山支店	那須烏山市初音 7-5	(0287) 83-2111
J Aなす南南那須支店	那須烏山市田野倉122- 1	(0287) 88-7121
那須南農業共済組合	那須烏山市大桶2141- 2	(0287) 84-1711
那須烏山市社会福祉協議会(本所)	那須烏山市田野倉85- 1	(0287) 88-7881
那須烏山市社会福祉協議会(烏山支所)	那須烏山市初音 9- 7	(0287) 84-1294
那須烏山市観光協会(山あげ会館内)	那須烏山市金井 2-5-26	(0287) 84-1977
南那須地区広域行政事務組合	那須烏山市大桶872	(0287) 83-0021
南那須地区広域行政事務組合保健衛生センター	那須烏山市大桶444	(0287) 83-1155
南那須地区障がい者相談支援センター	那須烏山市旭 1-3610	(0287) 80-1020
赤帽栃木県軽自動車運送協同組合	宇都宮市下栗 1-4-3	(028) 638-1919
東京電力EDℓリニューアブルパワー・カンパニー那須野事業所	那須塩原市下永田 2-1041	(0287) 55-2438
矢板市役所農林課	矢板市本町 5-4	(0287) 43-6210

9 隣接市町

機 関 名	所 在 地	電話番号
那珂川町役場	那珂川町馬頭555	(0287) 92-1111
さくら市役所	さくら市氏家2771	(028) 681-1111
高根沢町役場	高根沢町大字石末2053	(028) 675-8100
芳賀町役場	芳賀町祖母井1020	(028) 677-1111
市貝町役場	市貝町大字市塙1280	(0285) 68-1111
茂木町役場	茂木町大字茂木155	(0285) 63-5614
常陸大宮市役所	常陸大宮市中富町3135- 6	(0295) 52-1111

10 協定に基づく福祉避難所

機 関 名	所 在 地	電話番号
社会福祉法人 大和久福祉会	那須烏山市南大和久956- 2	(0287) 88-2041
社会福祉法人 敬愛会	那須烏山市滝田1867- 3	(0287) 84-1176
社会福祉法人 正州会	那須烏山市三箇183- 1	(0287) 88-0311
社会福祉法人 みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	那須烏山市南 1-2806- 1	(0287) 82-2578

○給水装置工事事業指定者一覧

〔令和6年4月現在〕

事業指定者名	所在地	連絡先
那須烏山市内（五十音順）		
荒井工業(株)	那須烏山市田野倉16-1	(0287) 88-7461
(有)磯電機工業所	那須烏山市中央1-13-19	(0287) 82-2408
大島住宅設備	那須烏山市上境499	(0287) 84-2852
大森設備工業	那須烏山市南2-17-4	(0287) 84-0758
恵電社工業	那須烏山市旭2-8-26	(0287) 82-2617
梢水工	那須烏山市大里504-2	(0287) 88-2540
佐藤工業(株)	那須烏山市金井2-15-19	(0287) 83-2008
(有)佐藤設備興業	那須烏山市三箇3010-3	(0287) 88-0353
(有)サトウムセン	那須烏山市中央2-5-2	(0287) 82-2495
須藤住宅設備	那須烏山市志島111	(0287) 88-8817
(有)仙波水道工業	那須烏山市南1-7-5	(0287) 83-0911
(有)滝田水道設備	那須烏山市興野401-1	(0287) 83-1436
(株)谷口住設工業	那須烏山市南2-9-14	(0287) 82-2877
(有)丸山空調工業	那須烏山市金井1-10-15	(0287) 82-2772
皆川商会	那須烏山市小木須2271	(0287) 84-0897
那須烏山市外（五十音順）		
アイファースト(株)	宇都宮市川俣町81-6	(028) 678-3700
(株)アクアライン	広島県広島市中区上八丁堀8-8 第1ウエノビル6F	(082) 502-6639
あきやま設備工業	益子町七井175-1	(0285) 77-4038
阿久津工務店	那珂川町白久789	(0287) 92-2726
(株)阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	(028) 601-1702
(有)阿久津設備工業所	さくら市葛城170	(028) 686-5136
アズマ工業(株)	宇都宮市御幸ヶ原町14-34	(028) 622-4323
荒井設備	那珂川町矢又260-4	(0287) 92-4967
(株)荒牧空調工業	さくら市卯の里1-12-9	(028) 682-2810
(有)アンカーライフシステム	茨城県常陸大宮市鷲子1749	(0295) 58-2400
(株)イースマイル	大阪府中央区瓦屋町3-7-3 イースマイルビル	(0120) 123-456
(有)池田設備工業	高根沢町大字上高根沢2552	(028) 675-3744
(株)伊藤ライニング	宇都宮市幕田町295-1	(028) 684-2511
(有)稲田設備工業	茂木町大字飯野380	(0285) 63-4790
(株)植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	(028) 661-5517
(株)大垣設備	佐野市岩崎町765-1	(0283) 61-0225
(有)大田原設備メンテナンス	大田原市元町1-10-1	(0287) 23-1674
大塚産業(株)	宇都宮市砥上町350-18	(028) 648-1518

(株)小山水道工業所	小山市宮本町3-8-22	(0285) 22-1200
(株)川田組	鹿沼市茂呂2539-5	(0289) 76-1310
関東アストモスガス(株)	東京都町田市鶴間1619-8	(0287) 82-2847
(株)関東住器	東京都葛飾区奥戸3-4-5	(03) 5654-7780
(株)菊地設備工業	宇都宮市下平出町161-1	(028) 666-5469
(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	(028) 627-6556
(株)共栄配管	宇都宮市西川田町6-2	(028) 658-0502
協進設備工業(株)	宇都宮市菊水町14-10	(028) 633-8381
熊倉管工電設(株)	栃木市静356-2	(0282) 55-3161
(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1	(028) 639-5611(支社)
郡司設備工業	大田原市南金丸227	(0287) 24-2655
(有)見目設備工業	高根沢町大字太田1242	(028) 676-1926
(有)高栄社	宇都宮市上籠谷町1102	(028) 667-8201
(有)坂本電機設備工業	下野市緑2-3290-16	(0285) 44-1143
(株)サンテック	さくら市葛城302-1	(028) 686-8005
(有)塩沢設備工業	芳賀郡益子町小宅31-2	(0285) 72-0843
(株)シンエイ企業	宇都宮市平松町871-4	(028) 636-4339
(株)新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	(028) 654-2297
(有)総合住宅設備	宇都宮市鶴田町877	(028) 648-4160
(有)総和住設	高根沢町光陽台3-12-3	(090) 1806-7594
タイガー設備工業	さくら市鷺宿3907-9	(028) 686-4431
(株)高野商事	那珂川町富山751	(0287) 92-5153
(株)田島工業	那珂川町小川2587	(0287) 96-3211
(有)田村設備工業	真岡市堀内928	(0285) 82-6432
(株)地熱工業	那須塩原市高柳295-1	(0287) 37-0741
(有)鶴見設備工業	高根沢町大字伏久121	(028) 676-0020
(有)手塚設備	那珂川町三輪738	(0287) 96-3674
(株)輝工業	宇都宮市御幸ヶ原町34-4	(028) 663-3232
(有)東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	(028) 667-6512
(株)東芳リビングプランガイド	市貝町大字多田羅465-1	(0285) 68-1386
(株)西浦工業	宇都宮市鶴田町217-11	(028) 648-4128
(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	(0285) 84-2562
(有)ハンダ設備	宇都宮市岩本町465-2	(028) 624-8439
(株)平石工業	芳賀町大字上延生464	(028) 677-1037
(株)広野冷熱工業	宇都宮市宝木本町1140-70	(028) 665-3356
(株)フジコー	茨城県水戸市浜田1-19-13	(029) 221-8700
(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市今宮2-17-1	(028) 645-9671
(株)細野工業	益子町大字七井2623	(0285) 72-5285
(株)本多商会	那珂川町馬頭100	(0287) 92-2303
(有)マコト設備工業	大田原市上奥沢370-3	(0287) 23-2523
(有)益子ポンプ店	那珂川町馬頭2558-55	(0287) 92-2977

(株)増潤組	宇都宮市築瀬町2500-15	(028) 633-7373
(株)マツヤ	東京都葛飾区奥戸2-30-19	(03) 5670-7781
(有)マルキ設備農機具	下野市柴7-7	(0285) 44-2377
(有)茂木住機サービス	茂木町大字鮎田2750	(0285) 63-1817
山本設備	那珂川町片平134-1	(0287) 96-4759
横山工業(株)	宇都宮市中久保1-10-15	(028) 661-0015
(株)リメイクGクラフト	宇都宮市駒生町1782-11	(028) 680-6377
若目田設備(有)	宇都宮市鑑山町622-1	(028) 670-6400
和田工業(株)	宇都宮市今泉町21	(028) 621-0511
(有)渡辺設備工業	日光市瀬尾397-14	(0288) 30-7676

○下水道排水設備指定工事店一覧

〔令和6年4月現在〕

指 定 工 事 店 名	営 業 所 所 在 地	電話番号
那須烏山市内（五十音順）		
荒井工業(株)	那須烏山市田野倉16-1	(0287) 88-7461
(株)荒川建設	那須烏山市田野倉192-1	(0287) 88-2654
(有)磯電機工業所	那須烏山市中央1-13-19	(0287) 82-2408
大島住宅設備	那須烏山市上境499	(0287) 84-2852
大森設備工業	那須烏山市南2-17-4	(0287) 84-0758
恵電社工業	那須烏山市旭2-8-26	(0287) 82-2617
梢水工(株)	那須烏山市大里504-2	(0287) 88-2540
佐藤工業(株)	那須烏山市金井2-15-19	(0287) 83-2008
須藤住宅設備	那須烏山市志島111	(0287) 88-8817
(株)関谷建設	那須烏山市神長597-2	(0287) 80-1311
(有)仙波水道工業	那須烏山市南1-7-5	(0287) 83-0911
(有)滝田水道設備	那須烏山市興野401-1	(0287) 83-1436
(株)谷口住設工業	那須烏山市南2-9-14	(0287) 82-2877
(株)野村建設	那須烏山市中央3-6-3	(0287) 84-0506
(株)平野建設	那須烏山市野上1162	(0287) 82-3740
(有)丸山空調工業	那須烏山市金井1-10-15	(0287) 82-2772
皆川商会	那須烏山市小木須2271	(0287) 84-0897
渡邊建設(株)	那須烏山市金井2-7-11	(0287) 82-2470
那須烏山市外（五十音順）		
アイファースト(株)	宇都宮市野沢町366-4	(028) 678-3700
(株)阿久津設備	宇都宮市大谷町1396-15	(028) 601-1702
(有)阿久津設備工業所	さくら市葛城170	(028) 686-5136
荒井設備	那珂川町矢又260-4	(0287) 92-4967
荒牧空調工業(株)	さくら市卯の里一丁目12-9	(028) 682-2810
(有)池田設備工業	塩谷郡高根沢町上高根沢2552	(028) 675-3744
(株)石川工業	宇都宮市下桑島町1097-4	(028) 612-1838
(有)稲田設備工業	茂木町大字飯野380	(0285) 63-4790
(株)植竹設備工業	宇都宮市御幸ヶ原町136-34	(028) 661-5517
(有)大田原設備メンテナンス	大田原市若草1-1380-4	(0287) 23-1674
(株)小山水道工業所	小山市宮本町3-8-22	(0285) 22-1200
(株)川田組	鹿沼市茂呂2519-5	(0289) 76-1310
(有)キムラ設備工業	宇都宮市関堀町975-25	(028) 627-6556
協進設備工業(株)	宇都宮市菊水町14-10	(028) 633-8381
(有)見目設備工業	高根沢町太田1242	(028) 676-1926
(株)サンテック	さくら市葛城302-1	(028) 686-8005

(株)シンエイ企業	宇都宮市平松町871-4	(028) 636-4339
新栄設備工業	宇都宮市兵庫塚2-9-1	(028) 654-2297
(株)セバタ	茨城県筑西市横塚1371-4	(0285) 81-5160
(有)総和住設	高根沢町光陽台3-12-3	(028) 680-1153
(株)高野商事	那珂川町富山751	(0287) 92-5153
(株)田島工業	那珂川町小川2587	(0287) 96-3211
(株)地熱工業	那須塩原市高柳295-1	(0287) 37-0741
(有)鶴見設備工業	高根沢町伏久121	(028) 676-0020
(株)輝工業	宇都宮市御幸ヶ原町34-4	(028) 663-3232
(有)東栄理工	宇都宮市清原台1-15-17	(028) 667-6512
(株)東芳リビングプランガイド	市貝町大字多田羅465-1	(0285) 68-1386
(有)橋本冷熱工業	真岡市京泉2212-45	(0285) 84-2562
(有)ハンダ設備	宇都宮市岩本町465-2	(028) 624-8439
(株)広野冷熱工業	宇都宮市宝木本町1140-70	(028) 665-3356
(株)フジコー	下都賀郡壬生町壬生丁132-4	(0282) 25-5327
(有)平成スマイル設備工業	宇都宮市今宮2-17-1	(028) 645-9671
(有)マコト設備工業	大田原市上奥沢370-3	(0287) 23-2523
(株)増渕組	宇都宮市築瀬町2500-15	(028) 633-7373
(株)リメイク.Gクラフト	宇都宮市駒生町1782-11	(028) 680-6377
若目田設備(有)	宇都宮市鎧山町622-1	(028) 670-6400
和田工業(株)	宇都宮市今泉町21	(028) 621-0511

○那須烏山市防災会議委員名簿

No.	区 分	所 属 機 関 及 び 職 名	備 考
1	会 長	那須烏山市長	
2	第 1 号委員	那須烏山警察署長	市を管轄区域とする警察署の長
3	第 2 号委員	栃木県烏山土木事務所長	
4	第 3 号委員	南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長	
5	第 4 号委員	那須烏山市消防団長	
6	第 5 号委員	那須烏山市教育委員会教育長	
7	第 6 号委員	那須烏山市副市長	市長が指名する市の職員
8	〃	那須烏山市総務課長	〃
9	〃	那須烏山市農政課長	〃
10	〃	那須烏山市都市建設課長	〃
11	〃	那須烏山市上下水道課長	〃

【避難・救護】

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

1 指定緊急避難場所

【令和6年4月1日現在】

施設 番号	施設名称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	総面積	避難 計画 人口	対象地区	災害の種類による適否			
								洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山中央公園	中央2-13-12	生涯学習課長	(0287) 88-6223	m ² 11, 185	人 2, 000	泉町・仲町・鍛冶町・ 日野町・宮原	○	×	×	○
2	烏山高等学校	中央3-9-8	烏山高等学校長	(0287) 83-2075	38, 869	2, 000	屋敷・元田町・城東・ 滝田	○	○	○	○
3	旧烏山女子高等学校	金井1-4-23	烏山高等学校長	(0287) 83-2075	26, 264	1, 500	あたご・南	○	○	○	○
4	山あげ会館	金井2-5-26	那須烏山市 観光協会長	(0287) 84-1977	11, 929	100	金井	○	○	○	○
5	烏山運動公園	南1-13-12	生涯学習課長	(0287) 88-6223	22, 491	1, 500	金三	○	○	○	○
6	烏山中学校	南1-2810	烏山中学校長	(0287) 82-2229 [(0287) 82-3827]	40, 994	2, 400	高峰・旧烏山地区・神 長・滝・宮原	○	○	○	○
7	烏山小学校	愛宕台2800	烏山小学校長	(0287) 82-2049 [(0287) 84-3025]	22, 536	2, 300	旧烏山地区・神長・ 滝・宮原	○	○	○	○
8	城東公民館	城東4	城東自治会長		414	50	城東	×	○	○	○
9	那須烏山消防署	神長880-1	南那須地区広域 消防本部消防長	(0287) 82-2009	11, 656	800	神長	×	○	○	○
10	龍門ふるさと民芸館	滝414	那須烏山市 観光協会長	(0287) 83-2765	2, 300	20	滝	○	○	○	○
11	すくすく保育園	野上703 (旧野上小)	こども課長	(0287) 82-2359	11, 387	800	野上	○	○	○	○
	烏山南公民館		生涯学習課長	(0287) 88-6223							
12	旧向田小学校	向田2187	総務課長	(0287) 83-1117	16, 867	250	向田・落合	○	○	○	○
13	宮原公民館	宮原551	宮原自治会長		318	50	宮原	×	○	○	○
14	旧境小学校	下境2226	総務課長	(0287) 83-1117	12, 940	700	下境・小原沢	○	○	○	○
15	旧境保育園	下境1165	下境代表 自治会長		2, 291	50	下境・小原沢	×	○	○	○
16	境公民館	上境290-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	1, 995	100	上境	○	○	○	○
17	境小学校	上境1404	境小学校長	(0287) 82-2442 [(0287) 82-2474]	26, 707	1, 400	上境	○	×	×	○
18	木須の郷交流館	小木須1862	小木須代表 自治会長		3, 225	100	小木須	○	×	×	○
19	オオムラサキ公園	大木須1730	大木須代表 自治会長		1, 928	80	大木須	×	×	×	○
20	旧やまびこの湯 [横枕グループホーム]	横枕473-1	総務課長	(0287) 83-1117	6, 700	80	横枕	○	×	×	○

21	明和ふれあいガーデン	小木須2659 (旧東小学校)	㈱DAIKAN	(0287)83-8735	18,000	600	小木須・大木須・横枕	○	×	×	○
22	大沢せせらぎの里公園	大沢634	商工観光課長	(0287)83-1115	4,400	50	大沢	○	×	×	○
23	興野集会所	興野963	興野代表 自治会長		6,861	500	興野	○	○	○	○
24	七合小学校	谷浅見910	七合小学校長	(0287)82-2707 [(0287)83-2329]	20,744	1,000	谷浅見・中山	○	○	○	○
25	旧七合公民館	大桶928-10	生涯学習課長	(0287)88-6223	4,477	100	大桶・白久	○	○	○	○
26	緑地運動公園	藤田1181-85	生涯学習課長	(0287)88-6223	56,600	1,700	大金台・南大和久・藤田	○	○	○	○
27	保健福祉センター	田野倉85-1	健康福祉課長	(0287)88-7115 [(0287)88-6069]	34,114	2,600	田野倉・小倉・宇井・大金・東原・小河原・高瀬	○	○	○	○
28	南那須中学校	大金285	南那須中学校長	(0287)88-2021 [(0287)88-0160]	59,013	1,600	大金・東原・小河原・高瀬・大里	○	○	○	○
29	江川小学校	下川井1001	江川小学校長	(0287)88-7817 [(0287)88-0154]	39,852	1,000	上川井・下川井	×	○	○	○
30	熊田西公民館	熊田555	熊田西自治会長		6,549	1,000	熊田・月次	○	○	○	○
31	藤田公民館	藤田784-1	藤田自治会長		4,347	700	藤田	○	○	○	○
32	三箇地区公民館	三箇1258	三箇代表 自治会長		6,810	900	三箇	○	○	○	○
33	志鳥地区公民館	志鳥930	志鳥代表 自治会長		8,208	1,200	志鳥	○	○	○	○
34	鴻野山公民館	鴻野山601	鴻野山自治会長		4,038	1,900	芦生沢・こぶし台・鴻野山・小白井・西野	○	○	○	○
35	ハケ代コミュニティーセンター	ハケ代169	ハケ代自治会長		2,959	900	福岡・ハケ代	○	○	○	○
36	曲畑公民館	曲畑452-1	曲畑自治会長		4,125	600	曲畑	○	○	○	○
37	輪之内自治会公民館	森田561	輪之内自治会長		5,386	900	大里・小堀・森田宿・輪之内・曲田	○	○	○	○
38	東泉寺	小倉440-1	東泉寺住職		1,777	150	小倉	○	○	○	○

2 指定避難所

【令和6年4月1日現在】

(1) 台風時等において事前に設置する指定避難所

施設 番号	名 称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	収容 人員	建 物 築 年 (西暦)	建物 構造	耐 震 の 有 ・ 無	収容地区	災害の種類による適否			
										洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山公民館	中央2-13-8	生涯学習課長	(0287) 82-7082	120	1977	非木造	無	泉町・仲町	○	×	×	○
2	旧向田小学校	向田2187	総務課長	(0287) 83-1117	700	1992	非木造	有	向田・落合	○	○	○	○
3	七合小学校	谷浅見910	七合小学校長	(0287) 82-2707 [(0287) 83-2329]	400	1973	非木造	有	谷浅見	○	○	○	○
4	保健福祉センター	田野倉85-1	健康福祉課長	(0287) 88-7115 [(0287) 88-6069]	340 (150)	1999	非木造	有	田野倉・大金	○	○	○	○
—	境公民館	上境290-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	—	1976	木造	無	上境・下境	○	○	×	○

※ 施設番号4「保健福祉センター」の収容人員のカッコ内の数値は、市役所烏山庁舎が万一、災害対策本部として機能しなくなったときの代替施設として使用した場合の収容人員である。

※ 境公民館は指定緊急避難場所であるが、台風時等において事前に設置する避難所として使用するため参考に記載する。

(2) その他の指定避難所

施設 番号	名 称	所在地	管理者名	TEL [FAX]	収容 人員	建 物 築 年 (西暦)	建物 構造	耐 震 の 有 ・ 無	収容地区	災害の種類による適否			
										洪水	土砂 災害	地震	火災
1	烏山武道館	中央2-17-1	生涯学習課長	(0287) 88-6223	100	1975	非木造	無	泉町・仲町	○	×	×	○
2	烏山高等学校	中央3-9-8	烏山高等学校長	(0287) 83-2075	450	1971	非木造	有	屋敷・元田町・城東・滝田	○	○	○	○
3	旧烏山女子高等学校 (体育館)	金井1-4-23	〃	〃	450	1975	非木造	有	あたご・金井・南・金三	○	○	○	○
4	農村婦人の家	初音7-16	J A那須南	(0287) 83-2111	50	1986	木造	無	あたご	○	○	○	○
5	烏山中学校	南1-2810	烏山中学校長	(0287) 82-2229 [(0287) 82-3827]	950	1978	非木造	有	高峰・旧烏山地区・神長・滝・宮原	○	○	○	○
6	烏山小学校	愛宕台2800	烏山小学校長	(0287) 82-2049 [(0287) 84-3025]	900	1970	非木造	有	旧烏山地区・神長・滝・宮原	○	○	○	○
7	那須烏山消防署	神長880-1	南那須地区広域 消防本部消防長	(0287) 82-2009	100	2014	非木造	有	神長	×	○	○	○
8	龍門ふるさと民芸館	滝414	那須烏山市観光 協会長	(0287) 83-2765	50	1993	非木造	有	滝	○	○	○	○
9	すくすく保育園	野上703	こども課長	(0287) 82-2359	250	1980	非木造	有	野上	○	○	○	○
	烏山南公民館	(旧野上小)	生涯学習課長	-----									
10	野上体育館	野上703 (旧野上小体育館)	生涯学習課長	(0287) 88-6223	450	1980	非木造	無	野上	○	○	○	○
11	旧境小学校	下境2226	総務課長	(0287) 83-1117	400	1973	木造	無	下境・小原沢	○	○	○	○
12	旧境保育園	下境1165	下境代表 自治会長		100	1975	木造	無	〃	×	○	○	○
13	境小学校	上境1404	境小学校長	(0287) 82-2442 [(0287) 82-2474]	500	1986	非木造	有	上境	○	×	×	○
14	木須の郷交流館	小木須1845	小木須代表 自治会長		50	2005	木造	無	小木須	○	×	×	○
15	大木須集会所	大木須1768	大木須代表 自治会		50	1980	木造	無	大木須	×	×	×	○

16	旧やまびこの湯 [横枕グループホーム]	横枕473-1	総務課長	(0287)83-1117	70	1997	非木造	無	横枕	○	×	×	○
17	明和ふれあい ガーデン	小木須2659 (旧東小学校)	(株)DAIKAN	(0287)83-8735	300	1991	非木造	有	小木須・大木須・横 枕	○	×	×	○
18	興野集会所	興野840	興野代表 自治会長		100	1982	木造	無	興野	○	○	○	○
19	旧七合中学校 (体育館)	中山226	生涯学習課長	(0287)88-6223	450	1987	非木造	有	中山	○	○	○	○
20	那須烏山市武道館	大金240	生涯学習課長	(0287)88-6223	350	2017	木造	有	田野倉・大金	○	○	○	○
21	南那須中学校	大金285	南那須中学校長	(0287)88-2021 [(0287)88-0160]	750	1992	非木造	有	田野倉・小倉・宇 井・大金・東原・小 河原・高瀬	○	○	○	○
22	熊田西公民館	熊田555	熊田西自治会長		20	(不明)	木造	無	熊田・月次・大金台	○	○	○	○
23	藤田公民館	藤田784-1	藤田自治会長		35	2018	木造	有	藤田・南大和久	○	○	○	○
24	三箇地区公民館	三箇1258	三箇代表 自治会長		60	(不明)	木造	無	三箇	○	○	○	○
25	志鳥地区公民館	志鳥930	志鳥代表 自治会長		50	(不明)	木造	無	志鳥	○	○	○	○
26	江川小学校	下川井1001	江川小学校長	(0287)88-7817 [(0287)88-0154]	600	1990	非木造	有	上川井・下川井	×	○	○	○
27	鴻野山公民館	鴻野山601	鴻野山自治会長	(0287)88-7707	30	(不明)	木造	無	芦生沢・こぶし台・ 鴻野山・小白井・西 野	○	○	○	○
28	ハケ代コミュニテ ィーセンター	ハケ代169	ハケ代自治会長		20	1999	木造	有	福岡・ハケ代	○	○	○	○
29	曲畑公民館	曲畑452-1	曲畑自治会長		25	(不明)	木造	無	曲畑	○	○	○	○
30	輪之内公民館	森田561	輪之内自治会長		25	(不明)	木造	無	大里・小埜・森田 宿・輪之内・曲田	○	○	○	○
31	南那須公民館	岩子6-1	生涯学習課長	(0287)88-6223	150	1987	非木造	有	田野倉・大金	×	○	○	○
32	スポーツ健康館	藤田1181-85	〃	(0287)88-6223	40	1995	非木造	有	南大和久・藤田	○	○	○	○
33	南那須図書館	田野倉65-1	〃	(0287)88-2748	100	2003	非木造	有	田野倉・大金・東 原・小河原	×	○	○	○
34	つくし幼稚園	東原50	つくし幼稚園長	(0287)88-2131	50	1994	非木造	有	大金・東原・小河 原・高瀬	○	○	○	○

3 自主防災組織等が自主的に開設する可能性のある避難所（指定避難所以外も含む）

【令和6年4月1日現在】

施設 番号	名 称	所在地	TEL [FAX]	収容地区	備考
1	日野町自治会館	旭1-8-42	—	日野町	
2	鍛冶町会館	中央2-10-9	—	鍛冶町	土砂災害警戒区域内
3	高峰パークタウン自治会館	南1-1-247	—	ほっとからすやま ショートステイセンター	協定（自治会⇄ほっと）
4	向田西二公民館	向田2612-2地先	—	向田・落合	
5	㈱エフエー観光	向田332-1	(0287) 80-1234	向田・落合	土砂災害警戒区域内
6	落合公民館	落合364地先	—	向田・落合	
7	宮原公民館	宮原551	—	宮原	指定緊急避難場所 洪水浸水想定区域内
8	大木須集会所	大木須1768	—	大木須	指定避難所 浸水想定区域内 土砂災害警戒区域内
9	興野集会所	興野965	—	興野	指定避難所
10	谷浅見下コミュニティセンター	谷浅見701地先	—	谷浅見	
11	藤田公民館	藤田784-1	—	藤田	指定避難所
12	三箇地区公民館	三箇1258	—	三箇	指定避難所
13	リンレイテープ㈱江川工場	志鳥2438-2	—	志鳥・上川井・下川井	協定（自治会⇄リンレイ）
14	上川井公民館	上川井817地先	—	上川井	
15	下川井上公民館	下川井415	—	下川井	浸水想定区域内
16	輪之内公民館	森田561	—	大里・小竈・森田宿・ 輪之内・曲田	指定避難所

4 福祉避難所

【令和6年4月1日現在】

施設 番号	法人名	所在地	TEL [FAX]	施設名	所在地	TEL [FAX]	備考
1	—	—	—	保健福祉センター	田野倉85-1	(0287) 88-7115 [(0287) 88-6069]	指定福祉避難所
2	(福) 大和久福祉会	南大和久956-2	(0287) 88-2041 [(0287) 88-9696]	大和久学園	南大和久956-2	(0287) 88-2041 [(0287) 88-9696]	協定に基づく 福祉避難所
3				大和久育成園	南大和久956-2	(0287) 88-2041 [(0287) 88-9696]	
4				大和久烏山寮	旭1-3610	(0287) 83-2505 [(0287) 83-2505]	
5				第2大和久烏山寮	旭1-3610	(0287) 83-2505 [(0287) 83-2505]	
6	(福) 敬愛会	滝田1867-3	(0287) 84-1176 [(0287) 84-1190]	敬愛荘	滝田1867-3	(0287) 84-1176 [(0287) 84-1190]	協定に基づく 福祉避難所
7				さらい	滝田1762-2	(0287) 83-8215 [(0287) 83-8216]	
8				てんまりの杜	滝田1772-1	(0287) 84-3376 [(0287) 84-3337]	
9				なごみ	滝田1772-1	(0287) 84-3476 [(0287) 84-3337]	
10	(福) みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	南1-2806-1	(0287) 82-2578 [(0287) 82-2511]	(福) みその 聖園ヨゼフ老人ホーム	南1-2806-1	(0287) 82-2578 [(0287) 82-2511]	協定に基づく 福祉避難所
11	(福) 正州会	三箇183-1	(0287) 88-0311 [(0287) 88-0312]	愛和苑	三箇183-1	(0287) 88-0311 [(0287) 88-0312]	協定に基づく 福祉避難所
12				あいぜん	上境458	(0287) 83-0132 [(0287) 80-0181]	
13				ふいげん	大桶1085-2	(0287) 82-0067 [(0287) 82-0068]	

※ 状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設するものとする。

○医療機関一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
那須南病院	那須烏山市中央3-2-13	(0287) 84-3911
熊田診療所	那須烏山市熊田555	(0287) 88-2136
七合診療所	那須烏山市中山137	(0287) 82-2781
烏山台病院	那須烏山市滝田1868-18	(0287) 82-2739
山野クリニック	那須烏山市中央2-4-3	(0287) 84-3850
佐野医院	那須烏山市中央2-11-17	(0287) 84-1616
大野医院・クリニック ※	那須烏山市中央3-8-4	(0287) 84-3513
金井医院 ※	那須烏山市南2-9-16	(0287) 83-1166
滝田内科医院	那須烏山市金井1-13-5	(0287) 82-2544
阿久津クリニック	那須烏山市金井2-1-6	(0287) 83-2021
水沼医院	那須烏山市金井1-14-8	(0287) 84-0001
近藤クリニック	那須烏山市野上637-2	(0287) 83-2250
林田医院	那須烏山市大金212-4	(0287) 88-2056
塩谷医院	那須烏山市田野倉183	(0287) 88-2055
南那須青木医院	那須烏山市鴻野山212-2	(0287) 88-6211

※印は、不定期診療

○食料、生活必需品の備蓄状況

1 総務課管理分

【令和6年4月1日現在】

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
那須烏山役所 烏山庁舎 職員休憩室	電化製品	生活家電	その他（生活家電）	災害時特設 公衆電話用電話機	64 台
	生活用品	トイレ用品	携帯トイレ		600 回分
			簡易トイレ		1 台
			仮設トイレ (マンホールトイレ)		3 基
		防寒具・雨具・ 熱中症対策品	カッパ・レインコート		255 着
		その他生活雑貨	マスク		400 枚
	避難所備品・ 応急用品	設備品	その他（設備品）	小型発電機	1 基
		応急用品	その他（応急用品）	コーンバー	10 個
				ジャバラコーン	10 個
				給水用 ポリタンク（200）	10 個
那須烏山市役所 烏山庁舎 公用車駐車場 備蓄倉庫①	衣類	防寒着	その他（防寒着）	ジャンパー	44 着
	生活用品	洗面・風呂用具	その他 (洗面・風呂用具)	ハンドクリーナー	20 本
				ペーパー歯磨き	120 個
		トイレ用品	消臭スプレー	抗菌消臭剤（250ml）	60 本
		寝具・タオル	毛布	コンパクト 個包装毛布	120 枚
			簡易ベッド		10 台
			マットレス	アルミマット	340 枚
			その他 (寝具・タオル)	寝具セット	8 個
		その他生活雑貨	マスク		1,250 枚
			消毒液	10	124 本
				アルコールハンド ジェル	60 本
				ソール消毒マット用 消毒液（40）	18 本
			フェイスシールド		100 枚
			感染防護衣		50 着
			その他 (その他生活雑貨)	ソール消毒マット	6 個
那須烏山市役所 烏山庁舎 公用車駐車場 備蓄倉庫②	食料	主食類（米・パン等）	アルファ化米	アレルゲン 27品目不使用	100 個
			アレルギー対応食品 (主食)	調理不要食 (カレーライス)	400 食
		副食（加工食品等）	スープ	野菜スープ	300 食
			栄養補助食品	ゼリー	920 個
			アレルギー対応食品 (副食)	さつま芋のレモン煮	250 食
				ホワイトシチュー	180 食
		ベビーフード・介護食品	その他（ベビーフード・ 介護用品）	乳児用即席がゆ	300 個
				根菜のやわらか煮	250 個
				里芋のそぼろ煮	250 個
	飲料	飲料	水（500ml）		1,176 本
			水（20）		186 本
			野菜ジュース	野菜ジュース	300 本
	台所・食器	食器類	その他（食器類）	園児用食器セット	200 個
				食器セット	300 個

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
那須烏山市役所 烏山庁舎 公用車駐車場 備蓄倉庫③	食料	主食類（米・パン等）	主食類（米・パン等）	レトルトパン	1,000 食
	飲料	飲料	水（500ml）		480 本
	電化製品	生活家電	その他（生活家電）	二酸化炭素濃度計	12 台
	生活用品	トイレ用品	簡易トイレ	簡易トイレ	6 台
				簡易トイレ用消耗品	2,000 回分
				自動ラップ式トイレ	12 台
				自動ラップ式 トイレ用消耗品	4,000 回分
		その他（トイレ用品）		簡易トイレ用テント	18 個
				自動ラップ式 トイレ架台	12 個
那須烏山市役所 烏山庁舎 公用車駐車場 備蓄倉庫④	衣類	下着（ブリーフ・ トランクス・ショーツ）	その他 （下着（ショーツ等））	女性用非常用 圧縮下着	100 着
		靴下・ストッキング	ストッキング	弾性ストッキング	160 足
	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		36 個
			乾電池（単2）		24 個
		生活家電	懐中電灯	LED式	8 個
			ランタン	LED式	6 個
			その他（生活家電）	ラジオ	4 台
	生活用品	防寒具・雨具・ 熱中症対策品	瞬間冷却材		300 個
			その他（防寒具・雨具・ 熱中症対策品）	うちわ	145 個
		寝具・タオル	タオル		1,000 枚
		ペーパー類・生理用品	生理用ナプキン		2,160 枚
			おりものシート		6,840 枚
		ベビー用品	子供用おむつ（新生児用）	テープタイプ	2,548 枚
			乳児用おしりふき	60枚	1 個
			乳児用おしりふき	詰替用（180枚）	7 個
		その他生活雑貨	哺乳瓶（使い捨て）		200 個
			ビニール袋	ソール収納袋	900 枚
烏山公民館 備蓄倉庫	避難所備品・応急用品	設備品	その他（設備品）	コンテナボックス	4 個
		応急用品	その他（応急用品）	軍手	30 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		800 組
	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		24 個
			乾電池（単2）		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋（45L）		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	44 枚
			毛布		100 枚
		ペーパー類・生理用品	ウェットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他（ペーパー類・ 生理用品）	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			その他 （その他生活雑貨）	ラジオ	1 個
			フェイスシールド	養生テープ	1 個
			感染防護衣		5 枚
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション （段ボール製以外）	カーテン式間仕切り ワンタッチ パーテーション	20 着
			テント		18 枚
		応急用品	簡易ベッド	屋内テント	2 張
			その他（応急用品）	屋外テント	1 張
				軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
旧向田小学校	台所・食器	食器類	紙コップ		100 個
	生活用品	掃除用具	ゴミ袋 (45L)		10 枚
		寝具・タオル	タオル		3 枚
		ペーパー類・生理用品	トイレットペーパー		3 巻
旧向田小学校 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池 (単1)		24 個
			乾電池 (単2)		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋 (45L)		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	22 枚
			毛布		60 枚
		ペーパー類・生理用品	ウエットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他 (ペーパー類・ 生理用品)	ペーパータオル	1 任意
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			フェイスシールド		5 枚
			感染防護衣		20 着
			その他 (その他生活雑貨)	ラジオ	1 個
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション (段ボール製以外)	カーテン式間仕切り	10 枚
				ワンタッチ パーテーション	7 枚
			テント	屋内テント	2 張
				屋外テント	1 張
		応急用品	簡易ベッド		10 台
			その他 (応急用品)	軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組
境公民館	食料	ベビーフード・介護食品	その他 (ベビーフード・ 介護用品)	ハイハイン	360 個
	飲料	飲料	水 (500ml)		1,200 本
	台所・食器	食器類	その他 (食器類)	園児用食器セット	400 個
				食器セット	500 個
	生活用品	トイレ用品	携帯トイレ	自動ラップ式 トイレ用消耗品	4,000 回分

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
境公民館 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池 (単1)		24 個
			乾電池 (単2)		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋 (45L)		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	12 枚
			毛布		30 枚
		ペーパー類・生理用品	ウエットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他 (ペーパー類・ 生理用品)	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			フェイスシールド		5 枚
			感染防護衣		20 着
			その他 (その他生活雑貨)	ラジオ	1 個
				養生テープ	1 個
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション (段ボール製以外)	カーテン式間仕切り	6 枚
				ワンタッチ パーテーション	4 枚
			テント	屋内テント	2 張
				屋外テント	1 張
		応急用品	簡易ベッド		6 台
			その他 (応急用品)	軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組
七合小学校 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池 (単1)		24 個
			乾電池 (単2)		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋 (45L)		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	10 枚
			毛布		20 枚
		ペーパー類・生理用品	ウエットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他 (ペーパー類・ 生理用品)	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			フェイスシールド		5 枚
			感染防護衣		20 着
			その他 (その他生活雑貨)	ラジオ	1 個
				養生テープ	1 個
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション (段ボール製以外)	カーテン式間仕切り	5 枚
				ワンタッチ パーテーション	3 枚
			テント	屋内テント	2 張
				屋外テント	1 張
		応急用品	簡易ベッド		5 台
			その他 (応急用品)	軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
旧七合中学校	電化製品	季節家電	ストーブ（石油）		2 台
	生活用品	寝具・タオル	マットレス	アルミマット	100 枚
	避難所備品・応急用品	設備品	その他（設備品）	100ガソリン携行缶	1 個
				200ガソリン携行缶	4 個
				スタンドライト	4 個
				ハロゲン投光器・ 投光器三脚	2 個
				ヘルメット	20 個
				小型発電機	2 個
那須烏山市 保健福祉センター	生活用品	寝具・タオル	マットレス	折りたたみ アルミマット	40 枚
		寝具・タオル	毛布	毛布	49 枚
那須烏山市 保健福祉センター 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		24 個
			乾電池（単2）		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
			ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
			掃除用具	ゴミ袋（45L）	10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	25 枚
			毛布		59 枚
		ペーパー類・生理用品	ウェットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他（ペーパー類・ 生理用品）	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			その他 （その他生活雑貨）	ラジオ	1 個
			フェイスシールド	養生テープ	1 個
			感染防護衣		5 枚
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション （段ボール製以外）	カーテン式間仕切り	20 着
				ワンタッチ パーテーション	11 枚
			テント	屋内テント	8 枚
				屋外テント	2 張
		応急用品	簡易ベッド		1 張
			その他（応急用品）	軍手	10 台
				避難所初動 運営キット	4 個
					1 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組

施設名	大項目	中項目	小項目	商品名等	在庫数
江川小学校 備蓄倉庫	電化製品	消耗品・コード	乾電池（単1）		24 個
			乾電池（単2）		6 個
		生活家電	懐中電灯		2 個
		生活家電	ランタン		4 個
	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ		2 個
		掃除用具	ゴミ袋（45L）		10 枚
		寝具・タオル	タオル		4 枚
			マットレス	折りたたみ クッションマット	12 枚
			毛布		20 枚
		ペーパー類・生理用品	ウエットタオル		3 個
			ティッシュ		20 箱
			その他（ペーパー類・ 生理用品）	ペーパータオル	1 組
		その他生活雑貨	マスク		250 枚
			ビニール袋	ソール収納袋	450 枚
			その他 （その他生活雑貨）	ラジオ	1 個
				養生テープ	1 個
			フェイスシールド		5 枚
			感染防護衣		20 着
	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション（段ボー ル製以外）	カーテン式間仕切り	5 枚
				ワンタッチ パーテーション	4 枚
			テント	屋内テント	2 張
		応急用品		屋外テント	1 張
			簡易ベッド		5 台
			その他（応急用品）	軍手	4 個
				避難所初動 運営キット	1 個
	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋		200 組

2 健康福祉課管理分 【令和6年4月1日現在】

備蓄場所 分類	保健福祉センター	
防 護 具	防護服	1,900枚
	防護服(前掛け)	2,800枚
	防護服(キャップ)	200枚
マ ス ク	サージカルマスク	152,000枚
	N95マスク	3,500枚
	3Dマスク	29,000枚
体 温 計	サーモフォーカス	4本
アルコール 消 毒 薬	ヒビスコール	1,115ℓ
手洗い洗剤	シャボネットF	89,76ℓ
	シャボネットP-5	765ℓ
殺 菌 剤 等	次亜塩素酸ナトリウム 水溶液	276.8ℓ
	ハイター	125ℓ
手 袋	[極薄]モデルロープ使いきり手袋	500双
	[薄手]ニトリルサーチ	366双
	ラテックスグローブ	350双
	ニトリルゴム手袋	70双
	ニトリルクリーン手袋	500双
	ニトリルラテックス手袋	250双
	サラヤプラスチック手袋	800双
	ナビロール手袋	900双
非 常 食 類	水 2ℓ (エコアクア)	60本
そ の 他	汚物処理セット (ツールBOX)	15set
	嘔吐物緊急凝固剤セット	40set
	ごみ袋 (90ℓ)	90袋
	バケツ	6個
	紙カップ	2,500個
	毛布	40枚

【消 防】

○危険物施設の現況

【令和6年4月1日現在】

種 別	箇所数	種 別	箇所数
製 造 所	2	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	44
屋 内 貯 蔵 所	15	屋 外 貯 蔵 所	5
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	20	給 油 取 扱 所	25
地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	28	一 般 取 扱 所	18

○危険物の大量貯蔵所等一覧

【令和6年4月1日現在】

事 業 所 名	所 在 地	品 名	容量(kl)	施 設 数
(株)新庄	向田1432-1	第 2 石 油 類	400	屋内貯蔵所 1 屋外タンク貯蔵所 4
		第 3 石 油 類	230	
		第 4 石 油 類	123	
東北化工(株)	藤田1200	第 1 石 油 類	16.2	製造所 1
		ア ル コ ー ル 類	1.5	屋内貯蔵所 2
		第 2 石 油 類	51	屋外タンク貯蔵所 3
		第 3 石 油 類	43.8	屋外貯蔵所 1
		動 植 物 油 類	26	一般取扱所 1
ナス化学(株)	藤田1181-160	第 2 石 油 類	83.5	製造所 1
		第 3 石 油 類	381	屋外タンク貯蔵所 9
		第 4 石 油 類	56.3	屋外貯蔵所 3

○水防倉庫

那須烏山市水防計画第5章第2の1を参照

○消防組織・施設の状況

【令和6年4月1日現在】

分団	部	区域	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防車両種別
1	1	仲町・泉町・城東	1	1	1	3	17	21	消防ポンプ自動車
	2	屋敷・元田町			1	3	13	17	圧縮空気泡消火装置搭載型車両・人員輸送車
	3	鍛冶町・日野町			1	3	16	20	消防ポンプ自動車
	4	あたご・金井			1	3	14	18	消防ポンプ自動車
	5	金三・南・高峰			1	3	16	20	消防ポンプ自動車
	計		1	1	5	15	76	96	
2	1	神長・滝	1	1	1	3	6	10	消防ポンプ自動車
	2	野上			1	3	7	11	消防ポンプ自動車
	3	向田・落合			1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	計		1	1	3	9	23	35	
3	1	宮原	1	1	1	3	9	13	消防ポンプ自動車
	2	上境			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	3	下境・小原沢			1	3	9	13	消防ポンプ自動車
	4	小木須・大木須・横枕			1	3	16	20	消防ポンプ自動車・小型ポンプ積載車
	5	大沢			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	計		1	1	5	15	48	68	
4	1	興野	1	1	1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	2	滝田			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	3	中山・八ヶ平・平野			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	4	谷浅見			1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	5	大桶・白久			1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	計		1	1	5	15	49	69	
5	1	藤田	1	1	1	3	10	14	消防ポンプ自動車
	2	三箇上・中・下			1	3	11	15	消防ポンプ自動車
	3	下川井			1	3	7	11	小型ポンプ積載車
	4	上川井			1	3	9	13	消防ポンプ自動車
	計		1	1	4	12	37	53	

分団	部	区域	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	消防車両種別
6	1	志鳥下・中	1	1	1	3	7	11	消防ポンプ自動車
	2	志鳥中・上			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	3	熊田西・東			1	3	6	10	消防ポンプ自動車
	4	月次・大金台			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	計		1	1	4	12	29	45	
7	1	南大和久	1	1	1	3	4	8	小型ポンプ積載車
	2	小倉・宇井			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	3	田野倉			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	4	大金・東原・小河原・高瀬			1	3	12	16	消防ポンプ自動車
	5	鴻野山・芦生沢・こぶし台			1	2	12	16	消防ポンプ自動車
	6	小白井・西野			1	3	2	6	小型ポンプ積載車
	計		1	1	6	18	48	72	
8	1	小埜・森田・輪之内	1	1	1	3	10	14	小型ポンプ積載車
	2	大里・曲田			1	3	8	12	小型ポンプ積載車
	3	曲畑			1	3	11	15	小型ポンプ積載車
	4	八ヶ代			1	3	13	17	消防ポンプ自動車
	5	福岡			1	3	9	13	小型ポンプ積載車
	計		1	1	5	15	51	71	
女性部	1	女性部			1	3	15	19	多機能型車両・救護後援車
階級別人数 団長 (1) 副団長 (3) 分団長 (8) 副分団長 (8) 部長 (37) 女性部長 (1) 班長 (111) 女性班長 (3) 団員 (376) 合計 (548) ※ 団員376人中支援団員64人									

【令和6年4月1日現在】

消 防 水 利 等				資 機 材			
防火水槽	消火栓	その他	計	ポンプ車 (水槽付含む)	小型ポンプ 積載車	その他の車両	計
447	580	103	1,130	22	17	3	42

○重要水防箇所一覧

那須烏山市水防計画第3章第4を参照

○取水堰等一覧

那須烏山市水防計画第4章第1を参照

〔災害危険箇所〕

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土石流）の避難体制及び指定緊急避難場所一覧

〔ランクⅠ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		行政機関 責 任 者	警戒避難体制		箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量		連絡先（消防団長か らの連絡先）	避難場所	
1	川西二号沢	神長川西	9				那須烏山市 総務課長	神長行政区長 （2分団長）	那須烏山消防署	I 82001
2	滝上沢	滝	33	有	鉄道駅舎	1		滝行政区長 （2分団長）	龍門ふるさと民 芸館	I 82002
3	滝下沢	滝	10					滝行政区長 （2分団長）	龍門ふるさと民 芸館	I 82003
4	城東沢	城東	8					城東行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	I 82004
5	興野沢	興野中	20					興野行政区長 （4分団長）	興野集会所	I 82006
6	興野中二号 沢	興野中	11	有	水道施設	1		興野行政区長 （4分団長）	興野集会所	I 82007
7	川口二号沢	大沢下	12	有	社会福祉 施設	1		大沢行政区長 （3分団長）	宮原公民館	I 82009
8	一の沢四号 沢	上境一の沢	5					上境行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82011
9	一の沢五号 沢	上境一の沢	12					上境行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82012
10	山際沢	上境上平	42					上境行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82013
11	中堀沢	上境上平	57	有	集会施設			上境行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82014
12	卯の木沢	下境上	17	有	集会施設	1		下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82015
13	卯の木沢	下境上	31	有	集会施設	2		下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82016
14	尼寺沢	下境尼寺	18					下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82017
15	川戸三号沢	小木須川戸	4	有	集会施設	1		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82020
16	三斗蒔上沢	横枕	6					横枕行政区長 （3分団長）	境公民館	I 82024
17	小沢下沢	小木須上	6					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82025
18	大海沢	小木須上	3	有	集 会 施 設・その 他の施設	3		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82026
19	大海二号沢	小木須上	5	有	集会施設	1		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82027
20	山下沢	小木須上	7					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82028
21	新屋敷三号 沢	大木須下	3	有	集会施設	1		大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82030
22	滝見谷八号 沢	大木須中上	12					大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82033
23	橋場下沢	大木須中上	2	有	集会施設	1		大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	I 82034

24	大金沢	大金	14	有	学校	2	大金行政区長 (7分団長)	南那須中学校	I 81001
25	小倉三号沢	小倉	9	有	集 会 施 設・防災 施設	2	小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	I 81002
26	小白井沢	小白井	5				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81003
27	小白井三号沢	小白井	0	有	水道施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81004
28	小白井四号沢	小白井	0	有	水道施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	I 81005
29	西熊田五号沢	熊田西	10				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81006
30	宿沢	熊田西	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81007
31	田中四号沢	志鳥	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	I H1101
32	西熊田九号沢	熊田	16				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I H1102
33	入江野一号沢	三箇	15				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	J 81002
34	西熊田七号沢	西熊田	7				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	J 81007
35	愛宕台四号沢	中央一丁目	14	有	集会施設	1	元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	J 82005
36	神長中央	神長川西	6	有	郵便局	1	神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	J 82006
37	大桶下沢	大桶	19	有	社会福祉 施設	1	大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	J 82011
38	興野中沢	興野	6	有	学校	1	興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	II 82018
39	蛭畑六号沢	蛭畑	0	有	宿泊施設	1	大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	II 82036
40	小倉二号沢	小倉	6				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	II 81004
41	入江野沢	三箇中	7				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	II 81005
42	南大和久沢	南大和久	12				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	II 81007
43	西熊田四号沢	熊田西	11				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	II 81010
44	西熊田三号沢	熊田西	7				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	II 81011
45	宿二号沢	下川井下	5				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81013
46	下黒尾沢	下川井下	10				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	II 81015
47	柏崎二号沢	志鳥下	8				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81017
48	岩川沢	志鳥中	6				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81018
49	道場前沢	志鳥中	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	II 81021
50	川西一号沢	神長川西	6				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	II 82004
51	岩井沢	神長下	12				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	II 82005
52	蛭畑八号沢	大沢	5				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	II 82030
53	石原一号沢	石原	12				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	II 82042
54	石原四号沢	石原	12				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	II 82043
55	小沢上沢	小木須	5				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	II 82061
56	横枕三号沢	横枕	6				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	II 82062

57	三斗蒔下沢	横枕	6				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82063
58	横枕上沢	横枕	5				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82065
59	小沢	横枕	8				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82066
60	市場上沢	小木須	6				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82068
61	浅又下沢	小木須	21				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82070
62	人有田一号沢	大木須	6				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82078
63	人有田二号沢	大木須	6				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82079
64	滝見谷三号沢	大木須	5				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82080
65	滝見谷一号沢	大木須	6				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82082

(注) 人家5戸以上の溪流、但し5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

〔ランクⅡ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先(消防団長か らの連絡先)	避難場所	
1	深作一号沢	大里	4				那須烏山市 総務課長	南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	Ⅱ 81001
2	深作二号沢	大里	4					南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	Ⅱ 81002
3	小倉一号沢	小倉	2					小倉宇井行政区長 (7分団長)	南那須中学校	Ⅱ 81003
4	小白井二号沢	小白井	2					鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	Ⅱ 81006
5	月次二号沢	月次	2					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	Ⅱ 81009
6	西熊田二号沢	下川井下	2					川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	Ⅱ 81012
7	宿三号沢	下川井下	4					川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	Ⅱ 81014
8	柏崎一号沢	志鳥下	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81016
9	高平沢	志鳥上	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81020
10	板橋沢	志鳥中	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81021
11	田中二号沢	志鳥中	3					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81023
12	小山一号沢	志鳥下	1					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81024
13	小山二号沢	志鳥下	4					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	Ⅱ 81025
14	中井上沢	熊田東	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ 81020
15	川南一号沢	向田南	1					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	Ⅱ 82001
16	川南二号沢	向田南	2					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	Ⅱ 82002
17	滝三号沢	滝	4					滝行政区長 (2分団長)	龍門ふるさと民 芸館	Ⅱ 82006
18	愛宕台一号沢	中央一丁目	2					元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	Ⅱ 82007
19	愛宕台二号沢	中央一丁目	3					屋敷行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	Ⅱ 82008
20	愛宕台三号沢	中央一丁目	4					屋敷行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	Ⅱ 82009

21	五郎山沢	滝田	2				滝田行政区長 (4分団長)	鳥山高等学校	Ⅱ 82010
22	猫入一号沢	中山	2				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82011
23	猫入二号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82012
24	猫入三号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82013
25	菅ノ沢一号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82014
26	菅ノ沢二号沢	中山	2				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82013
27	中ノ沢一号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82013
28	中ノ沢二号沢	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	Ⅱ 82013
29	三ヶ平三号沢	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82021
30	三ヶ平一号沢	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82022
31	三ヶ平五号沢	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82023
32	大沢下二号沢	大沢	4				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82024
33	大沢中二号沢	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82026
34	大沢上一号沢	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82027
35	大沢上沢 (梨の木沢)	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82028
36	蛭畑七号沢 (金倉沢)	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82029
37	蛭畑九号沢	蛭畑	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82031
38	蛭畑一号沢	蛭畑	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82032
39	蛭畑二号沢	蛭畑	3				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82033
40	蛭畑三号沢	蛭畑	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82034
41	大沢中三号沢	大沢中	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82038
42	三ヶ平二号沢	三ヶ平	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82039
43	一の沢二号沢	一の沢	1				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82041
44	川辺沢	川辺	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82044
45	駒妙沢	駒妙	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82045
46	長手二号沢	長手	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82046
47	長手沢	長手	2				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82047
48	松原沢	松原	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82048
49	松原沢	松原	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82049
50	川戸六号沢	川戸	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82051
51	川戸一号沢	川戸	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82052
52	川戸二号沢	川戸	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82053
53	川戸五号沢	川戸	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82054

54	四斗蒔二号沢	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82055
55	山天下沢	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82056
56	山上下沢	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82057
57	高田二号沢	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82058
58	加熊沢	小木須	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82059
59	加熊二号沢	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82060
60	三斗蒔三号沢	横枕	4				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	Ⅱ 82064
61	山下四号沢	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82067
62	市場三号沢	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82069
63	中山四号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82071
64	中山二号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82072
65	沓掛三号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82073
66	沓掛二号沢	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82074
67	滝見谷四号沢	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82075
68	道祖神沢一号沢	大木須	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82076
69	道祖神沢二号沢	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82077
70	滝見谷五号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82081
71	滝見谷六号沢	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82083
72	滝見谷七号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82084
73	橋場上沢	大木須	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82085
74	新屋敷一号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82086
75	中山三号沢	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82089
76	高平一号沢	志鳥	2				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ H1101
77	小志鳥一号沢	志鳥	4				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ H1102
78	小志鳥三号沢	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ H1103
79	小志鳥四号沢	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	Ⅱ H1104
80	上黒尾二号沢	上川井	3				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	Ⅱ H1105
81	宿五号沢	下川井	3				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	Ⅱ H1106
82	西熊田八号沢	熊田	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	Ⅱ H1107
83	西熊田十号沢	熊田	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	Ⅱ H1108
84	入江野二号沢	三箇	4				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	Ⅱ H1109
85	矢の目沢	矢の目	3				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	J 81005
86	西熊田六号沢	西熊田	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	J 81006

87	宿四号沢	宿	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	J 81008
88	愛宕台五号沢	中央1丁目	3				元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	J 82007
89	愛宕台六号沢	中央1丁目	3				元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	J 82008
90	水無沢	興野上	3				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	I 82005
91	井戸沢	大沢下	4				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	I 82008
92	石原二号沢	下境後石原	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82018
93	石原三号沢	下境後石原	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82019
94	横枕四号沢	横枕	4				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	I 82023
95	市場下沢	小木須中	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82029
96	西の入沢	大木須中下	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82031
97	東馬屋沢	大木須上	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	I 82032
98	下井上沢	熊田東	3				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	I 81009

(注) 人家1戸以上5戸未満の箇所。

〔ランクⅢ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先(消防団長か らの連絡先)	避難場所	
1	田中三号沢	大里	0				那須烏山市 総務課長	南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	ⅢH1101
2	小志鳥二号沢	大里	0					南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	ⅢH1102
3	上黒尾一号沢	小倉	0					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	ⅢH1103
4	中ノ内一号沢	小倉	0					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	ⅢH1104
5	小山三号沢	小山	0					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	J 81009
6	矢の目一号沢	向田	0					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	J 82001
7	矢の目二号沢	向田	0					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	J 82002
8	向田西二沢	野上	0					野上行政区長 (2分団長)	すくすく保 育 園・烏山南公民 館	J 82003
9	菅ノ沢三号沢	中山	0					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	J 82009
10	菅ノ沢四号沢	中山	0					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	J 82010
11	阿久津沢	阿久津	0					藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	J81001
12	大沢下三号沢	大沢下	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	I 82010
13	竹内東沢	向田南	0					向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	Ⅱ 82003
14	川口一号沢	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82019
15	三ヶ平四号沢	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82020
16	大沢下一号沢	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82025
17	蛭畑五号沢	蛭畑	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82035

18	蛭畑十一号 沢	蛭畑	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82037
19	川口三号沢	川口	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	Ⅱ 82040
20	川戸四号沢	川戸	0					小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82050
21	新屋敷二号 沢	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82087
22	新屋敷五号 沢	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	Ⅱ 82088

(注) 人家0戸の箇所。

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）の避難体制及び

指定緊急避難場所一覧

〔ランクⅠ〕

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共の建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先（消防団長か らの連絡先）	避難場所	
1	八ヶ平Ⅰ－A	八ヶ平	0	有	集会施設	1	那須烏山市 総務課長	中山行政区長 （4分団長）	七合小学校	402－ Ⅰ－001
2	興野Ⅰ－A	興野	18					興野行政区長 （4分団長）	興野集会所	402－ Ⅰ－002
3	川口Ⅰ－A	大沢下	12					大沢行政区長 （3分団長）	宮原公民館	402－ Ⅰ－003
4	大沢Ⅰ－A	大沢中	1	有	集会施設	1		大沢行政区長 （3分団長）	宮原公民館	402－ Ⅰ－004
5	東入Ⅰ－A	大沢上	6					大沢行政区長 （3分団長）	宮原公民館	402－ Ⅰ－005
6	滝田Ⅰ－A	滝田本郷	11					滝田行政区長 （4分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－007
7	中央Ⅰ－A	泉町	0	有	社会福祉 施設	1		泉町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－008
8	中央2丁目 Ⅰ－A	鍛冶町	0	有	集 会 施 設・体育 館	3		鍛冶町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－009
9	中央東Ⅰ－ A	日野町	25					日野町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－010
10	旭表Ⅰ－A	日野町	12	有	神社	1		日野町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－011
11	掘抜Ⅰ－A	日野町	15					日野町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－012
12	旭Ⅰ－A	日野町	18					日野町行政区長 （1分団長）	烏山高等学校	402－ Ⅰ－013
13	初音Ⅰ－A	南	5	有	社会福祉 施設	1		南行政区長 （1分団長）	烏山運動公園	402－ Ⅰ－015
14	初音Ⅰ－B	南	4	有	社会福祉 施設	1		南行政区長 （1分団長）	烏山運動公園	402－ Ⅰ－015
15	掘抜Ⅰ－B	南	5					南行政区長 （1分団長）	烏山運動公園	402－ Ⅰ－016
16	道陸神Ⅰ－ A	元田町	26					元田町行政区長 （1分団長）	旧烏山女子高等 学校	402－ Ⅰ－019
17	神長下Ⅰ－ A	神長下	11					神長行政区長 （2分団長）	那須烏山消防署	402－ Ⅰ－020
18	神長下Ⅰ－ B	神長下	10					神長行政区長 （2分団長）	那須烏山消防署	402－ Ⅰ－021
19	川南Ⅰ－A	向田南	15					向田行政区長 （2分団長）	旧向田小学校	402－ Ⅰ－023
20	上平Ⅰ－A	上境上平	1	有	学校	1		上境行政区長 （3分団長）	境公民館	402－ Ⅰ－025
21	卯の木Ⅰ－ A	下境上	3	有	集会施設	1		下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－027
22	加熊Ⅰ－A	小木須上	6					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－028
23	行 人 塚 峠 Ⅰ－A	小木須上	0	有	学校	1		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－029
24	大海Ⅰ－A	小木須上	2	有	集 会 施 設・寺院	3		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－030
25	市場Ⅰ－A	大木須下	3	有	神社	1		大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－032
26	国見Ⅰ－A	小原沢	0	有	宿泊施設	1		小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402－ Ⅰ－033

27	川堀 I-A	小原沢	2	有	集会施設	1	小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-I-034
28	下井上 I-A	熊田東	3	有	神社		熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-I-005
29	清水畑 I-B	小白井	2	有	宗教施設	1	鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-I-008
30	大金 I-A	大金	4				大金行政区長 (7分団長)	南那須中学校	401-I-010
31	鴻野山 I-A	鴻野山	5				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-I-1001
32	福岡 I-A	福岡	1	有	神社	1	福岡行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-I-1002
33	曲畑 I-A	曲畑	0	有	宿泊施設	1	曲畑自治会長 (8分団長)	曲畑公民館	401-I-1003
34	八幡下 I-A	志鳥	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-I-1004
35	柿木久保 I-A	熊田	6				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-I-1005
36	大金台 I-A	月次・熊田・南大和久	8				熊田・南大和久行政区長 (6・7分団長)	熊田西公民館・緑地運動公園	401-I-1006
37	大金台 I-B	月次	2	有	集会施設	1	熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-I-1007
38	大金台 I-C	南大和久	1	有	水道施設	1	南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-I-1008
39	大金台 I-D	月次	10				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-I-1009
40	大金台 I-E	月次・神長	5				熊田・神長行政区長 (2・6分団長)	熊田西公民館、那須烏山消防署	401-I-1010
41	の場 I-A	小倉	5				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-I-1011
42	上原 I-A	大金・東原・岩子・田野倉	6				大金・東原・田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-I-1012
43	山中 I-A	田野倉	11				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-I-1013
44	溜下日向 I-A	大金・田野倉	10	有	学校	1	大金・田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-I-1014
45	溜下 I-A	大金	18	有	学校	1	大金行政区長 (7分団長)「	保健福祉センター	401-I-1015
46	小鍋 I-A	大里	5				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-I-1016
47	山根 I-A	藤田	2	有	学校	1	藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-I-1017
48	西ノ内 I-A	田野倉	1	有	寺	1	田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-I-1018
49	仲町 I-A	志鳥	5				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-I-1019
50	西ノ根 I-A	志鳥	6				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-I-1020
51	仲町 I-B	志鳥	13				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-I-1021
52	池ノ入 I-A	大桶	0	有	宿泊	1	大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-I-1001
53	松山 I-A	中山	5				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-I-1002
54	小滝田 I-A	滝田	0	有	社会福祉施設・病院	3	滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-I-1003
55	浜井場 I-A	大沢	5				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-I-1004
56	金井町西裏 I-A	南一丁目	0	有	保育園、寺	1	南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402-I-1005
57	高峰 I-B	南一丁目	6	有	社会福祉施設	1	南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402-I-1006

58	稲積神社 I-A	下境	0	有	神社	1	下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-I-1-007
59	田町尻 I-A	金井一丁目	5	有	社会福祉施設	1	金井行政区長 (1分団長)	山あげ会館	402-I-1-008
60	堀抜 I-C	初音	14				南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402-I-1-009
61	上河原 I-A	野上	8	有	社会福祉施設	1	野上行政区長 (2分団長)	すくすく保育園・烏山南公民館	402-I-1-010
62	馬揚場 I-A	横枕	3	有	集会施設、防災施設	2	横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-I-1-011
63	白岩 I-A	神長	6				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-I-1-012
64	川戸申田 I-A	小木須	0	有	水道施設	1	小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-I-1-013
65	道陸神 I-B	愛宕台	6				あたご自治会長 (1分団長)	旧烏山女子高等学校	402-I-1-014
66	岩井沢 I-A	神長	6				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-I-1-015
67	滝原 I-A	滝	7				滝行政区長 (2分団長)	龍門ふるさと民芸館	402-I-1-016
68	一の沢 I-B	上境	8				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-I-1-017
69	南一丁目 I-A	南一丁目	5				南行政区長 (1分団長)	烏山運動公園	402-I-1-018
70	三斗蒔 I-A	横枕	1	有	宿泊施設	1	横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-I-1-019
71	長岡 I-A	大木須	0	有	宿泊施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-I-1-028
72	下二 I-A	興野	3	有	水道施設	1	興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-II-0-20
73	川口 II-A	大沢	3	有	水道施設	1	大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-II-0-22
74	川戸 II-B	小木須	6	有	川戸公民館	1	小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-0-92
75	国見 II-A	小木須	5	有	集会施設	1	小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-1-08
76	愛宕台 II-A	中央1丁目	4	有	集会施設・神社	2	元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	402-II-1-14
77	金場 II-A	谷浅見	6				谷浅見行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-II-0-02
78	北向 II-D	北向	5				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-II-0-31
79	橋場 II-A	大木須	5				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-0-54
80	新屋敷 II-B	大木須	7				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-0-58
81	小沢 II-B	横枕	6				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-II-0-73
82	山際 II-A	上境	5				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-II-0-97
83	尼寺 II-B	下境	7				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-II-1-00
84	入滝田 III-A	滝田	0	有	神社	1	滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-III-0-02
85	入有田 III-A	大木須	0	有	水道施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-III-0-08
86	新屋敷 III-A	大木須	0	有	電気通信施設	1	大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-III-0-13
87	高田 III-A	小木須	0	有	水道施設	1	小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-III-0-20
88	川南 III-A	向田	0	有	集会施設	1	向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-III-0-33

(注) 人家5戸以上の箇所、但し5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅等のほか社会福祉施設等のある場合を含む。

〔ランクⅡ〕

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共の建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先(消防団長から の連絡先)	避難場所	
1	毛上Ⅰ-A	志鳥中	1				那須烏山 市総務課 長	志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-0 01
2	小志鳥Ⅱ-A	志鳥下	2					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-0 02
3	前原Ⅱ-A	志鳥下	1					志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-0 03
4	中井上Ⅱ-A	熊田東	1					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-0 06
5	中井上Ⅱ-B	熊田東	2					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-0 07
6	月次Ⅱ-A	月次	2					熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-0 09
7	空下Ⅱ-A	下川井下	1					川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-0 12
8	見次Ⅱ-A	下川井下	1					川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-0 13
9	入江野Ⅱ-A	三箇下	1					三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-0 14
10	観音前Ⅱ-A	小倉	3					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-0 15
11	欠下Ⅱ-A	小倉	1					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-0 16
12	欠下Ⅱ-B	小倉	1					小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-0 17
13	南大和久Ⅱ-A	南大和久	2					南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-0 18
14	南大和久Ⅱ-B	南大和久	3					南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-0 19
15	高瀬Ⅱ-A	高瀬	2					高瀬行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-0 20
16	高瀬Ⅱ-B	高瀬	2					高瀬行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-0 21
17	万行Ⅱ-A	大里	1					南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-0 22
18	高瀬Ⅱ-D	高瀬	1					高瀬行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-0 23
19	中山Ⅱ-A	田野倉	2					田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-0 24
20	大里Ⅱ-A	大里	2					南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-0 25
21	大桶Ⅱ-A	大桶	1					大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅱ-0 01
22	中ノ沢Ⅱ-A	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 03
23	菅ノ沢Ⅱ-A	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 04
24	菅ノ沢Ⅱ-B	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 05
25	菅ノ沢Ⅱ-D	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 07
26	菅ノ沢Ⅱ-F	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 09
27	猫入Ⅱ-A	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 10
28	猫入Ⅱ-C	中山	1					中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-0 12
29	入滝田Ⅱ-A	滝田	1					滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-0 13
30	入滝田Ⅱ-B	滝田	1					滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-0 14

31	入滝田Ⅱ-C	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-0 15
32	五郎山Ⅱ-A	滝田	3				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-0 16
33	興野上Ⅱ-A	興野	2				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅱ-0 17
34	興野中Ⅱ-A	興野	1				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅱ-0 18
35	興野中Ⅱ-B	興野	2				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅱ-0 19
36	川南Ⅱ-B	向田	2				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-0 21
37	川口Ⅱ-B	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 23
38	川口Ⅱ-C	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 24
39	大沢Ⅱ-B	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 26
40	大沢Ⅱ-C	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 27
41	北向Ⅱ-A	北向	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 28
42	北向Ⅱ-B	北向	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 29
43	北向Ⅱ-C	北向	3				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 30
44	蛭畑Ⅱ-A	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 32
45	蛭畑Ⅱ-B	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 33
46	蛭畑Ⅱ-C	大沢	2				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 34
47	蛭畑Ⅱ-D	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 35
48	東入Ⅱ-A	大沢	4				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-0 36
49	道祖神Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 37
50	入有田Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 38
51	入有田Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 39
52	入有田Ⅱ-C	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 40
53	入有田Ⅱ-D	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 41
54	大木須上Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 42
55	大木須Ⅱ-B	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 43
56	大木須上Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 44
57	長岡Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 45
58	長岡Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 46
59	滝見谷Ⅱ-A	大木須	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 47
60	滝見谷Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 48
61	滝見谷Ⅱ-C	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 49
62	滝見谷Ⅱ-D	大木須	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 50
63	滝見谷Ⅱ-E	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 51

64	滝見谷Ⅱ-F	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 52
65	杓掛Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 53
66	橋場Ⅱ-B	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 55
67	橋場Ⅱ-C	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 56
68	新屋敷Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 57
69	新屋敷Ⅱ-C	大木須	3				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 59
70	新屋敷Ⅱ-D	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 60
71	中山Ⅱ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 61
72	中山Ⅱ-B	大木須	2				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 62
73	中山Ⅱ-C	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 63
74	三斗蒔Ⅱ-A	横枕	3				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 65
75	三斗蒔Ⅱ-B	横枕	2				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 66
76	横枕Ⅱ-B	横枕	4				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 68
77	横枕Ⅱ-D	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 70
78	横枕Ⅱ-E	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 71
79	小沢Ⅱ-A	横枕	2				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 72
80	小沢Ⅱ-C	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 74
81	小沢Ⅱ-D	横枕	4				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 75
82	小沢Ⅱ-E	横枕	2				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 76
83	高田Ⅱ-A	小木須	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 77
84	高田Ⅱ-B	小木須	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 78
85	高田Ⅱ-C	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 79
86	三通山Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 80
87	三通山Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 81
88	三通山Ⅱ-C	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 82
89	大海Ⅱ-A	小木須	4				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 83
90	山下Ⅱ-A	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 84
91	山下Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 85
92	山下Ⅱ-C	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 86
93	高平Ⅱ-A	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 87
94	高平Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 88
95	川又Ⅱ-A	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 89
96	川又Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 90

97	川戸Ⅱ-A	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 91
98	松原Ⅱ-B	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 94
99	四斗蒔Ⅱ-A	小木須	3				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 95
100	一の沢Ⅱ-A	上境	1				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 96
101	山際Ⅱ-B	上境	2				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-0 98
102	尼寺Ⅱ-A	下境	2				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-0 99
103	石原Ⅱ-A	下境	4				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 01
104	石原Ⅱ-B	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 02
105	川辺Ⅱ-A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 03
106	駒妙Ⅱ-A	小原沢	3				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 04
107	駒妙Ⅱ-B	小原沢	3				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 05
108	川堀Ⅱ-A	小原沢	2				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 06
109	川堀Ⅱ-B	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 07
110	小原沢Ⅱ-A	小原沢	3				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 09
111	小原沢Ⅱ-B	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 10
112	小原沢Ⅱ-C	小原沢	2				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 11
113	矢の目Ⅱ-A	向田	2				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 15
114	川南Ⅱ-A	向田	2				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 17
115	小白井Ⅱ-B	小白井	2				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅱ-1 001
116	小白井Ⅱ-C	小白井	2				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅱ-1 002
117	小白井Ⅱ-D	小白井	1				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅱ-1 003
118	小白井Ⅱ-A	小白井	3				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅱ-1 004
119	三箇Ⅱ-A	三箇	1				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-1 005
120	三箇Ⅱ-B	三箇	1				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-1 006
121	三箇Ⅱ-C	三箇	3				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-1 007
122	三箇Ⅱ-D	三箇	1				三箇行政区長 (5分団長)	三箇地区公民館	401-Ⅱ-1 008
123	藤田Ⅱ-A	藤田	2				藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-Ⅱ-1 009
124	小倉Ⅱ-A	小倉	2				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-1 010
125	福岡Ⅱ-A	福岡	4				福岡行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニ ティセンター	401-Ⅱ-1 011
126	八ヶ代Ⅱ-A	八ヶ代	2				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニ ティセンター	401-Ⅱ-1 012
127	八ヶ代Ⅱ-B	八ヶ代	2				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニ ティセンター	401-Ⅱ-1 013
128	大里Ⅱ-C	大里	4				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 015
129	曲田Ⅱ-A	曲田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 016

130	曲田Ⅱ-B	曲田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 017
131	曲畑Ⅱ-B	曲畑	2				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅱ-1 018
132	曲畑Ⅱ-C	曲畑	1				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅱ-1 019
133	曲田Ⅱ-C	曲田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 020
134	仲町Ⅱ-A	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 021
135	仲町Ⅱ-B	志鳥	3				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 022
136	赤坂Ⅱ-A	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 023
137	葉抜沢Ⅱ-A	志鳥	3				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 024
138	金草Ⅱ-A	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 025
139	入沢Ⅱ-A	熊田	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 026
140	中丸Ⅱ-A	月次	4				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 027
141	入坪Ⅱ-A	熊田	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 028
142	坂下Ⅱ-A	熊田	3				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 029
143	上寺田Ⅱ-A	南大和久	3				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-1 030
144	浅倉Ⅱ-A	熊田・月次	2				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 031
145	大金台Ⅱ-A	月次	2				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 032
146	大金台Ⅱ-B	南大和久	4				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-1 033
147	大金台Ⅱ-C	南大和久	3				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅱ-1 034
148	大金台Ⅱ-D	月次	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 035
149	大金台Ⅱ-E	月次	1				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ-1 036
150	島崎Ⅱ-A	宇井	4				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-1 037
151	新宮下Ⅱ-A	曲田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 038
152	山久保Ⅱ-A	宇井	1				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅱ-1 039
153	横道Ⅱ-A	田野倉	3				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 040
154	山田Ⅱ-A	田野倉	1				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 041
155	山中入Ⅱ-A	田野倉	2				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 042
156	鴨毛Ⅱ-A	田野倉	1				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 043
157	雲雀内Ⅱ-A	高瀬・大金	1				高瀬・大金行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 044
158	白岩Ⅱ-A	森田	2				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 045
159	根小屋Ⅱ-A	森田・大里	2				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 046
160	寺山下Ⅱ-A	森田	4				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 047
161	小志鳥Ⅱ-B	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 048
162	小志鳥Ⅱ-C	志鳥	3				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 049

163	小志鳥Ⅱ-D	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 050
164	間ノ沢Ⅱ-A	大金	3				大金行政区長 (7分団長)	保健福祉センタ ー	401-Ⅱ-1 051
165	毛上Ⅱ-B	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 052
166	毛上Ⅱ-C	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 053
167	梅木内Ⅱ-A	上川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 054
168	鷺子沢Ⅱ-A	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 055
169	高野Ⅱ-A	上川井	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 056
170	高畔Ⅱ-A	小埜	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ-1 057
171	小志鳥Ⅱ-E	志鳥	1				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅱ-1 058
172	沢口Ⅱ-A	下川井	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 059
173	宮下Ⅱ-A	下川井	1				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 060
174	曲町Ⅱ-A	下川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 061
175	下鳥ヶ入Ⅱ -A	下川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ-1 062
176	天神堂Ⅱ-A	上境	1				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 001
177	蔵掛Ⅱ-A	落合	1				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 002
178	深作Ⅱ-A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 003
179	卯ノ木Ⅱ-A	下境	2				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 004
180	西原Ⅱ-B	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 005
181	尼寺下Ⅱ-A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 006(1)
182	中ノ内Ⅱ-A	大桶	1				大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅱ-1 007
183	下館Ⅱ-B	下境	3				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 008
184	石有Ⅱ-A	下境	3				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 009
185	釈迦堂Ⅱ-A	大桶	2				大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅱ-1 010
186	馬入ラスⅡ -A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 012
187	菅野沢Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 013
188	菅野沢Ⅱ-B	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 014
189	国見Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 015(1)
190	沢向Ⅱ-A	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 016
191	臼久保Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 019
192	菅野沢Ⅱ-C	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 020
193	山下Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 021(1)
194	漆窪Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 028
195	寺ノ前Ⅱ-A	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 030

196	谷ツ田Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 033(1)
197	堂権Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 034
198	御前田Ⅱ-A	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 035
199	洞Ⅱ-A	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 036(1)
200	国見Ⅱ-A	小木須	2				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 039(1)
201	吉添Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 040
202	沢向Ⅱ-A	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 041
203	鳥居戸Ⅱ-B	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ-1 043
204	吉添Ⅱ-B	中山	3				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 044
205	松山Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 045
206	谷津ヶ入Ⅱ-A	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 046
207	谷津ヶ入Ⅱ-B	中山	1				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 047
208	星ノ宮Ⅱ-A	中山	2				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 048
209	西裏Ⅱ-A	谷浅見	1				谷浅見行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 049
210	東沢Ⅱ-A	谷浅見	1				谷浅見行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ-1 050
211	長沢Ⅱ-A	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 051
212	長沢Ⅱ-B	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 052
213	長嶺Ⅱ-A	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 053
214	大滝上Ⅱ-A	滝田	4				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 054
215	大滝沢Ⅱ-A	滝田	4				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 055
216	虫阿久津Ⅱ-A	滝田	4				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 056
217	霧ヶ沢Ⅱ-A	滝田	1				滝田行政区長 (4分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 057
218	三石Ⅱ-A	中央3丁目	2				屋敷行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	402-Ⅱ-1 058
219	下平Ⅱ-A	興野	2				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅱ-1 059
220	久保平Ⅱ-A	神長	3				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 060
221	八竜神Ⅱ-A	神長	4				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 061
222	八竜神Ⅱ-B	神長	2				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 062
223	葉木沢Ⅱ-A	神長	4				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 063
224	戸市Ⅱ-A	神長	3				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 064
225	戸市Ⅱ-B	神長	2				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ-1 065
226	辰巳沢Ⅱ-A	上境	4				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 066
227	石有Ⅱ-A	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-1 067
228	下平Ⅱ-A	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-1 068

229	相由沢Ⅱ-A	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-1 069
230	蛭畑Ⅱ-E	大沢	3				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ-1 070
231	東原Ⅱ-A	落合	1				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 071
232	大袋Ⅱ-A	落合	1				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 072
233	古宮内Ⅱ-A	向田	1				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 073
234	入山Ⅱ-A	野上	3				野上行政区長 (2分団長)	すくすく保育園・鳥山南公民館	402-Ⅱ-1 074
235	蔵掛Ⅱ-B	落合	4				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 075
236	田尻Ⅱ-A	落合	3				落合行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 076
237	西原Ⅱ-C	向田	1				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 077
238	腰巻Ⅱ-A	野上	4				野上行政区長 (2分団長)	すくすく保育園・鳥山南公民館	402-Ⅱ-1 078
239	仲妻Ⅱ-A	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 079
240	矢の目Ⅱ-C	向田	3				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 080
241	川南Ⅱ-C	向田	3				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ-1 081
242	愛宕台Ⅱ-B	愛宕台	3				あたご行政区長 (1分団長)	旧鳥山女子高等学校	402-Ⅱ-1 082
243	三斗蒔Ⅱ-C	横枕	1				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ-1 083
244	清水川Ⅰ-A	南	3				南行政区長 (1分団長)	旧鳥山女子高等学校	402-Ⅰ-0 14
245	愛宕台Ⅰ-A	元田町	4				元田町行政区長 (1分団長)	鳥山高等学校	402-Ⅰ-0 18
246	高峰Ⅰ-A	南	3				南行政区長 (1分団長)	旧鳥山女子高等学校	402-Ⅰ-0 22
247	一の沢Ⅰ-A	上境一の沢	4				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅰ-0 24
248	松の木Ⅰ-A	上境上平	1				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅰ-0 26
249	沓掛Ⅰ-A	大木須中下	4				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅰ-0 31
250	下ニⅡ-B	興野下ニ	3				興野行政区長 (4分団長)	興野集会所	402-Ⅰ-0 35
251	愛宕台Ⅰ-A	屋敷	3				屋敷行政区長 (1分団長)	鳥山高等学校	402-Ⅰ-0 36
252	高野Ⅰ-A	下川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅰ-0 01
253	葉木沢Ⅰ-A	下川井	4				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅰ-0 02
254	堤崎Ⅰ-A	下川井	2				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅰ-0 03
255	清水畑Ⅰ-A	小白井	3				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅰ-0 07
256	本郷山下Ⅰ-A	小倉	2				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅰ-0 09
257	森田宿Ⅰ-A	森田	1				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅰ-0 11
258	那須城Ⅰ-A	大木須上	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅰ-0 06
259	高瀬Ⅲ-C	高瀬	2				高瀬行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-Ⅲ-0 03
260	蛭畑Ⅲ-A	大沢	1				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅲ-0 04

261	滝見谷Ⅲ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 10
262	橋場Ⅲ-A	大木須	1				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 12
263	高田Ⅲ-C	小木須	1				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 22
264	川辺Ⅲ-A	下境	1				下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 24
265	川辺Ⅲ-B	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 25
266	川掘Ⅲ-A	小原沢	2				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 26
267	小原沢Ⅲ-B	小原沢	1				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ-0 31
268	野上Ⅲ-A	野上	1				野上行政区長 (2分団長)	すくすく保育園・鳥山南公民館	402-Ⅲ-0 32

(注) 人家1戸以上5戸未満の箇所。

〔ランクⅢ〕

No.	溪流名	位置	保全対象区域		公共的建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先(消防団長か らの連絡先)	避難場所	
1	青木原Ⅲ-A	大里	0				那須烏山市 総務課長	南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ- 002
2	白久Ⅲ-A	白久	0					大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅲ- 001
3	大沢中Ⅲ-A	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅲ- 003
4	蛭畑Ⅲ-B	大沢	0					大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅲ- 005
5	大木須Ⅲ-A	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 006
6	大木須Ⅲ-B	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 007
7	入有田Ⅲ-B	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 009
8	滝見谷Ⅲ-B	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 011
9	上境Ⅲ-A	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 014
10	横枕Ⅲ-A	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 015
11	横枕Ⅲ-B	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 016
12	横枕Ⅲ-C	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 017
13	横枕Ⅲ-D	上境	0					上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ- 018
14	沓掛Ⅲ-A	大木須	0					大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 019
15	高田Ⅲ-B	小木須	0					小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 021
16	川又Ⅲ-A	小木須	0					小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 023
17	長手Ⅲ-A	下境	0					下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 027
18	長手Ⅲ-B	下境	0					下境行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 028
19	川掘Ⅲ-B	小原沢	0					小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 029
20	小原沢Ⅲ-A	小原沢	0					小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 030
21	鴻野山Ⅲ-A	鴻野山	0					鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅲ- 1001

22	小倉Ⅲ-A	小倉	0				小倉宇井行政区長 (7分団長)	東泉寺	401-Ⅲ-1002
23	福岡Ⅲ-A	福岡	0				福岡行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-Ⅲ-1003
24	大里Ⅲ-A	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1004
25	大里Ⅲ-B	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1005
26	大里Ⅲ-C	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1006
27	大里Ⅲ-D	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1007
28	八ヶ代Ⅲ-A	八ヶ代	0				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-Ⅲ-1008
29	八ヶ代Ⅲ-B	八ヶ代	0				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-Ⅲ-1009
30	八ヶ代Ⅲ-C	八ヶ代	0				八ヶ代行政区長 (8分団長)	八ヶ代コミュニティセンター	401-Ⅲ-1010
31	曲畑Ⅲ-A	曲畑	0				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅲ-1011
32	曲畑Ⅲ-B	曲畑	0				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅲ-1012
33	金草Ⅲ-A	志鳥	0				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅲ-1013
34	山根Ⅲ-A	藤田	0				藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-Ⅲ-1014
35	大金台Ⅲ-A	南大和久	0				南大和久行政区長 (7分団長)	緑地運動公園	401-Ⅲ-1015
36	古家前Ⅲ-A	南大和久・東原	0				南大和久・東原行政区長 (7分団長)	緑地運動公園・保健福祉センター	401-Ⅲ-1016
37	向山Ⅲ-A	南大和久・東原	0				南大和久・東原行政区長 (7分団長)	緑地運動公園・保健福祉センター	401-Ⅲ-1017
38	風呂前Ⅲ-A	曲田	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1018
39	横道Ⅲ-A	田野倉	0				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-Ⅲ-1019
40	山中入Ⅲ-A	田野倉	0				田野倉行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-Ⅲ-1020
41	沢田Ⅲ-A	小河原・東原	0				小河原・東原行政区長 (7分団長)	保健福祉センター	401-Ⅲ-1021
42	長峰Ⅲ-A	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1022
43	小沢Ⅲ-A	小埜	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1023
44	中空Ⅲ-A	森田	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1024
45	四斗蒔Ⅲ-A	森田	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公民館	401-Ⅲ-1025
46	板橋Ⅲ-A	志鳥	0				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅲ-1026
47	小志鳥Ⅲ-A	志鳥	0				志鳥行政区長 (6分団長)	志鳥地区公民館	401-Ⅲ-1027
48	曲町Ⅲ-A	下川井	0				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅲ-1028
49	大和久広入Ⅲ-A	藤田	0				藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-Ⅲ-1029
50	藤田Ⅲ-A	藤田	0				藤田行政区長 (5分団長)	藤田公民館	401-Ⅲ-1030
51	小白井Ⅲ-A	小白井	0				鴻野山行政区長 (7分団長)	鴻野山公民館	401-Ⅲ-1031
52	西中ノ内Ⅲ-A	大桶	0				大桶白久行政区長 (4分団長)	旧七合公民館	402-Ⅲ-1001
53	山際Ⅲ-A	上境	0				上境行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅲ-1002

54	猫入Ⅲ-A	中山	0				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅲ- 1003
55	矢ノ目後Ⅲ-A	向田	0				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅲ- 1004
56	中央一丁目Ⅲ-A	中 央 1 丁目	0				元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	402-Ⅲ- 1005
57	愛宕台Ⅲ-A	愛宕台	0				元田町行政区長 (1分団長)	烏山高等学校	402-Ⅲ- 1006
58	日渡Ⅲ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅲ- 1034
59	見次Ⅰ-A	下川井	0				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅰ- 004
60	月次Ⅰ-A	月次	0				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅰ- 006
61	岩崎Ⅱ-B	熊田東	0				熊田行政区長 (6分団長)	熊田西公民館	401-Ⅱ- 005
62	下黒尾Ⅱ-A	上川井	0				川井行政区長 (5分団長)	江川小学校	401-Ⅱ- 010
63	大里Ⅱ-B	大里	0				南部行政区長 (8分団長)	輪之内自治会公 民館	401-Ⅱ- 026
64	菅ノ沢Ⅱ-E	中山	0				中山行政区長 (4分団長)	七合小学校	402-Ⅱ- 008
65	大沢Ⅱ-A	大沢	0				大沢行政区長 (3分団長)	宮原公民館	402-Ⅱ- 025
66	浅又Ⅱ-A	大木須	0				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 064
67	横枕Ⅱ-A	横枕	0				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ- 067
68	横枕Ⅱ-C	横枕	0				横枕行政区長 (3分団長)	境公民館	402-Ⅱ- 069
69	松原Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 093
70	鳴井川Ⅱ-A	神長	0				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ- 112
71	神長Ⅱ-A	神長	0				神長行政区長 (2分団長)	那須烏山消防署	402-Ⅱ- 113
72	矢の目Ⅱ-B	向田	0				向田行政区長 (2分団長)	旧向田小学校	402-Ⅱ- 116
73	曲畑Ⅱ-A	曲畑	0				曲畑行政区長 (8分団長)	曲畑公民館	401-Ⅱ- 1014
74	戸入山Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1011
75	砂原Ⅱ-A	小原沢	0				小原沢行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1017(1)
76	沓掛Ⅱ-A	大木須	0				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1018
77	朝日向Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1023
78	塩ヶ平Ⅱ-B	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1024
79	松原Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1025
80	掛ノ上Ⅱ-A	大木須	0				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1026
81	榎町Ⅱ-A	大木須	0				大木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1027
82	田仲Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1031
83	四斗蒔Ⅱ-A	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1037
84	新道Ⅱ-B	小木須	0				小木須行政区長 (3分団長)	旧境小学校	402-Ⅱ- 1038

(注) 人家0戸の箇所。

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（地すべり）の避難体制及び

指定緊急避難場所一覧

No.	箇所名	位置	保全対象区域		公共の建物		警戒避難体制			箇所番号
			人家 戸数	公共 建物	種類	数量	行政機関 責 任 者	連絡先（消防団長か らの連絡先）	避難場所	
1	尼寺	下境	3				那須烏山市 総務課長	下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-01
2	小沢	小木須	3					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-02
3	沓掛	大木須	3					大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-03
4	橋場	大木須	1					大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-04
5	松倉山	大木須	0					大木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-05
6	駒砂	小原沢	2					小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-06
7	国見	小木須	7	有	集会施設	1		小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-07
8	浅又	小木須	2					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-08
9	松原	小木須	1					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-09
10	小原沢西	小原沢	5					小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-10
11	小原沢東	小原沢	0					小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-11
12	川戸西	小木須	3					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-12
13	川戸南	小木須	1					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-13
14	川戸東	小木須	4					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-14
15	山下	小木須	6					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-15
16	小木須	小木須	0					小木須行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-16
17	駒妙	小原沢	2					小原沢行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-22
18	解石	下境	2					下境行政区長 （3分団長）	旧境小学校	402-23
19	川西	神長	7					神長行政区長 （2分団長）	那須烏山消防署	402-24

○急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧

指定箇所数	面積 (ha)	山 林		道路等 (m)	そ の 他	
		国有林 (ha)	公民有林 (ha)		国有地 (ha)	公民有地 (ha)
8	8.99	0.08	2.39	0.68	1.17	4.67

○山地災害危険地区一覧

1 山腹崩壊危険地区一覧

地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設	地区名	大字	字	人 家 戸数	公共施設
大久保	神長	八龍神		県道	水穴	大木須		7	市道
天神	神長	天神	20	市道	横枕	横枕		14	県道
愛宕(2)	南	西裏	10	県庁舎・県道	森ノ入	横枕	森ノ入		県道
愛宕(1)	南	西裏	11	高校・市道	境中学校裏	上境	山際	15	中学校
泉溪寺裏	南	西裏	20	高校・市道	卯の木	下境		25	県道
堀抜(1)	旭		30	市道	境公民館裏	下境	ヌジヤマ	15	小学校・県道
堀抜(2)	旭		20	無	外城	下境	外城	15	無
堀抜(3)	旭		10	県道	長坂	下境	長坂	20	県道
堀抜(4)	初音		20	県道	加熊(1)	小木須	加熊		市道
天性寺裏(2)	南	西裏	16	小・中学校・県道	加熊(2)	小木須	加熊	20	県道
天性寺裏(1)	南	高峰	15	小・中学校・市道	湯殿山	小木須	加熊	12	県道
南	南	高峰		中学校	大海(1)	小木須	カトガサワ		市道
滝(1)	滝	六月坂	10	鉄道・県道	大海(2)	小木須	大海	12	市道
滝(2)	野上	滝原	10	鉄道・県道	寺の下	小木須	寺の下	10	県道
高峰	南	高峰	20	市道	滝見谷(1)	大木須	滝見谷	30	県道
矢ノ目	向田	矢ノ目	10	市道	滝見谷(2)	大木須	中島向	8	市道
北原	落合	北原	20	市道	鞍骨	下境	鞍骨		市道
熊谷	向田	熊谷	10	市道	駒妙	小原沢	入ノ上	8	県道
谷向	向田	塙前	17	市道	川堀	小原沢	中の上	12	県道
塙前(2)	向田	塙前	5	市道	神長	神長	タボダイラ	8	県道
塙前(1)	向田	塙前	5	市道	神長(4)	神長	オオクボ	5	県道
田島久保	中山	田島久保	10	市道	屋敷	城山	城山	5	市道
星の宮(1)	中山	星の宮	6	市道	中ノ沢(1)	中山	中の沢	4	市道
星の宮(2)	中山	星の宮	5	市道	中ノ沢(2)	中山	ヨシゾエ	30	市道
上谷浅見(1)	谷浅見	下原	15	無	菅ノ沢	中山	菅ノ沢	8	市道
富士山	中山	富士山	5	中学校	落合	落合	オオタワマエ	9	市道
五郎山(1)	滝田	五郎山	10	病院・国道	向田	向田	ナカマルマエ	8	無
五郎山(2)	滝田	五郎山	20	国道	野上(2)	南	高峰	3	老人ホーム・市道
兎沢	滝田	兎沢	10	市道	向田(2)	野上	コイジ	6	市道
上興野	興野	畑中	14	県道	野上(1)	野上	タキハラ	5	鉄道・市道
比丘尾山	神長	峰岸	22	県道	野上(3)	野上	蛇塚	7	市道
庚申山	中央	庚申山	10	県道	愛宕台	愛宕台	ドウロクシン	3	県道
釜ヶ入	中央	築紫山	13	県道	小木須	小木須	オマエダ	5	県道
築紫山	中央	築紫山	30	国道	日渡	小木須	日渡	3	市道

城山	城山	城山	30	国道	小木須(2)	小木須	アサヒムカイ	3	県道
街道東	興野	水無沢	10	無	小原沢	小木須	仁進沢		市道
宮沢(1)	大沢	井戸沢	10	県道	三越橋	横枕	ナカゾマ	9	県道
宮沢(2)	大沢	宮沢		県道	水口	小木須	水口	3	県道
奈良原向	大沢	奈良原向	6	県道	上谷浅見(2)	谷浅見	下原	5	無
四貫渕	大沢	四貫渕	5	県道	築紫山(2)	中央	築紫山	6	市道
リュウガイ下	大沢	リュウガイ	7	県道	ウシロ沢	滝田	ウシロ沢	8	無
屋敷後	大沢	屋敷後	10	県道	虻塚(1)	野上	虻塚	20	無
平軍里	大沢	平軍里	6	県道	虻塚(2)	野上	虻塚	7	市道
落石	上境	落石		県道	清水	興野	清水	15	無
西和久	上境	ガジウチ	20	県道	北向	大沢	萩ノ草	6	市道
八ヶ沢	上境	八ヶ沢		県道	七合	興野	表山	6	県道
タン所	上境	タン所	10	県道	一の沢(1)	上境	宮内	12	診療所・県道
上平那須	上境	北久保	11	無	一の沢(2)	上境	一の沢	10	診療所・県道
井戸沢	大沢		5	県道	卯の木(2)	下境		5	無
木須沢	大沢	木須沢	2	県道	解石	下境	ヤクシタケ	10	市道
人有田	大木須	ショウノ入	5	市道	和久入	小木須	和久	7	市道
道祖神(1)	大木須	ナベタ	10	市道	新屋敷入	大木須	新屋敷	10	県道
道祖神(2)	大木須	道祖神		市道	朝又	小木須	河又	13	県道
飛貫	大木須	飛貫	2	市道	横枕	横枕		5	県道
高野裏	下川井	新屋敷	30	県道	矢の目	森田	矢の目	10	市道
柏崎	志鳥	竹の内	7	市道	芳朝寺	森田	芳朝寺	1	無
堀の内	三箇	堀の内	20	市道	曲田	曲田	関下		市道
守山(1)	三箇	守山		市道	ドウヤマ	下川井	ドウヤマ	4	市道
守山(2)	三箇	守山		市道	コウヤウラ	下川井	コウヤウラ	27	県道
上境(鹿島神社)	藤田	東裏	30	郵便局・県道	高林寺	志鳥	アケウエ	6	市道
坂下	熊田	坂下	15	市道	ハヌキザワ	志鳥	ハヌキザワ	22	無
向山	大和久		12	無	コウヤウラ(2)	下川井	コウヤウラ	12	県道
清水畑(1)	小白井	清水畑	20	市道	タケノウチクボ	志鳥	タケノウチクボ	16	市道
清水畑(2)	小白井	清水畑	6	無	西長田	藤田	西長田		学校
小白井	小白井	トヤ	7	市道	西光寺 (ミヤシタ)	熊田	ミヤシタ	4	市道
下山(1)	小白井	下山		市道	イリヤマ	熊田	イリヤマ	12	市道
下山(2)	小白井	下山		市道	キョウヅカ	月次	キョウヅカ	3	県道
入江野(1)	小白井	下山		市道	ウマサカ	熊田	ウマサカ	10	市道
入江野(2)	小白井	下山		市道	ダイモン	月次	ダイモン	4	市道
種小屋	三箇	種小屋	15	無	高瀬	高瀬	テンジンヤマ	8	県道
川西山(1)	藤田	川西山		市道	下山	小白井	下山		市道
川西山(2)	藤田	川西山		市道	ヤシキツヅキ	小倉	ヤシキツヅキ	34	市道

川西山(3)	藤田	川西山		市道	ヤシキツヅキ	小倉	ヤシキツヅキ	6	市道
後欠	小倉	関下		市道	オナベ	大里	オナベ	7	鉄道
前欠	小倉	前欠	2	市道	フカザクカミ	大里	フカザクカミ	5	鉄道・市道
屋敷統	小倉	屋敷統	20	市道	万行	大里	万行	12	市道
駒合地	大金	駒合地	10	小学校・鉄道	クヌギド	曲田	クヌギド	21	市道
大俵(1)	高瀬	大俵	7	駅	チュウコウ	大里	チュウコウ		市道
大俵(2)	大金		15	県道	チュウグウ	森田	チュウグウ		市道
青木ケ原(1)	大里	青木ケ原	15	市道	中井上	熊田	大久保	8	県道
青木ケ原(2)	大里	青木ケ原	5	無	鳴井山	月次	中丸	7	市道
サヤド	大里	サヤド	6	市道	堤崎	下川井	高野裏	12	県道
小塙	小塙			駅 鉄道	安楽寺	田野倉	カモゲ	12	県道
根小屋	森田	根小屋	2	無	六本木	曲田	六本木	1	県道
愛宕山	森田	愛宕山	10	市道					

2 崩壊土砂流出危険地区

地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設	地区名	大字	字	人家 戸数	公共施設
久道	向田	久道	5	無	井戸入	横枕	井戸入	10	市道
塙前(3)	向田	塙前	10	市道	深作入	下境	深作入	10	中学校・県道
霧ヶ沢	城山	ハット山	6	国道	僧ヶ入	下境	山根上	12	小学校・県道
水無沢	興野	水無	10	県道	和久入	小木須	和久	15	県道
手洗場	興野	ハバ	12	県道	所沢	小木須	所沢	20	小学校・県道
幕焼沢	大沢	幕焼沢	3	県道	鍛冶屋沢	大木須	鍛冶屋沢	6	無
大葎	大沢	大葎	10	県道	東ヶ入	大木須	セキザワ	15	県道
住崎沢	大沢	住崎入	6	県道	目目沢	大木須	目目沢	12	県道
井戸入	大沢	井戸沢	5	県道	河戸口	小木須	河戸		市道
大林	大沢	大林	2	市道	内久保(2)	大沢	ウシロクボ	6	県道
内久保	大沢	内久保	10	県道	城山西	城山	庁舎峰	7	市道
金倉沢	大沢	金倉沢	10	県道	桜ノ沢	大沢	桜ノ沢	8	県道
菅ノ沢	大沢	菅ノ沢	10	県道	金倉沢(2)	大沢	金倉沢	5	県道
外輪沢	大沢	外輪沢	7	県道	辰見沢	上境	辰見沢	2	市道
江戸沢	大沢	江戸沢	7	県道	大名沢	上境	大名沢	10	県道
西ヶ沢	大沢	西ヶ沢	10	県道	男子ヶ沢	上境	男子ヶ沢	10	県道
前沢	大沢	前沢		県道	与路ヶ沢	上境	与路ヶ沢	6	県道
宮原	上境	宮原	10	県道	解石沢	下境	長坂	30	県道
大名沢	上境	宮内	15	県道	菖蒲沢	大木須	柿の木平	7	無
八ヶ沢(1)	上境	八ヶ沢	3	県道	常の入	大木須	常の入	12	県道
八ヶ沢(2)	上境	八ヶ沢	3	県道	小原沢	小原沢	長峰	5	県道
橋ヶ沢	大沢	橋ヶ沢	6	県道	相由沢	大沢		15	公民館・県道

井戸沢	大沢	井戸沢	3	県道	長手	下境		4	市道
軍沢	大沢	軍沢	3	県道	宮の内沢	大木須		15	県道
堀の内	三箇	堀の内	10	市道	根小屋	森田	ヨウガイ	3	無
大峰	小白井	大峰	2	市道	小倉沢	小河原	ウシオクボ	10	鉄道・市道
清水畑	小白井	清水畑	17	市道	堂の前	高瀬		11	鉄道・市道
藤田	藤田	川西山	1	市道					

○地すべり危険地区一覧

地区名	大字	人家 戸数	公共施設
解石	解石	20	市道
駒妙	下境	17	県道
小原沢	小原沢	8	県道

〔輸 送〕

○離着陸場一覧

1 飛行場外離着陸場

No.	名称	所在地	離着陸場所	連絡先	地 積 (m)	種別	主たる 注意事項
1	大桶運動公園	大桶1926	陸上競技場芝生	(0287) 88-6223	200×200	A	立入者退避
2	烏山野球場	野上1750	野球場 草地	(0287) 88-6223	180×100	A	立入者退避
3	緑地運動公園	藤田1181-85	野球場 芝生	(0287) 88-6223	140×140	A	散水必要 立入者退避
4	那須烏山消防署	神長880-1	専用ヘリポート アスファルト舗装	(0287) 82-2009	離着陸帯 21×21	C	立入者退避 飛散物排除

種別 A：2機、散水不要 B：2機、散水要 C：1機、散水不要 D：1機、散水要 E：ドクヘリ限定

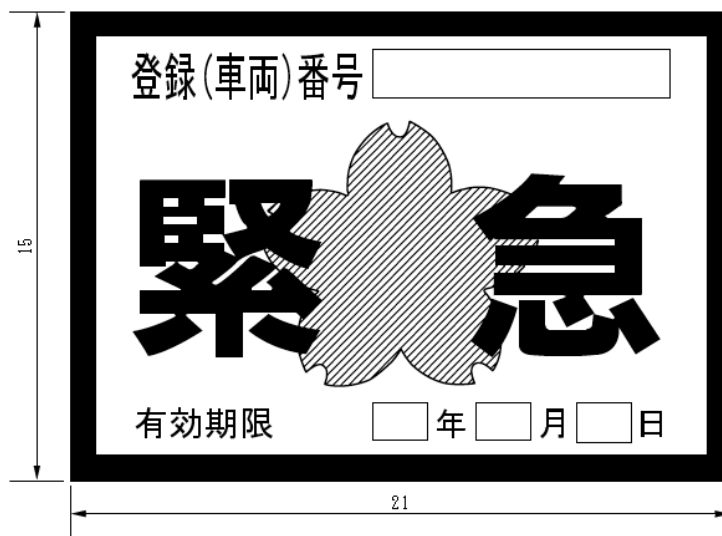
2 緊急離着陸場

No.	名称	所在地	離着陸場所	使用時の連絡先	地 積 (m)	種別	主たる 注意事項
1	清水川せせらぎ公園	旭1-1706	広場 芝生	(0287) 88-7118	62×45	C	立入者退避
2	七合小学校	谷浅見910	校庭 土	(0287) 82-2707	113×92	B	散水必要 立入者退避
3	旧東小学校	小木須2659-2	校庭 土	(0287) 83-8735	123×100	B	散水必要 立入者退避
4	境公民館	上境1404	校庭 土	(0287) 82-2442	123×82	B	散水必要 立入者退避
5	烏山運動公園	南1-13	グラウンド 土	(0287) 88-6223	100×75	B	散水必要 立入者退避
6	烏山中学校	南1-2810	校庭 土	(0287) 82-2229	174×90	B	散水必要 立入者退避
7	旧向田小学校	向田2187	元校庭 土	(0287) 83-1117	135×58	B	散水必要 立入者退避
8	荒川小学校	大金135-1	校庭 土	(0287) 88-2017	138×62	B	散水必要 立入者退避
9	南那須中学校	大金285	校庭 土	(0287) 88-2021	131×110	B	散水必要 立入者退避
10	荒川水辺公園	岩子地先	公園 芝生	(0287) 83-1117	50×45	C	立入者退避
11	江川小学校	下川井1001	校庭 土	(0287) 88-7817	135×100	B	散水必要 立入者退避
12	G 7 カントリー倶楽部	森田76-1	駐車場北側&作業場 アスファルト舗装	(0287) 88-7711	40×50 104×31	A	立入者退避 車両退避
13	日信工業	福岡722-1	テストコース アスファルト舗装	(0287) 88-1215	半径20m 範囲内	E	作業者退避 車両退避
14	花水木公園	田野倉777-1	ラグビー場芝 草地	(0287) 675-0431	135×125	A	立入者退避
15	烏山城CC三の丸 1番ホールティグランド	大桶2401	ティグランド部分	(0287) 83-1100	13×36	E	立入者退避 飛散物排除
16	烏山城CC三の丸 1番ホールフェアウェイ	大桶2401	フェアウェイ部分	(0287) 83-1100	13×36	E	立入者退避 飛散物排除

種別 A：2機、散水不要 B：2機、散水要 C：1機、散水不要 D：1機、散水要 E：ドクヘリ限定

○緊急通行車両の標章及び確認証明書

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両等確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		知 事 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用 者	住 所	電話（ ） 局 番
	氏 名	
通 行 目 的		
通 行 日 時		
通 行 経 路	出発地	目的地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

〔応援協定等〕

○単一自治体との協定等一覧

No.	名称	締結先
1	那須烏山市と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定	東京都豊島区
2	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県和光市

○複数自治体等との協定等一覧

No.	名称	締結先
1	災害時における市町村相互応援に関する協定	栃木県、栃木県内市町
2	特殊災害消防相互応援協定	栃木県、栃木県内消防本部設置市、 各組合消防本部
3	栃木県災害廃棄物等の処理における市町村等相互応援に関する協定	栃木県、栃木県内市町、 栃木県内広域行政事務組合、 栃木県内衛生関係事務組合
4	公益社団法人日本水道協会栃木県支部水道災害相互応援協定	栃木県、栃木県内市町、栃木県企業局、 芳賀中部上水道企業団、 日光社寺水道事務所
5	大規模水害時の相互協力に関する申し合わせ	久慈川・那珂川流域減災対策協議会
6	原子力災害時における常陸大宮市民の県外広域避難に関する協定	茨城県常陸大宮市、大田原市、矢板市、 那須塩原市、さくら市、那須町、 那珂川町
7	南那須地区広域防災の相互協力に関する協定	那珂川町、 南那須地区広域行政事務組合、 那須烏山警察署、那珂川警察署、 栃木県建設業協会烏山支部
8	災害時における燃料・物資等の供給協力及び帰宅困難者支援に関する協定書	那珂川町、 南那須地区広域行政事務組合、 那須烏山警察署、那珂川警察署 栃木県石油商業組合南那須支部
9	災害時における食糧、生活必需品等の輸送協力に関する協定	那珂川町、 赤帽栃木県軽自動車運送協同組合
10	災害時における相互応援に関する協定（八溝地域活性化構想推進協議会）	八溝地域活性化構想推進協議会 加盟市町村
11	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定書	廃棄物と環境を考える協議会加盟市町村
12	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	全国報徳研究市町村協議会市町村

○民間事業者等との協定等一覧

No.	名称	締結先
1	那須烏山市と烏山信用金庫の地方創生に関する包括連携協定	烏山信用金庫
2	那須烏山市と株式会社栃木銀行の包括連携協定	㈱栃木銀行
3	那須烏山市と株式会社NE Z A Sホールディングスとの「シティプロモーション」並びに「暮らしの安全・安心」に関わる包括連携協定	㈱NE Z A Sホールディングス
4	那須烏山市と那須南農業協同組合との「地方創生推進」並びに「地域社会経済の継続的発展」に関わる包括連携協定	那須南農業協同組合
5	那須烏山市と日本郵便株式会社との包括連携に係る協定	日本郵便㈱
6	災害発生時における那須烏山市と那須烏山市内郵便局の協力に関する協定	那須烏山市内郵便局
7	地域における協力に関する協定	那須烏山市内郵便局
8	那須烏山市、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社及び株式会社NTTドコモのデジタル技術活用による持続可能なまちづくりに関する連携協定	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、㈱NTTドコモ
9	地方創生にかかる包括連携に関する協定	大塚製薬㈱
10	那須烏山市災害ボランティア活動に関する協定	(福) 那須烏山市社会福祉協議会
11	災害時の支援に関する相互協力協定	(福) 那須烏山市社会福祉協議会、 那須烏山商工会青年部
12	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	(福) 敬愛会、社(福) 正州会、 (福) みその聖園ヨゼフ老人ホーム、 (福) 大和久福祉会
13	災害時等における施設利用の協力に関する協定	(医) 薫会烏山台病院
14	災害時における食糧及び生活必需品等の供給に関する協定	とちぎコープ生活協同組合
15	災害時における救援物資の提供協力に関する協定	㈱伊藤園
16	災害時における飲料水供給に関する協力協定	㈱ダイドードリンクサービス関東
17	災害時における物資の供給に関する協定	㈱カワチ薬品
18	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター
19	災害時における物資の提供に関する協定	㈱アクティオ
20	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	(一社) 栃木県トラック協会塩那支部
21	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	㈱ゼンリン
22	災害時における航空写真撮影等に関する協定	アジア航測㈱
23	災害時における無人航空機による情報収集等に関する協定	スカイトライアル
24	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定	㈱とちぎテレビ、㈱栃木放送、 ㈱エフエムとちぎ
25	災害に係る情報発信等に関する協定	L I N Eヤフー㈱
26	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンブランニング㈱栃木総支社
27	災害時の応急対策業務の実施に関する協定	(社) 栃木県建設業協会烏山支部

28	災害時における応急対策への協力に関する協定	(一社) 栃木県自動車整備振興会 南那須支部
29	災害時における対策業務の応援協力に関する協定	(一社) 栃木県建築士会
30	災害時における相互協力に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社
31	災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株)栃木総支社
32	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	栃木県電気工事業工業組合

○その他関連する第3者間の協定等一覧

No.	名称	締結者
1	災害時における避難所施設としての使用に関する覚書	(有) ホットクレール、 高峰パークタウン自治会
2	災害時における避難所施設としての使用に関する覚書	志鳥自治会 (3自治会)、 川井自治会 (3自治会)、 リンレイテープ(株)栃木工場

〔条 例 等〕

○那須烏山市防災会議設置及び運営条例

平成17年10月 1 日条例第43号

改正

平成20年 2 月12日条例第 1 号

平成24年 9 月14日条例第32号

令和 2 年 3 月 3 日条例第23号

那須烏山市防災会議設置及び運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、市長の附属機関としての防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第16条第1項の規定により、市に那須烏山市防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 防災会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市の地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(組織等)

第4条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市を管轄区域とする警察署の長
 - (2) 栃木県烏山土木事務所長
 - (3) 南那須地区広域行政事務組合消防本部消防長
 - (4) 消防団長
 - (5) 教育長
 - (6) 市長が指名する市の職員
- 6 前項第6号の委員は、10人以内とする。

7 会長及び委員は、非常勤とする。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 栃木県の職員

(3) 市の職員

(4) 防災に関し識見を有する者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

一部改正〔令和2年条例23号〕

(報酬等)

第6条 防災会議の委員（第4条第5項第4号の委員に限る。）及び専門委員（前条第2項第4号の委員に限る。）の報酬及び費用弁償については、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第31号）の定めるところによる。

一部改正〔令和2年条例23号〕

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務課において処理する。

一部改正〔平成20年条例1号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年2月12日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月3日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

○那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例

平成17年10月 1 日条例第44号

改正

平成24年 9 月14日条例第32号

那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(設置)

第2条 災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、市に那須烏山市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

一部改正〔平成24年条例32号〕

(所掌事務)

第3条 災害対策本部は、市の防災会議と緊密な連絡のもとに、地域防災計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(組織)

第4条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第6条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 9 月14日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

発令 平成25年10月1日号外内閣府告示第228号

最終改正 令和5年6月16日号外内閣府告示第91号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

（救助の程度、方法及び期間）

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。
- ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百四十円以内とすること。
- ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。
- ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。
- ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法

により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千二百円	二万四千六百円	三万六千五百円	四万三千六百円	五万五千二百円	八千円
冬季	三万千八百円	四万千円	五万七千二百円	六万六千九百円	八万四千三百円	一万六千六百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千三百円	八千四百円	一万二千六百円	一万五千四百円	一万九千四百円	二千七百円
冬季	一万円	一万三千二百円	一万八千八百円	二万二千三百円	二万八千四百円	三千七百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、そ

の修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千八百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 五千百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千六百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つば及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千百円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

- イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

- イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。
 - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - (2) 死体の一時保存
 - (3) 検案
- ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とすること。
- 三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 被災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の捜索
 - ヘ 死体の処理
 - ト 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

（実費弁償）

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする

こと。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第一九号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月三十一日内閣府告示第四四号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一二号〕

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三五号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日内閣府告示第五一号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年九月三〇日内閣府告示第八九号〕

令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年一〇月二三日内閣府告示第三七八号〕

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和三年五月二〇日内閣府告示第七一号〕

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行の日（令和三年五月二十日）から適用する。

前 文〔抄〕〔令和三年六月一八日内閣府告示第七六号〕

公布の日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和四年三月三十一日内閣府告示第三七号〕

令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和五年三月三十一日内閣府告示第三六号〕

令和五年四月一日から適用する。

附 則〔令和五年六月一六日内閣府告示第九一号〕

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

○災害救助法施行細則（昭和35年5月2日栃木県規則第35号）第8条によ

り知事が別に定める実費弁償の額（令和6年度）

1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

災害救助法第7条第5項の規定による実費弁償の限度（日当、超過勤務手当、費用弁償）

職種	日当	超過勤務手当 (1時間当たり)	費用弁償額
医師 歯科医師	22,600円	4,520円	職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の摘要を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額とする。
薬剤師 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 歯科衛生士	15,700円	3,140円	
保健師 助産師 看護師 准看護師	14,800円	2,960円	
救急救命士	14,500円	2,900円	
土木技術者 建築技術者	15,000円	3,000円	
大工	29,500円	5,900円	
左官	30,000円	6,000円	
とび職	27,600円	5,520円	

2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定をする者

業者のその地域における慣行料金による支出実績額に手数料として、その百分の三の額を加算した額以内とする。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(早見表)

〔令和6年1月1日現在〕

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	1 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあつての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	1 基本額 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難にあつての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住宅を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じた設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間				備 考				
炊き出しその他の による食品の給 与	1 避難所に収容さ れた者 2 住家に被害を受 け、若しくは災害 により現に炊事の できない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日か ら7日以内				費用は、主食、副食及び燃料 等の経費（食品給与のための総 経費を延給食日数で除した金額 が限度額以内であればよい。（1 食は1／3日））				
飲料水の供給	現に飲料水を得る ことができない者 （飲料水及び炊事 のための水である こと。）	当該地域における通常 の実費	災害発生の日か ら7日以内				費用は、水の購入費のほか、 給水又は浄水に必要な機械又は 器具の借上費、修繕費及び燃料 費並びに薬品又は資材の費用 （輸送費、人件費は別途計上）				
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊（焼）、流 失、床上浸水（土砂 のたい積等により一 時的に居住すること ができない状態と なったものを含む。 以下同じ。）、全島避 難等により、生活上 必要な被服、寝具 その他生活必需品を喪 失又は損傷等により 使用することができ ず、直ちに日常生活 を営むことが困難な 者	1 夏季（4月～9月）、冬 季（10月～3月）の季別 は災害発生の日をもつて 決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日か ら10日以内				1 備蓄物資の価格は時価（特 に著しい物価の変動が無い限 り、年度当初の時価として差 し支えない。） 2 現物給付に限ること。			
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 （1人増すごとに 加算）		
		全 全 流	壊 焼 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000	
				冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	
		半 半 床	壊 焼 上 浸 水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	
				冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
医療	医療の途を失った 者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材 料、破損医療器具修繕費 等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬 の額以内 3 施術者 協定料金の額以内		災害発生の日か ら14日以内				患者等の移送費は、別途計上			
助産	災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者であつ て災害のため助産の 途を失った者（出産 のみならず、死産及 び流産を含み現に助 産を要する状態にあ る者）	1 救護班等 使用した衛生材料等の 実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以 内の額		分べんした日か ら7日以内				妊婦等の移送費は、別途計上			
被災者の救出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明の状態 にある者	当該地域における通常 の実費		災害発生の日か ら3日以内				1 費用は、舟艇その他救出の ための機械、器具等の借上費 又は購入費、修繕費及び燃料 費（輸送費、人件費は、別途 計上） 2 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 搜索」として取り扱う。			

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	住家が半壊（焼）、準 半壊し、雨水の浸入 等を放置すれば住家 の被害が拡大するお それがある者	緊急修理が必要な部分 1 世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日か ら10日以内	費用は、合成樹脂シート、ロ ープ、土のう等を用いて行う修 理費
	1 住家が半壊 （焼）、準半壊し、 自らの資力により 応急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分 1 世帯当たり 1 2 に掲げる世帯以外の 世帯 706,000円以内 2 半壊（焼）、準半壊によ り被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日か ら3ヶ月以内（特 定災害対策本部、 非常災害対策本部 又緊急災害対策本 部が設置された災 害にあつては6ヶ 月以内）	
生業に必要な資 金の貸与	住家が全壊（焼）、 流失し、生業の手段 を失った世帯（生業 の見込みが確実な具 体的事業計画があり、 償還能力のある 者に限る。）	1 生業費 1 件当たり 30,000円以内 2 就職支度費 1 件当たり 15,000円以内	災害発生の日か ら1ヶ月以内	1 費用は、機械、器具又は資 材の購入費 2 貸与機関 2 年以内 3 利子 無利子
学用品の給与	住家の全壊（焼）、 流失、半壊（焼）又 は床上浸水により学 用品を喪失又は損傷 等し、就学上支障の ある小学校児童、中 学校生徒及び高等学 校等生徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材実費 2 文房具及び通学用品 (1) 小学校児童 1 人当たり 4,800円以内 (2) 中学校生徒 1 人当たり 5,100円以内 (3) 高等学校等生徒 1 人当たり 5,600円以内	1 教科書 災害発生の日 から1ヶ月以内 2 文房具及び通 学用品 災害発生の日 から15日以内	1 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。 2 同一品目で価格の異なる場 合は、平均価格をもって精算 して差し支えない。 3 市の救助の範囲は、原則と して市立小中学校の児童生徒 となる。
埋葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者 に支給	1 大人（12歳以上） 1 体当たり 219,100円以内 2 小人（12歳未満） 1 体当たり 175,200円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態に あり、かつ、各般の 事情によりすでに死 亡していると推定さ れる者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら10日以内	1 費用は、舟艇その他救出の ための機械、器具等の借上費 又は購入費、修繕費及び燃料 費（輸送費、人件費は、別途 計上） 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡した者と推定 している。
死体の処理	災害の際死亡した 者について、死体に関 する処理（埋葬を除く。） をする。	1 洗浄、縫合、消毒等 1 体当たり 3,500円以内 2 一時保存 (1) 既存建物借上費 通常の実費 (2) 既存建物以外 1 体当たり 5,500円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日か ら10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計 上 3 死体の一時保存にドライア イスの購入費等が必要な場合 は当該地域における通常の実 費を加算できる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 日当 法第7条第一1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 2 時間外勤務手当 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内 3 旅費 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内	救助の実施が認められる期間以内	
	災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	国庫負担を行う年度における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、下表の1から7までに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。
		1 30,000,000円以下の部分の金額については100分の10 2 30,000,000円を超え60,000,000円以下の部分の金額については100分の9 3 60,000,000円を超え100,000,000円以下の部分の金額については100分の8 4 100,000,000円を超え200,000,000円以下の部分の金額については100分の7 5 200,000,000円を超え300,000,000円以下の部分の金額については100分の6 6 300,000,000円を超え500,000,000円以下の部分の金額については100分の5 7 500,000,000円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔様式等〕

○栃木県火災・災害等即報要領報告様式

第1号様式(火災)

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(Tel)

(月 日 時 分現在)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分) (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽 症 人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²
焼損程度	焼損 棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 計 棟 ぼ や 棟	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機 人		
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式(特定の事故)

第

報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分		
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)			
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(Tel)		
事故名 1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故 (月 日 時 分現在)					
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名					
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ()	物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等	人 (人)		
		重症	人 (人)		
		中等症	人 (人)		
		軽症	人 (人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部 (署)	台人	
			消防団	台人	
			消防防災ヘリコプター	機人	
			海上保安庁	人	
			自衛隊	人	
	その他	人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 3 号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第

報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			
		報告者名	(TEL)

(月 日 時 分現在)

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	
	計 人	重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数 (見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）〔災害概況即報〕

第 報

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(Tel)

(月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者			人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟	
		うち 災害関連死者			人			人		半壊		棟	床下浸水		棟	
		不明			人		軽傷			人	一部 損壊		棟	未分類		棟
119 番通報の件数																
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況															
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他市町が講じた応急対策															

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
- 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
- 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
- 4 住民の避難の状況について確認する。(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。)
- 5 道路、崖崩れの状況について確認する。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙
（避難指示等の発令状況）

市町名 ()

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）〔被害状況即報〕

終日 ⇒NW-FAX発信特番-500-2146/NTT-FAX 028-623-2146		送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136) ※第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。【県から要求した場合は除く】												
市町名 (消防本部名)		報告者名 (TEL)		区分			被害	区分		被害	災害対策本部等の設置状況	県	市町	団体
災害名 ・ 報告番号				災害名 第 報 (月 日 時現在)		流出・埋没 ha			公立文教施設 千円					
流出・埋没 ha			冠水 ha			農林水産業施設 千円								
流出・埋没 ha			冠水 ha			公共土木施設 千円								
学校 箇所			小計 千円			公共施設被害市町数 団体								
病院 箇所			道路 箇所			農業被害 千円								
橋りょう 箇所			河川 箇所			林業被害 千円								
砂防 箇所			清掃施設 箇所			畜産被害 千円								
鉄道不通 箇所			被害船舶 隻			水産被害 千円								
被害船舶 隻			水道 戸			商工被害 千円								
水道 戸			電話 回線			被害総額 千円								
電気 戸			ガス 戸			119 番通報件数		件						
ガス 戸			ブロック塀等 箇所			災害の概況								
ブロック塀等 箇所			被災世帯数※2 世帯			応急対策の状況								
被災者数※2 人			建物 件			消防機関等の活動状況								
建物 件			危険物 件			(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること)								
危険物 件			その他 件			自衛隊の災害派遣		その他						
その他 件			火災発生 ※3			自衛隊の災害派遣		その他						

◎用語の定義については、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」によるが、特に次のことに注意すること。

※1 非住家は全壊及び半壊の被害を受けたものののみ計上すること。

※2 リ災世帯及びリ災者数は全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった世帯及び人数を計上すること。

※3 火災発生については地震又は火山噴火の場合のみ計上

◎ 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

〔そ の 他〕

○種類別指定文化財一覧

指定別	文化財名	所在
無形文化財		
国選択	程村紙	福田製紙所
有形：建造物		
市	安楽寺山門（四脚門） 附棟札1枚	安楽寺（田野倉）
市	安楽寺薬師堂 附棟札及び宮殿	安楽寺（田野倉）
市	加茂神社本殿及び雨覆	加茂神社（月次）
市	神長門（烏山城裏門）	個人蔵
市	太平寺仁王門	太平寺（滝）
市	大久保常春公厨子（宮殿）	寿亀山神社（中央3）
市	太平寺本堂	太平寺（滝）
市	稲積神社本殿	稲積神社（下境）
市	鹿島神社本殿 附置札・鏡・宗源宣旨	鹿島神社（森田）
市	愛宕神社本殿 附棟札及び置札	愛宕神社（志鳥）
県	宮原八幡宮本殿	宮原八幡宮（宮原）
有形：絵画		
市	是貞房浄因之図	法康寺（鴻野山）
市	弁天星祭図	個人蔵
市	鯛と酒樽の祝図	個人蔵
市	玉屋渡辺藤兵衛肖像画	個人蔵
市	安藤寿貞肖像画	個人蔵
市	梅に朝日図	個人蔵
市	鶏図	個人蔵
市	出開帳図（神楽一万度御旅）	個人蔵
市	商売繁盛図	個人蔵
市	花咲翁図	個人蔵
市	鶴の図	個人蔵
市	鮎の図	個人蔵
市	唐美人の図	個人蔵
県	板絵著色 楊貴妃図	稲積神社（下境）
県	板絵著色 韓信の股くぐり図	稲積神社（下境）

有形：彫刻		
市	木造 十二神将立像	安楽寺（田野倉）
市	木造 不動明王立像	安楽寺（田野倉）
市	木造 阿弥陀如来坐像	小白井
市	木造 日光・月光菩薩及び十二神将立像	西光寺（熊田）
市	木造 伝薬師三尊立像	曲田
市	木造 伝阿弥陀三尊像	曲田
市	木造 薬師如来坐像	芳朝寺（森田）
市	木造 阿弥陀如来立像（伝御前立）	松原寺（三箇）
市	木造 風神・雷神像	太平寺（滝）
市	木造 二十八部衆像	太平寺（滝）
市	木造 仁王像	太平寺（滝）
市	木造 延命地藏菩薩坐像	正光寺（興野）
市	銅造 聖観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 薬師如来立像	中山
市	銅造 聖観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 弥勒菩薩立像	個人蔵
市	銅造 観世音菩薩立像	個人蔵
市	銅造 千手観音菩薩立像	個人蔵
市	木造 地藏菩薩立像	正光寺（興野）
市	木造 毘沙門天立像・両脇侍像	一乗院（金井１）
市	木造 阿弥陀如来立像	善念寺（金井１）
市	銅造 聖徳太子誕生仏様像	天性寺（南１）
市	銅造 阿弥陀如来立像	宝蔵寺（小木須）
市	木造 聖観音菩薩立像	東泉寺（小倉）
県	木造 薬師如来坐像	安楽寺（田野倉）
県	木造 薬師如来坐像	西光寺（熊田）
県	銅造 阿弥陀三尊立像	西方寺（月次）
県	松倉山観音堂仏像	長久寺（大木須）
県	木造 千手観音菩薩立像	太平寺（滝）
県	金銅 観音立像	横枕
有形：工芸品		
市	甲冑	寿亀山神社（中央３）
市	軍扇（２柄）	宮原八幡宮（宮原）
市	神納麾	宮原八幡宮（宮原）

市	透し彫嵌込み扉	太平寺（滝）
市	伝堀家軍陣用湯釜附箱	那須烏山市
市	山あげ屋台（6台）	金井2他
市	刀 銘 下野国烏山住一心斎貫	個人蔵
県	刀 銘 作陽幕下士細川正義同正守造之	個人蔵
県	わきざし 銘 陸奥守藤原将応	個人蔵
県	天蓋	太平寺（滝）
県	旗図罽	個人蔵
県	太刀 栗原昭秀作	個人蔵
有形：古文書		
市	享保の町絵図	那須烏山市
市	享保五庚子年御裁許御裏書絵図他4点	向田
市	烏山領下境村小木須村馬草場訴論絵図	個人
市	元禄の裁許絵図	個人
市	川俣家文書（弓術関係文書他）	個人
市	城主拝命時指示書	個人
市	郷中御条目九十二か条	個人
市	差出帳（酒主村差出帳）	那須烏山市
市	差出帳（志鳥村指出案詞）	個人
市	藩政心得三十か条	那須烏山市
市	興野村検地帳	個人
市	寛政の町絵図附町絵図箱	個人
有形：書跡・典籍		
市	赤坂町祭礼記録	那須烏山市
市	民家分量記	那須烏山市
市	大般若経	宝幢院（上境）
有形：考古資料		
市	珠文鏡（東原古墳群出土）	那須烏山市
市	小志鳥横穴墓群出土品	那須烏山市
市	吉原横穴墓群出土品	那須烏山市
市	縄文土器（滝川前遺跡出土）	那須烏山市
市	縄文土器（泉遺跡出土）	那須烏山市
市	人物埴輪頭部（塙平古墳出土）	那須烏山市
市	縄文土器・土師器（中山地内出土）	個人蔵
市	縄文土器（滝川前遺跡出土）	個人蔵

市	大型握槌石器 2点（宮原遺跡出土）	那須烏山市
市	縄文土器（泉遺跡出土）	個人蔵
有形：歴史資料		
市	大久保常春公木像	寿亀山神社（中央3）
市	勅額大寂院	泉溪寺（金井1）
市	町絵図改帳	個人
市	お六姫遺書写	個人
市	領知目録（2点）	個人
市	下野烏山領騒動記	個人
市	烏山城追手門親柱礎石（1対）	那須烏山市
市	ギリシタン禁制々札	個人
市	徒党強訴逃散禁止制札	個人
市	徒党強訴逃散禁止制札	那須烏山市
市	烏山八景の碑	東江神社（滝田）
市	中世文書（8点）	天性寺（南1）
市	円応関係文書（4点）	天性寺（南1）
市	松下石見守寄進状	天性寺（南1）
市	東皐心越禅師南台八景詩巻	天性寺（南1）
市	那須系図（2巻）	天性寺（南1）
市	烏山仕法関係文書（8点）	天性寺（南1）
市	堀家関係文書（6点）	天性寺（南1）
市	木造 源翁和尚椅像	泉溪寺（金井1）
市	烏山城主大久保家累代位牌	太平寺（滝）
市	圃祖法変更記念碑実記	個人
市	織田信長公位牌	天性寺（南1）
有形民俗		
市	加茂神社の献額・絵馬群（18点）	加茂神社（月次）
市	間引絵馬	太平寺（滝）
市	宮原八幡宮絵馬（3点）	宮原八幡宮（宮原）
市	巴御前絵馬	稲積神社（下境）
市	二十三夜供養塔	那須烏山市
市	道祖神	下境
市	稲積神社の献額・絵馬群（45点）	稲積神社（下境）
市	宝篋印塔	太平寺（滝）
市	木造 青面金剛立像	大木須

市	一字一石経	妙光寺（南１）
市	阿弥陀堂千体仏	太平寺（滝）
無形民俗		
市	熊田太々神楽	熊田
市	森田の獅子舞	森田
市	興野ささら獅子舞	興野
市	宮原八幡宮観世流太々神楽	宮原
市	下境佐々良獅子舞	下境
国選択	塙の天祭	三箇
国重要	烏山の山あげ行事	中央
史跡		
市	曲田横穴墓群	曲田
市	大和久古墳群	南大和久
市	十二口横穴墓群	南大和久
市	放下僧館跡	大里
市	芝下横穴墓群	曲田
市	大田原氏累代の墓碑	芳朝寺（森田）
市	小志鳥横穴墓群	志鳥
市	久保前古墳	藤田
市	御救小屋跡	天性寺（南１）
市	円応和尚の墓	天性寺（南１）
市	菅谷八郎右衛門の墓	天性寺（南１）
市	那須家六代の墓	天性寺（南１）
市	中山横穴墓群	中山
市	大久保次郎左衛門の墓	妙光寺（南１）
市	阿弥陀堂板碑	個人蔵
市	渡邊潭北の墓	個人蔵
市	庭園	個人蔵
市	耕便門の碑	旭
国	長者ヶ平官衙遺跡附東山道跡	鴻野山
国	烏山城跡	城山
天然記念物		
市	高瀬のカヤ	高瀬
市	弁天様の大イチョウ	森田
市	高尾神社のケヤキ	曲畑

市	志鳥の傘藤	志鳥
市	志鳥の一本杉	志鳥
市	西山辰街道の大桜	八ヶ代
市	諏訪神社のコウヤマキ	八ヶ代
市	上川井のツガ	上川井
市	太平寺のカヤ	滝
市	宝蔵寺のカヤ	小木須
市	宝幢院のカヤ	上境
市	ヒカゲツツジ	下境
市	イワウチワ	興野
市	クモノスシダ	大木須
市	稲積城址の祠叢	下境
市	国見大久保のユコウ	小木須
市	向田のナツメ	向田
県	菩提久保のボダイジュ	八ヶ代

〔令和6年1月1日現在〕

○避難指示等の判断・伝達マニュアル

〔平成24年度策定〕

〔令和6年度改定〕

風水害編

1 対象とする河川

避難指示等の対象となる河川は下表のとおりであるが、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- (3) 浸水深が50cmを上回る（膝上まで浸水が来ている）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm程度でも歩行不可能であること。
- (4) 用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上10cm程度でも危険であること。

避難指示等の対象河川

河川名	基準観測所	備考
那珂川	小 口	国管理
荒 川	連城橋	県管理
簗 川	佐久山	県管理
その他の中小河川		

2 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等は、下表を参考に、今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。なお、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、河川の上流部でどのような状況になっているか、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (3) 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと。
- (4) 避難指示等の発令基準に達したときは、災害の危険性が高まっている状況であることから、避難場所の開設が間に合っていない場合においても、躊躇なく発令を行うこと。

避難指示等の発令基準

指定河川の洪水に係る避難指示等の発令基準	
基準観測所	那珂川：小口観測所、荒川：連城橋観測所、箒川：佐久山観測所
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合又は 氾濫危険水位に達すると見込まれる場合 那珂川：5.00m 荒川：2.00m 箒川：3.50m ▷ 氾濫警戒情報が発表されたとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 那珂川：5.50m 荒川：2.50m 箒川：4.00m ▷ 氾濫危険情報が発表されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 氾濫が発生したとき。 ▷ 堤防が決壊したとき。
指定河川以外の中小河川の洪水に係る避難指示等の発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 気象庁の洪水キキクルにおいて、危険度が警戒（赤）に達したとき。 ▷ 市が把握した情報を解析した結果、市長が発令が必要であると判断したとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 気象庁の洪水キキクルにおいて、危険度が非常に危険（うす紫）に達したとき。 ▷ 市が把握した情報を解析した結果、市長が発令が必要であると判断したとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 氾濫が発生したとき。 ▷ 堤防が決壊したとき。

3 避難指示等の伝達内容等

(1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

避難指示等の例文

警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル3、高齢者等避難開始！ 警戒レベル3、高齢者等避難開始！ こちらは、那須烏山市です。 ○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 ○○地区の洪水浸水想定区域内の、高齢者や障害のある方等、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。避難場所への避難が困難な方は近くの安全な所に避難ください。 それ以外の方は避難を準備し、危険を感じたら早めに避難ください。
警戒レベル4 避難指示	警戒レベル4、避難指示！ 警戒レベル4、避難指示！ こちらは、那須烏山市です。 ○○川が増水し氾濫するおそれが高まったため、○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。 ○○地区の洪水浸水想定区域内にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移転するなど、身の安全を確保してください。
警戒レベル5 緊急安全確保	警戒レベル5、緊急安全確保！ 警戒レベル5、緊急安全確保！ こちらは、那須烏山市です。 ○○川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ ○○地区の洪水浸水想定区域に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移転するなど、直ちに身の安全を確保してください。 命を守る最善の行動をお願いします。

(2) 避難指示等の伝達先

次の伝達先等に対し、災害の状況等に応じて伝達するものとする。

- ① 住民等（住民、自治会長、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者等）

② 避難行動要支援者・福祉関係機関等（避難行動要支援者名簿の登録者・支援者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）

③ 防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

(3) 避難指示等の伝達手段

次の伝達手段等を用いて、災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- ③ 市防災行政情報メール
- ④ エリアメール・緊急速報メール
- ⑤ 消防サイレン
- ⑥ 消防団車両
- ⑦ 市広報車
- ⑧ 消防団員による個別訪問
- ⑨ 消防関係機関、警察等による個別訪問
- ⑩ 市ホームページ
- ⑪ ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- ⑫ 自治会、自主防災組織への電話
- ⑬ Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送
- ⑭ とちぎテレビデータ放送

土砂災害編

1 対象とする区域

- (1) 避難指示等の対象となる区域は土砂災害警戒区域を主とするが、運用にあたっては、次の事項に留意する。
- ① 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
 - ② 土砂災害警戒情報が発表された場合は、土砂災害警戒情報に関する補足情報や警戒区域図を参考に、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
 - ③ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、事態の進行・状況に応じて、避難指示等の発令区域を適切に判断すること。
- (2) 避難の際には、次の事項に留意する。
- ① 避難場所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域内の通過は可能な限り避けること。土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。溪流を渡って対岸に避難することは避けること。
 - ② 避難場所への避難が困難な場合には、生命を守る最低限の行動として、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の2階以上（斜面と反対側の部屋）に避難することを心がけること。

2 避難指示等の発令の判断基準（具体的な考え方）

避難指示等は、下表を参考に、今後の気象予測や土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。なお、運用にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換すること。
- (2) 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努めること。
- (3) 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行うこと
- (4) 避難指示等の発令基準に達したときは、災害の危険性が高まっている状況であることから、避難場所の開設が間に合っていない場合においても、躊躇なく発令を行うこと。

避難指示等の発令基準

土砂災害に係る避難指示等の発令基準	
警戒レベル3 高齢者等避難	▷ 大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ▷ 気象庁の土砂キキクルにおいて、危険度が警戒（赤）に達したとき。 ▷ 前兆現象（湧き水・地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき。
警戒レベル4 避難指示	▷ 土砂災害警戒情報が発表された場合 ▷ 気象庁の土砂キキクルにおいて、危険度が非常に危険（うす紫）に達したとき。 ▷ 前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。
警戒レベル5 緊急安全確保	▷ 土砂災害が発生した場合 ▷ 土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。

3 避難指示等の伝達内容等

(1) 避難指示等の伝達内容

下記の例文を参考に、事態の状況に応じて伝達する。

避難指示等の例文

警 戒 レ ベ ル 3 高 齢 者 等 避 難	警戒レベル3、高齢者等避難開始！ 警戒レベル3、高齢者等避難開始！ こちらは、那須烏山市です。 土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域内の、高齢者や障害のある方等、避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。避難場所への避難が困難な方は近くの安全な所に避難ください。 それ以外の方は避難を準備し、危険を感じたら早めに避難ください。
警 戒 レ ベ ル 4 避 難 指 示	警戒レベル4、避難指示！ 警戒レベル4、避難指示！ こちらは、那須烏山市です。 土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4、避難指示を発令しました。 〇〇地区の土砂災害警戒区域内にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
警 戒 レ ベ ル 5 緊 急 安 全 確 保	警戒レベル5、緊急安全確保！ 警戒レベル5、緊急安全確保！ こちらは、那須烏山市です。 那須烏山市に大雨特別警報（土砂災害）が発表されました。 〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。 命を守る最善の行動をお願いします。

(2) 避難指示等の伝達先

次の伝達先等に対し、災害の状況等に応じて伝達するものとする。

- ① 住民等（住民、自治会長、民生委員・児童委員、自主防災組織代表者等）
- ② 避難行動要支援者・福祉関係機関等（避難行動要支援者名簿の登録者・支援者、市社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等）
- ③ 防災関係機関等（消防署、消防団、警察署、県、国等）

(3) 避難指示等の伝達手段

次の伝達手段等を用いて、災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。

- ① 防災行政無線
- ② 防災Infoなすからすやま（戸別受信機含む。）
- ③ 市防災行政情報メール
- ④ エリアメール・緊急速報メール
- ⑤ 消防サイレン
- ⑥ 消防団車両
- ⑦ 市広報車
- ⑧ 消防団員による個別訪問
- ⑨ 消防関係機関、警察等による個別訪問
- ⑩ 市ホームページ
- ⑪ ソーシャル・ネットワーキング・サービス
- ⑫ 自治会、自主防災組織への電話

- ⑬ Lアラートを通じたテレビ、ラジオ放送
- ⑭ とちぎテレビデータ放送

付録



那須烏山市 国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月
栃木県 那須烏山市



目 次

第1章 本計画の基本的事項

- 1 策定の趣旨 1
- 2 本計画の位置づけ 2
- 3 地域防災計画との関係 3
- 4 計画期間 3

第2章 本計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 4
- 2 基本目標 4
- 3 基本方針 5

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方 6
- 2 想定するリスク 6
- 3 リスクシナリオの設定 6
- 4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野 . . . 8
- 5 脆弱性の分析結果 8

第4章 強靱化の推進方針

- 1 施策分野ごとの推進方針 11
- 2 個別施策の推進方針 12
- 3 重要業績評価指標 23

第5章 本計画の推進と進捗管理

- 1 優先的に取り組む施策 24
- 2 各種施策の推進と進捗管理 25

別 紙 国土強靱化を推進するために実施する個別事業一覧

第1章 本計画の基本的事項

1 策定の趣旨

我が国では、近年、気候変動の影響等により全国的に豪雨災害が頻発化、激甚化しているほか、近い将来、首都直下地震や南海トラフ巨大地震が想定されるなど、大規模自然災害への備えが大きな課題となっています。

こうした中、国では、平成23年に発生した東日本大震災等の教訓を踏まえ、大規模自然災害に備えた強靱な国づくりを推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を平成25年に制定するとともに、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を平成26年（平成30年改訂）に策定したところです。さらに、国基本計画に基づき、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を平成30年12月に閣議決定するとともに、令和4年度頃からは、国土強靱化に関連する各府省庁の補助金や交付金事業について、各自治体の地域計画に位置づけされていることを採択要件とするなど、国土強靱化を一層、加速させることとしています。

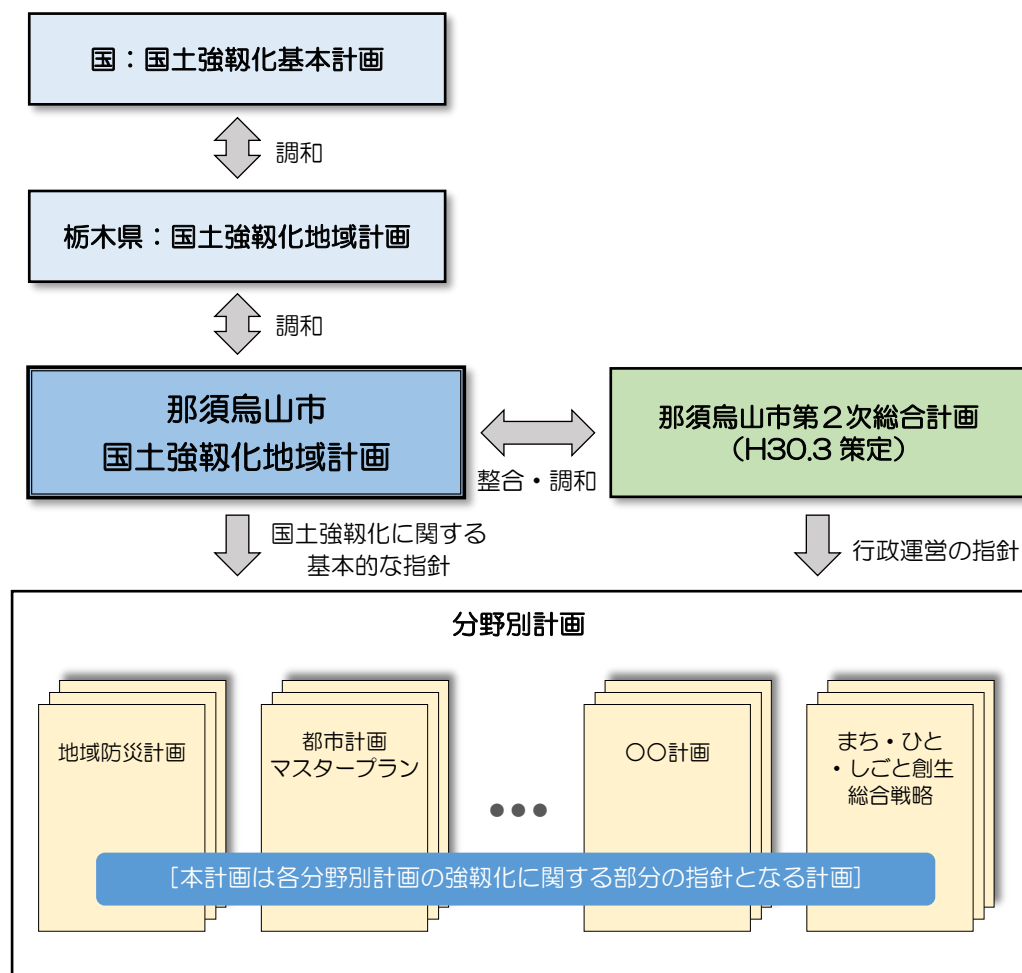
本市においては、東日本大震災をはじめ、令和元年東日本台風など、これまでも、幾度となく大規模自然災害が発生し、市民生活や地域経済に大きな影響をもたらしてきたところです。そこで、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国基本計画や「栃木県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」との調和を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するため、「那須烏山市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定することとします。

2 本計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画であり、国基本計画及び県地域計画との調和を保ちながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針となる計画として策定します。

なお、本市の最上位計画である第2次総合計画や地域防災計画と整合性を図るものとします。

《 本計画の位置づけ 》



3 地域防災計画との関係

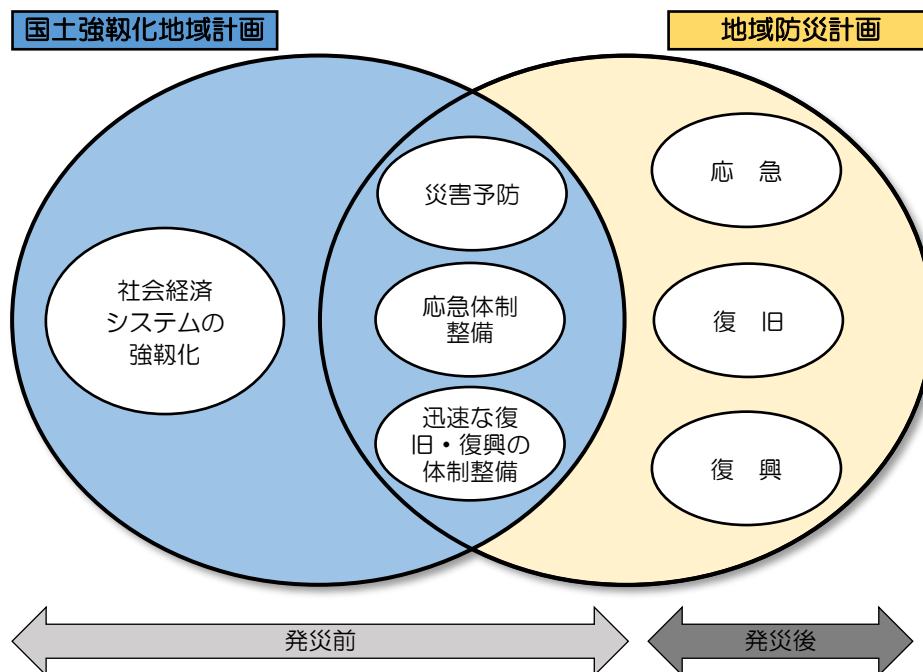
本計画は、本市の国土強靱化に関する基本的な方針を示した計画であることから、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」においても指針となります。

本計画の策定後は、その指針に基づき、必要に応じて「地域防災計画」の見直しを行います。

《 地域防災計画との比較 》

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
根拠法令	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法
計画の目的	自然災害全般を想定し、地域社会の強靱化を目指す	災害の種別ごとに、発生時及び発生後の対応力の強化を目指す
施策内容	人命保護や被害の最小化などを行うため、最悪の事態を回避する施策	予防、応急、復旧、復興などの具体的な施策
対象となる局面	災害発生前	災害発生時・発生後

《 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性 》



4 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 本計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、防災・減災と地域の発展を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえつつ、第2次総合計画の基本理念である「みんなの知恵と協働による‘ひかり輝く’まちづくり」の実現に向けて、次のとおり設定します。

- いかなる自然災害が発生しようとも、
- ①市民の生命の保護が最大限図れること
 - ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
 - ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
 - ④迅速な復旧・復興に取り組むこと
- を目指して、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心なまちづくりを進めます。

2 基本目標

本市の強靱化を推進するために必要な事項として、国基本計画や県地域計画を踏まえ、次の8つの基本目標を設定します。

- ①直接死を最大限防ぐこと
- ②救助・救急活動や医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
- ③必要不可欠な行政機能は確保すること
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること
- ⑤経済活動（サプライチェーン※を含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

※ サプライチェーン…製品の原材料の調達から製造、配送、販売、消費までの一連の流れのこと。

3 基本方針

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、国基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を踏まえ、次のとおり推進します。

(1) 基本姿勢

- ・人口減少や高齢化の更なる進展、各種社会資本の老朽化など、本市を取り巻く社会情勢を踏まえた施策を推進します。
- ・災害時にすべての市民等が円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人に十分に配慮して対策を講じます。
- ・自助、共助、公助を基本として、国、県、市民、民間事業者等と適切な連携と役割分担の下、施策に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・防災拠点施設の整備や建築物の耐震化等のハード対策と、防災訓練や防災教育の実施等のソフト施策を適切に組み合わせ推進します。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時における市民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等にも資する対策となるよう留意します。

(3) 効果的な施策の推進

- ・限りある資源（人、モノ、予算）の中で、効率的、効果的に国土強靱化を進めるためには、「人命保護」を第一に優先的に取り組む施策を明確にし、選択と集中による施策の重点化を図り推進します。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

強靱化を進めるためには、本市において想定される「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、それらに対する弱点を洗い出し、分析・評価を行う必要があります。

国基本計画及び県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針を定めています。

本計画においても、国や県が実施した手法を参考に脆弱性評価を行うこととします。

2 想定するリスク

国基本計画及び県地域計画では、大規模自然災害全般によるリスクを想定しており、本市においても、近年の自然災害状況を踏まえながら、今後発生が懸念される「大規模地震」や年々発生頻度が高まっている「大雨による浸水」、さらに、大型化・強力化している「台風による風水害」などの「大規模自然災害全般」によるリスクを想定します。

なお、本市は、茨城県にある日本原子力発電東海第二発電所と比較的近距离に位置することから、平成23年に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、「原子力災害（放射性物質の放出等）」を想定するリスクに含めることとします。

3 リスクシナリオの設定

想定するリスクを基に、国基本計画及び県地域計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境や地域特性を踏まえて、次のとおり「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定します。

《 本計画におけるリスクシナリオ 》

基本目標		No.	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や密集市街地・不特定多数の方が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動や医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な情報通信機能の停止や情報伝達の不備
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道、污水处理施設等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態
		8-3	貴重な自然環境や文化遺産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

本計画では、国基本計画及び県地域計画において設定された施策分野を参考にしながら、一体的かつ効果的な取り組みとするため、次のとおり4つの施策分野を設定します。

《 リスクシナリオ回避のための4つ施策分野 》

施策分野	主な内容
A. 行政機能・防災	・防災拠点の機能確保 ・消防、救助・救急活動の確保
B. 都市・インフラ・環境	・住宅・建築物の耐震化 ・都市基盤の整備、適正な土地利用 ・環境の保全
C. 市民生活	・保健医療、福祉の確保 ・地域活動、地域防犯活動の維持 ・教育環境の確保
D. 経済・産業	・経済活動の維持 ・農林業の保全 ・エネルギーの確保 ・情報通信機能の確保 ・交通、物流機能の維持

5 脆弱性の分析結果

各リスクシナリオに関連する本市の取り組み状況や課題等の有無について、分析、評価を行いました。評価結果については、次頁のとおりです。



令和元年東日本台風による冠水被害 ▶

《 リスクシナリオに基づく脆弱性の分析結果 》

1. 直接死を最大限防ぐこと

- 建物の大規模倒壊や不特定多数の方が集まる施設における火災への備えとして、平時から市民をはじめ、学校の児童・生徒や各種施設の施設管理責任者等に対する防災意識の啓発が必要。
- 災害時における空き家や電柱の倒壊は、迅速な避難、消火、救助・救急活動や物資輸送等の妨げとなることから、倒壊の危険がある空き家の除却や幹線道路における無電柱化等の対策が必要。
- 地域における迅速かつ的確な避難、消火、救助・救急活動等のため、消防団員の確保と資質向上、自主的な地域防災組織の体制づくりの推進が必要。
- 那珂川をはじめとする各河川流域の水害を最小限に抑えるためには、国・県と連携した治水対策や適正な河川管理、市による河川管理施設の維持管理が必要。
- 土砂災害に対しては、「洪水・土砂災害ハザードマップ」による危険区域の周知や防災意識の醸成のほか、国・県と連携した対策強化が必要。

2. 救助・救急活動や医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

- 乳幼児から高齢者まで被災時の生活に必要な物資を確保するため、平時からの備蓄とともに、関係機関・団体との協定に基づく円滑な物資供給や緊急輸送の体制強化が必要。
- 被災者の生活確保及び緊急輸送道路等のネットワーク維持のため、土砂災害警戒区域が指定されている那珂川左岸側地域をはじめとした孤立想定地区の把握と対策が必要。
- 災害時の迅速かつ的確な救助・救急活動等のため、近隣市町、警察署、広域行政事務組合との相互応援や医療関係機関との連携の強化が必要。
- 避難生活における市民の健康を維持するため、避難所等での新型インフルエンザ等感染症の拡大予防や避難生活の長期化による健康状態の相談体制の強化が必要。

3. 必要不可欠な行政機能は確保すること

- 被災後における円滑な行政業務を継続するため「市業務継続計画」の策定が必要。
- 災害時の迅速かつ的確な対策を実施するため、防災拠点となる市役所烏山庁舎や南那須庁舎、多数の方が利用する公共施設の更なる耐震化の対応が必要。
- 地域の主要な避難所である学校等の公共施設の長寿命化や子育て支援施設の長寿命化・耐震化が必要。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること

- 迅速かつ的確な防災・行政情報の発信のため、「防災 Info なすからすやま」を推進するとともに、より多くの市民へ正確な情報を伝達するために多様な伝達手段の検討が必要。
- 災害発生時に避難行動で支援が必要な対象者や冠水等の災害リスクの高い地域における健康弱者の把握と社会福祉協議会や地域住民との連携による支援体制の強化が必要。

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

- 地域の経済活動の停滞を回避するため、民間事業者の事業継続計画の策定や平時からの防災訓練の実施等による市内事業者の災害対応力の向上が必要。
- 災害発生後の物流や人の移動に必要な道路ネットワークを確保するため、橋梁やトンネルの長寿命化の実施、迂回路としての農林道の把握と整備が必要。
- 被災後の食料等安定供給のため、地域と連携した農林業に係る生産基盤施設の日常的な点検・修繕が必要。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

- ライフラインの被害抑制と早期復旧のため、防災上重要な市役所行政庁舎の非常用電源の設置や電気・ガス・電話等関係事業者との相互協定による災害対応力強化が必要。
- 上水道の安定供給と汚水処理施設の被災による公衆衛生問題を回避するため、上下水道施設や農業集落排水施設の長寿命化・浸水対策の推進が必要。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

- ため池の損壊等による被害防止や農地・森林の荒廃による二次被害を防止するため、田園地域や山林地域での総合的な生産管理体制等を含めた災害対策の強化が必要。
- 倒壊建屋等からの有害物質等の拡散・流出対策や近隣県での原子力災害対策など、健康被害や環境への悪影響を防止するための対策が必要。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

- 国・県や関係機関等と連携して、災害廃棄物の円滑・迅速な処理体制や現地復元性のある地図を整備するための地籍調査の推進が必要。
- 災害ボランティアの活動体制の強化に向けた受け入れ側の事前準備の推進が必要。
- 貴重な自然環境や「烏山の山あげ行事」をはじめとした歴史・文化的遺産の後世継承のため、災害による損失防止のための対策が必要。

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、今後必要となる施策を検討し、次のとおり施策分野ごとに推進方針を定めました。

各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担の下、庁内関係各課はもとより、各関係機関と連携を図りながら推進することにします。

《 各分野における施策 》

施策分野		施策（39項目）
A. 行政機能・防災	(1) 行政機能	①防災拠点機能の確保
		②市業務継続計画の策定
		③学校施設の長寿命化
		④子育て支援施設の長寿命化・耐震化
		⑤非常用電源の確保
	(2) 防災	⑥火災予防啓発活動
		⑦物資、資機材等の備蓄
		⑧近隣市町との相互応援体制の整備
		⑨災害情報の収集及び市民等への伝達
		⑩原子力災害対策の推進
B. 都市・インフラ・環境	(1) 都市	①住宅・建築物の耐震化
		②老朽空き家対策
		③緊急輸送体制の整備
		④土地境界等の復元を図るための地籍調査の推進
	(2) インフラ	⑤幹線道路の無電柱化
		⑥道路、橋梁の防災・減災対策
		⑦上下水道施設の浸水対策と長寿命化
		⑧農業集落排水施設の長寿命化
		⑨治水対策
		⑩河川管理施設の維持管理、点検
	(3) 環境	⑪土砂災害対策
		⑫孤立想定地区の把握及び対策
		⑬自然環境や文化遺産の保全、資料の保管
C. 市民生活	(1) 市民生活	①地域消防力の向上
		②防災意識の啓発、防災教育の実施
		③医療関係機関との連携強化
		④避難所等における感染症予防対策
		⑤被災者の健康管理
		⑥避難行動要支援者名簿の作成、活用
		⑦健康弱者の把握
		⑧有害物質等の拡散、流出対策
		⑨災害廃棄物の処理方針の策定
		⑩災害ボランティアの活動体制の強化
D. 経済・産業	(1) 経済	①市内事業者の災害対応力の向上対策
		②ライフライン関係機関との連携・協力体制の整備
	(2) 産業	③迂回路となり得る農林道の整備
		④農林業に係る生産基盤施設の災害対応能力の強化
		⑤ため池の点検、整備等
		⑥農地、森林の保全

2 個別施策の推進方針

A 行政機能・防災

施策1	防災拠点機能の確保
リスクシナリオ	3-1
概要	災害発生時における迅速かつ的確な対策を実施するため、消火、救助・救急活動や物資輸送活動等において重要な役割を担う防災拠点（災害対策本部、避難所、消防施設）の機能確保を推進します。
主な取組	・災害対策本部として機能する新庁舎整備の推進【総合政策課】 ・災害発生時のサブ拠点である保健福祉センターの維持管理【健康福祉課】

施策2	市業務継続計画の策定
リスクシナリオ	3-1
概要	被災後の円滑な行政業務を行うため、「市業務継続計画」を策定し、行政としての災害対応力の向上と業務継続体制を強化します。
主な取組	・市業務継続計画の策定【総務課】 ・住民情報等の重要情報を取り扱うシステム（住民基本台帳システム等）のデータ保全や業務継続性の確保【市民課】 ・災害時における速やかな庁内協力体制を構築するため、訓練等の実施【全庁各課】

施策3	学校施設の長寿命化
リスクシナリオ	3-1
概要	児童生徒の安全確保を第一に考え、施設の耐用性の確保に必要な工事を計画的に行うとともに、避難所としての役割を担う学校施設については、長寿命化と併せ、高齢者や要配慮者にも対応できるバリアフリー化について検討します。
主な取組	・学校施設等長寿命化計画（令和2年度策定）に基づく、学校施設の計画的な改修・修繕【学校教育課】

施策4	子育て支援施設の長寿命化・耐震化
リスクシナリオ	3-1
概要	利用者が安心して使用できる子育て施設の整備や維持管理を行います。特に浸水想定区域内にあるにこにこ保育園については、早期につくし幼稚園と統合した認定こども園の整備を進めます。
主な取組	・認定こども園の整備【こども課】 ・未耐震であるこども館の存続・複合施設化の検討【こども課】

施策5	非常用電源の確保
リスクシナリオ	6-1
概要	災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関等との情報の相互共有、対策本部機能の維持のため、市役所行政庁舎に安定した電源を確保します。
主な取組	- 市役所行政庁舎への非常用電源設備の設置【総務課】 - 災害時における相互協力に関する基本協定に基づいた電力会社との連携強化【総務課】

施策6	火災予防啓発活動
リスクシナリオ	1-1
概要	火災の事前予防と、火災発生時における迅速かつ的確な消火活動等の体制を整備します。
主な取組	- 市民に対する火災予防啓発活動の継続的な実施【総務課】 - 消防団員の確保や資質の向上などによる消防組織力の充実・強化【総務課】

施策7	物資、資機材等の備蓄
リスクシナリオ	2-1
概要	災害発生直後の被災住民等の生活を維持するため、必要な物資の備蓄と緊急輸送・受入体制を強化します。
主な取組	本市における備蓄物資の増加【総務課】

施策8	近隣市町との相互応援体制の整備
リスクシナリオ	2-3
概要	本市の対応能力を超える大規模な災害発生に備え、近隣市町との相互応援体制や関係機関・団体等との協力体制を強化します。
主な取組	- 近隣市町や関係機関・団体等と締結している災害時の相互応援に関する協定の適正な運用【総務課】 - 近隣市町等からの相互応援を迅速かつ効果的に受け入れるための本市における受援体制の整備【総務課】

施策９	災害情報の収集及び市民等への伝達
リスクシナリオ	４－１
概 要	災害発生時において、国・県や関係機関との迅速かつ的確な情報の収集と市民等へ伝達できる体制を強化します。
主な取組	・防災情報伝達ツール（防災 info なすからすやま、防災行政ネットワーク、市ホームページ等）の適正な運用【総務課、総合政策課】 ・南那須地区におけるサイレン吹鳴システムの構築【総務課】

施策１０	原子力災害対策の推進
リスクシナリオ	７－２
概 要	近隣県の原子力発電所等における原子力災害が発生した場合において、市民の生命を迅速に保護するための対策を図ります。
主な取組	・国、県、原子力事業者等との連携による原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実【総務課】

スマートフォンの「防災情報伝達システム」▶
アプリ画面（左）と戸別受信機（右）



B 都市・インフラ・環境

施策1	住宅・建築物の耐震化
リスクシナリオ	1-1
概要	那須烏山市建築物耐震改修促進計画に基づき、市民への普及啓発や国支援制度等の有効活用により耐震化を促進します。
主な取組	・住宅の耐震診断や建替えの促進【都市建設課】 ・不特定多数の方が利用する公共施設の耐震化、長寿命化の促進【総合政策課ほか】 ・避難路沿道等におけるブロック塀等倒壊防止のための施策の検討【都市建設課】

施策2	老朽空き家対策
リスクシナリオ	1-1
概要	災害発生時における倒壊等による危害を防ぐため、関係機関と連携しながら、危険な老朽空き家対策を促進します。
主な取組	・危険空き家の所有者等に対する適正管理の啓発や指導【都市建設課】 ・危険空き家に関する迅速な情報共有化と対応のための庁内体制の強化【まちづくり課・総務課・都市建設課】 ・空き家等対策協議会の設置と空き家等対策計画の策定【まちづくり課】

施策3	緊急輸送体制の整備
リスクシナリオ	2-1
概要	災害発生時において、被災地域への救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、県や関係団体等と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。
主な取組	・関係団体等との災害時における輸送協力に関する協定の適正な運用【総務課】 ・国・県や民間企業等との連携による輸送物資等の保管場所の確保【総務課】

施策4	土地境界等の復元を図るための地籍調査の推進
リスクシナリオ	8-4
概要	被災後の迅速な復旧・復興のため、土地境界等の現地復元性のある地図を整備します。
主な取組	・地籍調査の推進【都市建設課】

施策5	幹線道路の無電柱化
リスクシナリオ	1-1
概要	災害発生時の円滑な避難や物資輸送、速やかな復旧・復興のため、主要な幹線道路の無電柱化を推進します。
主な取組	・県との連携による電線類地中化事業の実施【県・都市建設課】

施策6	道路、橋梁の防災・減災対策
リスクシナリオ	5-2
概要	災害発生時において、安全性の高い道路ネットワークを確保するため、道路、橋梁等の防災・減災対策を実施します。
主な取組	・道路施設長寿命化修繕計画に基づいた橋梁・トンネル等危険箇所の修繕【都市建設課】 ・緊急輸送道路指定路線等の整備と維持管理【都市建設課】

施策7	上下水道施設の浸水対策と長寿命化
リスクシナリオ	6-2
概要	災害発生時における安定した飲料水供給と汚水処理機能の長期停止による公衆衛生問題を防止するため、運営計画と防災対策を推進します。
主な取組	・水道施設の浸水対策（防水扉・パネル等の設置）の実施【上下水道課】 ・下水道施設の浸水対策（土のう等の配置）の実施【上下水道課】 ・水道事業アセットマネジメント※1 や下水道ストックマネジメント※2 計画の策定、見直しの実施【上下水道課】 ・水道事業における水安全計画の策定・見直しの実施【上下水道課】 ・下水道業務継続計画の定期的な見直しと適正管理の推進【上下水道課】

※1 水道事業アセットマネジメント…持続可能な水道事業を実現するため、長期的な視点に立ち事業運営や計画的な施設の更新を行うなど効率的かつ効果的に管理運営するための計画。

※2 下水道ストックマネジメント…持続可能な下水道事業を実現するため、下水道施設全体を対象に状態を点検・調査等により客観的に評価し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。

施策8	農業集落排水施設の長寿命化
リスクシナリオ	6-2
概要	災害発生時において、農業集落排水機能の停止による公衆衛生問題を防止するため、機能診断を踏まえた老朽化対策と防災対策を推進します。
主な取組	・施設の機能診断調査を踏まえた「農業集落排水事業最適整備構想」の策定【上下水道課】 ・下水道業務継続計画と一体的な計画の策定【上下水道課】

施策9	治水対策
リスクシナリオ	1-2
概要	那珂川をはじめとする各河川流域における市民の生命・財産を守るため、国・県と連携した河川の整備・管理による防災・減災対策を推進します。
主な取組	・国や県との連携の基での「那珂川緊急治水対策プロジェクト」に基づく霞堤整備と防災集団移転の実施【国・県・都市建設課】

施策10	河川管理施設の維持管理、点検
リスクシナリオ	1-2
概要	豪雨等の災害発生時の被害を最小化するため、河川管理施設の適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。
主な取組	・市が管理する樋管などの河川管理施設の維持管理、施設の長寿命化対策の実施【都市建設課】

施策11	土砂災害対策
リスクシナリオ	1-3
概要	豪雨等による土砂災害からの被害を最小化するため、土砂災害警戒区域内における市民等に対して、防災意識の醸成と適切な対策を図ります。
主な取組	・迅速な住民避難行動のための洪水・土砂災害ハザードマップの活用【総務課】 ・県と連携した急傾斜地崩壊対策の推進【県・都市建設課】

施策12	孤立想定地区の把握及び対策
リスクシナリオ	2-2
概要	災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区を把握し、孤立防止のための道路の維持管理と整備を図ります。
主な取組	・那珂川左岸側を中心とした孤立する可能性のある地区の把握【総務課】 ・孤立する可能性のある地区までの主要道路のパトロールと代替道路の検討【総務課・都市建設課】

施策13	自然環境や文化遺産の保全、資料の保管
リスクシナリオ	8-3
概要	災害による自然環境や文化遺産等の衰退・損失を防止するため、関係団体等との連携による保存管理や文化財の防災対策を推進します。
主な取組	・文化財保護事業、文化財調査事業の推進【生涯学習課】 ・自然環境保護等に取り組む関係団体への活動支援【生涯学習課】

C 市民生活

施策1	地域消防力の向上
リスクシナリオ	1-1
概要	地域における迅速かつ的確な避難、消火、救助・救急活動等のため、各地域の消防団組織の充実・強化、自主的な地域防災組織の運営体制強化を推進します。
主な取組	・消防団員の定数見直しや分団部統合等の組織の強化、再構築【総務課】 ・消防車両や消防施設の更新・新設、装備品等の配備【総務課】 ・自主防災組織が開催する防災訓練への支援【総務課】 ・自主防災組織への支援として、防災倉庫の設置や防災資機材の配備【総務課】

施策2	防災意識の啓発、防災教育の実施
リスクシナリオ	1-1
概要	災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策ができるよう、県や関係機関・民間団体等と連携して、防災意識の啓発と防災教育を実施します。
主な取組	・洪水・土砂災害ハザードマップを活用した防災意識の啓発【総務課】 ・園児、児童、生徒及び教職員、防災上重要な施設の管理責任者及び職員に対する防災教育の実施【総務課・こども課・学校教育課】

施策3	医療関係機関との連携強化
リスクシナリオ	2-4
概要	災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体との協力応援体制の構築と強化を図ります。
主な取組	・医療関係団体との協定締結と訓練の実施【健康福祉課】 ・広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用【健康福祉課】 ・民間輸送団体との連携による迅速な医療関係物資の輸送体制の構築【健康福祉課】

施策4	避難所等における感染症予防対策
リスクシナリオ	2-5
概要	避難場所、被災地区での新型インフルエンザ等感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から対策の強化を図ります。
主な取組	・新型インフルエンザ等感染症対策を含めた避難所設置訓練の実施【総務課・市民課】 ・新型インフルエンザ等感染症に対応した物資や資機材の備蓄【総務課】 ・新型インフルエンザ等感染症予防に係る啓発活動の推進【健康福祉課】

施策5	被災者の健康管理
リスクシナリオ	2-5
概要	避難所生活の長期化や要配慮者の二次被害の発生を防止するため、的確な健康相談や要配慮者の健康維持対策を推進します。
主な取組	・必要に応じて栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）への要請を依頼するなど、「災害福祉広域支援ネットワーク」の整備推進【健康福祉課】 ・交通事業者や民間事業所等の連携による帰宅困難者の受入体制の検討【総務課】

施策6	避難行動要支援者名簿の作成、活用
リスクシナリオ	4-1
概要	災害発生時における要援護者の安全を確保するため、「避難行動要支援者名簿」を作成、活用し、社会福祉協議会等関係機関と連携しながら地域の支援体制づくりを強化します。
主な取組	・平時から避難支援等関係者へ必要な情報を提供するため、名簿登録者の情報提供に対する同意の促進を図る【健康福祉課】 ・平時の見守り活動を含めた対応マニュアルの作成と災害発生時の危険性の高い地域から優先した個別計画の作成【健康福祉課】

施策7	健康弱者の把握
リスクシナリオ	4-1
概要	災害リスクの高い地域における妊婦や乳幼児など健康弱者の迅速かつ的確な避難支援を推進します。
主な取組	・洪水・土砂災害ハザードマップを活用した災害リスクの高い地域や健康弱者の把握【こども課】 ・乳幼児健診等の機会を利用した災害リスクへの意識啓発【こども課】

施策8	有害物質等の拡散、流出対策
リスクシナリオ	7-2
概要	被災による有害物質等の拡散・流出による悪影響を防止するための対策を推進します。
主な取組	・県との連携による市内工場等での有害物質の使用実態と保管状態等の把握【まちづくり課】 ・異常事態等に関する情報収集と連絡体制の充実、緊急時のモニタリング体制の強化【まちづくり課】

施策９	災害廃棄物の処理方針の策定
リスクシナリオ	８－１
概 要	災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、関係機関との連携強化、分別方法や運搬処理体制を確立します。
主な取組	・災害廃棄物等の分別方法と処理見込み量の把握、仮置場の確保【まちづくり課】 ・有害物質を含む廃棄物の処理方法の検討【まちづくり課】

施策１０	災害ボランティアの活動体制の強化
リスクシナリオ	８－２
概 要	災害ボランティアの円滑な活動を支援するため、関係機関等と連携しながら体制づくりを強化します。
主な取組	・社会福祉協議会の災害ボランティアセンターとの連携による研修、訓練等の活動支援や情報共有化の促進【健康福祉課】



自主防災組織の救助・救急訓練 ▶

D 経済・産業

施策1	市内事業者の災害対応力の向上対策
リスクシナリオ	5-1
概要	災害発生による経済活動の停滞を抑制するため、関係機関等と連携しながら市内事業者の災害対応力の向上に向けた支援を推進します。
主な取組	・国・県や関係機関との連携による事業所の防災意識の啓発、防災マニュアルや事業継続計画の策定等の促進【商工観光課】

施策2	ライフライン関係機関との連携・協力体制の整備
リスクシナリオ	6-1
概要	災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、ライフライン関係機関との連携による災害対応能力を強化します。
主な取組	・電気、ガス、水道、電話等通信機器などのライフライン関係機関との災害時相互協力協定に基づく連携体制の強化【総務課】 ・栃木県石油商業組合など新たな関係機関との協定締結の促進【総務課】

施策3	迂回路となり得る農林道の整備
リスクシナリオ	5-2
概要	災害発生時に、迂回路として活用可能な農道や林道を把握し、避難路や代替輸送路線に活用できる農林道ネットワークづくりを推進します。
主な取組	・平時からの路線の安全管理の実施【農政課】 ・損傷箇所の迅速な補修工事の実施【農政課】

施策4	農林業に係る生産基盤施設の災害対応能力の強化
リスクシナリオ	5-3
概要	災害発生による農林業の生産基盤施設等への被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携しながら施設の災害対応能力を強化します。
主な取組	・関係機関との連携による生産基盤施設（揚水機、水路など）の老朽化の状況把握と長寿命化対策の推進【農政課】

施策5	ため池の点検、整備等
リスクシナリオ	7-1
概要	決壊した場合に人的被害を与える恐れのある「防災重点ため池」の損壊等による被害を防止するため、地域住民の避難体制とため池の防災対策を推進します。
主な取組	・ため池の定期的な点検とハザードマップの作成、ため池ごとの施設長寿命化計画の策定、整備の推進【農政課】

施策6	農地、森林の保全
リスクシナリオ	7-3
概要	農地・林地が有する災害への多面的機能が発揮されるように、農地・森林の保全と生産体制の強化を推進します。
主な取組	・地域の共同活動による農地、農業用施設の保全活動促進【農政課】 ・荒廃した森林の整備【農政課】

林道の損傷箇所 ▶



3 重要業績評価指標

計画の進捗管理の観点から、優先的に取り組む施策等を勘案し、施策分野ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

A 行政機能・防災

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）	担当課
防災情報伝達ツールの登録件数※	6,368 件	10,000 件	総務課
市業務継続計画の策定	未策定	策定	総務課
食料備蓄品の確保数	652 人 (3 日分)	6,000 人 (3 日分)	総務課

※防災情報伝達ツールの登録件数は、①「Info Canal の防災アプリ登録件数（現状値：1,963 件、目標値：4,000 件）」

②「戸別受信機貸与数（現状値：883 件、目標値：2,000 件）」③「防災行政情報メール登録件数（現状値：3,522 件、目標値：4,000 件）」の合計。

B 都市・インフラ・環境

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）	担当課
住宅の耐震化率	75%	95%	都市建設課
道路整備の進捗率 (社会資本整備総合交付金事業)	37%	54%	都市建設課
下水道ストックマネジメント 計画の策定	未策定	策定	上下水道課

C 市民生活

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）	担当課
自主防災組織における防災訓練 実施数	4 回 19 回（R1）※	25 回	総務課
自主防災組織における防災倉庫 の設置箇所数	12 箇所	17 箇所	総務課

※ 令和2年度の自主防災組織における防災訓練実施数については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より少ない状況となっています。

D 経済・産業

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）	担当課
交付対象面積 (中山間地域等直接支払制度)	11ha	11ha	農政課
交付対象面積 (多面的機能支払交付金事業)	549ha	800ha	農政課

第5章 本計画の推進と進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限りある資源（人、モノ、予算）中で、効率的、効果的に国土強靱化を推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にした上で、取り組みを進める必要があります。

本計画では、人命の保護を最優先と考えつつ、「第4章 強靱化の推進方針」において整理した施策の中で優先的に取り組む施策を次のとおり設定します。

《 優先的な施策 》

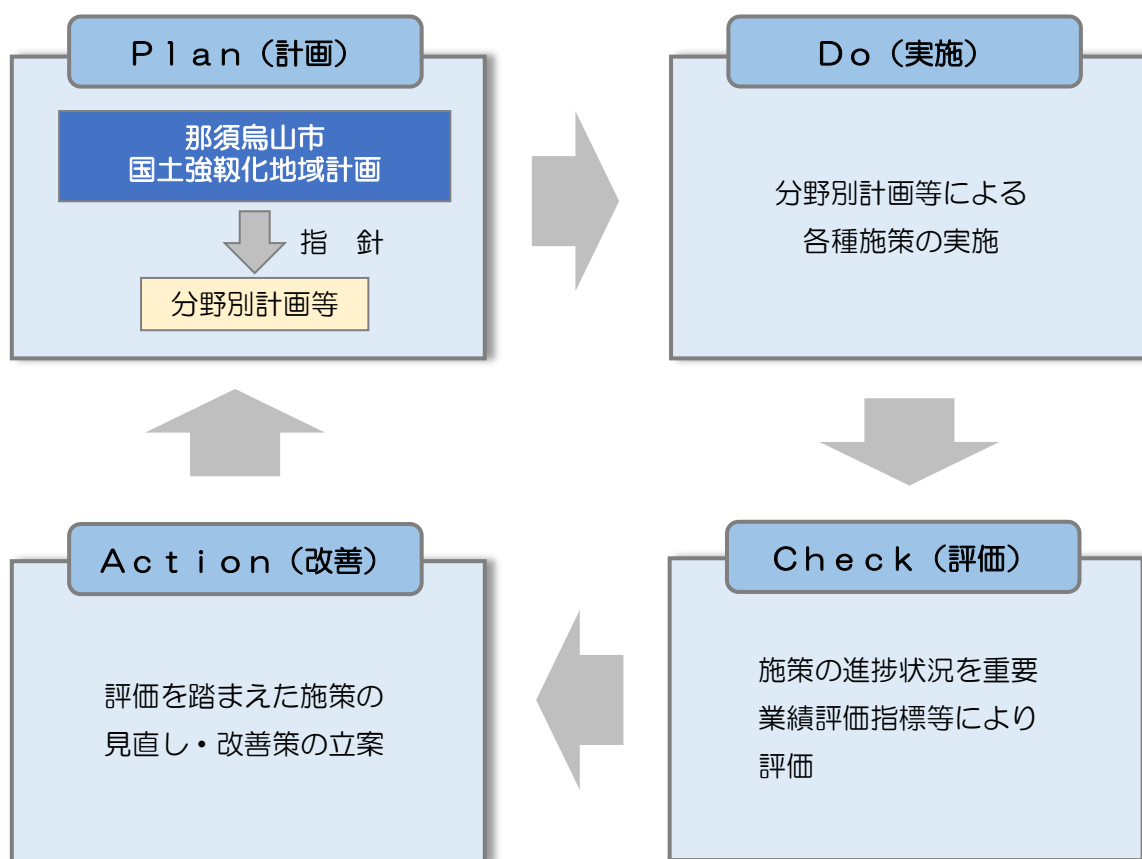
施 策 分 野	施 策
A 行政機能・防災	施策1 防災拠点機能の確保 施策2 市業務継続計画の策定 施策7 物資、資機材等の備蓄 施策9 災害情報の収集及び市民等への伝達
B 都市・インフラ・環境	施策2 老朽空き家対策 施策7 上下水道施設の浸水対策と長寿命化 施策9 治水対策
C 市民生活	施策1 地域消防力の向上 施策4 避難所等における感染症予防対策 施策6 避難行動要支援者名簿の作成、活用
D 経済・産業	施策6 農地、森林の保全

2 各種施策の推進と進捗管理

本計画は、本市における国土強靱化に関する施策の方針を定めたものであり、具体的な各種施策については、各分野別計画において計画的に推進することとします。

なお、本計画については、PDCAサイクルにより取り組みの効果を検証し、必要に応じて見直しを図りながら進めていきます。

《 本計画に基づく各種施策の進捗管理 》



《 別 紙 》

国土強靱化を推進するために実施する個別事業一覧

（国の交付金・補助金の活用が見込まれる事業）

施策分野	主な取り組み （事業名称等）	事業概要 （箇所等）	国の交付金・補 助金の名称	担当課
A 行政機能 ・防災	学校施設の老朽化及び 長寿命化対策、防災機能 強化	・児童生徒等の安全確保や施設の耐用性の確保に必要な工事 ・防災機能強化のための改修工事	学校施設環境改善交付金	学校教育課
B 都市・インフラ・環境	水道施設の老朽化、防災対策	・水道施設（管路を含む）の耐震診断、補強など	防災・安全交付金	上下水道課
	下水道施設の老朽化、防災対策	・下水道ストックマネジメント計画の策定、管渠の老朽化対策	防災・安全交付金	上下水道課
	農業集落排水施設の老朽化、防災対策	・施設の機能診断を踏まえた最適整備構想の策定、老朽化、防災対策	農山漁村地域整備交付金	上下水道課
	浄化槽設置整備補助金事業	・浄化槽設置整備等に対する補助	循環型社会形成推進交付金	上下水道課
	民間保育園の防災対策	・民間保育園における耐震化等の防災対策に対する補助	保育所等整備交付金	こども課
	住宅・建築物安全ストック形成事業	・木造住宅の耐震診断、耐震改修に対する補助	防災・安全交付金	都市建設課
	空き家対策総合支援事業	・空き家等対策計画の策定等	空き家対策総合支援事業補助金	まちづくり課 他
	地籍調査	・土地境界等の復元を図るための地籍調査の推進（中央、大里ほか）	地籍調査費負担金ほか	都市建設課
	治水対策	・那珂川緊急治水対策プロジェクト（霞堤の整備：下境地区、防災集団移転促進事業：下境地区・宮原地区）	防災集団移転促進事業補助金ほか	都市建設課 ※国事業
	道路整備事業	市道関下精神場線 （箇所：神長、全体事業費：500 百万円、完成時期：R5（部分供用予定））	防災・安全交付金	都市建設課
		市道大桶白久線 （箇所：白久、全体事業費：150 百万円、完成時期：R5（部分供用予定））	防災・安全交付金	都市建設課
		市道西野三箇線 （箇所：三箇、全体事業費：340 百万円）	防災・安全交付金	都市建設課
		市道富士見台工業団地線 （箇所：藤田、全体事業費：500 百万円）	防災・安全交付金	都市建設課

施策分野	主な取り組み (事業名称等)	事業概要 (箇所等)	国の交付金・補 助金の名称	担当課
B都市・インフラ・環境	道路整備事業	市道三ツ木松ノ木線 (箇所：上境、全体事業費：780 百万円)	防災・安全交付金	都市建設課
		市道谷浅見平野線 (箇所：谷浅見、全体事業費：380 百万円)	防災・安全交付金	都市建設課
	道路施設長寿命化事業	・橋りょう、トンネルの点検、修繕 (青雲橋ほか)	道路メンテナンス事業補助金	都市建設課
	大桶運動公園施設整備	・駐車場更新 ・管理棟修繕	社会資本整備総合交付金	都市建設課
C市民生活	消防施設の計画的な整備	・防火水槽の新設及び更新	消防防災施設整備費補助金	総務課
D経済・産業	森林整備	・里山林の整備	・治山事業 ・林業・木材産業成長産業化促進対策 ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ・農山漁村地域整備交付金	農政課
	農業用水利施設の整備	・農業用ため池や用水路等の機能保全	・農業地域防災減災事業 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業	農政課
	農地の保全	・農地維持活動や農道等の資源維持活動	・多面的機能支払交付金 ・中山間地域等直接支払交付金 ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・鳥獣被害防止総合対策交付金	農政課

※掲載している事業については、適宜、見直しを図り、必要に応じて変更するものとする。

那須烏山市国土強靱化地域計画

発 行

栃木県 那須烏山市

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号

TEL ◆ 0287 - 83 - 1112（総合政策課）

市ホームページ ◆ <https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp>

E-mail ◆ sohgohseisaku@city.nasukarasuyama.lg.jp



那須烏山市

那須烏山市業務継続計画

【震災編】

令和4年3月

那須烏山市

目 次

第1章 総 則

1	業務継続計画（BCP）とは	1
2	計画の必要性	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の基本方針	4

第2章 被害状況の想定

1	想定する地震	5
2	想定される被害	5
(1)	地震発生時刻と被害	5
(2)	地震発生後に変化が想定される状況	6
3	本庁舎及びその他の公共施設の被害状況	7
(1)	烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター	7
(2)	その他市有施設	7
4	本庁舎等の代替拠点確保の考え方	8

第3章 地震発生時の職員体制と執務環境

1	職員の参集体制	8
(1)	災害対策本部における職員配備体制	8
(2)	避難所対策要員の職員配備体制	9
(3)	参集可能人員の算定	9
(4)	職員の家族の安否確認	12
2	執務環境	12
(1)	烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター	12
(2)	その他市有施設	13

第4章 非常時優先業務の概要

1	非常時優先業務選定の考え方	15
2	非常時優先業務の選定結果	15
(1)	業務選定の方法	15
(2)	非常時優先業務の選定基準	16
(3)	部局別の非常時優先業務数	18
3	非常時優先業務のマニュアル整備・更新	19

第5章 非常時優先業務の実施に向けた体制

- 1 指揮命令系統の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (1) 首長等不在の場合の意思決定権限・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 所属長等不在の場合における権限の委任・・・・・・・・ 19
- 2 非常時優先業務遂行上の業務執行環境の整備・・・・・・・・ 20
 - (1) 各種情報システムの維持、復旧・・・・・・・・・・・・ 20
 - (2) 情報の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
 - (3) 必要資源の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第6章 連携及び協力体制の強化

- 1 受援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 協定による物資等の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第7章 計画の推進

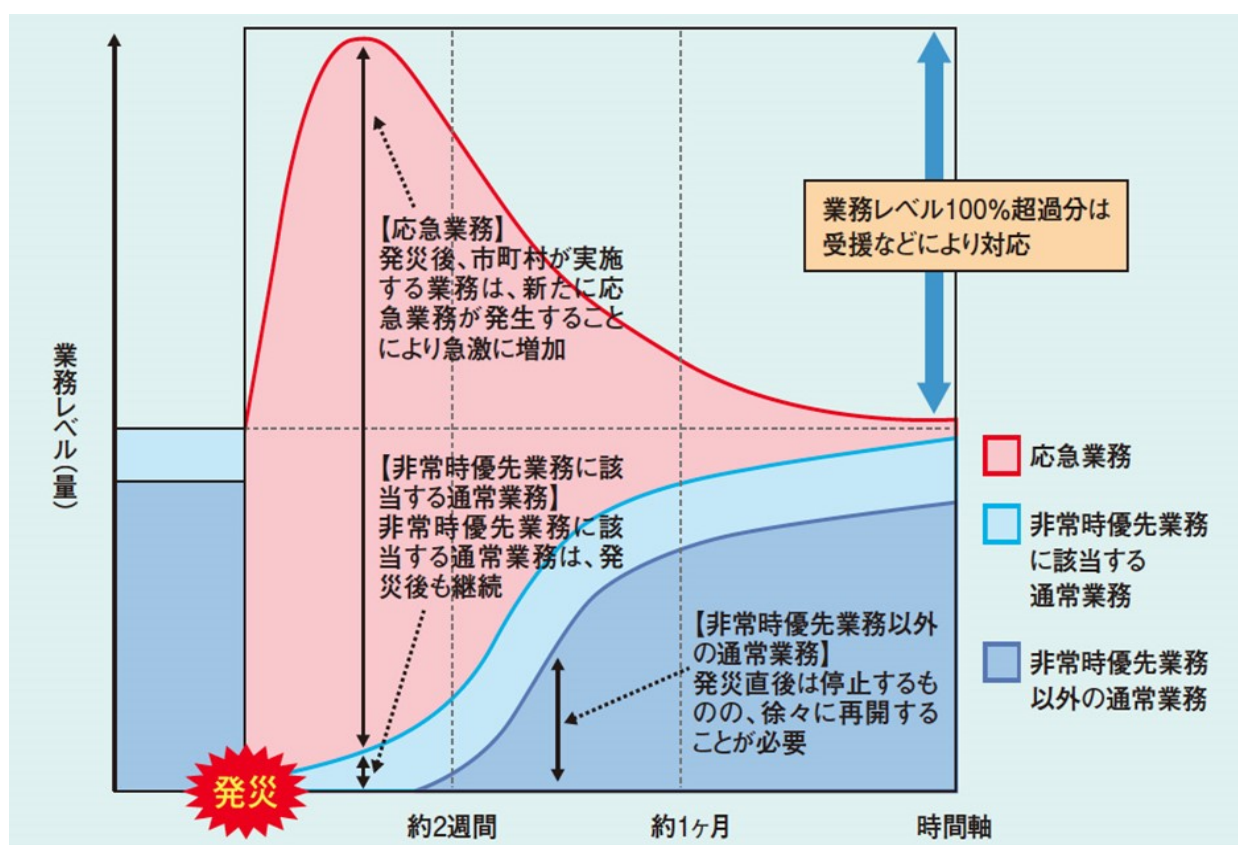
- 1 計画の周知徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 計画の継続的改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 研修及び訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第1章 総 則

1 業務継続計画（BCP）とは

大規模災害が発生した場合には、市民の生命、財産ばかりだけでなく、市の行政機能も被害を受ける可能性が高いため、平常時における人員と執務環境を前提とした業務を行うことは困難になることが想定され、業務が中断された場合、市民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすこととなる。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模災害発生時において、必要な業務に対して効率的に必要な資源を投入することで、市としての適切な業務遂行を継続し、市民生活を保護するという責務を果たすために必要な事項を定めるものである。



〔図1 発災後に市が実施する業務の推移〕

2 計画の必要性

市は、平常時から市民の身近な日常生活に直結する行政サービスを提供する役割を担っているところであり、これらの業務の中には、災害時であっても中断することができない業務が含まれている。

また、地域防災計画に定められている災害応急対策業務には、その性格上どの業務にも先駆けて実施しなければならないものがあり、あらかじめ、中断することができない通常業務との整理をしておくことが重要である。

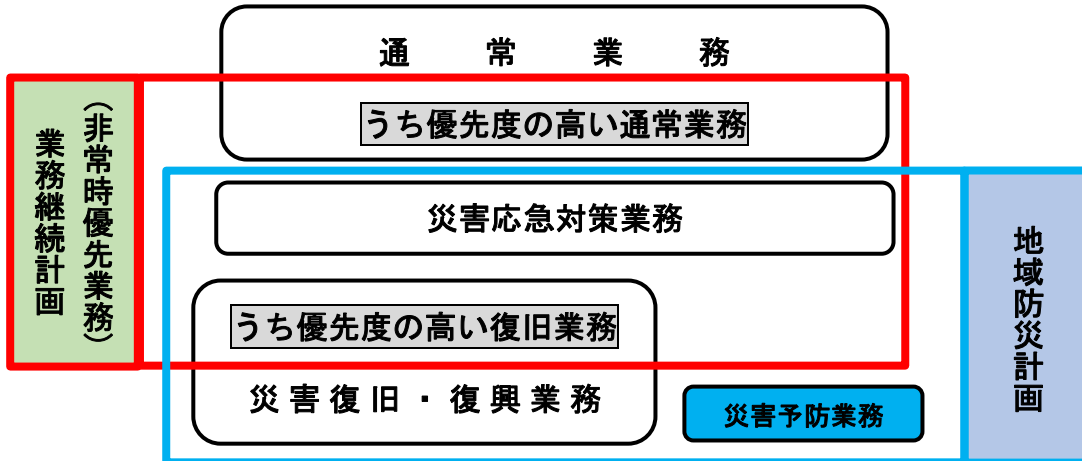
平常時、災害時に係わらず、市民生活や地域社会にとって必要不可欠な業務を多く抱えている市において、大規模震災発生時に的確に業務継続が行われない場合には、次のような支障が生じる可能性があるものと考えられる。

- ① 市の総合調整機能が失われることにより、災害応急対策を実施する上で県や防災関係機関等との十分な連携や調整を欠くこととなった場合には、市民の生命、財産及び生活全般への被害拡大を招くおそれがあること。
- ② 震災発生後に実施することが期待されている行政サービスの実施が行われなかったり、仮に行われたとしても実施が遅れたり、業務の優先判断を誤ってしまった場合には、市民生活への支障が拡大するおそれがあること。
- ③ 市の情報提供機能が失われることによる不安の増幅、さらに市の信頼性の低下を招くといった悪循環を生み出し、結果として市民生活や地域社会に支障を来したり、社会問題を発生させたりするおそれがあること。

大規模災害発生時には、これらの支障をできる限り排除し、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保する必要がある、業務継続計画を策定することにより、必要な業務を的確に抽出するとともに、限られた資源の有効活用の方法等をあらかじめ検討しておく必要がある。

3 計画の位置付け

地域防災計画と業務継続計画との比較



〔図2 非常時優先業務の概念図〕

	地域防災計画	業務継続計画
趣旨・目的	地方公共団体が、災害発生前又は災害発生時に実施すべき防災対策・災害対応業務に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	災害発生時の限られた必要資源をもとに、非常時優先業務を目標とする時間（時期）までに実施できるようにするための計画
策定主体	那須烏山市防災会議	那須烏山市
実施主体	那須烏山市、防災関係機関、市民等	那須烏山市
対象業務	災害対策業務（予防、応急対策、復旧・復興）	非常時優先業務（災害応急対策及び優先度の高い通常業務）
実施時期	必ずしも明記されているわけではない。	非常時優先業務ごとに業務開始の目標時間を定める
市の被災	庁舎や職員をはじめとする市の被災は考慮されていない	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を考慮する
計画の視点	市内の人的、物的被害の発生を想定し、市民等の生命、財産等を災害から保護するための方策を記載	市自体の被災を前提に、災害時に果たすべき役割や業務資源の配分等を検討し、市民生活保全のための業務継続方法を定める
その他	災害対応に従事する職員の休憩時間、食料、トイレ等の確保については、必ずしも記載されているわけではない	業務に従事する職員の体制に加え、職員の休憩時間、食料、トイレ等の確保についても検討する

4 計画の基本方針

本計画は、大規模地震発生時に市の機能維持と損傷箇所の早期復旧を図り、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供することにより、震災から市民の生命、身体及び財産等を保護することを目的として策定するものである。

また、本計画では、想定される最悪の状況下における非常時優先業務と、これを確実に実施するための全庁の課題等を整理することにより、計画の趣旨及び非常時優先業務に対する周知を図り、業務継続を妨げる課題の解消及び軽減に向けた対策の検討と実施、各課等における災害対応マニュアルの整備や訓練の実施といった全庁的な取り組みを推進するものである。

これらを踏まえ、本計画は次の基本方針に沿って策定することとする。

- ① 市民の生命・身体の保護を最優先する。
- ② 限られた資源の中で非常時優先業務を実施するため、できる限りの確に災害の状況を把握し、人員及び資機材等の配分を行う。
- ③ 行政機能低下に伴う、市民生活への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心とした非常時優先業務を実施する。非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障のない範囲で縮小して実施する。
- ④ 全ての職員は、市の災害対応の目標及び対応方針について共通の認識をもち、連携・協力して業務に当たる。

第2章 被害状況の想定

1 想定する地震

平成25年に栃木県が県内全市町を対象に32パターンの地震動について被害想定を行った。

本計画で想定する地震は、被害想定の中で本市に一番被害をもたらすことが予想される那須烏山市直下を震源とする地震で設定する。

■本計画において前提とする地震

震源地 那須烏山市役所（那須烏山市中央1-1-1）

地震のタイプ 地殻内

地震の規模 M6.9

2 想定される被害

本計画における地震の被害想定は、次のとおりとする。

(1) 地震発生時刻と被害

本計画においては、職員の参集時間や非常時優先業務の着手時間などを設定するに当たって統一的な基準を設けるため、想定シーンについては、建物被害・人的被害は、人的被害が最も大きくなる冬の深夜、風速10m/sの場合の被害を、それ以外の項目は、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬の18時、風速10m/sの場合の被害を設定した。

建物被害	(単位：棟)				
	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
全壊棟数	13	1,257	14	5	1,289
人的被害	(単位：人)				
	区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
	死者数	81	1	0	82
	負傷者数	1,095	2	0	1,097
	うち重傷者数	137	1	0	138

ライフライン被害 （直後）				
	上水道被害（断水人口）		23,135人	
	下水道被害（支障人口）		2,449人	
	停電被害（停電件数）		1,209軒	
	通信被害（固定電話不通回線数）		843回線	
避難者数 （当日・1日後）	（単位：人）			
	避難所避難者	避難行動要支援者	避難所外避難者	合 計
	3,368	634	2,245	6,247
経済被害 （直接被害額）	（単位：億円）			
	建 物 資 産 等	ライフライン 交 通 施 設 等	災 害 廃 棄 物	
	1,055	121	29.6	

資料：栃木県地震被害想定調査より

（2）地震発生後に変化が想定される状況

本計画において想定する被害の概況については、(1)に記載したとおりであるが、今後計画をより実効性の高いものにしていくためのシミュレーションを行う際には、地震発生後の時間の経過とともに拡大することが想定される被害も念頭に置く必要がある。

本計画では、これら被害の拡大の状況を詳細に検討するに至っていないが、各課等において災害対応マニュアルなどを作成する場合には、このような視点も重要であると考えられることから、次のとおり時間経過により変化することが想定される被害等の状況を記載する。

〈地震発生後の時間経過により状況変化が想定される事項〉

項 目		状況が変化する可能性（おそれ）
自然現象	土砂災害	・ 市内には土砂災害警戒区域等が多数分布しているため、地震動による急傾斜地の崩壊などのおそれもあり、避難勧告等を発令する場合も考えられる。 ・ 地震発生後の降雨の状況によっては、被害拡大のおそれがある。
	液状化	・ 東日本大震災では、市内各所で液状化と思われる被害が発生した。地下埋設物（上下水道管）の重大な損壊も懸念される。
	その他	・ 気温の低下による避難生活の環境対策が求められる。

家屋等被害	家屋	・余震による被害拡大やそれに伴う家屋被害の再調査申請の増加
	構造物	・ブロック塀の倒壊による避難路や生活路の閉塞。余震により被害が拡大し、場合によっては倒壊した塀により負傷者が発生する。
	火災	・本計画では、家屋の倒壊による小規模な火災発生を想定しているが、大規模震災においては、大規模な火災発生は避けられない。
人的被害	行方不明者	・行方不明者の搜索活動は、市の体制のみでは困難。警察、消防、自衛隊等との連携確保を考えておく必要がある。
	負傷者	・同時多発的に発生する負傷者を医療機関で一度に受け入れることは困難。救護所の設置、後方医療への負傷者搬送の方策が必要。
	避難所生活	・避難生活の長期化に伴い、持病の悪化、精神的ダメージなどのケアが必要となる。また、在宅避難者等の孤独死対策も重要となる。
交通	鉄道	・烏山線は点検作業の遅延等により復旧に数日から数週間程度を要する場合もある。
	バス タクシー	・路面の損傷、交通規制の実施で、通常運行が困難となる。
その他	流行飛語	・防災行政無線、「防災 Info なすからすやま」、防災行政情報メールホームページ、SNS、広報車等を活用し、正確な情報を提供することにより流行飛語を防ぐ。
	学校	・学校施設が避難所として使用され、それが長期化する場合には、児童生徒の学校生活に支障が生じる。

3 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況

(1) 烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター

烏山庁舎及び南那須庁舎の建物については、耐震基準を満たしておらず、建物主体構造等に被害を生じるおそれがあるが、原則として地震発生後も執務が可能なものとして想定する。

水道庁舎及び保健福祉センターは耐震基準を満たしていることから、地震発生後も執務が可能なものとして想定する。

(2) その他市有施設

学校、公民館、体育館、保育園等の市有施設については、建築年次もさまざまに耐震性が十分でない施設もあるなど、地震による被害の度合いは施設によって大きく異なるところであるが、避難所として使用する施設については、原則として耐震性が保たれているものとし、地震発生直後から避難してくる市民等の受入れを行うことができるものと想定する。

しかし、執務室内等については、庁舎と同様に備品や書類等が散乱しているため、片付け等を行わなければ執務ができない状況とする。

4 本庁舎等の代替拠点確保の考え方

本庁舎等が被害を受けて使用できなくなることにより、備え代替拠点を確保することとし、想定施設としては、災害対策本部機能は、保健福祉センターとする。その他の非常時優先業務については各出先機関、公共施設等の安全やライフライン等の機能を確保した上で代替拠点を構える分散型とする。

第3章 地震発生時の職員体制と執務環境

1 職員の参集体制

災害発生時の職員参集体制については、災害の種類、規模等に応じて職員の参集範囲、参集箇所、業務内容、指揮命令系統などを位置付けた「那須烏山市地域防災計画」に基づく参集体制を基本とする。

なお、この初動体制では、災害の規模等に応じ注意体制から第2次非常体制までの4段階の配備体制を定めているが、本計画の被害想定においては第1次非常体制及び第2次非常体制による参集となり、原則として全組織・全職員が災害応急対策に当たることとなる。

(1) 災害対策本部における職員配備体制

「那須烏山市地域防災計画」における第1次非常体制及び第2次非常体制がとられる災害が発生した場合には、災害対策基本法及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例の規定に基づく災害対策本部が設置される。

〈那須烏山市地域防災計画における非常体制時の参集基準〉

震度	体制	災害の態様	体制の概要	配備要員
5弱 5強	第1次 非常体制	- 大規模な災害が発生するおそれがある場合 - 大規模な災害が発生した場合	災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員
6弱 6強 7	第2次 非常体制	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	

【非常体制による参集時の留意事項】

- ① 参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。
- ② 自宅周辺の被害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。
- ③ 参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関、警察機関へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(2) 避難所対策要員の職員配備体制

地域防災計画の定めるところにより、災害によって住宅に被害を受け、又は帰宅の途を失うなど災害時に避難を要する人を受け入れるための施設として、公民館、小中学校等の市有施設及び民間施設を避難所に指定している。

大規模災害発生時においては、市職員が避難所を開設して避難者を受け入れるとともに、避難者の避難所における生活環境を維持するための運營業務に携わることとなっている。

避難所対策要員としては、市民課が分担してそれに当たることとなっているが、避難所の開設箇所や避難者の数が増加したり、避難所の開設期間が長期化したりするような場合には、全課局において応援を行うこととしている。

(3) 参集可能人数の算定

大規模震災発生後には、職員は直ちに自らが勤務する庁舎に参集することになっているが、自宅から庁舎までの距離、参集経路の状況（道路や橋りょう等の破損）、本人や家族の被災など、迅速な参集の妨げとなる要因は各個さまざまである。

本計画においては、まず、各職場一律の時系列的な参集率を定め、非常時優先業務の開始時間を設定するものとする。

時間ごとの職員の参集率と課局ごとの参集人数については、次のとおりである。

【参集率設定の基本的な考え方】

① 参集場所

原則として、勤務する庁舎への参集とする。ただし、出先機関職員については各勤務施設への参集とした。

② 参集方法

- 徒歩での参集。道路状況を考慮し、時速3kmの速さの連続歩行で設定する。

- 通勤距離が20kmを超えると帰宅困難者になるとの考え方があり、通勤距離20km超の職員は、交通網の回復等を考慮し、発災3日目から参集可能とする。

〈各専門部の経過時間別参集職員〉

令和4年3月31日現在

部名	課名	人数	1時間 (3 km圏内)	3時間 (9 km圏内)	6時間 (18 km圏内)	1日 (18 km～20 km圏内)	3日 (20 km超)
総務部		59	14	38	47	48	59
			23.7%	64.4%	79.7%	81.4%	100.0%
	総務班	18	3	13	16	16	18
			16.7%	77.8%	88.9%	88.9%	100.0%
	総合政策班	16	4	9	11	11	16
			25.0%	56.3%	68.8%	68.8%	100.0%
	まちづくり班 ※環境G除く	8	0	4	7	7	8
			0.0%	50.0%	87.5%	87.5%	100.0%
	税務班	17	7	12	13	14	17
			41.2%	70.6%	76.5%	82.4%	100.0%
市民福祉部		82	16	41	71	71	82
			19.5%	50.0%	86.6%	86.6%	100.0%
	市民班	17	6	7	16	16	17
			35.3%	41.2%	94.1%	94.1%	100.0%
	健康福祉班	25	4	13	21	21	25
			16.0%	52.0%	84.0%	84.0%	100.0%
	こども班	40	6	21	34	34	40
			15.0%	52.5%	85.0%	85.0%	100.0%

部名	課名	人数	1 時間 (3 km圏内)	3 時間 (9 km圏内)	6 時間 (18 km圏内)	1 日 (18 km～20 km圏内)	3 日 (20 km超)
経済環境部		23	9	21	23	23	23
			39.1%	91.3%	100.0%	100.0%	100.0%
	農政班	11	2	9	11	11	11
			18.2%	81.8%	100.0%	100.0%	100.0%
	商工観光班	8	5	8	8	8	8
			62.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	環境班 ※定住・地域 G 除く	4	2	4	4	4	4
			50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
建設部		23	2	13	20	20	23
			8.7%	56.5%	87.0%	87.0%	100.0%
	都市建設班	14	1	9	12	12	14
			7.1%	64.3%	85.7%	85.7%	100.0%
	上下水道班	9	1	4	8	8	9
			11.1%	44.4%	88.9%	88.9%	100.0%
会計部		5	4	4	4	4	5
			80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	100.0%
	会計班	5	4	4	4	4	5
			80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	100.0%
議会部		5	1	4	5	5	5
			20.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	議会班	5	1	4	5	5	5
			20.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%
教育部		43	6	27	38	40	43
			14.0%	62.8%	88.4%	93.0%	100.0%
	学校教育班	18	2	12	18	18	18
			11.1%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
	生涯学習班 ※文化財 G 除く	18	4	12	16	17	18
			22.2%	66.7%	88.9%	94.4%	100.0%
	文化振興班 ※生涯・スポーツ G 除く	7	0	3	4	5	7
			0.0%	42.9%	57.1%	71.4%	100.0%

(4) 職員の家族の安否確認

勤務時間内に災害が発生した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することとなる。安心して職務に専念するためにも家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。

そのため、普段から家族でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等の連絡方法を確認しておく必要がある。

また、家族との連絡が取れない状態の中、非常時優先業務に従事しなければならない職員が発生することも想定されるため、他の職員が代わって安否確認を行う体制整備の検討を行う必要もある。

2 執務環境

(1) 烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター

烏山庁舎及び南那須庁舎の建物については、耐震基準を満たしておらず、建物主体構造等に被害を生じるおそれがあるが、原則として地震発生後も執務が可能なものとして想定する。

水道庁舎・保健福祉センターは耐震基準を満たしていることから、地震発生後も執務が可能なものとして想定する。ただし、第2章で想定したとおり、地震発生後24時間の停電の発生に加え、排水管の破損のおそれから、12時間は水道及びトイレの使用はできないものとする。

その他、庁舎における被害等の状況想定については、次に示すとおりとする。

〈地震発生後の烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター〉

項 目	想 定 状 況
建 物	庁舎の建物については、大きな被害はなく、地震発生後も執務が可能。
執務室	執務室内は、固定していない書棚の転倒、書類の散乱、備品の破損、窓ガラスの破損などの被害が生じており、執務を行うためには、参集した職員のうち災害初動対応に従事する者以外の者による片付け作業を行わなければならない状況（片付け等には12時間を要すると仮定）。
電 力	発災後24時間の停電。烏山庁舎、南那須庁舎及び水道庁舎は非常用発電設備がないため、電力供給不可。一部烏山庁舎は県防災システム用非常用発電設備により、県防災端末にのみ電力供給可能。保健福祉センターは発電機（ディーゼル）及び太陽光発電設備による電力供給が可能。
上水道	断水はないものとするが、排水管の破損のおそれから、発災後12時間は水道の使用を自粛する。

下水道（トイレ）	排水管破損のおそれから、発災後１２時間はトイレの使用を制限する。
通 信	県防災無線、防災ネットワーク、衛星携帯電話の使用可能（ただし、回線数は極端に制限される）。固定電話については電力供給を受けられない間は使用不可。携帯電話は発災後著しく使用が制限される（メールの送受信は遅延するが使用可能）。特設公衆電話が設置されている保健福祉センターの電話の使用可能。
システム	基幹系システム、情報系システムについては、無停電電源装置（ＵＰＳ）の電力が続く限り使用可能。しかし、他の端末は電力が供給されないので使用不能。電力復旧後、動作確認を行ってから使用可能になるものと仮定する。
休憩所	参集職員は、発災当日徹夜での対応となる。１２時間経過後、新たに参集した職員と適宜交代をするが、発災後３日間は庁舎で休憩（仮眠）をとりながらの執務となる。庁舎内の会議室等を活用して休憩所とする。
食料・飲料水	対応職員の食料は、各自最低限のものを自宅から持参することを原則とするが、不足が生じた場合は庁舎に保管している防災備蓄品の一部を利用する（アルファ米、ペットボトル水のほか、自動販売機の飲料を利用する）。

（２） その他市有施設

学校、公民館等の指定避難所については、地震発生直後から避難してくる市民等の受入れを行うことができるものとするが、執務室内等については、庁舎と同様に備品や書類等が散乱しているため、片付けを行わなければ執務ができない状況とする。

したがって、各施設については、職員参集後の作業として施設の被害状況の点検と執務室内の片付けを並行して行うこととなり、指定避難所施設においては、当面の避難所運営は避難所担当職員に任せることとなる。

なお、各施設における標準的な被害等の状況想定については、次に示すとおりとするが、施設においては、建物の耐震性等を勘案し個別に状況想定を行うものとする。

〈地震発生後の各施設の状況設定〉

項 目	想 定 状 況
建 物	耐震基準を満たしている建物は、大きな被害はなく使用可能。耐震性の不十分な建物は、当面使用を制限する。

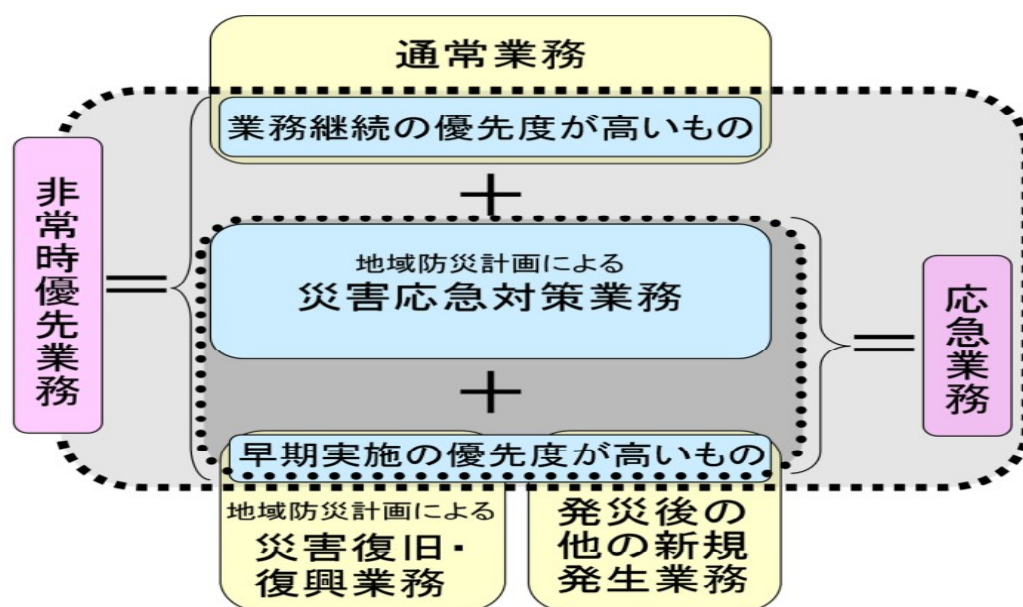
執務室	執務室内は、固定していない書棚の転倒、書類の散乱、備品の破損、窓ガラスの破損などの被害が生じており、執務を行うためには、参集した職員による片付け作業を行わなければならない状況（片付け等には１２時間を要すると仮定）
電 力	発災後２４時間の停電。非常用発電設備がないため、電力供給不可
上水道	断水はないものとするが、排水管の破損のおそれから、発災後１２時間は水道の使用を自粛する。
下水道（トイレ）	排水管破損のおそれから、発災後１２時間はトイレの使用を制限する。
通 信	固定電話については電力供給を受けられない間は使用不可。携帯電話は発災後著しく使用が制限される（メールの送受信は遅延するが使用可能）。特設公衆電話設置施設の電話の使用可能。
システム	情報系システムについては、停電時間中の使用不可。
休憩所	参集職員は、発災当日徹夜での対応となる。１２時間経過後、新たに参集した職員と適宜交代をするが、発災後３日間は施設で休憩（仮眠）をとりながらの執務となる。施設内の会議室等を活用して休憩所とする。
食料・飲料水	対応職員の食料は、各自最低限のものを自宅から持参することを原則とするが、避難所施設においては、避難者用防災備蓄品の一部を利用する。

第4章 非常時優先業務の概要

1 非常時優先業務選定の考え方

本計画において対象とする業務は、地域防災計画に基づき実施される業務と通常業務の中で優先度の高い業務とし、これらを「非常時優先業務」と位置づけ、災害時においても実施すべき業務とするものであり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務に加え、災害時であっても継続しなくてはならない通常業務が対象となる。

災害発生後しばらくの期間は、非常時優先業務に割り当てることになるため、それ以外の業務は積極的に休止するか、非常時優先業務に関する考え方の概念は、次に示すとおりである。



2 非常時優先業務の選定結果

大規模な災害等が発生した場合、災害に対応するための応急業務が発生するほか、通常業務で休止することができない業務もあるため、実施すべき業務量は大きく増加することとなる。

一方で、職員数が被災等により減少するため、全ての業務を行うことは困難な状況になる。

このため、災害発生後いつ頃の時期までに各業務を開始、再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に開始、再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。

(1) 業務選定の方法

業務の選定に当たっては、通常業務については、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例施行規則、那須烏山市教育委員会事務局等組織及び処務規則、那須烏山市議会事務局組織及び処務規程による

事務分掌を単位として非常時優先業務を選定することとし、災害応急対策業務に係る内容については、那須烏山市地域防災計画震災対策編における災害対策本部設置時等の各部等の事務分掌に基づき実施した。

(2) 非常時優先業務の選定基準

業 務 区 分	非常時優先業務の選定基準
災害応急対策業務	地域防災計画に記載されている応急対策業務のすべて (一部優先度の高い復旧・復興業務を含む。)
(発災後新たに発生する業務)	地域防災計画に位置付けはないが、発災後に新たに発生すると思われる業務 (本計画において、現時点で想定している業務はない。)
通常業務	業務停止による影響度が大きく、 <u>発災後 1 週間以内に着手しなければならない業務</u>

〈参考〉業務開始目標時間別の業務の整理基準表

業務開始 目標時間	該当する 業務の考え方	代表的な業務例
3 時間以内	○職員及び家族の安全確保 ○初動体制の確立 ○被災状況の把握 ○救助・救急の開始 ○避難所の開設	a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）

1 日以内	○応急活動（救助・救急以外）の開始 ○避難生活支援の開始 ○重大な行事の手続き	a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）
3 日以内	○被災者への支援の開始 ○他の業務の前提となる行政機能の回復	a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） c. 業務システム再開等に係る業務
2 週間以内	○復旧・復興に係る業務の本格化 ○窓口行政機能の回復	a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）
1 ヶ月以内	○その他の行政機能の回復	a. その他業務

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月 内閣府）より引用

(3) 部局別の非常時優先業務数

非常時優先業務は、４１５件（災害応急対策業務 １９９件、通常業務 ２１６件）である。

業務区分	対象業務数 (①)	非常時 優先業務数 (②)	非常時優先業務に 選定された割合 (②／①)
災害応急対策業務 (復旧・復興業務含む)	１９９	１９９	１００％
通常業務	７７３	２１６	２７．９％
計	９７２	４１５	４２．７％

○ 部署別の非常時優先業務数

各専門部会【部単位に設置した７専門部会】の選定業務数については、次に示すとおりである。
なお、各部署の非常時優先業務の選定結果については、別添資料のとおり。

部 署	合計業務数	非常時優先業務数			非常時優先業務の割合
		災害応急対策 業務（復旧・ 復興業務含 む。）	通常業務	小 計	
総務部	２９８	６１	５７	１１８	３９．６％
市民福祉部	２５４	５３	７９	１３２	５２．０％
経済環境部	１２８	２１	９	３０	２３．４％
建設部	１０９	２９	２３	５２	４７．７％
会計部	３９	８	１６	２４	６１．５％
議会部	３５	２	１９	２１	６０．０％
教育部	１０９	２５	１３	３８	３４．９％

(注)・非常時優先業務における通常業務は、業務継続の優先度の高い業務を選定したところであるが、被災の状況に応じ、選定した全ての業務を行うことが困難な場合も想定される。

3 非常時優先業務のマニュアル整備・更新

非常時優先業務のうち、応急、復旧業務については、それらの業務を迅速かつ的確に実施することができるよう、各課（局）において検討し、作業手順や内容をまとめたマニュアルの作成を行う。また、年度ごとに課構成職員の参集時間の確認、意思決定順位の確認、非常時優先業務の担当の割り振り等の人的資源の確認を行うものとする。併せて、通信機器など大規模災害時の重要インフラの点検を実施するとともに、執務環境内の棚などの固定状況などについて点検を行う。

第5章 非常時優先業務の実施に向けた体制

1 指揮命令系統の確立

職員の参集率の低い災害発生直後の初動機において、業務を迅速かつ的確に実施するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統が確立されていることが重要となる。このため、責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行うことができる体制を確保する。

(1) 首長等不在の場合の意思決定権限

市長は、災害対策本部長であるため、「那須烏山市地域防災計画震災対策編」の規定に基づき市長が不在の場合の職務代理順位者は次のとおりとする。

【市長（副市長）の権限委任順位】

	第1順位	第2順位
市長	副市長	総務課長

(2) 所属長不在の場合における権限の委任

- ① 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。
- ② 責任者が本庁に参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わないものとする。
- ③ 責任者との連絡が取れない場合は、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

2 非常時優先業務遂行上の業務執行環境の整備

(1) 各種情報システムの維持、復旧

情報システムは各業務を支える重要なインフラであり、業務や事業の継続には情報システムの稼働が必須となる。また、大規模な災害等によりシステム障害が発生した場合は、行政機能が停止し、その復旧に多大な時間を要する可能性がある。

バックアップデータからの復旧手順の明確化及び訓練を実施するとともに、重要性の高い情報システムについてはバックアップ媒体を遠隔地保管とするなど、非常時優先業務の継続的な実施のため、業務継続体制の確立に向けた対策の推進を図る。

(2) 情報の発信

市内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、極めて重要である。

防災行政無線、「防災 Info なすからすやま」、防災行政情報メール、緊急速報メール・エリアメール、ホームページ、SNS、広報車等あらゆる手段を活用し、正確な情報を提供する。

(3) 必要資源の確保

○ 電気

電力会社からの電力供給の停止に備え、本庁舎等において非常時電源を整備し、電力の確保を図っているところである。

平常時から非常用発電機の点検・改修を行い安定稼働できるよう維持を行う。

○ 飲料水、食料等

応急対策業務が集中する災害の初動期においては、救援物資等の手立てを含め、職員用としての物資については十分な確保が難しい状況となることが想定される。

職員用の食料等の備蓄は行っていないため、職員1人あたり3日分の食料等の確保を目途に、職員個人が勤務時の備えとして、食料や必需品を参集時用として家庭用とは別の備えをしておくことを奨励する。

なお、上記以外においても非常時優先業務を遂行する上では、災害発生時における障害となる現状の課題を抽出し、それらを解決するための対策について検討する必要がある。

業務継続を考える上での主な対策について、今後も洗い出しを行い検討していくこととする。

第6章 連携及び協力体制の強化

1 受援体制の整備

東日本大震災や熊本地震などの過去の災害では、被災自治体は応援を必要としたものの、目の前の業務に忙殺され受け入れ体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態が発生した。

このような教訓を踏まえ、あらかじめ応援を必要とする業務や受け入れ体制などを具体的に定めておく必要がある。

応援要請や受け入れ等の受援業務については、応援を受入れる各担当課等において主体的に実施することとし、全体調整を災害対策本部事務局が行うものとする。

2 協定による物資等の確保

大規模災害時には、市の備蓄及び体制のみでは十分に対応できないため、関係機関・各種団体・企業からの調達により補完する必要がある。

これらの調達を迅速に行うため、物資の供給分野、緊急輸送分野、医療救護分野等の各種応急復旧活動について、民間事業者や関係機関との災害時応援協定の締結を推進する。

第7章 計画の推進

1 計画の周知徹底

大規模な地震災害発生時において、非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施し、速やかな復旧・復興及び市民生活の安定を図るため、各所属においては平常時から本計画内容を共有し、業務執行体制の確保に向け、非常時優先業務の実施手順や役割分担等の整理、連絡体制の確認、各課題に対する対策の実施など具体的な検討及び取組を進めることとする。

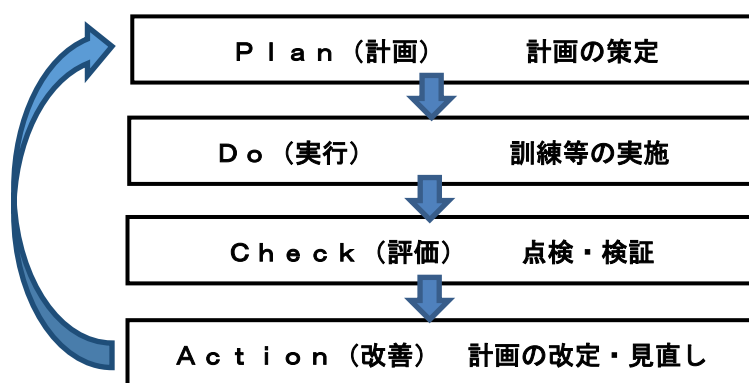
2 計画の継続的改善

社会的外部環境の変化や人事異動、組織改革に伴う組織の変化などにより、業務や必要な資源は絶えず変化している。

本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容の変更等があった場合には必要な改定を行うほか、訓練等の実施や検証を踏まえ、継続的に改善を行っていくものとする。

3 研修及び訓練の実施

各職員それぞれの取組が組織の業務継続につながるものであることから、各所属においては、職員一人ひとりが非常時優先業務の重要性を認識するよう訓練等の機会を活用し、災害発生時の役割、登庁経路等の確認、食料等の確保など各自が担うべきことを確認する。そのためにも、業務継続体制の確立に向けた研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていくこととする。



各部等における非常時優先業務

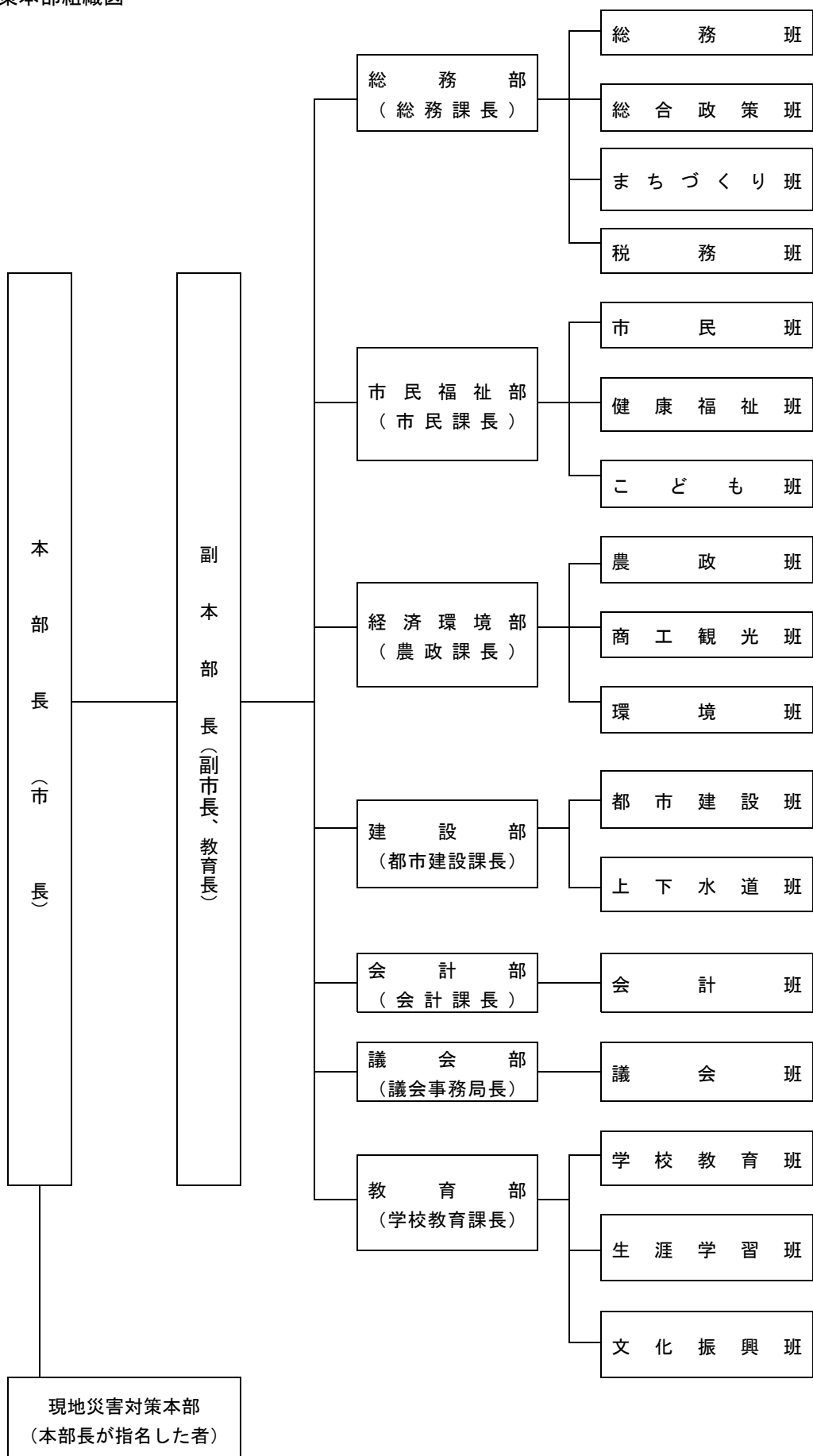
- 1 職員の配備体制
- 2 災害対策本部組織図
- 3 応急業務一覧
- 4 通常業務一覧

1 職員の配備体制

震度	体制	災害の態様	体制の概要	配備要員
4	注意体制	① 小規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
5弱 5強	警戒体制	① 中規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全参事・課長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
	第1次非常体制 (自動配備)	① 大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生した場合	災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員
6弱 6強 7	第2次非常体制 (自動配備)	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

那須烏山市地域防災計画(P202)

2 災害対策本部組織図



3 応急業務一覧

A 優先業務再開レベル1(3時間以内) B 優先業務再開レベル2(1日以内) C 優先業務再開レベル3(3日以内)
D 優先業務再開レベル4(2週間以内) E 優先業務再開レベル5(1カ月以内)

主体となる課名 (◎印班長)	分掌事務	業務内容	区分	業務開始目標時間							
				A	B	C	D	E			
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1カ月以内			
各部共通											
	各部共通事項	① 発災後、自身の安全を確保し、参集基準に基づき参集(徒歩等可能な手段)	A	●							
		② 職員・来庁者の救助・搬送	A	●							
		③ 職員・家族等の安否確認、職員の参集状況の把握	A	●							
		④ 各執務場所の被害状況把握及び保全措置	B		●						
		⑤ 所管施設の被害状況把握(ハロー等)及び保全措置	B		●						
		⑥ 使用可能な業務資源の確保及び保全	B		●						
		⑦ 指揮命令系統及び業務実施体制の確立	B		●						
		⑧ 部内及び他部等への協力・応援	B		●						
総務部											
◎総務班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●							
	2 災害対策本部の庶務	① 災害対策本部の設営	A	●							
		② 災害対策本部の立上げ	A	●							
		③ 通信機器類の稼働確認	A	●							
		④ 公用車・携帯電話等の確保	A	●							
		⑤ 災害対策本部を設置する代替施設の被害状況の確認	B		●						
		⑥ 代替施設に災害対策本部を設置する場合、必要物資の運搬	B		●						
		⑦ 避難者数の把握 ※市民班との連携	B		●						
		⑧ 災害時応援協定締結団体等への応援要請	B		●						
		⑨ 外部支援受入拠点の状況確認、開設	C			●					
		⑩ 避難所運営委員会との連絡調整	B		●						
		⑪ 被害状況の集約	B		●						
		⑫ 帰宅困難者の発生状況確認	B		●						
		⑬ 帰宅困難者の収容等に関する調整	B		●						
		⑭ 各班からのニーズの集約	C			●					
		⑮ 見舞品の受付を開始する	C			●					
		⑯ 避難所運営委員会からの要請事項の集約、各班への対応依頼	C			●					
	⑰ 避難所規模の調整 ※市民班との連携	D				●					
	3 本部長の命令伝達	① 災害時特別宣言の意思決定と告示	B		●						
	4 関係団体、機関に対する応援要請	① 県、消防、警察、自衛隊等の派遣要請	B		●						
	5 燃料等の確保	① 燃料の確保(車両、庁舎非常用自家発電)	B		●						
	6 防災関係機関及び各部との連絡調整【輸送】	① 車両及び人員の確保	B		●						
		② 輸送経路の確認 ※都市建設班との連携	B		●						
	7 ボランティア活動の支援	① 災害ボランティアセンターとの連絡調整	C			●					
	8 市有財産その他の被害報告の取りまとめ	① 被害状況の調査、確認や倒壊など2次災害に備える。	C			●					
		② 被害状況の確認、使用の可否についての確認作業。2次災害に備える。	C			●					
	9 総合案内	① 相談内容によって他課に案内	B		●						
		② 相談窓口において市民の安否情報を市民班と協力の上、収集・提供	C			●					
	10 災害時の交通安全対策	① 被災地の地域安全及び交通対策 ※警察と連携	C			●					
	11 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用	① 災害救助法に基づく各種報告	D				●				
	12 復興計画	① 各班からの被害状況や各種要望のヒアリング、本部との調整	D				●				
		② 国、県との連絡調整	D				●				
		③ 復旧資金の見込額の把握	D				●				
総合政策班	1 ホームページ等への災害に関する情報掲載	① 避難所の情報 ※市民班との連携	B		●						
		② 災害状況、今後の対応 ※総務班との連携	C			●					
	2 報道機関への情報発信	① 被害状況の把握と情報提供 ※総務班との連携	C			●					
	3 災害状況の取材及び記録の編集保存	① 被災地の取材及び記録の編集	B		●						
	4 資金計画	① 被害状況等の把握	C			●					
		② 災害についての応急財政措置に関すること	C			●					
		③ 各課ヒアリング	D				●				
		④ 予算規模の把握	D				●				
	5 市長及び副市長の秘書	① 市長(本部長)、副市長(副本部長)への連絡、所在確認	B		●						
		② 当日の既に入っている予定の連絡、調整	B		●						
		③ 翌日以降のスケジュールの確認及び連絡、調整	B		●						
	6 情報システムの被害状況調査及び応急復旧	① 情報システムの被害状況調査及び応急復旧	B		●						
		② 情報システムの正常動作確認と正常動作に向けてのインフラ及びシステムの再構築に着手(被害度合による)	C			●					
	まちづくり班	1 公共交通機関の被害に関する情報の取りまとめ	① コミュニティバス及び市営バスの運行状況把握	B		●					
② デマンド交通の運行状況把握			A	●							
③ 運行経路の道路等被害状況の確認			A	●							
④ JR烏山線の運行状況把握			A	●							
⑤ コミュニティバス及び市営バスの運行調整			C			●					
⑥ デマンド交通の運行調整			C			●					
税務班	1 救援物資の仕分け・配分	① 物資受け入れ場所の確保 ※総務班との連携	B		●						
		② 救助物資購入・配分計画の作成	C			●					
	2 災害に伴う市税の減免等	① 税務課窓口の開設	C			●					
		② 減免の申請受付、納税に関する相談開始	C			●					
		③ 状況確認し、減免および徴収猶予等を決定 … 以後随時	E					●			
	3 家屋等の被害調査	① 職員を地区分けし、家屋等の被害調査	B		●						
		② 現地で、被害状況の撮影や状況を記録	B		●						
		③ 撮影物や被害状況をまとめる	C			●					
		④ 被害状況を本部に報告	C			●					

3 応急業務一覧

A 優先業務再開レベル1(3時間以内) B 優先業務再開レベル2(1日以内) C 優先業務再開レベル3(3日以内)
D 優先業務再開レベル4(2週間以内) E 優先業務再開レベル5(1カ月以内)

主体となる課名 (◎印班長)	分掌事務	業務内容	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1カ月以内
市民福祉部								
◎市民班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●				
	2 避難所設置及び運営	① 指定避難所の被災状況確認及び開設準備	A	●				
		② 指定避難所の運営管理の職員を配置	A	●				
		③ 指定避難所の開設	A	●				
		④ 避難者名簿の作成及び避難者数の把握	B		●			
		⑤ 避難者の健康状態の把握	B		●			
		⑥ 各指定避難所の必要物資の把握	C			●		
		⑦ 各指定避難所の必要な救助・救援の把握	C			●		
		⑧ 仮設トイレ設置の必要性の把握	C			●		
		⑨ 指定避難所から福祉避難所への移送調整	C			●		
	3 市民相談	① 相談窓口開設準備	B		●			
		② 相談窓口開設	B		●			
	4 被災者の身元調査及び照会	① 被災者の身元調査及び他自治体への照会	B		●			
	5 被災者名簿の作成(特別班対象事務)	① 被災者の把握及び名簿の作成	B		●			
	6 遺体の埋火葬の許可	① 遺体の死亡届の受付及び火葬許可(被災状況によって基本的な受付)ができるようにする	B		●			
	7 リ災証明書及びその他の証明書の発行(特別班対象事務) (大規模災害においては税務班も対応)	① リ災証明の申請受付開始	D				●	
		② リ災証明の申請に対する状況確認 … 以後随時	D				●	
		③ リ災証明の発行 … 以後随時	D				●	
	8 住民基本台帳システムの復旧	① 住民基本台帳システムの被害状況調査及び応急復旧	A	●				
		② 保険証を紛失した者への加入記録の確認と再交付	B	●				
健康福祉班	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策	① 社会福祉施設の被害状況等の確認	A	●				
	2 社会福祉協議会との連絡調整	① 災害ボランティアセンターとの連絡調整	B		●			
	3 炊き出し・食料の配給	① 各避難所の備蓄食料や飲料水の状況を確認 ※市民班との連携	B		●			
		② 県及び近隣市町、協定を締結した企業等から必要な食料や調理器具等を確保	C			●		
		③ 調達した食料等を各避難所へ配給(炊き出しは避難者又はボランティアが行う)	C			●		
	4 衣料等救助物資の確保・配給	① 衣料等救助物資の配送・配布 ※市民班との連携	C			●		
		② 防寒着やおむつなどの生活必需品から優先的に、県及び近隣市町、協定を締結した企業等から調達 ※こども班との連携	C			●		
	5 災害弔慰金の支給	① 災害弔慰金の受付窓口の設置	D				●	
	6 臨時の予防接種	① 予防接種の窓口開設	E					●
	7 要配慮者の安全確保	① 福祉避難所の被災状況確認及び開設準備	C			●		
		② 福祉避難所の開設指示	C			●		
		③ 各福祉避難所への受入数の把握	C			●		
	8 食品の衛生管理	① 食品の衛生保全	B		●			
	9 医療看護班の編成	① 物資の不足状況等の確認・調整 (日本赤十字社等との連絡調整)	C			●		
		② 災害時医療チームの受入体制の調整 (日本赤十字社等との連絡調整)	C			●		
		③ 日赤社員の受入体制の調整(日本赤十字社等との連絡調整)	C			●		
10 医療看護班の編成及び出動	① 被災者の医療及び医療機関との連携	A	●					
11 救護所の設置及び運営	① 医療救急及び救護所の設置	A	●					
12 感染症の予防及び防疫	① 救急用品は定期的にチェック。それ以外に必要な物資を補充	C			●			
	② 防疫班の編成及び出動準備 ※こども班との連携	C			●			
	③ 感染症の発生 状況確認、周辺情報の収集、発生のあった場合は県と連携して対策活動の実施および予防活動	C			●			
こども班	1 児童福祉施設との連絡調整	① 就学時前教育・保育施設園児の安否確認	A	●				
		② 児童福祉施設等の被害調査及び応急対策	A	●				
	2 福祉避難所との連絡調整	① 福祉避難所に関する情報引継ぎ	C			●		
		① 福祉避難所との連絡調整	C			●		
	3 被災者の健康管理	① 赤ちゃんがいる家庭や妊婦の状況確認(妊娠届出登録票または出生時状況記録票より赤ちゃん情報を整備しておく。)	C			●		
		② 助産を必要とする者のリストアップ及び情報提供	C			●		
		③ リスクの高い人(特に乳幼児)をリストアップし、健康状態の確認	C			●		
		④ 災害救助班の要請に基づく被災者のケア	D				●	
	4 被災者の収容及び保護	① 心のケア活動	D				●	
	5 人的被害の調査	① 人的被害の調査	D				●	
6 被災者の収容及び保護	① 被災児の支援	C			●			
7 医療助産	① 助産は医療機関と連携し、受入れ可能な助産施設または医療機関を紹介	C			●			

3 応急業務一覧

A 優先業務再開レベル1(3時間以内) B 優先業務再開レベル2(1日以内) C 優先業務再開レベル3(3日以内)
D 優先業務再開レベル4(2週間以内) E 優先業務再開レベル5(1カ月以内)

主体となる課名 (◎印班長)	分掌事務	業務内容	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1カ月以内

経済環境部

◎農政班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●				
	2 農林業施設の被害調査及び応急復旧	① 関係機関と連携し農業用施設被害の状況を確認応急復旧	C			●		
	3 農地及び農業用施設の災害対策							
	4 治山及び林道の災害対策							
	5 農地及び林地の被害調査	① 関係機関と連携し農地及び林地の状況を確認	C			●		
	6 農畜産物及び林産物の被害調査	① 関係機関と連携し農産物、畜産物及び林産物被害の状況を確認	C			●		
	7 農林業施設の被害調査及び応急復旧							
	8 農地及び農業用施設の災害対策	① 関係機関と連携し速やかに補償を実施	D				●	
	9 治山及び林道の災害対策							
商工観光班	1 観光客の被害調査	① 市内宿泊施設との連絡調整(宿泊者の状況把握、被災者の受入れ等)	B		●			
	2 観光施設の被害調査	① 観光協会等と連携し被災状況の調査及び応急処置の検討	C			●		
	3 商工業の被害調査	① 商工会と連携し被災状況の調査及び応急処置の検討	C			●		
	4 商工業者に対する被害復旧援助	① 商工会と連携し被災状況に応じた災害融資の実施	D				●	
環境班	1 し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	① 廃棄物処理許可業者の被災状況把握	B		●			
		② 災害廃棄物1次仮置場の設置・管理	C			●		
		③ 公設及び民間設置廃棄物処理施設等の調整	C			●		
		④ 災害廃棄物2次仮置場の設置・管理	D				●	
		⑤ 広域処理の手配	D				●	
	2 廃棄物処理施設の災害対策	① 衛生センターの被災状況把握	B		●			
		② 斎場の被災状況把握	B		●			
	3 災害時の公害発生防止指導	① 災害時の公害発生防止指導	D				●	
		② 公害苦情の処理及び対策	C			●		
	4 死亡者の対策	① 遺体措置の実施	B		●			
		② 斎場との調整	B		●			
		③ 遺体の埋火葬の手続き	C			●		

建設部

◎都市建設班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内所属間の連絡調整	A	●				
	2 関係機関との連絡調整	① 国、県、他防災関係機関との連絡調整	B		●			
		② 土木災害協定締結者(業者)との連絡調整(調達)	B		●			
		③ 公共土木施設被害状況及び道路通行規制等の情報収集、情報提供	B		●			
		④ 所管施設関係機関及び占用者等との連絡調整	C			●		
	3 河川等の応急復旧その他緊急措置 4 道路、橋梁等の応急復旧その他緊急措置	① 所管施設の被害状況調査	B		●			
		② 所管施設の警戒並びに応急対策(復旧)	C			●		
		③ 工事中箇所の被災対応	C			●		
		④ 所管施設の災害復旧	E					●
	5 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧	① 市営住宅の現場へ行き、入居者の安否確認	A	●				
		② 防火管理者として、火災等の状況を確認	A	●				
		③ 市営住宅の現場へ行き、被災状況を確認し記録	B		●			
	6 被災建築物応急危険判定	① 民間建築物等施設について、応急危険度判定士の名簿を用い人員確保を行い、災害地へ派遣	B		●			
	7 市有建築物の応急復旧	① 市有建築物について、各施設担当課の被災建築物の復旧支援・相談等	C			●		
	8 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧	① 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧	D				●	
	9 応急仮設住宅の設置及び管理	① 県と連携し災害住戸数の調査結果に基づき、災害救助法の適用も含めて、応急仮設住宅の建築可否を判断	C				●	
		② 応急仮設住宅の対象戸数の把握	C				●	
	10 都市施設の災害対策	① 被害状況の把握、建築制限の実施、被災市街地復興促進地域の決定のための手続きを実施	E					●
		② 「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」級の災害が発生した場合は、災害復興都市計画を実施する必要がある	E					●
上下水道班	1 給水活動	① 各浄水場・水源被災状況を確認、必要に応じ給水停止	A	●				
		② 各水源の状況を確認	B		●			
		③ 応急給水計画策定。避難所への応急給水の実施(被害小の場合)	B		●			
		④ 応援隊受け入れ準備、受け入れ	C			●		
	2 上下水道施設(ライフライン施設)の被害調査及び応急復旧	① 被害状況を日水協・県に報告、必要に応じ応援要請	B		●			
		② 被害状況を基に復旧計画の策定	D				●	
		③ 上下道の復旧作業の開始(被害小の場合)	C			●		
		④ 下水道の復旧作業の開始(被害小の場合)	C			●		
		⑤ 上下道の復旧計画策定、復旧作業の開始(大規模災害)(仮設含む)	D				●	
		⑥ 下水道の復旧計画策定、復旧作業の開始(大規模災害)(仮設含む)	D				●	

3 応急業務一覧

A 優先業務再開レベル1(3時間以内) B 優先業務再開レベル2(1日以内) C 優先業務再開レベル3(3日以内)
D 優先業務再開レベル4(2週間以内) E 優先業務再開レベル5(1カ月以内)

主体となる課名 (◎印班長)	分掌事務	業務内容	区分	業務開始目標時間							
				A	B	C	D	E			
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1カ月以内			
会計部											
◎会計班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●							
	2 資金計画	① 指定金融機関との連絡調整 (緊急支払いのための現金支払い時間延長の要請)	B		●						
	3 資金計画・緊急経費の支払い	① 緊急経費の払い出し(資金前渡金の対応と保管)	B		●						
		② 緊急支払いのための審査	B		●						
		③ 支払い優先度の高い案件から順次処理	B		●						
	4 義援金の受入、管理及び配布	① 義援金・援助金等の受入窓口の開設 (日本赤十字社等との連絡調整)	B		●						
② 義援金・援助金等の受付業務 (日本赤十字社等との連絡調整)		C			●						
③ 義援金・援助金等を本部へ送金 (日本赤十字社等との連絡調整)		E					●				
議会部											
◎議会班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●							
	2 議員及び監査委員の調査及び連絡	① 議員及び監査委員の安否確認や市内の被害状況についての連絡 (情報が入り次第連絡)	B		●						
教育部											
◎学校教育班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●							
	2 学校教育施設の被害調査及び応急復旧	① 職員を各施設に派遣する。可能であれば各施設管理者との連絡調整	B		●						
		② 児童生徒、学校職員の安否及び被災状況の確認	B		●						
		③ 非常勤職員を招集	B		●						
		④ 各施設と連携してその被害状況の把握及び安全確認	B		●						
		⑤ 所管施設の被害確認	B		●						
		⑥ 被害状況確認後応急復旧策を業者に指示	C			●					
		⑦ 可能な復旧作業から着手	C			●					
		⑧ 復旧計画を作成	C			●					
		⑨ 順次、施設の復旧を図る	D				●				
		⑩ 予備避難所施設として機能化	D				●				
	3 応急教育	① 県教育事務所に現状の報告	B		●						
		② 学校教育の再開に係る検討及び判断	C			●					
		③ 被害状況により、判断の時期を考慮	C			●					
	4 学用品及び教科書の確保及び支給	① 被災状況を把握、必要な対応について検討	C			●					
	5 学校給食及び保健衛生保全措置	① 学校給食及び保健衛生保全措置	C			●					
生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査及び応急復旧	① 職員を各施設に派遣する。可能であれば各施設管理者との連絡調整	B		●						
	2 社会体育施設の被害調査及び応急復旧	① 職員を各施設に派遣する。可能であれば各施設管理者との連絡調整	B		●						
	3 外国人支援対策活動	① 外国人に対する安全確保等の情報提供	B		●						
文化振興班	1 文化財の被害調査及び応急復旧	① 文化財施設の安全確認	B		●						
		② 文化財関連の被害状況の現状把握	B		●						
		③ 県文化財課と文化財関連の被害状況等に関して、密に連絡を取り合う	C			●					
		④ 埋蔵文化財発掘調査を実施している場合は、現地の状況を把握	B		●						
		⑤ 市指定文化財の被害状況の確認	D				●				
		⑥ 市民が保管する市指定文化財に被害が及んでいた場合、どのように対応するか	E					●			

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
総合政策課	秘書政策	1 市長及び副市長の秘書に関すること。	A	●				
		2 市長交際費に関すること。	D				●	
		3 市長会に関すること。	D				●	
		4 市長の特命事項に関すること。	C			●		
		5 議会の招集に関すること。	D				●	
		6 議案の調製に関すること。	D				●	
		7 その他議会対応に関すること。	D				●	
		8 庁議の運営に関すること。	D				●	
		9 政策調整会議の運営に関すること。	D				●	
		10 総合計画及び総合戦略に関すること。	E					●
		11 総合政策審議会に関すること。	E					●
		12 行財政改革に関すること。	E					●
		13 広域連携に関すること。	E					●
		14 広域行政に関すること。	E					●
		15 重要政策に関すること。	D				●	
		16 庁舎整備計画に関すること。	E					●
		17 国土利用計画法に関すること。	E					●
		18 土地利用計画に関すること。	E					●
		19 土地利用の総合調整に関すること。	D				●	
		20 土地利用対策審議会に関すること。	E					●
		21 地価調査・地価公示に関すること。	E					●
	広報広聴	1 広報なすからすやまの編集及び発行に関すること。	D				●	
		2 広報お知らせ版の編集及び発行に関すること。	D				●	
		3 広報カレンダーの編集及び発行に関すること。	E					●
		4 市勢要覧その他市刊行物の編さんに関すること。	E					●
		5 定例記者会見に関すること。	C			●		
		6 行政相談に関すること。	D				●	
		7 行政相談委員に関すること。	D				●	
		8 広報広聴委員会に関すること。	E					●
		9 広報協会に関すること。	E					●
		10 市政懇談会に関すること。	D				●	
		11 広聴箱に関すること。	D				●	
		12 パブリックコメントに関すること。	D				●	
		13 その他広聴事業に関すること。	D				●	
		14 ホームページの管理に関すること。	C			●		
	情報統計	1 地域情報化の推進に関すること。	D				●	
		2 行政情報化に関すること。	D				●	
		3 電子自治体の推進に関すること。	D				●	
		4 情報セキュリティ対策に関すること。	D				●	
		5 難視聴対策に関すること。	D				●	
		6 社会保障・税番号制度に関すること。	D				●	
		7 基幹統計調査その他統計調査に関すること。	D				●	
		8 統計資料の編集及び公表に関すること。	D				●	
	財政	1 市財政全般の企画及び連絡調整に関すること。	C			●		
		2 予算の編成及び執行管理に関すること。	C			●		
		3 地方債及び一時借入金に関すること。	C			●		
		4 地方交付税に関すること。	D				●	
		5 財政状況の公表に関すること。	D				●	
		6 利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金等に関すること。	D				●	
		7 債権及び基金に関すること。	D				●	
		8 決算関係書類の調製に関すること。	D				●	
		9 寄附採納に関すること。	D				●	
		10 ふるさと応援寄付金に関すること。	D				●	
		11 その他財務に関すること。	E					●
		12 地方公会計制度改革に関すること。	E					●
		13 財務会計システムに関すること。	B		●			
まちづくり課	地域づくり	1 まちづくり推進に関すること。	E					●
		2 コミュニティに関すること。	E					●
		3 市民との協働に関すること。	E					●
		4 NPOに関すること。	E					●
		5 総合交通体系の整備計画及び推進に関すること。	E					●
		6 地域交通公共会議に関すること。	D				●	
		7 生活路線バスに関すること。	C			●		
		8 市営バスに関すること。	B		●			
		9 デマンド交通に関すること。	B		●			
		10 市民号に関すること。	E					●
		11 烏山線利用向上に関すること。	E					●
		12 道の駅整備の調査研究に関すること。	E					●
		13 まちづくり研究会に関すること。	E					●
	定住推進	1 シティプロモーションに関すること。	E					●
		2 情報及び魅力の発信に関すること。	E					●
		3 キャッチフレーズに関すること。	E					●
		4 イメージキャラクターに関すること。	E					●
		5 地域おこし協力隊に関すること。	D				●	
		6 定住及び移住の支援に関すること。	D				●	
		7 住宅取得奨励金に関すること。	C			●		
		8 空き家バンクに関すること。	C			●		
		9 定住促進家賃補助に関すること。	C			●		
		10 都市間交流基本方針に関すること。	E					●
		11 都市との交流事業の総合調整に関すること。	E					●
		12 都市農村交流事業の推進に関すること。	E					●
		13 ふるさと烏山会に関すること。	E					●
		14 神奈川南那須会に関すること。	E					●

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
総務課	人事	1 辞令交付式に関すること。	C			●		
		2 仕事納式及び始式に関すること。	E					●
		3 叙位・叙勲・褒章に関すること。	E					●
		4 市表彰式の開催に関すること。	E					●
		5 参事課長等会議の開催に関すること。	C			●		
		6 特別職及び行政委員等の選任に関すること。	E					●
		7 職員採用計画に関すること。	D				●	
		8 採用試験の実施に関すること。	C			●		
		9 早期退職者・再任用に関すること。	C			●		
		10 職制及び人事異動に関すること。	C			●		
		11 昇格等に関すること。	C			●		
		12 人事記録簿の整理に関すること。	D				●	
		13 事務引継に関すること。	D				●	
		14 分限処分に関すること。	D				●	
		15 懲戒処分等に関すること。	D				●	
		16 定員適正化計画及び職員定数に関すること。	E					●
		17 定員管理調査に関すること。	E					●
		18 等級等の段階ごとの職員数の公表に関すること。	E					●
		19 人材育成基本方針に関すること。	E					●
		20 職員の研修に関すること。	E					●
		21 職員の人事評価に関すること。	E					●
		22 インターン・職場体験に関すること。	E					●
		23 職員名簿の作成に関すること。	D				●	
		24 職員証の作成に関すること。	D				●	
		25 職員の服務一般に関すること。	C			●		
		26 人事行政の運営状況の公表に関すること。	E					●
		27 男女共同参画庁内行動計画に関すること。	E					●
		28 次世代育成支援対策推進法特定事業主行動計画に関すること。	E					●
		29 職員団体に関すること。	E					●
		30 会計年度任用職員に関すること。	D				●	
		31 給与の決定に関すること。	C			●		
		32 給与費予算に関すること。	C			●		
		33 職員の給与の支給に関すること。	C			●		
		34 給与実態調査に関すること。	C			●		
		35 給与の公表に関すること。	E					●
		36 市町村総合事務組合(退職手当)に関すること。	D				●	
		37 共済組合事務に関すること。	D				●	
		38 職員の健康管理に関すること。	D				●	
		39 職員互助会に関すること。	E					●
		40 その他職員の福利厚生に関すること。	D				●	
		41 職員の旅費に関すること。	C			●		
		42 職員の安全衛生に関すること。	C			●		
		43 職員のメンタルヘルスに関すること。	C			●		
		44 職員の公務災害補償に関すること。	C			●		
総務課	行政	1 コンプライアンス及び内部統制に関すること。	D				●	
		2 事務組織及び機構に関すること。	D				●	
		3 事務分掌の調整に関すること。	E					●
		4 行政事務の効率化及び事務の改善に関すること。	E					●
		5 地方分権改革・権限移譲に関すること。	E					●
		6 平和行政に関すること。	E					●
		7 市の境界並びに字の区域及び名称の変更に関すること。	E					●
		8 市章、市歌等に関すること。	E					●
		9 市民憲章に関すること。	E					●
		10 特別職報酬等の決定に関すること。	E					●
		11 後援等名義の使用承認に関すること。	D				●	
		12 行財政報告書の作成に関すること。	E					●
		13 行政手続法に関すること。	E					●
		14 障害者差別解消法に関すること。	E					●
		15 行政区長及び副行政区長に関すること。	D				●	
		16 地縁団体の認可及び管理に関すること。	C			●		
		17 自治会及び自治会連合会に関すること。	D				●	
		18 文書の収受及び発送に関すること。	B		●			
		19 行政区長等文書配付に関すること。	C			●		
		20 各課から依頼のあった事務処理に関すること。	E					●
		21 公文例及び文書の取扱いに関すること。	E					●
		22 文書の保存及び管理の総合調整に関すること。	E					●
		23 公印の新調及び改刻並びに統括管理に関すること。	B		●			
		24 情報公開及び個人情報保護の総合調整に関すること。	C			●		
		25 法令、条例、規則等の解釈及び運用に関すること。	C			●		
		26 条例、規則等の立案及び審査に関すること。	B		●			
		27 公告式及び例規集の編集に関すること。	B		●			
		28 法務能力の向上に関すること。	E					●
		29 不服申立て及び訴訟の総合調整に関すること。	C			●		
		30 法律相談に関すること。	D				●	
		31 公平委員会に関すること。	C			●		
		32 選挙管理委員会に関すること。	B		●			
		33 各種選挙の執行に関すること。	B		●			
		34 固定資産評価審査委員会に関すること。	C			●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
	契約管財	1 入札にすること。	C			●		
		2 入札参加資格の管理にすること。	E					●
		3 契約管理にすること。	D				●	
		4 官公需・公契連にすること。	D				●	
		5 都市管財事務連絡協議会にすること。	E					●
		6 主管の属する証明、統計及び報告にすること。	D				●	
		7 工事検査にすること。	E					●
		8 公有財産管理にすること。	C			●		
		9 指定管理者制度にすること。	E					●
		10 庁舎管理にすること。	A	●				
		11 普通財産管理にすること。	D				●	
		12 分収林(部分林)の管理及び処分にすること。	E					●
		13 境財産区の運営及び予算にすること。	E					●
		14 境財産区有林の管理及び処分にすること。	E					●
		15 指定管理者制度にすること。	E					●
		16 市有建物及び公用車の保険にすること。	D				●	
		17 庁内外の衛生及び取り締まりにすること。	D				●	
		18 公営駐車場及び駐輪場の管理にすること。	D				●	
		19 公用車の管理にすること。	A	●				
		20 印刷管理事務にすること。	D				●	
		21 日直にすること。	D				●	
		22 改正省エネ法にすること。	E					●
		23 財産管理台帳の管理にすること。	E					●
		24 漂流物にすること。	E					●
	危機管理	1 地域防災計画にすること。	E					●
		2 防災会議にすること。	E					●
		3 防災協定にすること。	E					●
		4 水防協議会にすること。	E					●
		5 災害対応にすること。	A	●				
		6 災害対策本部にすること。	A	●				
		7 国民保護計画にすること。	E					●
		8 国民保護協議会にすること。	E					●
		9 その他危機管理にすること。	E					●
		10 防災行政無線にすること。	A	●				
		11 Jアラートにすること。	A	●				
		12 情報伝達装置にすること。	A	●				
		13 消防団にすること。	A	●				
		14 消防委員会にすること。	E					●
		15 消防施設にすること。	D				●	
		16 煙火消費の許可にすること。	E					●
		17 犯罪被害者の支援対策にすること。	E					●
		18 不当要求等の防止対策にすること。	E					●
		19 市民生活の安全の推進にすること。	E					●
		20 自衛官及び自衛官候補生の募集にすること。	E					●
		21 自衛隊父兄会にすること。	E					●
		22 交通安全施策の企画立案及び推進にすること。	E					●
		23 交通安全各種団体との総合調整にすること。	E					●
		24 交通指導員にすること。	E					●
		25 交通安全教室の計画及び実施にすること。	E					●
		26 免許証自主返納にすること。	D				●	
		27 交通安全施設にすること。	D				●	
税務課	収納管理	1 課専用公印の保管にすること。	A	●				
		2 市税等の調定及び収納にすること。	D				●	
		3 市たばこ税、鉱産税及び入湯税にすること。	D				●	
		4 税に関する諸証明にすること。	C			●		
		5 市税等に関する不服申立てにすること。	D				●	
		6 軽自動車税の賦課及び減免にすること。	D				●	
	徴収対策	1 市税等の徴収及び督促にすること。	D				●	
		2 嘱託徴収員の管理にすること。	D				●	
		3 市税等の納税相談にすること。	C			●		
		4 市税等の滞納処分にすること。	D				●	
	市民税	1 市県民税の賦課及び減免にすること。	D				●	
		2 市県民税の申告等にすること。	D				●	
		3 法人市民税の賦課にすること。	D				●	
		4 国民健康保険税の賦課及び減免にすること。	D				●	
		5 介護保険料の賦課及び減免にすること。	D				●	
		6 後期高齢者医療保険料の賦課及び減免にすること。	D				●	
	資産税	1 固定資産税(土地)の賦課及び減免にすること。	D				●	
		2 固定資産(土地)の評価にすること。	D				●	
		3 土地、家屋課税台帳及び名寄帳にすること。	C			●		
		4 その他固定資産税にすること。	D				●	
		5 固定資産税(家屋)の賦課及び減免にすること。	D				●	
		6 固定資産(家屋)の評価にすること。	D				●	
		7 償却資産課税台帳にすること。	D				●	
		8 図面等の保管にすること。	D				●	
		9 国有財産等所在市町村交付金にすること。	D				●	

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
市民課	市民窓口	1 課専用公印の保管に関する事。	A	●				
		2 住民基本台帳に関する事。	A	●				
		3 社会保障・税番号制度に関する事。	A	●				
		4 公的個人認証サービス事務に関する事。	A	●				
		5 外国人住民の住居地届出等に関する事。	A	●				
		6 印鑑登録証明に関する事。	A	●				
		7 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の被保険者の資格の取得、喪失に関する事。	A	●				
		8 自動車臨時運行許可に関する事。	C			●		
		9 旅券事務に関する事。	C			●		
		10 窓口案内に関する事。	B		●			
		11 窓口手数料の日計に関する事。	B		●			
		12 戸籍に関する事。	A	●				
		13 破産者、成年後見人、被保佐人及び既決犯罪等に関する事。	E					●
		14 相続税の報告に関する事。	E					●
		15 人口動態に関する事。	E					●
		16 埋・火葬及び改葬許可に関する事。	A	●				
		17 基幹系電算システムに関する事。	A	●				
		18 住居表示に関する事。	C			●		
		19 国民年金に関する事。	C			●		
		20 人権擁護委員に関する事。	E					●
		21 人権啓発に関する事。	E					●
		22 保護司会に関する事。	D				●	
		23 更生保護女性会に関する事。	D				●	
		24 社会を明るくする運動に関する事。	E					●
		25 市民相談に関する事。	C			●		
		26 市民法律相談に関する事。	C			●		
		27 その他各種相談窓口の案内に関する事。	C			●		
	国保医療	1 国民健康保険の企画・運営に関する事。	C			●		
		2 国民健康保険運営協議会に関する事。	E			●		●
		3 国民健康保険諸統計及び報告に関する事。	D				●	
		4 国民健康保険の資格管理及び被保険者証の交付、返還に関する事。	A	●				
		5 国民健康保険療養費等の支給及び申請書の処理に関する事。	C			●		
		6 国民健康保険に関する検査、監査に関する事。	E					●
		7 国民健康保険の損害賠償との調整及び不正利得者徴収に関する事。	D				●	
		8 国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事。	D				●	
		9 国民健康保険の診療報酬明細書の点検に関する事。	C			●		
		10 国民健康保険の国・県支出金に関する事。	D				●	
		11 国民健康保険保健事業に関する事。	D				●	
		12 国民健康保険団体連合会に関する事。	D				●	
		13 国民健康保険特別会計(事業勘定)予算に関する事。	D				●	
		14 国民健康保険特別会計(診療施設勘定)予算に関する事。	D				●	
		15 国民健康保険診療所に関する事。	B		●			
		16 熊田診療所に関する事。	B		●			
		17 へき地医療に関する事。	D				●	
		18 後期高齢者医療制度に関する事。	B		●			
		19 後期高齢者医療制度保健事業に関する事。	D				●	
	南那須分室	1 課専用公印の保管に関する事。	A	●				
		2 住民基本台帳に関する事。	A	●				
		3 社会保障・税番号制度に関する事。	A	●				
		4 公的個人認証に関する事。	A	●				
		5 外国人住民の住居地届出等に関する事。	A	●				
		6 印鑑登録証明に関する事。	A	●				
		7 国民健康保険・後期高齢者医療及び介護保険の資格の取得、喪失に関する事。	A	●				
		8 自動車臨時運行許可に関する事。	C			●		
		9 旅券事務に関する事。	C			●		
		10 戸籍に関する事。	A	●				
		11 埋・火葬及び改葬許可に関する事。	A	●				
		12 国民年金に関する事。	C			●		
		13 窓口案内に関する事。	A	●				
		14 窓口手数料の日計に関する事。	B		●			
		15 公金の収納に関する事。	B		●			

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
健康福祉課	社会福祉	1 民生委員・児童委員に関すること。	B		●			
		2 社会福祉協議会等に関すること。	A	●				
		3 地域福祉計画等に関すること。	D				●	
		4 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。	C			●		
		5 社会福祉法人の認可及び指導監査に関すること。	D				●	
		6 災害弔慰金等に関すること。	C			●		
		7 障害者自立支援給付等に関すること。	C			●		
		8 障害者福祉サービスの障害支援区分の認定に関すること。	D				●	
		9 障害者自立支援医療に関すること。	C			●		
		10 補装具費等の支給等に関すること。	C			●		
		11 障害者地域生活支援事業に関すること。	C			●		
		12 障害者の相談等に関すること。	B		●			
		13 障害者福祉計画等に関すること。	D				●	
		16 各種障害者手帳交付に関すること。	C			●		
		17 各種手当等に関すること。	C			●		
		18 重度心身障害者医療費助成に関すること。	C			●		
		19 その他障害者福祉に関すること。	D				●	
	生活福祉	1 生活保護業務に関すること。	D				●	
		2 住宅給付に関すること。	D				●	
		3 統計調査に関すること。	D				●	
		4 介護扶助に関すること。	D				●	
		5 教育扶助に関すること。	D				●	
		6 医療扶助に関すること。	D				●	
		7 生業扶助に関すること。	D				●	
		8 経理事務に関すること。	D				●	
		9 施設事務費に関すること。	D				●	
		10 保健福祉センターの管理に関すること。	C			●		
		11 生活困窮者自立相談に関すること。	D				●	
	高齢いきがい	1 福祉タクシーに関すること。	C			●		
		2 敬老会に関すること。	E					●
		3 敬老祝金に関すること。	E					●
		4 養護老人ホーム入所に関すること。	B		●			
		5 遺族会に関すること。	E					●
		6 戦没者追悼式に関すること。	E					●
		7 戦没者遺族等弔慰金に関すること。	D				●	
		8 通院支援サービスに関すること。	C			●		
		9 シルバー人材センターの支援に関すること。	E					●
		10 いきいきクラブの育成支援に関すること。	E					●
		11 その他高齢者福祉に関すること。	E					●
		12 地域包括ケアシステムに関すること。	E					●
		13 在宅医療介護連携推進事業に関すること。	E					●
		14 生活支援体制整備事業に関すること。	E					●
		15 地域ケア会議に関すること。	E					●
		16 介護予防事業に関すること。	E					●
		17 地域密着型施設運営委員会に関すること。	E					●
		18 高齢者虐待、権利擁護相談等に関すること。	B		●			
		19 認知症対策に関すること。	E					●
		20 地域包括支援センターの運営に関すること。	A	●				
		21 在宅介護に関すること。	D				●	
	介護保険	1 介護保険事業計画に関すること。	E					●
		2 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会に関すること。	E					●
		3 地域密着型サービス等運営委員会に関すること。	E					●
		4 その他地域密着型サービスに関すること。	D				●	
		5 地域支援事業に関すること。	D				●	
		6 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。	D				●	
		7 介護保険統計、報告及び給付費の申請等に関すること。	D				●	
		8 特定入所者負担限度額認定に関すること。	D				●	
		9 その他資格者証の交付に関すること。	B		●			
		10 国民健康保険連合会との共同処理に関すること。	D				●	
		11 高額介護サービス費等の支払に関すること。	D				●	
		12 住宅改修・福祉用具購入費等の支払に関すること。	D				●	
		13 その他給付費の支払に関すること。	D				●	
		14 介護給付費の適正化に関すること。	E					●
		15 住宅改修及び福祉用具購入に関すること。	C			●		
		16 福祉有償運送に関すること。	E					●
		17 要介護認定に関すること。	C			●		
		18 介護認定審査会に関すること。	C			●		
		19 被保険者資格の取得・喪失に関すること。	B		●			
		20 介護保険関係相談に関すること。	B		●			
	健康増進	1 健康診査に関すること。	D				●	
		2 新型インフルエンザに関すること。	E					●
		3 高齢者・成人の予防接種に関すること。	E					●
		4 献血に関すること。	E					●
		5 その他感染症予防に関すること。	D				●	
		6 休日当番医に関すること。	D				●	
		7 健康教育に関すること。	E					●
		8 健康相談に関すること。	C			●		
		9 イスウル友の会に関すること。	E					●
		10 歯の健康づくりに関すること。	E					●
		11 健康マイレージに関すること。	E					●
		12 特定保健指導に関すること。	E					●
		13 糖尿病重症化予防に関すること。	E					●
		14 家庭訪問に関すること。	D				●	
		15 学生指導に関すること。	E					●
		16 その他健康づくりに関すること。	E					●
		17 食育に関すること。	E					●
		18 食生活改善推進員に関すること。	E					●
		19 食生活相談に関すること。	D				●	

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
こども課	こそだて支援	1 子ども・子育て会議に関すること。	D				●	
		2 子ども・子育て支援事業計画に関すること。	E					●
		3 社会福祉法人(児童福祉施設)の認可及び指導監査に関すること。	D				●	
		4 子どもに係る手当及び医療費の給付に関すること。	C			●		
		5 ひとり親家庭に係る手当及び医療費の給付に関すること。	C			●		
		6 母子生活支援施設の入退所措置等に関すること。	C			●		
		7 母子・父子家庭の自立支援、給付金及び福祉資金貸付に係る事業に関すること。	D				●	
		8 母子寡婦福祉団体の支援に関すること。	D				●	
		9 要保護児童対策協議会に関すること。	D				●	
		10 児童の相談、指導及び記録に関すること。	C			●		
		11 婦人相談、保護及び記録に関すること。	C			●		
		12 虐待及びDV防止に係る啓発に関すること。	E					●
	こども館	1 こども館の管理及び運営に関すること。	B		●			
		2 こども館事業に関すること。	C			●		
		3 地域子育て支援拠点事業に関すること。	D				●	
		4 家庭教育支援及び関連団体の育成等に関すること。	D				●	
		5 放課後児童健全育成事業に関すること。	D				●	
		6 ファミリー・サポート・センター事業に関すること。	D				●	
		7 結婚相談及び支援事業に関すること。	E					●
	母子保健	1 妊娠届出及び母子健康手帳交付に関すること。	C			●		
		2 妊産婦健診及び産後ケア事業に係る助成に関すること。	D				●	
		3 妊産婦の相談、保健指導及び訪問等支援に関すること。	C			●		
		4 妊産婦医療費の助成に関すること。	D				●	
		5 不妊治療費の助成に関すること。	D				●	
		6 養育医療費助成及び未熟児養育支援に関すること。	D				●	
		7 乳児家庭全戸訪問事業に関すること。	D				●	
		8 乳幼児の健診、相談及び訪問指導に関すること。	D				●	
		9 児童生徒の健康づくりに関すること。	D				●	
		10 子どもの食生活及び歯の健康に係る相談事業に関すること。	E					●
		11 発達相談及び療育支援に関すること。	D				●	
		12 乳幼児及び児童生徒の予防接種に関すること。	E					●
		13 子育て世代包括支援センター事業に関すること。	E					●
	保育	1 教育・保育給付に係る支給認定に関すること。	D				●	
		2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用調整等に関すること。	C			●		
		3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額等に関すること。	C			●		
		4 幼児教育・保育の無償化に関すること。	E					●
		5 子どものための教育・保育給付交付金に関すること。	D				●	
		6 子育てのための施設等利用給付に関すること。	D				●	
		7 地域子ども・子育て支援事業(保育グループの所管に限る。)に関すること。	E					●
		8 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の助成に関すること。	C			●		
		9 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の各種調査に関すること。	D				●	
		10 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の指導及び助言に関すること。	E					●
		11 就学前の子どもの教育・保育教諭の確保に関すること。	D				●	
		12 保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保に関すること。	D				●	
		13 市立幼稚園及び市立保育所の職員等に関すること。	D				●	
		14 保育行政指導監査等に関すること。	E					●
		15 社会福祉法人(保育施設)の認可及び指導監査並びに課の総合調整に関すること。	D				●	
		16 私学助成幼稚園に関すること。	E					●
		17 認可外保育施設に関すること。	E					●
		18 その他幼児教育及び保育(他の課の属するものを除く。)に関すること。	E					●
		19 所管する施設の維持・管理に関すること。	C			●		
		20 市立幼稚園及び市立保育所の再編計画に関すること。	E					●

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
農政課	農業振興	1 地域農業振興ビジョンに関すること。	E					●
		2 農業経営基盤強化促進基本構想に関すること。	E					●
		3 農業振興地域整備計画に関すること。	D				●	
		4 人・農地プラン策定に関すること。	E					●
		5 農業公社の運営指導に関すること。	D				●	
		6 酪農・肉用牛生産近代化計画に関すること。	D				●	
		7 水田フル活用ビジョンに関すること。	D				●	
		8 経営体育成事業に関すること。	D				●	
		9 畜産振興に関すること。	D				●	
		10 園芸振興に関すること。	D				●	
		11 水産業の振興に関すること。	D				●	
		12 6次産業化に関すること。	D				●	
		13 日本型直接支払事業に関すること。	D				●	
		14 農林水産特産物開発事業に関すること。	D				●	
		15 農業機械の安全管理等に関すること。	E					●
		16 農業協同組合及び農業共済組合に関すること。	E					●
		17 農業制度資金融通に関すること。	D				●	
		18 農業制度資金融通に係る利子補給に関すること。	D				●	
		19 農業制度資金融通機関との連絡調整に関すること。	D				●	
		20 農作物の病害虫防除に関すること。	E					●
		21 畦畔等しば焼きに関すること。	E					●
		22 病害虫防除協議会に関すること。	E					●
		23 畜産の防疫に関すること。	B		●			
		24 認定農業者等の育成及び指導に関すること。	E					●
		25 新規就農総合支援事業に関すること。	D				●	
		26 農地中間管理事業に関すること。	D				●	
		27 農業経営力向上支援事業に関すること。	E					●
		28 人・農地問題解決加速化支援事業に関すること。	E					●
		29 農地集積・集約化推進事業に関すること。	E					●
		30 農地流動化奨励金交付事業に関すること。	E					●
		31 都市農村交流事業に関すること。	E					●
		32 農作物及び農業経営施設の災害に関すること。	E					●
		33 農業生産組織等の指導育成に関すること。	E					●
		34 食育に関すること。	D				●	
		35 八溝そばの振興に関すること。	E					●
		36 担い手支援協議会・農業再生協議会との連絡調整に関すること。	D				●	
		37 経営所得安定対策直接支払推進事業に関すること。	D				●	
		38 耕作放棄地対策事業に関すること。	E					●
	農地調整	1 農業委員会に関すること。	C			●		
		2 利用権の設定に関すること。	D				●	
		3 農業及び農地の相談に関すること。	D				●	
		4 農業振興地域整備に関すること。	D				●	
		5 遊休農地解消に関すること。	E					●
	農林整備	1 森林整備地域活動支援事業に関すること。	D				●	
		2 森林整備計画及び森林経営計画に関すること。	D				●	
		3 特用林産物に関すること。	E					●
		4 林業生産団体等の育成指導に関すること。	D				●	
		5 山林の病害虫防除に関すること。	D				●	
		6 里山林整備事業に関すること。	E					●
		7 林道の整備及び維持管理に関すること。	D				●	
		8 鳥獣保護及び捕獲等に関すること。	D				●	
		9 自然保護に関すること。	E					●
		10 緑化推進事業に関すること。	E					●
		11 保安林に関すること。	E					●
		12 火入れ条例に関すること。	D				●	
		13 伐採届等に関すること。	D				●	
		14 林地開発許可に関すること。	D				●	
		15 森林経営管理制度に関すること。	D				●	
		16 農村総合整備に関すること。	D				●	
		17 県営及び団体営土地改良事業に関すること。	D				●	
		18 土地改良事業団体等の指導に関すること。	E					●
		19 市単独土地改良事業に関すること。	D				●	
		20 都市農村交流事業に関すること。	E					●
		21 農道台帳の管理に関すること。	D				●	
		22 国営土地改良事業に関すること。	D				●	
		23 農林地等災害復旧に関すること。	C			●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
商工観光課	商工振興	1 商工業振興ビジョンに関すること。	E					●
		2 中小企業の振興に関すること。	E					●
		3 市産品等の開発及び販路開拓に関すること。	E					●
		4 中心市街地活性化に関すること。	E					●
		5 商工会に関すること。	E					●
		6 商工業関係団体に関すること。	E					●
		7 中小企業の金融に関すること。	E					●
		8 鉱業に関すること。	E					●
		9 計量検査に関すること。	E					●
		10 賀詞交歓会に関すること。	E					●
		11 その他商業及び工業の振興に関すること。	E					●
		12 労働行政及び雇用対策に関すること。	E					●
		13 企業誘致に関すること。	E					●
		14 立地企業のフォローアップに関すること。	D				●	
		15 消費者支援に関すること。	D				●	
	観光振興	1 観光振興ビジョンに関すること。	E					●
		2 観光開発の総合企画調整に関すること。	E					●
		3 その他観光の振興に関すること。	E					●
		4 山あげ祭に関すること。	D				●	
		5 栃木県立自然公園に関すること。	E					●
		6 那須烏山市観光協会等に関すること。	D				●	
		7 所管に属する施設の管理、運営等に関すること。	C			●		
		8 観光施設の整備計画に関すること。	E					●
		9 観光PRイベントに関すること。	D				●	
		10 JR観光振興対策に関すること。	D				●	
		11 フィルムコミッションに関すること。	D				●	
		12 観光情報の発信に関すること。	D				●	
		13 とちまるショップに関すること。	D				●	
まちづくり課	環境	1 公害の防止に関すること。	C			●		
		2 犬の登録及び狂犬病予防に関すること。	D				●	
		3 衛生管理及び指導に関すること。	D				●	
		4 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関すること。	E					●
		5 温泉資源に関すること。	E					●
		6 資源及びエネルギーに関すること。	D				●	
		7 空き家対策(環境基本計画に位置づけしている家屋の適正管理)に関すること。	D				●	
		8 その他環境保全に関すること。	D				●	
		9 一般廃棄物の処理及び計画に関すること。	B		●			
		10 ごみ収集及び清掃に関すること。	A	●				
		11 ごみ減量に関すること。	E					●
		12 ごみ処理施設に関すること。	A	●				
		13 その他環境対策に関すること。	C			●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
都市建設課	管理	1 道路及び法定外公共物等の管理に関する事	D				●	
		2 道路台帳及び橋梁台帳に関する事	E					●
		3 道路及び法定外公共物の占用、使用及び工事施工承認に関する事	D				●	
		4 道路有効制限の許可に関する事	D				●	
		5 境界確認及び協定に関する事	E					●
		6 ふれあいの道づくり事業に関する事	E					●
		7 各種期成同盟会に関する事	E					●
		8 道路愛護及び河川愛護に関する事	E					●
		9 城東及び表の排水設備の管理に関する事	D				●	
		10 公営住宅の管理に関する事	C			●		
		11 市営住宅及び市有住宅の管理に関する事	B		●			
		12 市営住宅及び市有住宅の入退去及び使用料の徴収に関する事	B		●			
		13 その他市営住宅及び市有住宅に関する事	B		●			
	都市計画	1 都市計画の施行に関する事	D				●	
		2 都市計画審議会に関する事	D				●	
		3 都市再生特別措置法の施行に関する事	D				●	
		4 公用地拡大の推進に関する法律に関する事	E					●
		5 都市計画法第53条協議に関する事	D				●	
		6 都市公園及び市民公園の維持管理に関する事	C			●		
		7 景観法の施行に関する事	E					●
		8 屋外広告物条例の施行に関する事	E					●
		9 県景観条例に基づく大規模行為に関する事	D				●	
		10 木造住宅耐震化の促進に関する事	E					●
		11 建築確認申請の進達事務に関する事	D				●	
	整備	1 建設工事に関する事	D				●	
		2 公共用地の取得及び補償に関する事	D				●	
		3 公共用地の登記に関する事	D				●	
	地籍調査	1 地籍調査事業の計画に関する事	D				●	
		2 地籍調査の実施に関する事	D				●	
		3 国土調査の成果の管理に関する事	D				●	
上下水道課	業務	1 課専用公印の保管に関する事	A	●				
		2 水道業務の総合調整に関する事	E					●
		3 振興計画に関する事	E					●
		4 職員の服務、賞罰及び身分に関する事	E					●
		5 資産の管理(貯蔵品を除く。)及び物品の管理に関する事	D				●	
		6 水道の普及促進に関する事	E					●
		7 文書の管理に関する事	E					●
		8 水道運営協議会に関する事	E					●
		9 水道庁舎の維持管理に関する事	C			●		
		10 財政計画に関する事	E					●
		11 予算及び決算の調整に関する事	D				●	
		12 出納その他の会計事務に関する事	C			●		
		13 企業債及び一時借入金に関する事	D				●	
		14 業務統計等に関する事	E					●
		15 水道料金の調定及び徴収に関する事	D				●	
	工務	1 事業認可及び水道計画に関する事	E					●
		2 水道施設の設計、工事施工及び工事監督に関する事	C			●		
		3 工事契約及び検査に関する事	D				●	
		4 工事負担金、開発給水等に関する事	E					●
		5 給水装置及び量水器の管理点検に関する事	C			●		
		6 指定給水装置工事事業者の指定及び指導に関する事	E					●
		7 貯蔵品の管理に関する事	C			●		
		8 給水工事の申込み、施工及び検査に関する事	C			●		
		9 検針及び委託検針員の指導に関する事	D				●	
		10 水道使用異動(開閉栓等)に関する事	C			●		
		11 水道施設の維持管理に関する事	A	●				
		12 水道用水の供給、原水及び浄水の水質検査及び保全に関する事	A	●				
		13 給水記録の整理及び統計報告に関する事	D				●	
		14 専用水道・小規模水道・飲料井戸水に関する事	E					●
		15 その他水道施設に関する事	D				●	
	下水道	1 下水道使用料の賦課及び徴収に関する事	C			●		
		2 下水道受益者負担金等に関する事	C			●		
		3 下水道事業特別会計に関する事	C			●		
		4 公営企業会計適用に関する事	C			●		
		5 下水道事業計画に関する事	E					●
		6 下水道施設の建設に関する事	E					●
		7 下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理に関する事	A	●				
		8 下水道台帳に関する事	E					●
		9 下水道運営協議会に関する事	E					●
		10 その他下水道事業に関する事	E					●
		11 農業集落排水事業特別会計に関する事	B			●		
		12 農業集落排水事業に関する事	D				●	
		13 水洗化の普及促進に関する事	E					●
		14 排水設備の計画確認に関する事	C			●		
		15 排水設備指定工事店に関する事	E					●
		16 浄化槽設置に係る補助金に関する事	C			●		
		17 浄化槽の維持管理指導に関する事	D				●	
		18 汚水処理交付金等に関する事	E					●
		19 水質検査及び水質指導に関する事	D				●	
		20 その他浄化槽の推進に関する事	E					●

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
会計課	会計	1 課専用公印の保管に関する事。	A	●				
		2 支出負担行為及び支出命令の審査に関する事。	B		●			
		3 調定・過誤納金還付の確認に関する事。	C			●		
		4 更正伺書等会計書類の審査に関する事。	C			●		
		5 債権者情報に関する事。	D				●	
		6 マイナンバーの管理に関する事。	D				●	
		7 公会計システムに関する事。	A	●				
		8 決算の作成に関する事。	D				●	
		9 その他会計管理者の権限に属する事。	D				●	
		10 現金の出納及び保管に関する事。	B		●			
		11 小切手の振出しに関する事。	B		●			
		12 有価証券の出納及び保管に関する事。	B		●			
		13 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事。	D				●	
		14 支払事務に関する事。	B		●			
		15 歳出戻入の決定に関する事。	D				●	
		16 歳出更正伺書の決定に関する事。	D				●	
		17 公金振替に関する事。	C			●		
		18 支払証書の配列整理に関する事。	E					●
		19 歳出におけるデータ伝送及び再振込に関する事。	C			●		
		20 収入事務に関する事。	B		●			
		21 窓口事務に関する事。	B		●			
		22 総括日計表の確認及び現金出納簿の作成に関する事。	B		●			
		23 指定代理金融機関・収納代理金融機関日計報告書に関する事。	B		●			
		24 小口受払日報・小口受高日計表に関する事。	C			●		
		25 歳入過誤納金還付に関する事。	D				●	
		26 歳入更正伺書の決定に関する事。	D				●	
		27 歳入におけるデータ伝送及び再振込に関する事。	D				●	
		28 証書等の整理・保存に関する事。	D				●	
		29 口座振替依頼書に関する事。	D				●	
		30 栃木県都市会計管理者会に関する事。	E					●
		31 源泉徴収票に関する事。	D				●	
議会事務局	庶務議事	1 公印の保管に関する事。	A	●				
		2 文書の收受、発送、編集及び保管に関する事。	C			●		
		3 議会に属する予算、決算及び経理に関する事。	B		●			
		4 議員名簿、委員名簿及び履歴簿の整備に関する事。	D				●	
		5 議長会に関する事。	C			●		
		6 議員の公務災害補償及び共済年金に関する事。	C			●		
		7 議員新団体補償制度に関する事。	C			●		
		8 条例、規則、規程等の制定改廃に関する事。	D				●	
		9 情報公開及び個人情報保護に関する事。	C			●		
		10 職員の任免、賞罰及び身分に関する事。	D				●	
		11 職員の給与及び旅費に関する事。	C			●		
		12 儀式、交際及び慶弔に関する事。	C			●		
		13 その他議会の庶務に関する事。	D				●	
		14 本会議に関する事。	B		●			
		15 常任委員会及び公聴会に関する事。	B		●			
		16 議会運営委員会及び特別委員会に関する事。	B		●			
		17 議員全員協議会等に関する事。	B		●			
		18 議案の受理、調査、付託及び配布に関する事。	B		●			
		19 請願及び陳情に関する事。	C			●		
		20 会議の議決、決定等の通知及び報告に関する事。	C			●		
		21 会議録の調整、編さん及び保管に関する事。	D				●	
		22 議員の出欠席に関する事。	D				●	
		23 議場の整理及び傍聴に関する事。	C			●		
		24 議会の広報に関する事。	D				●	
		25 その他議事に関する事。	D				●	
監査委員事務局	事務局書記	1 監査委員が行う監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の補助執行に関する事。	D				●	
		2 監査等の資料の収集及び調査に関する事。	D				●	
		3 例規の整備に関する事。	E					●
		4 文書の收受、発送及び保管に関する事。	D				●	
		5 公印の管理に関する事。	A	●				
		6 情報公開及び個人情報保護に関する事。	D				●	
		7 予算、決算及び経理に関する事。	C			●		
		8 その他監査事務に関する事。	D				●	

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
学校教育課	総務教育	1 公印の管理に関すること。	A	●				
		2 教育委員会の会議に関すること。	D				●	
		3 秘書、儀式、褒賞等に関すること。	C			●		
		4 事務局及び教育機関の職員（県費負担職員を除く。）の任免その他の人事及び給与に関すること。	C			●		
		5 教育委員会規則等の制定及び改廃並びに公告式に関すること。	D				●	
		6 県教育委員会及びその他教育委員会との連絡調整に関すること。	D				●	
		7 奨学金に関すること。	D				●	
		8 教育行政に関する相談に関すること。	E					●
		9 事務局内の調整及び連絡に関すること。	D				●	
		10 課内の他の担当及びすこやか推進室に属さないこと。	E					●
		11 県費負担教職員の人事に関すること。	C			●		
		12 児童生徒の入学、転学及び退学に関すること。	B		●			
		13 学校の組織編制に関すること。	E					●
		14 学校図書館に関すること。	D				●	
		15 学校の職員、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。	C			●		
		16 通学区域に関すること。	E					●
		17 遠距離児童生徒通学に関すること。	C			●		
		18 中学生の海外派遣に関すること。	E					●
		19 スクールバスに関すること。	C			●		
		20 その他学校教育に関すること。	E					●
		21 学校の設置、管理及び廃止に関すること。	E					●
		22 学校の施設及び設備の整備に関すること。	D				●	
		23 その他学校の施設及び設備に関すること。	D				●	
	指導支援	1 学校の教育計画及び教育課程に関すること。	D				●	
		2 教科用図書の採択に関すること。	E					●
		3 教科用図書以外の図書及びその他の教材に関すること。	E					●
		4 学習効果の評価に関すること。	D				●	
		5 校長及び教員の研修に関すること。	E					●
		6 学校訪問及び指導に関すること。	D				●	
		7 その他指導支援に関すること。	E					●
		8 就学指導に関すること。	C			●		
		9 児童生徒の教育相談に関すること。	C			●		
		10 特別支援教育に関すること。	D				●	
		11 幼児教育に関すること。	D				●	
		12 教職員、保護者等の相談に関すること。	C			●		
	学校給食	1 学校給食センターの運営に関すること。	B		●			
		2 その他学校給食センターに関すること。	D				●	
生涯学習課	生涯学習	1 生涯学習の推進に関すること。	E					●
		2 社会教育の振興に関すること。	E					●
		3 はたちを祝う会に関すること。	E					●
		4 社会教育に係る各種講座等の開設に関すること。	E					●
		5 社会教育委員に関すること。	E					●
		6 課内の他の担当に属さないこと。	E					●
		7 男女共同参画計画の推進に関すること。	E					●
		8 男女共同参画推進委員会に関すること。	E					●
		9 その他男女共同参画に関すること。	E					●
		10 青少年健全育成に関すること。	E					●
		11 国際化教育に関すること。	E					●
		12 自治会公民館活動の振興及び支援に関すること。	E					●
		13 市立図書館に関すること。	D				●	
	公民館	1 社会教育関係団体の指導育成に関すること。	E					●
		2 芸術及び文化の振興に関すること。	E					●
		3 子ども体験教室に関すること。	E					●
		4 イングリッシュセミナー事業に関すること。	E					●
		5 公民館運営審議会委員に関すること。	E					●
		6 公民館活動事業に関すること。	E					●
		7 公民館の施設管理に関すること。	C			●		
		8 烏山中央公園に関すること。	D				●	
	文化財	1 文化財の保護及び活用に関すること。	D				●	
		2 埋蔵文化財に関すること。	D				●	
		3 自然愛護に関すること。	E					●
		4 山あげ保存に関すること。	D				●	
		5 文化遺産に関すること。	D				●	
		6 歴史的公文書の収集、保存及び利用に関すること。	E					●
		7 市史の編纂に関すること。	E					●
		8 歴史資料館に関すること。	E					●
		9 その他文化財に関すること。	E					●
		10 ジオパークの構想、推進等に関すること。	E					●
	スポーツ振興	1 スポーツ教室、講習会等の開催に関すること。	E					●
		2 スポーツ及びレクリエーション関係団体の指導育成に関すること。	E					●
		3 スポーツ推進委員及びスポーツ指導員に関すること。	E					●
		4 体育協会及びその他関係団体に関すること。	E					●
		5 社会体育の各種行事開催に関すること。	E					●
		6 スポーツ施設に関すること。	D				●	
		7 学校施設開放に関すること。	E					●
		8 その他所管に属する施設の管理に関すること。	D				●	
	国体推進	1 実行委員会に関すること。	D				●	
		2 専門委員会に関すること。	D				●	
		3 総合計画、広報計画、市民協働推進、観光、おもてなし計画に関すること。	D				●	
		4 式典計画等に関すること。	D				●	
		5 デモスポに関すること。	D				●	
		6 競技運営計画、競技施設整備計画等に関すること。	D				●	
		7 宿泊計画、配宿、医事衛生等に関すること。	D				●	
		8 輸送交通計画、消防防災、警備等に関すること。	D				●	

令和5年度 那須烏山市水防計画

第1章 総則

第1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び栃木県水防計画、国土交通省常陸河川国道事務所洪水対策計画書（久慈川・那珂川）に基づき、洪水等に際し水害を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するため、各河川に対する水防上必要な事項を定めるものとする。

第2 水防の責任

1 水防管理団体の責任

那須烏山市（以下「市」という。）は、水防管理団体として、那須烏山市の区域内における水防計画を定め、水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 一般住民の義務

市民は、気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第3 水防協議会

1 法第34条第1項の規定に基づき、市水防協議会を設置する。市水防協議会委員の構成員は、付録1（P47～P48）のとおりとする。

2 法第34条第5項の規定に基づく市水防協議会設置及び運営条例は、付録2（P49～P51）のとおりである。

第4 タイムライン（防災行動計画）の策定

市は大規模な水災害による被害を最小化するため、水災害が発生した場合に実施すべき対策をより具体化して取り組むことができるよう、時間軸に沿ったタイムライン（防災行動計画）を策定し、「いつ」、「だれが」、「何をするか」をあらかじめ明確にしておくものとする。タイムラインは、付録3（P52）のとおりである。

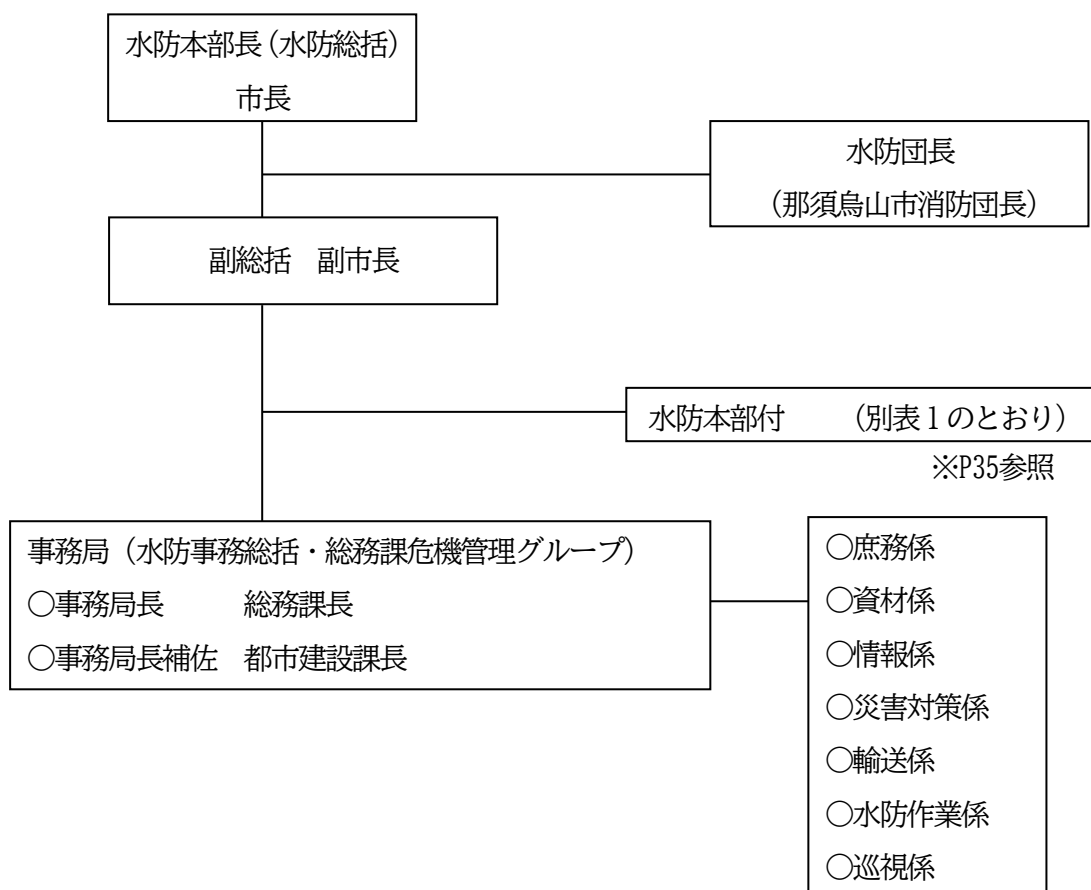
第2章 水防組織

第1 本市の水防組織

1 水防本部の設置及び事務

- (1) 法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、水防に関する予報及び警報が発せられたとき、又は水防管理者である市長が水防本部を設置する必要があると認めたときは、市に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の事務局を総務課危機管理グループに置く。水防本部の組織及び事務分担は次のとおりとする。

◆ 水防本部の組織 ◆



水防事務総括

- 水防計画策定に関すること。
- 水防協議会に関すること。
- 水防団の総括、指導及び配備に関すること。
- 関係機関との連絡並びに広報に関すること。
- 警察、自衛隊、その他関係機関の応援要請に関すること。
- 全般の状況を把握し予報、警報、対策を立案すること。

- 水防法の普及に関すること。
- その他、水防事務の総括に関すること。

庶務係

- 水防団の庶務に関すること。
- 水防経費に関すること。
- 被害状況の報告に関すること。
- 決壊通報の受理報告に関すること。
- 水害通報の受理報告に関すること。
- その他、各係に定めていない事項に関すること。

資材係

- 備蓄資材の連絡調整に関すること。
- 水防資材の入手、確保、斡旋に関すること。

情報係

- 関係機関、庁内、現地指導班との情報連絡に関すること。
- 雨量、水位、流量等、水防資料の収集に関すること。
- 水防発令、避難命令に関すること。
- ダム放流の情報連絡に関すること。
- その他、情報収集に関すること。

災害対策係

- 公共施設等の被害状況の把握及びその対策に関すること。
- 異常気象時における道路交通の危険予防対策に関すること。

輸送係

- 水防資材の輸送及び輸送手段の確保に関すること。
- 被害者、負傷者等の救助、救援輸送に関すること。

水防作業係

- 水防作業の指導及び水防資材の調整に関すること。
- 危険箇所等の連絡事項に関すること。
- 決壊箇所等の応援措置に関すること。
- 水防工事等復旧に関すること。
- 水防団の現地活動の支援に関すること。

巡視係

- 河川等の堤防、量水標の巡視に関すること。
- 危険箇所の連絡調整に関すること。

2 水防団の配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を水防の配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報又は、水防指令の通知を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

3 水防団の出動

水防団の出動は、第11章第2（P21～）によるものとする。

第3章 監視・警戒及び重要水防箇所

第1 水位及び量水標の監視

1 本市における国・県の指定（管理）する量水標は次のとおりである。

観測所	設置別	河川名	所在地	基準水位（単位：m）			
				水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
小口	国	那珂川	那珂川岡小口	4.00	5.00	5.00	5.50
川堀	国	那珂川	小原沢	—	—	—	—
連城橋	県	荒川	さくら市喜連川	1.20	1.50	2.00	2.50
森田	県	荒川	高瀬	—	—	—	—
荒川橋	県	荒川	市貝町竹内	2.50	3.00	—	—
佐久山	県	箒川	大田原市佐久山	1.90	2.50	3.50	4.00

※ 水防管理者が指定している量水標

観測所	設置別	河川名	所在地	基準水位（単位：m）		看守人等
				水防団待機水位	はん濫注意水位	
興野大橋	市	那珂川	興野	3.50	4.00	那須烏山消防署
新荒川橋	市	荒川	岩子	2.50	3.00	

2 量水標の水位については、栃木県防災行政ネットワークと消防署からの通報により水防管理者が水防団長等へ通報を行う。

3 国・県が設置している危機管理型水位計は次の通りである。

観測所	設置別	河川名	所在地	水位（単位：m）		
				観測開始水位	危険水位	氾濫発生水位
那珂川右岸77.5k+150m	国	那珂川	大桶	-3.14	-1.80	0.00
那珂川左岸75.5k+60m	国	那珂川	那珂川町松野	-4.55	-1.30	0.00
那珂川左岸73.5k+20m	国	那珂川	那珂川町富山	-3.04	-1.73	0.00
那珂川右岸68.5k+20m	国	那珂川	興野	-3.00	-1.42	0.00
那珂川右岸65.0k	国	那珂川	宮原	-1.26	-0.01	0.00
那珂川左岸64.5k	国	那珂川	上境	-3.91	-0.85	0.00
那珂川右岸61.5k+70m	国	那珂川	野上	-3.01	-1.38	0.00
那珂川左岸61.0k+110m	国	那珂川	下境	-4.20	-3.05	0.00
那珂川左岸59.5k+410m	国	那珂川	下境	-2.15	-0.01	0.00
那珂川右岸55.0k+250m	国	那珂川	小原沢	-4.23	-0.49	0.00
三箇橋	県	荒川	三箇	-3.00	-1.50	0.00

観測所	設置別	河川名	所在地	水位 (単位：m)		
				観測開始 水 位	観測開始 水 位	観測開始 水 位
新荒川橋	県	荒 川	岩子	-1.20	-0.70	0.00
荒川左岸	国	荒 川	落合	-2.01	—	0.00
向田橋	県	荒 川	向田	-3.40	-2.00	0.00
江川橋	県	江 川	月次	-2.20	-1.10	0.00
新橋	県	江 川	向田	-2.20	-1.10	0.00

第2 監視、警戒

水防管理者は、県及び宇都宮地方気象台から大雨に関する気象情報の通知を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員をして堤防等の巡視にあたらせるものとする。

1 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

- (1) 堤防の溢水状況
- (2) 表法の水当りの強い場所の亀裂又は崩壊
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 裏法の漏水、亀裂及び崩壊
- (5) 樋門の両袖、又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、速やかに関係方面に通報するものとする。

第3 報告

洪水等に際し、水防管理者は水防機関が出動したとき、又は、水防作業を開始したとき、若しくは堤防等の異常を発見したときは、決壊時の処置に準じ、法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に、通報するものとする。

第4 重要水防箇所

水防管理者は、はん濫警戒情報等（水防警報等）の通知を受けたとき直ちに、水防団長（消防団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川・堤防等の巡視を行うように指示するものとし、巡視区域及び責任者を次のとおり定める。

（水防巡視・受持ち区域及び責任者等）

河川名	巡視区域	図面番号	延 長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
那珂川	大 桶	那右78-1※	1,307m※	4-5部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
		那右77-1	20m			
		那右77-2	493m			
		那右77-3	620m			
		那右76-1※	156m※			
		那右75-1※	730m※			
		那右75-2※	579m※			

河川名	巡視区域	図面番号	延 長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
那珂川	谷 浅 見	那右76-1※ 那右75-1※ 那右75-2※ 那右74-1 那右73-1 那右72-1	156m※ 730m※ 579m※ 540m 1,200m 130m	4-4部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	興 野	那左72-1 那左70-1 那左70-2 那左68-1	620m 480m 1,250m 410m	4-1部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	滝 田	那右70-1 那右70-2 那右70-3 那右69-1 那右68-1※	80m 50m 550m 640m 744m※	4-2部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	表	那右68-1※ 那右68-2	744m※ 240m	1-1部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	大 沢	那左66-1※ 那左66-2	100m※ 1箇所	3-7部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	宮 原	那右67-1 那右67-2 那右66-1 那右66-2 那右66-3※	475m 410m 120m 1箇所 3,545m※	3-1部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	旭2丁目	那右66-3※	3,545m※	1-3部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	初 音	那右66-3※	3,545m※	1-3部長 1-5部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	野 上	那右66-3※ 那右62-1 那右62-2 那右61-1※	3,545m※ 525m 1箇所 1,270m※	2-2部長	消防車庫	向田消防車庫
那珂川	向 田	那右61-1※	1,270m※	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫
那珂川	上 境	那左66-1※ 那左64-1※	100m※ 3,320m※	3-2部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	下 境	那左64-1※ 那左60-1※	3,320m※ 1,230m※	3-3部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	小 原 沢	那左60-1※ 那左57-1	1,230m※ 200m	3-3部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
荒 川	三 箇 田 藤 田	烏山1（左右）	1,850m	5-2部長 5-1部長	消防車庫 消防車庫	南那須水防倉庫 南那須水防倉庫
荒 川	藤 田 小 倉 南大和久 岩 子	烏山2（左右）	4,400m	5-1部長 7-2部長 7-1部長 7-3部長	消防車庫 消防車庫 消防車庫 消防車庫	南那須水防倉庫 南那須水防倉庫 南那須水防倉庫 南那須水防倉庫
荒 川	森 田 向 田 落 合	烏山3（左右）	3,410m	8-1部長 2-3部長	消防車庫 消防車庫	南那須水防倉庫 向田消防車庫

河川名	巡視区域	図面番号	延 長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
江 川	野 上	烏山4（左右）	1,000m	2-2部長	消防車庫	向田消防車庫
江 川	向 田	烏山5（左右）	260m	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫

（注意） 水防巡視を行う時の人員は4名程度とする。

※印は、他自治体や他の大字と重複する箇所となる。

出典元：「那珂川」に関しては、『令和5年度 国土交通省常陸河川国道事務所那珂川洪水対策計画書（久慈川・那珂川）』より

出典元：「荒川」及び「江川」に関しては、『令和5年度 烏山土木事務所主催 重要水防箇所巡回結果』より

第4 個別対応箇所

重要水防箇所以外に個別対応が必要な箇所は次のとおりである。

河川名	対応箇所	大 字	巡視責任者
那珂川	右岸77.0k	大桶	4-5部長
那珂川	左岸68.5k	興野	4-1部長
那珂川	右岸64.5k	初音	1-3部長 1-5部長
那珂川	左岸59.5k	下境	3-3部長

第4章 水門の操作

第1 水門、堰の操作

水防上重要な水門・堰については、水防管理者はあらかじめ関係する国土交通省河川事務所長、県土木事務所長、水門の管理者とその操作準、連絡方法について協議しておくものとする。

なお、主要水門・堰等の位置、諸元は、下表のとおりである。水門の操作要領は次のとおりとする。

- 1 県及び水防管理団体の水門にあらかじめ操作員を定めて置くものとする。
- 2 操作員は異常気象時はもとより、平素から工作物の点検を心得、出水等の操作に支障ないようにしておくものとする。
- 3 管理者は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとると共にその状況を速やかに所管土木事務所に通知するものとする。
- 4 門扉の開閉等の具体的な操作要領は所管事務所とあらかじめ協議しておくものとする。

河川名	名称	所在地	管理者
那珂川	谷浅見西坪揚水機場（取水口）	谷浅見	許可書個人名
那珂川	東原揚水機場（取水口）	興野	現在未使用
那珂川	森東揚水機場（取水口）	興野	許可書個人名
那珂川	森西揚水機場（取水口）	興野	現在未使用
那珂川	金場揚水機場（取水口）	興野	許可書個人名
那珂川	八ヶ平揚水機場（取水口）	中山	八ヶ平揚水組合
那珂川	入滝田機場	滝田	許可書個人名
那珂川	後田子揚水機場（取水口）	興野	許可書個人名
那珂川	田子沢揚水機場	興野	現在未使用
那珂川	興野機械揚水機場（取水口）	興野	烏山土地改良区
那珂川	興野揚水機場	興野	烏山土地改良区
那珂川	小口揚水機場（取水口）	興野	許可書個人名
那珂川	城東第一排水樋管	城東	那須烏山市
那珂川	興野下川原機械揚水組合機場（取水口）	興野	興野下川原機械揚水組合
那珂川	表排水樋管	城東	那須烏山市
那珂川	堀抜用水樋管	旭2丁目	堀抜土地改良区
那珂川	堀抜揚水堰	興野／旭2丁目	堀抜土地改良区
那珂川	宮原揚水機場（取水口）	宮原	宮原揚水組合
那珂川	宮原排水樋管	宮原	常陸河川国道事務所
那珂川	境用水樋管	上境	境土地改良区

河川名	名称	所在地	管理者
那珂川	境用水堰	宮原	境土地改良区
那珂川	上境三ツ木機場（取水口）	上境	向田中河原用水組合
那珂川	三ツ木機場（取水口）	上境	許可書個人名
那珂川	和久揚水機場（取水口）	上境	許可書個人名
那珂川	上境和久機場（取水口）	上境	許可書個人名
那珂川	上境入の坪機場（取水口）	上境	許可書個人名
那珂川	向田堰	初音	向田中河原用水組合
那珂川	堀抜第二排水樋管	初音	堀抜土地改良区
那珂川	堀抜第一排水樋管	旭1丁目	堀抜土地改良区
那珂川	平井河原機械揚水（取水口）	下境	許可書個人名
那珂川	宿平機械揚水（取水口）	下境	宿平機械揚水組合
那珂川	恵比寿岩場揚水機場（取水口）	下境	恵比寿岩開田組合
那珂川	石原下揚水機場（取水口）	下境	石原下土地改良組合
那珂川	中河原機械揚水（取水口）	下境	中河原機械揚水組合
荒川	三箇下河原堰	三箇	南那須土地改良区
荒川	滝上堰	藤田	滝下原用水組合
荒川	大和久堰	南大和久	南大和久水利組合
荒川	森田頭首工	森田	芳賀台地土地改良区
荒川	落合下川原堰	落合	落合下川原用水組合
荒川	向田前河原堰	向田	向田前河原用水組合
荒川	烏山江川樋門	向田	常陸河川国道事務所
荒川	向田排水樋管	向田	常陸河川国道事務所

第5章 水防に関する器具資材及び設備の運用並びに輸送

第1 器具・資材及び設備の整備

水防管理者は、河川の状況、堤防護岸の状況及び過去における水害の状況等を勘案して水防倉庫を設置し、市の実情に即応した水防器具及び資材を次の基準により準備し、洪水時における十分な水防活動を期するものとする。

(水防管理団体水防倉庫備蓄基準)

資機材名		単位	数量	資機材名		単位	数量
器 具	掛け矢	丁	5	器 具	土のう袋	袋	500
	のこぎり	//	5		シート類	枚	100
	つるはし	//	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	//	20		鉄線	kg	50
	なた	//	5		ロープ等	//	50
	ペンチ	//	3		竹	//	15
	かま	//	5		—	—	—

第2 水防資材状況及び流通体制

1 本市における水防資材の備蓄状況は次のとおりである。

備蓄場所 水防資材	消 防 本 部	那 須 烏 山 市 水 防 倉 庫	向 田 水 防 倉 庫 (消 防 車 庫)	南 那 須 水 防 倉 庫	計
お の	2			2	4
スコップ	19	40	4	50	123
つるはし	1				1
唐ぐわ		1			1
な た	1	1		10	12
掛け矢	5	6	4	17	32
投光器	5	2			9
のこぎり	1		1		5
か ま	2				2
鉄 線				100	100
ペンチ				5	5
カッター				3	3
杭				150	150
土のう袋	100	4,000	900		5,000
救命胴衣	20	20		30	70
一輪車	2	2			4
保管責任者	消防署長	水防団長	水防団長	水防団長	—

※ 備蓄場所所在地 消防本部：神長880-1

那須烏山市水防倉庫：中央1-18地内（市役所烏山庁舎職員駐車場西側）

向田水防倉庫（消防車庫）：向田2187（旧向田小学校北側）

南那須水防倉庫：岩子6-1（南那須公民館南）

※ 土のう積用の砂については、旧向田小学校・すくすく保育園庭・烏山庁舎職員駐車場・興野集会所・小倉公民館・旧境保育所・旧宮原児童館に備蓄してあるが、各学校の砂場の砂を利用することも可能である。この場合は、水防団事務局（総務課危機管理G）へ前もって連絡してから使用すること。

※ 国土交通省常陸河川国道事務所において緊急時使用可能資材として、那珂川町小川の三川又頭首工付近に根固めの3 t

ブロックを370個、土砂を14,900m³備蓄している。

- 2 水防管理者は、資器材を常に緊急事態に即応できるよう点検整備しておかなければならない。
また、上記以外の水防資器材及び不足を生じる資器材については、有事の際の調達を円滑にできるよう、あらかじめ流通体制を整備しておくものとする。
- 3 水防作業により、備蓄資器材等に不足が生じた場合は、国土交通省常陸河川国道事務所那珂川上流出張所長又は烏山土木事務所長に要請するものとする。

第2 輸 送

- 1 水防管理団体は水防資材、器具等の輸送のため、トラック等の配備に留意し必要に応じ緊急輸送にあたるものとする。
- 2 運搬車両の不足を生じ、緊急やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関の確保に努力するものとする。

第6章 通信連絡

第1 通信の優先使用

法第27条第2項の規定により、水防管理者又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために加入電話を利用し、必要あるときは警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。水防関係先の電話番号は別表2（P37）のとおりである。

第2 県内関係機関との連絡

洪水時等及び水防警報時における県内の関係機関との緊急通信には、栃木県防災行政ネットワークを使用することとする。（※栃木県防災行政ネットワーク電話番号簿参照）

第3 市防災行政無線（同報系）と防災情報伝達システムによる緊急一斉連絡

南那須地区においては、洪水予報や水防警報発令により洪水等の被害が予想される場合は、緊急一斉連絡用として、市防災行政無線（同報系）通信施設を使用する。また、防災Infoなすからすやま、防災・行政情報メール、サイレン、エリアメール・緊急速報メール、とちぎテレビデータ放送等を活用して水防団・消防機関・市民へ連絡・周知を行うものとする。

第4 通信の確保

- 1 水防管理者は通信施設の故障により、使用（利用）することが不可能な場合は、消防車両積載簡易無線の使用や自動車等を利用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
- 2 水防管理者は、停電、その他の事故により災害情報の通報又は聴取に支障があった場合は、あらゆる手段を講じて関係機関と連絡をとりながら情報の収集に努め、水防対策に万全を期するものとする。

第7章 気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報

第1 予報・警報等及び発表基準

宇都宮地方気象台が行う水防に係る予報・警報及び発表基準は次のとおりである。注意報・警報は、平成22年5月27日13時から市町村単位で発表が開始された。ただし、従来の二次細分区域である「日光地域」「那須地域」「南西部」「県央部」「南東部」を「市町等をまとめた地域」として発表される場合もあり、その場合、那須烏山市は「南東部」に属する。

また、平成25年8月30日からこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表する運用が開始された。

更に、平成30年12月に内閣府中央防災会議WGより「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」が公表された結果、令和元年度の出水期より、住民の行動を支援する具体的な方策として、防災気象情報が5段階の警戒レベルにより提供されることとなった。

分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
	府県気象情報	警報、注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警報、注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に半日程度前から「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。	—
	早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を [高]、[中] の2段階で発表される。 ▷高：警報級の現象の可能性が高い。 ▷中：警報級の現象の可能性が高くないが一定程度認められる。	警戒レベル1 (大雨に関する)
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 ▷ 表面雨量指数基準：11、土壌雨量指数基準：100	警戒レベル2 (夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3相当)
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ▷ 流域雨量指数基準：小貝川流域=3.3、江川流域=15.6 ▷ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：那珂川流域=（5、57.4）、荒川流域=（9、17）、江川流域=（5、11.6） ▷ 指定河川洪水予報：那珂川 [小口]、荒川 [連城橋]	警戒レベル2
警 報	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 ▷ 表面雨量指数基準（浸水害）：21 ▷ 土壌雨量指数基準（土砂災害）：137	警戒レベル3相当 (大雨警報（土砂災害）のみ)

分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
警 報	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ▷ 流域雨量指数基準：小貝川流域=4、江川流域=19.5 ▷ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：荒川流域=（10、23.4） ▷ 指定河川洪水予報：那珂川〔小口〕、荒川〔連城橋〕	警戒レベル3相当
特 別 警 報	大雨特別 警 報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。 ▷ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される市町村等 ▷ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される市町村等 ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現 ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現	警戒レベル5相当
キキクル (危険度分布)	土砂キキクル 注意（黄）	—	警戒レベル2相当
	土砂キキクル 警戒（赤）	高齢者等避難発令の目安となる。	警戒レベル3相当
	土砂キキクル 危険（紫）	避難指示発令の目安となる。	警戒レベル4相当
	土砂キキクル 災害切迫（黒）	緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当
	浸水キキクル 注意（黄）	—	—
	浸水キキクル 警戒（赤）	—	—
	浸水キキクル 危険（紫）	—	—
	浸水キキクル 災害切迫（黒）	緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当
	洪水キキクル 注意（黄）	—	警戒レベル2相当
	洪水キキクル 警戒（赤）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における高齢者等避難発令の目安となる。	警戒レベル3相当
	洪水キキクル 危険（紫）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における避難指示発令の目安となる。	警戒レベル4相当
	洪水キキクル 災害切迫（黒）	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当

分 類	種 類	発 表 基 準 等	警戒レベル
気 象 情 報	土砂災害 警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる、都県と気象台が共同で発表する情報	警戒レベル4相当
	記録的短時間 大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに発表される。現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量を知らせるために、雨量規準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキルの危険（紫）が出現している場合 ▷ 1時間降水量：110mm	警戒レベル4相当以上 （土砂キキル、洪水キキルのみ）
	顕著な大雨に 関する情報	大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線上の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。	警戒レベル4相当以上
	台風情報	台風に関する情報	—

※ 激しい雨⇒1時間に概ね30mm以上の雨

※ 表面雨量指数⇒短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの

※ 流域雨量指数⇒河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの

※ 土壌雨量指数⇒降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの

※ タンクモデル⇒浸透や流失を考慮したタンクを3つ重ね、降った雨が「地中に浸み込む過程」、「流失過程」をモデル化したもの。解析雨量と降水短時間予報による雨量を基に、5km格子単位で計算する。

※ 危険度分布（キキル）⇒表面雨量指数・流域雨量指数・土壌雨量指数を用いて、気象庁が提供しているサービス。気象庁ホームページ等で確認できる。

第2 伝達系統

気象注意報・警報・特別警報・情報については、栃木県防災行政ネットワークからFAX及び一斉通報により行われる。休日・夜間などの対応については、那須烏山消防署から水防事務担当職員への電話連絡体制を取っている。特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、水防管理者はこれを消防関係機関に通報するとともに、一般市民に対しても防災Infoなすからすやま、防災・行政情報メールエリアメール・緊急速報メール、広報車、一般加入電話及び南那須地区は市防災行政無線（同報系）により周知を図るものとする。

第8章 洪水予報

第1 国土交通大臣・知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

那珂川、荒川、箒川は本市の洪水予報河川として指定されており、基準地点及び基準水位は下記のとおりである。

担当	河川名	基準地点	基準水位 (単位：m)			
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
国	那珂川	那珂川町小口	4.00	5.00	5.00	5.50
県	荒川	さくら市連城橋	1.20	1.50	2.00	2.50
県	箒川	大田原市佐久山	1.90	2.50	3.50	4.00

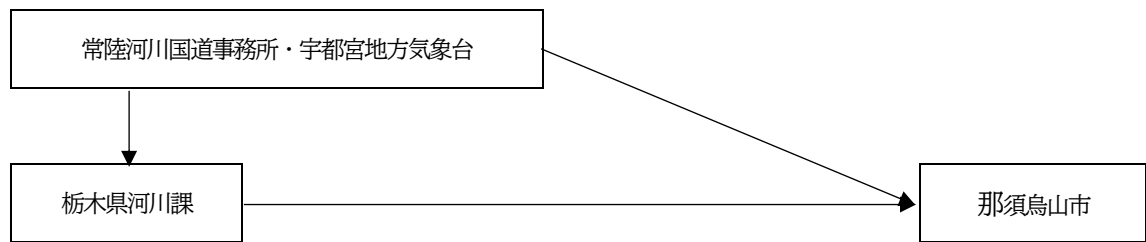
第2 発表の種類と基準

洪水予報の標題 (種類)	発表の基準	水防管理者(市長)及び 住民に求める行動等	警戒レベル
(発表なし)	水防団待機水位(通報水位)に到達し、さらに水位の上昇が予想される時。	▶ 水防団待機	—
〇〇川 はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が予想される時。	▶ 住民は洪水に関する情報に注意 ▶ 水防団出動	警戒レベル2相当
〇〇川 はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が予想される時、又は、はん濫危険水位に達すると見込まれる時。	▶ 水防管理者は、高齢者等避難の発令を判断	警戒レベル3相当
〇〇川 はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位に達したとき。	▶ 水防管理者は、避難指示の発令を判断	警戒レベル4相当
〇〇川 はん濫発生情報	はん濫が発生したとき。	▶ 水防管理者は、緊急安全確保を発令(必ず発令される情報ではない) ▶ 逃げ遅れた住民の救助等 ▶ 新たにはん濫が及び区域の住民の避難誘導	警戒レベル5相当

※ はん濫注意情報の解除は、はん濫注意水位(警戒水位)を下回ったときに発表される。

第3 伝達経路

▣ 那珂川の伝達経路



▣ 荒川・碓川の伝達経路



第9章 水防警報

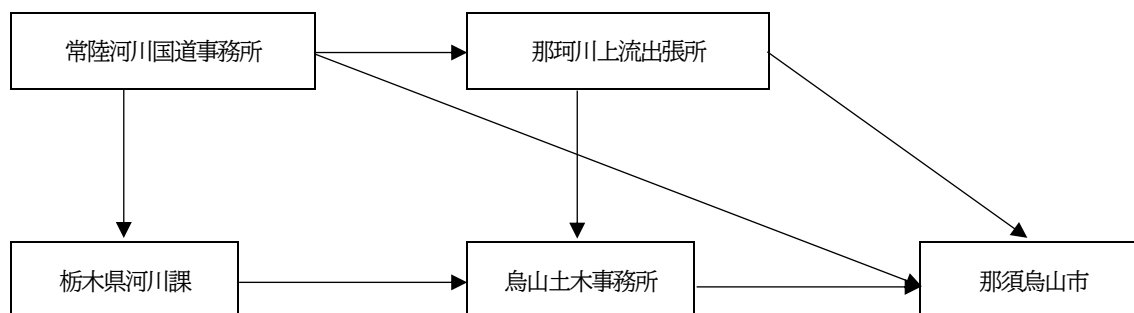
第1 水防警報の種類並びに発表基準

国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は下記のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防団機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動を止めることはできない旨警告するもの	気象注意報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報などにより、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を越える恐れがあるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害の起るおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第2 伝達経路

▣ 那珂川の伝達経路



▣ 荒川・簗川の伝達経路



第10章 観測通報及び公表

第1 雨量の観測通報

水防管理者は、栃木県防災行政ネットワークによる気象及び洪水についての予報及び警報が発表された時は、防災ネットワークの河川水位・雨量情報システムにより雨量、水位を確認するとともに、栃木県庁南那須庁舎に設置している雨量観測所等からデータを収集する。

第2 ダム放流に伴う観察・通報

西荒川ダム、塩原ダム、寺山ダム、東荒川ダムについては、洪水調節等のために放流を行う場合は、矢板土木事務所から直接又は南那須地区広域行政事務組合消防本部を通して通報がある。

深山ダム、板室ダムについては、那須農業振興事務所から那須広域ダム管理支所、南那須地区広域行政事務組合消防本部を通して通報がある。

蛇尾川ダム、八汐ダム、箒川ダム、赤川ダムについては、東京電力HD(株)リニューアブルパワー・カンパニー・那須野事業所から直接又は南那須地区広域行政事務組合消防本部を通して通報がある。

塩田ダムについては、洪水調節等のために放流を行う場合は、矢板市役所から直接又は南那須地区広域行政事務組合消防本部を通して通報がある。特に洪水等が予想される場合には、水防関係機関及び一般市民に対しても周知を図るものとする。

第3 河川水位・雨量情報の公表

国及び県が管理する河川の水位状況及び雨量情報等については、電話やインターネットで検索できる。

◆ とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム

パソコン版URL <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>

携帯電話版URL <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>

◆ 河川情報センター「川の防災情報」

パソコン・スマートフォン版URL <https://www.river.go.jp/index>

◆ 河川情報センター「川の水位情報（危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ）」

パソコン・スマートフォン版URL <https://k.river.go.jp/>

◆ 常陸河川国道事務所テレホンサービス

029-240-4102（雨量・水位情報）

第11章 水防機関の出動

第1 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、直ちに常陸河川国道事務所と烏山土木事務所長に報告するものとする。

- 1 はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- 2 水防団（消防団）が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。
- 4 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）
- 5 城東第一・第二排水樋管の開閉を行ったとき。

第2 非常配備

1 水防管理団体の非常配備

(1) 水防管理団体が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ① 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報または水防指令の通知を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

水防管理者は、水防本部員（水防事務担当者）の非常配備について、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

(3) 水防（消防）機関

① 警戒体制の確立

水防団長（消防団長）は、台風の接近や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合には、水防に関する水防団（消防団）の活動方針を決定するため、必要に応じて水防団（消防団）本部役員を招集するものとする。

② 待機

水防団（消防団）の本部役員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報注意報及び警報が発せられたときに発令する。

③ 準備

河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは水防機関に対し出動準備をさせる。

イ 水防団の部長以下消防団員は、所定の詰所に集合する。

ロ 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画

ハ （排・取）水門の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、地元関係者と連絡調整のうえ水門等の開閉準備を行う。

④ 出動

河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達したとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めたときは、直ちに管下水防団をして、あらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。

イ 注意出動

水防団員の少数が出動して、堤防等の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所等の早期水防等を行う。

ロ 警戒出動

水防団員の一部が出動して水防活動に入る。

ハ 非常出動

水防団員全員が出動して水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が危険度に応じて決定するものとする。

⑤ 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要を認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

2 市の非常配備

水防本部長は、非常事態水防活動の完遂を期するため、必要と認めるときは次のような配備指令を発令する。

(1) 注意配備体制

少数の人員で非常配備体制に入るまでの準備体制で、主として情報の収集及び連絡にあたる。

(2) 警戒配備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに増員、本格的な水防活動体制に入る。

(3) 非常配備体制

非常事態の発生により担当者を動員し、水防活動の必要な事態が発生すれば、直ちに水防活動に入る。なお、動員数については、水防本部長の指示による。

第3 水防作業

1 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長（消防団長）又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防の管理者（以下「河川等の管理者」という）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記による連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うこと等を求めることができるものとする。この際、水防団（消防団）等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、市から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、常陸河川国道事務所と烏山土木事務所長に連絡するとともに、水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第12章に定める決壊時の処置により、通報及びその後の処置を講じなければならない。

- ① 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

2 水防作業

- (1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。
- (2) 水防作業にあたる水防団員は、自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。
- (3) 水防管理者は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。

3 水防作業上の注意事項

- ① 洪水等の水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮しなければならない。
- ② 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待機する場合における待機要領等を家人に伝え、後顧の憂いなくして、一旦出動した場合は命令がなくて部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ③ 作業中は、終始敢闘精神をもって、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

- ④ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人身を動揺させたり、いたずらに水防機関員を疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。
- ⑤ 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大るとき、又は、その前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3減少したとき最も危険）から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

4 水防活動時の安全確保

水防活動に従事する者は、常に自己の安全確保に努め、二次災害のおそれがある前兆現象を発見した場合は、周囲にその旨を知らせるとともに、市民の避難、自隊の退避及び車両の移動を最優先とした活動とすること。

- (1) 最新の防災気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (2) 水防活動は複数人で行う。
- (3) 万が一の河川落下等に備えライフジャケットを着用するとともに、河川に接近した活動が必要な場合は、河川側を背にした活動を行わず、命綱等により落下や転落の防止措置を行う。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団員（消防団員）を随時交代させる。
- (5) 危険箇所での安全監視員の配置や、夜間は照明を積極的に活用する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員（消防団員）の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 危険箇所は、警戒テープ等で全員に危険を周知、又は進入の規制を図る。
- (8) 冠水箇所では側溝や堀等の視認が困難になるため、歩行時等にとび口等を活用して転落転倒の防止を図る。
- (9) 指揮者は水防団員（消防団員）の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を団員等へ周知し、共有する。
- (10) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

5 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 緊急通行時の留意点

- ① 豪雨の際は視界が極端に不良になるため、緊急走行でも焦らず周囲や道路状況に特に注意して走行する。

- ② 冠水した路面では車両の水没の危険性が伴うため、水深の不明な位置では団員を先行させ、水深を確認してから走行する。また、走行が困難なほどの冠水の場合は、無理せず車両を停車させる。
- ③ 山際や崖際等に部署した際は、崖崩れ等に車両が巻き込まれないよう、安全だと思われる位置まで車両を移動させる他、団員を車両に配置させ緊急時に退避できるよう配慮する。
- ④ 河川偵察のためやむを得ず川沿いを走行する際は土手の洗堀等に注意し、むやみに近寄らない。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

6 水防協力団体を指定しての協力体制の構築

大規模な排水対策や応急復旧については水防団のみでは困難であるので、水防協力団体を指定して緊急時の迅速なる資機材の確保と応援体制を構築する。

7 排水ポンプ車の手配

大規模な排水対策等が必要となった時には、常陸河川国道事務所で保有している排水ポンプ車等の借用を手配する。

- ▶ 保有ポンプ車 排水ポンプ車（毎分60t）1台
排水ポンプ車（毎分30t）2台

第4 水防信号

1 水防信号は、次により行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を召集し、河川の警戒に当る。
第2信号	各分団長より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を召集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により、一般市民の出動を求める。
第4信号	洪水等が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があるとき。	警察署に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

2 法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分		警鐘信号	サイレン
第1信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第2信号	水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○○○ ○○○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○○○○ ○○○○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 吹鳴—休止—吹鳴
備 考 1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

第5 公用負担

- 1 法第28条の規定による公用負担の権限を行使するもの、水防管理者又は水防機関の長の身分を示す証明書その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提出しなければならない。

第 号	公 用 負 担 命 令 権 限 証 那須烏山市消防団第 分団長（部長） 氏名 上記の者に○○区域における水防法第28条の権限行使を委任したることを証明する。 令和 年 月 日 水防管理者 那須烏山市長 氏名 印

- 2 法第28条第2項により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的別所有者、管理者又はこれに準じる者に交付しなければならない。

第 号				
公 用 負 担 命 令 票				
負担者住所				
負担者氏名				
物件数量	負担内容（使用	収用	処分）	期間・概要
令和	年	月	日	
水防法第28条の規定により上物件を収用（使用又は処分）する。				
那須烏山市長 氏 名 印				
事務取扱者 職 氏 名 印				

権限行使により損害を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損害を補償するものとする。

第6 警戒区域

- 1 法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。警戒区域の表示は通常縄をもって行い、夜間においては一般に認識できるよう灯火を用い、危険防止のため監視員を配置する
- 2 水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第7 避難のための立退き

- 1 水防管理者は、必要があると認めるときは、水防信号又は広報網その他の方法によって、法第29条の規定による立ち退きを指示することができる。
なお、指示にあたっては、豪雨下の場合防災行政無線は屋内では聞こえないおそれがあることから、消防車庫や消防車両のサイレンの吹鳴も同時に行うこととする。
- 2 水防管理者は、あらかじめ避難計画をたて、立退き経路及び避難場所を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。市内の避難場所は、別表3（P38～P43）のとおりである。
- 3 水防管理者が立ち退きを指示した時は、那須烏山警察署長にその旨を通知しなければならない。

第8 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長（消防団長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、

直ちに関係機関・団体に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供する。

第9 水防解除

水防管理者は、水防警報解除のあったとき、又は、河川水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに常陸河川国道事務所長、烏山土木事務所長にその旨を報告するものとする。

第12章 決壊時の処置

第1 通報処置

堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者は法第25条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供する。

河川管理者は自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておく。

第2 決壊後の処置

水防管理団体においては、常陸河川国道事務所、烏山土木事務所、その他の必要な機関に決壊の状況と処置について連絡するものとする。また、決壊後といえどもできる限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

第13章 協力応援

第1 警察官の援助要請

- 1 水防管理者は、水防に関する警察官の援助協力に関して、必要な事項をあらかじめ那須烏山警察署と協議しておくものとする。
- 2 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定に基づき那須烏山警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第2 水防管理団体の協力応援

- 1 市は水防に関する水防機関の相互援助協力に関して必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。
- 2 市町水防機関の相互援助協力について、法第23条第1項の規定に基づき市町の水防管理者または水防団長が他の市町の水防管理者から応援を求められるときはもとより、その他の場合においても相互に応援する外、水防資材等についても、当該市町において調達することの不可能な資材について、つとめて共用の便を図るものとする。
- 3 前号の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄の下につとめて隊組織をもって行動するものとする。
- 4 応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合には、常陸河川国道事務所長、烏山土木事務所長に調整を要請するものとする。

第3 自衛隊の派遣要請

1 派遣要請の手続き

市は、水害の派遣に関し、自衛隊の援助協力を求めるときは、栃木県知事に次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭をもって県に要請し、事後所定の手続きを速やかに文書をもって措置する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣部隊に希望する活動区域及び活動内容
- (4) その他参考事項

2 受け入れ体制の整備等

市は、自衛隊の水害派遣部隊が円滑に活動できるよう、資材の準備、宿舎の斡旋等、受け入れ体制の整備に努めるものとする。また、災害派遣活動に要した経費は、市が負担するものとする。

第14章 水防報告

第1 報告

水防管理者は、洪水により被害が生じた場合は、概ね次の方法により烏山土木事務所を経由して栃木県知事に報告するものとする。

1 概況報告

さしあたり、水害発生の日時、場所、人の被害、家屋田畑の被害の状況等、必要な事項を電話で報告するとともに、特に水防資材等の救援を要する場合はその旨併せて連絡すること。

2 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、中間報告を電話で報告するとともに書面をもって報告すること。ただし、死者、重傷者及び集団被害（概ね50戸以上）又は特異な被害状況については、一般報告に優先して、概ね次の事項を報告すること。

- (1) 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、氏名、要保護の別（保護の要否）その他参考事項
- (2) 集団被害について、その概況とその対策の概況

3 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式に準じて報告すること。水防が終結した時は、水防管理者は、土木事務所を経由して栃木県知事に報告するものとする。

第2 水防報告書

水防管理者は、水防が終結した時は、栃木県知事へ土木事務所経由により水防活動実施報告書を提出するものとする。

第15章 水防訓練の実施

第1 水防訓練

- 1 市は、水防団及び水防関係機関の協力を得て、法第32条の2の規定に基づき、洪水時等の水防活動を迅速、かつ円滑に実施するため、水防訓練を実施するものとする。
- 2 水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を烏山土木事務所経由のうえ、栃木県知事あて報告するものとする。

実施する場合

- ① 月日時 ② 場所 ③ 河川名 ④ 主催 ⑤ 実施予定工法

実施した場合

- ① 月日時 ② 場所 ③ 河川名 ④ 実施工法 ⑤ 参加人員
⑥ 使用資材・数量 ⑦ 使用資材見積書

第2 水防に関する普及啓発

市は、市民一般に対し、水防訓練、水防行事等を開催し、水防に関する知識の向上、普及啓発に努めるものとする。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第1 洪水対応

1 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び栃木県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

② 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

③ 大規模な工場その他の施設（①又は②に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(4) その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水ハザードマップ

市は洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含んでいるため、市長は、市地域防災計画において定められた上記2(1)(2)(3)(4)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（同法第4条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じる。

4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、

浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、市中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知する。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行う。

5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、市地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

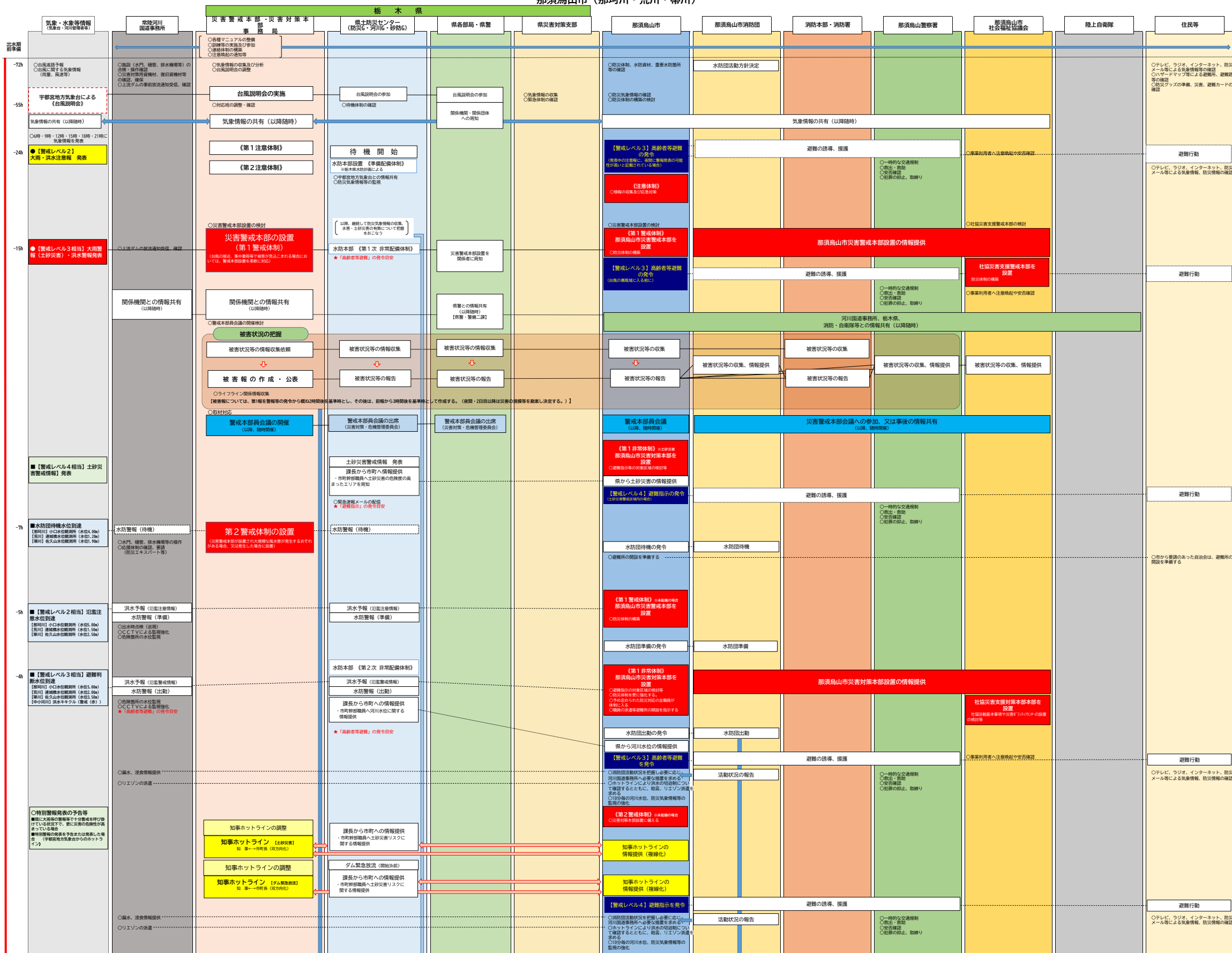
市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

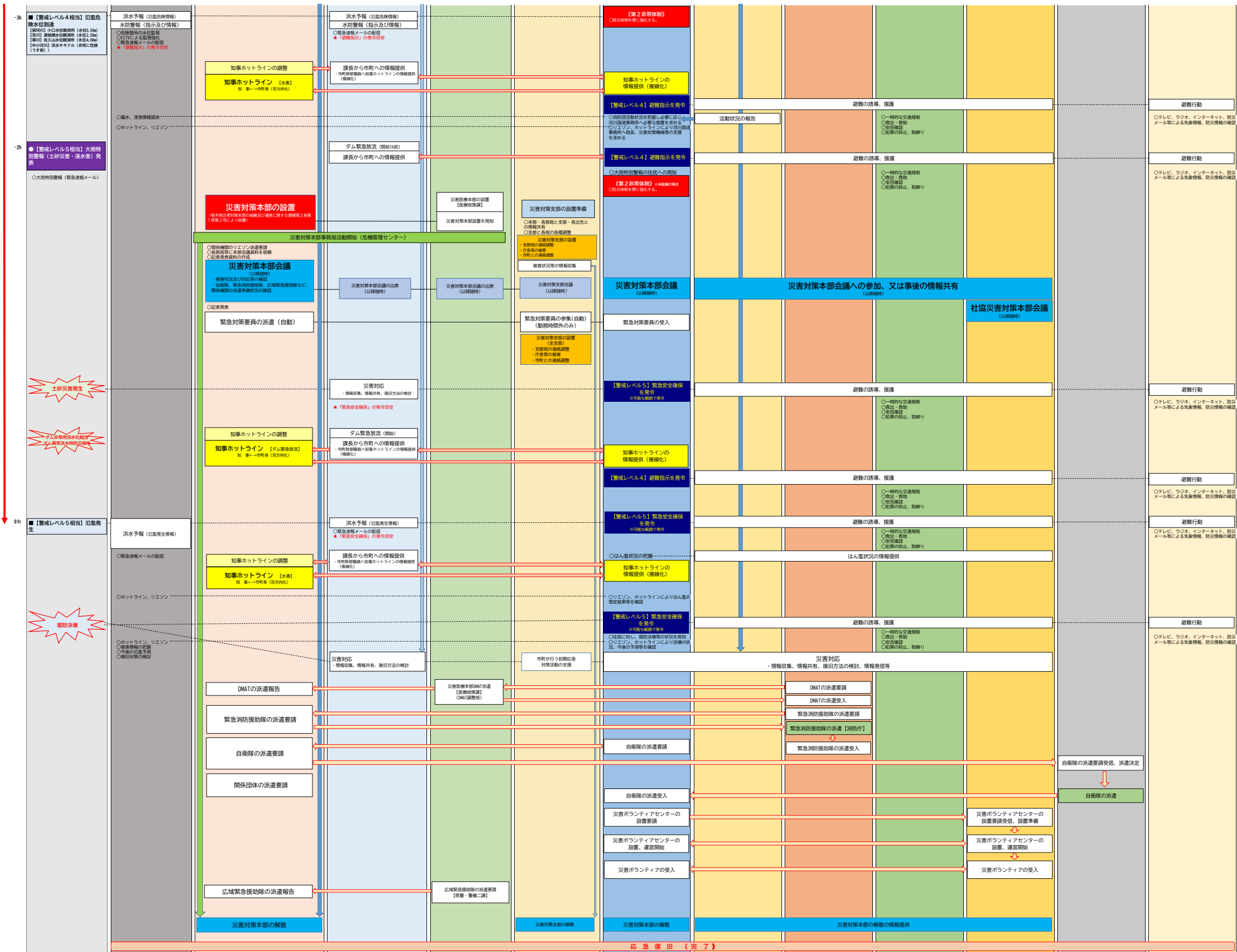
7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

那須烏山市（那珂川・荒川・箒川）





※ 時間軸については、「令和元年東日本台風」の際の時間経過を参考に作成。時間軸や災害対策本部の設置、本部会議の開催等については、災害の規模、発生時間等により対応が異なることから、弾力的に運用する。